

2011年版 政府開發援助(ODA)
参考資料集

外務省 国際協力局

目次

第1章 日本の政府開発援助(ODA) 予算	1
図表1 政府開発援助予算(当初予算)の推移	1
第2章 日本の政府開発援助(ODA) 実績	2
■ 第1節 二国間ODAの地域別配分	
図表2 二国間ODAの地域別配分の推移	2
■ 第2節 主要分野・課題別実績	3
図表3 教育分野における援助実績	3
図表4 保健医療分野における援助実績	4
図表5 水と衛生分野における援助実績	5
図表6 運輸分野における援助実績	6
図表7 通信分野における援助実績	7
図表8 エネルギー分野における援助実績	8
図表9 農林水産分野における援助実績	9
図表10 環境分野における援助実績	10
図表11 防災・災害復興分野における援助実績	11
図表12 ジェンダー平等案件の援助実績	12
図表13 麻薬対策における援助実績(2010年度)	13
図表14 平和構築分野における援助実績	14
図表15 対人地雷問題に関連する援助実績(2010年度)	15
■ 第3節 無償資金協力	17
1. 実績	17
図表16 無償資金協力地域別配分	17
図表17 無償資金協力の10大供与相手国の推移	18
図表18 無償資金協力地域別割合	18
図表19 プロジェクト型無償資金協力の分野別割合	19
図表20 プロジェクト型無償資金協力	19
図表21 プロジェクト型無償資金協力地域別実績	19
図表22 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績	19
図表23 一般プロジェクト無償資金協力等のLDCs等への配分実績	19
2. 事業の概要	21
① 一般プロジェクト無償	21
② コミュニティ開発支援無償	21

③ ノン・プロジェクト無償	22
④ 紛争予防・平和構築無償	23
⑤ 草の根・人間の安全保障無償	24
⑥ 日本NGO連携無償	25
⑦ 防災・災害復興支援無償	26
⑧ テロ対策等治安無償	27
⑨ 環境・気候変動対策無償	27
⑩ 貧困削減戦略支援無償	28
⑪ 人材育成支援無償	29
⑫ 水産無償	30
⑬ 文化無償	30
⑭ 緊急無償	31
⑮ 食糧援助(KR)	32
⑯ 貧困農民支援(2KR)	33
■第4節 技術協力	35
1. 実績	35
図表24 政府全体の技術協力の地域・形態別実績(2010年)	35
図表25 開発計画調査型技術協力の地域別実績	35
図表26 開発計画調査型技術協力の分野別実績	35
図表27 技術協力の地域・形態別実績(JICA実績)	36
図表28 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA実績)	37
2. 事業の概要	38
① 研修員受入事業	38
② 青年研修事業	39
③ 技術協力プロジェクト	40
④ 技術協力専門家派遣	43
⑤ 青年海外協力隊派遣事業	47
⑥ シニア海外ボランティア派遣事業	48
⑦ 開発計画調査型技術協力(開発調査)事業	50
⑧ 国民参加協力推進事業	51
⑨ 留学生交流の推進事業	53
⑩ 海外開発計画調査事業	54
⑪ 経済産業人材育成支援事業(研修事業)	55
⑫ 経済産業人材育成支援事業(専門家派遣事業)	56

⑬ 研究協力推進事業	56
⑭ 共同資源開発基礎調査事業	57
⑮ 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業	58
■ 第5節 国際緊急援助	59
主な事業概要と実績	59
災害援助等協力事業(国際緊急援助)	59
■ 第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援	61
1. 実績	61
図表29 2010年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力	61
図表30 NGO事業補助金事業実績(団体別)	65
図表31 各省庁のNGO関連事業概要と実績	66
2. 事業の概要	67
国際開発協力関係民間公益団体補助金(NGO事業補助金)	67
■ 第7節 有償資金協力	68
1. 実績	68
図表32 円借款の調達条件の推移	68
図表33 円借款供与実績の推移(債務救済を除く)	68
図表34 2010年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国	68
図表35 2010年度円借款供与額上位10か国	68
図表36 円借款実績	69
2. 事業の概要	71
① 円借款	71
② 海外投融資	73
■ 第8節 協力準備調査の実績と概要	74
■ 第9節 主な国際機関の概要	75
1. 国連機関	75
① 国際連合(UN)	75
② 国連食糧農業機関(FAO)	76
③ 国連世界食糧計画(WFP)	78

④ 国連教育科学文化機関(UNESCO)	80
⑤ 国連工業開発機関(UNIDO)	82
⑥ 国連児童基金(UNICEF)	83
⑦ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	85
⑧ 国連人口基金(UNFPA)	86
⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	88
⑩ 国連環境計画(UNEP)	89
⑪ 国連開発計画(UNDP)	91
⑫ 世界保健機関(WHO)	93
⑬ 国連大学(UNU)	95
⑭ 国際労働機関(ILO)	96
⑮ 国際原子力機関(IAEA)	98
⑯ 国連薬物犯罪事務所(UNODC)	99
⑰ 国際農業開発基金(IFAD)	101
⑱ 国連合同エイズ計画(UNAIDS)	102
⑲ 国連ボランティア計画(UNV)	104
⑳ 国連人間居住計画(UN-HABITAT)	106
2. 国際開発金融機関	108
① 国際復興開発銀行(IBRD)および国際開発協会(IDA)	108
② 国際通貨基金(IMF)	109
③ アジア開発銀行(ADB)	111
④ アフリカ開発銀行(AfDB)およびアフリカ開発基金(AfDF)	112
⑤ 米州開発銀行(IDB)	114
⑥ 欧州復興開発銀行(EBRD)	115
3. その他の国際機関等	117
① 国際移住機関(IOM)	117
② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金	118
③ 赤十字国際委員会(ICRC)	120
④ 地球環境ファシリティ(GEF)	121
⑤ 国際農業研究協議グループ(CGIAR)	122
⑥ 国際獣疫事務局(OIE)	123
⑦ 国際熱帯木材機関(ITTO)	125
⑧ アジア生産性機構(APO)	126

第3章 諸外国の政府開発援助 (ODA)	129
■ 第1節 DAC諸国のODA実績	129
図表37 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2009年)	129
■ 第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要	130
① 米国	130
② 英国	134
③ フランス	137
④ ドイツ	141
⑤ オランダ	144
⑥ スペイン	147
⑦ カナダ	151
⑧ ノルウェー	154
⑨ スウェーデン	157
⑩ オーストラリア	160
⑪ イタリア	163
⑫ ベルギー	165
⑬ デンマーク	168
⑭ スイス	171
⑮ フィンランド	174
⑯ オーストリア	176
⑰ 韓国	178
⑱ アイルランド	181
⑲ ポルトガル	184
⑳ ギリシャ	187
㉑ ルクセンブルク	190
㉒ ニュージーランド	192
㉓ EU(欧州連合)	195
㉔ 中国	198
㉕ インド	200
㉖ ブラジル	203
㉗ 南アフリカ共和国	205
㉘ ロシア	206
㉙ サウジアラビア	208
㉚ トルコ	209
㉛ タイ	211

第1章

日本の政府開発援助(O DA) 予算

図表1 政府開発援助予算(当初予算)の推移

(支出純額ベース、単位:億円、%)

区分	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計
I. 贈与	7,700 (▲4.5)	6,303 (▲4.1)	7,649 (▲0.7)	6,118 (▲2.9)	8,442 (10.4)	5,939 (▲2.9)	6,317 (▲25.2)	5,703 (▲4.0)	7,301 (15.6)	5,507 (▲3.4)	8,747 (198)	5,449 (▲1.1)	8,649 (▲1.1)	5,143 (▲5.6)	8,282 (▲4.2)	5,083 (▲1.2)
1. 二国間贈与	5,295 (▲5.3)	5,279 (▲3.6)	5,189 (▲2.0)	5,173 (▲2.0)	5,045 (▲2.8)	5,030 (▲2.8)	4,845 (▲4.0)	4,831 (▲4.0)	5,000 (3.2)	4,674 (▲3.3)	5,142 (2.9)	4,607 (▲1.4)	4,816 (▲6.4)	4,254 (▲7.7)	4,779 (▲0.8)	4,103 (▲3.5)
(1) 経済開発等援助	1,667	1,667	1,765	1,765	1,682	1,682	1,636	1,636	1,588	1,608	1,608	1,608	1,542	1,542	1,519	1,519
(2) 食糧増産援助	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 食糧援助(KR)	104	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 技術協力等	3,134	3,118	3,104	3,087	3,015	3,000	2,984	2,970	3,253	2,927	3,440	2,904	3,258	2,697	3,244	2,569
(5) 国際協力機構交付金 (有償資金協力部門)	300	300	300	300	300	300	200	200	135	135	70	70	-	-	-	-
(6) その他	40	40	20	20	48	48	25	25	24	24	24	24	16	16	16	16
2. 国際機関への出資・拠出	2,405 (▲3.0)	1,023 (▲6.9)	2,460 (2.3)	945 (▲7.6)	3,396 (38.1)	909 (▲3.9)	1,471 (▲56.7)	872 (▲4.1)	2,301 (56.4)	833 (▲4.4)	3,605 (56.7)	842 (1.1)	3,833 (6.3)	889 (5.6)	3,504 (▲8.6)	980 (10.2)
(1) 国連等諸機関	712	709	671	668	651	648	629	626	599	595	587	585	621	611	699	683
(2) 国際開発金融機関	1,693	315	1,788	277	2,746	261	842	246	1,702	238	3,017	257	3,212	279	2,805	297
II. 借款	2,906 (▲17.0)	1,866 (▲6.8)	2,429 (▲16.4)	1,744 (▲6.5)	2,922 (20.3)	1,659 (▲4.9)	2,586 (▲11.5)	1,591 (▲4.1)	2,049 (▲20.8)	1,495 (▲6.0)	2,016 (▲1.6)	1,273 (▲14.8)	3,027 (50.1)	1,044 (▲18.0)	3,626 (19.8)	644 (▲38.3)
(1) 国際協力機構 (有償資金協力部門)	2,886	1,866	2,403	1,744	2,894	1,659	2,549	1,591	2,033	1,495	1,997	1,273	3,003	1,044	3,626	644
(2) その他	20	-	26	-	28	-	37	-	16	-	19	-	25	-	-	-
III. 合計	10,607 (▲8.3)	8,169 (▲4.8)	10,078 (▲5.0)	7,862 (▲3.8)	11,364 (12.8)	7,597 (▲3.4)	8,903 (▲21.7)	7,293 (▲4.0)	9,350 (5.0)	7,002 (▲4.0)	10,764 (15.1)	6,722 (▲4.0)	11,676 (8.5)	6,187 (▲7.9)	11,909 (2.0)	5,727 (▲7.4)

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。()内は対前年度伸び率(▲は減)。
 * 2 上記における I. 1.(5)国際協力機構交付金(有償資金協力部門)および II. 1.(2)国際協力機構(有償資金協力部門)については、2008年(平成20年)9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。

第2章 日本の政府開発援助 (ODA) 実績

第1節 二国間ODAの地域別配分

図表2 二国間ODAの地域別配分の推移

(単位:百万ドル)

地域	暦年/ベース	1970		1980		1990		2000	
		支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	アジア	364.80	419.37	1,382.51	1,648.27	4,116.55	5,140.05	5,283.82	7,630.81
東アジア	東アジア	288.89	304.57	942.62	1,117.64	3,213.96	4,017.87	3,855.95	5,609.70
北東アジア	北東アジア	96.40	107.61	81.69	131.14	834.72	1,042.29	700.48	1,360.81
東南アジア	東南アジア	192.49	196.96	860.93	986.50	2,379.24	2,975.58	3,155.47	4,248.89
(ASEAN)	(ASEAN)	169.94	172.94	703.38	821.78	2,299.10	2,893.69	3,126.40	4,219.82
南アジア	南アジア	75.76	114.65	434.93	519.04	898.25	1,117.85	1,130.07	1,723.29
中央アジア・コーカサス	中央アジア・コーカサス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38
アジアの複数国向け	アジアの複数国向け	0.15	0.15	4.96	11.59	4.34	4.34	24.42	24.42
サブサハラ・アフリカ	サブサハラ・アフリカ	8.19	8.19	233.83	243.71	830.69	887.34	969.65	1,078.57
中東・北アフリカ	中東・北アフリカ	13.44	13.45	192.69	199.64	665.71	898.16	726.79	990.11
中南米	中南米	▲15.01	2.34	118.47	133.06	561.20	637.58	799.56	1,120.46
大洋州	大洋州	0.01	0.01	11.58	14.72	113.53	116.38	151.06	167.00
欧州	欧州	▲0.99	0.01	▲1.46	1.94	157.96	159.58	117.57	128.57
東欧	東欧	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	153.12	153.11	48.56	59.29
複数地域にまたがる援助等	複数地域にまたがる援助等	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64
合計	合計	371.51	444.43	1,960.80	2,264.52	6,939.56	8,332.96	9,640.10	12,707.18

地域	暦年/ベース	2006		2007		2008		2009		2010	
		支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	アジア	1,974.36	6,398.77	1,633.13	6,091.31	1,073.68	7,507.58	2,217.98	7,798.84	2,528.32	8,105.91
東アジア	東アジア	1,316.32	4,644.32	1,113.54	4,549.94	29.18	4,518.81	1,133.83	5,518.38	798.32	5,188.12
北東アジア	北東アジア	608.06	1,414.06	485.55	1,300.65	352.66	1,330.86	232.12	1,354.81	▲138.62	1,063.84
東南アジア	東南アジア	708.26	3,230.25	625.18	3,246.49	▲329.61	3,181.83	893.48	4,155.33	929.22	4,116.56
(ASEAN)	(ASEAN)	686.43	3,208.42	612.11	3,233.42	▲356.06	3,155.38	881.60	4,143.45	901.54	4,088.89
南アジア	南アジア	517.66	1,599.76	261.66	1,256.44	836.52	2,734.85	843.18	1,973.03	1,532.14	2,637.22
中央アジア・コーカサス	中央アジア・コーカサス	92.73	107.04	228.15	255.13	163.78	209.72	212.56	279.01	146.47	229.18
アジアの複数国向け	アジアの複数国向け	47.66	47.66	29.78	29.78	44.20	44.20	28.41	28.42	51.39	51.39
サブサハラ・アフリカ	サブサハラ・アフリカ	2,532.98	3,154.89	1,700.53	1,973.27	1,395.70	1,495.61	1,403.22	1,556.02	1,732.75	1,835.29
中東・北アフリカ	中東・北アフリカ	1,048.89	1,559.02	948.98	1,694.50	2,371.73	3,154.33	666.05	1,350.46	1,591.76	2,339.90
中南米	中南米	431.41	815.75	225.61	645.35	269.45	768.47	142.58	732.70	▲343.55	1,005.55
大洋州	大洋州	76.17	98.98	70.29	92.82	72.93	166.94	111.90	129.83	176.29	196.87
欧州	欧州	219.98	240.52	109.17	130.67	149.93	190.96	166.11	210.45	180.51	232.45
東欧	東欧	168.47	185.91	60.38	77.61	93.28	128.14	56.61	93.96	85.79	128.47
複数地域にまたがる援助等	複数地域にまたがる援助等	1,145.89	1,161.19	1,152.34	1,165.55	1,605.44	1,605.44	1,548.12	1,548.12	1,561.95	1,561.95
合計	合計	7,429.69	13,429.11	5,840.04	11,793.46	6,938.85	14,889.32	6,255.97	13,326.41	7,428.04	15,277.92

- * 1 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。
- * 2 複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- * 3 ASEANの小計について、1970年、1980年、1990年は当時の加盟国であるインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ（1984年加盟）の実績を集計対象としている。その後については、ベトナムが1995年、ミャンマーおよびラオスが1997年、カンボジアが1999年のASEAN加盟に伴い、2000年以降の小計は、東ティモールを除く東南アジア10か国の実績を集計してある。
- * 4 東欧および卒業国向け援助を含む。
- * 5 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第2節 主要分野・課題別実績

図表3 教育分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	119.04 (2.3)	235.89 (4.1)	602.44 (22.5)	957.37 [7.0]
2007	112.98 (3.2)	90.93 (1.3)	550.40 (20.9)	754.31 [5.8]
2008	144.68 (3.1)	141.46 (1.3)	560.35 (18.3)	846.49 [4.6]
2009	198.50 (6.8)	60.59 (0.7)	584.75 (18.1)	843.84 [5.7]
2010	226.80 (6.3)	— (—)	642.95 (18.3)	869.76 [4.8]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	5,404	2,086	1,329
2007	5,074	2,532	1,464
2008	14,238	2,228	1,349
2009	24,684	812	1,430
2010	4,709	973	1,419

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	幼児教育	初等教育	青年・成人の生活技能	中等教育	職業訓練	高等教育・上級技術/経営訓練	その他	合計
2006	0.03 (0.0)	101.13 (10.6)	— (—)	30.91 (3.2)	30.65 (3.2)	527.19 (55.1)	267.47 (27.9)	957.37
2007	0.21 (0.0)	109.14 (14.5)	3.22 (0.4)	26.83 (3.6)	24.13 (3.2)	386.33 (51.2)	204.44 (27.1)	754.31
2008	0.07 (0.0)	104.03 (12.3)	17.49 (2.1)	27.91 (3.3)	26.24 (3.1)	421.28 (49.8)	249.46 (29.5)	846.49
2009	0.50 (0.1)	42.96 (5.1)	1.76 (0.2)	19.05 (2.3)	42.40 (5.0)	438.35 (51.9)	298.82 (35.4)	843.84
2010	1.65 (0.2)	71.10 (8.2)	22.09 (2.5)	15.75 (1.8)	50.29 (5.8)	476.06 (54.7)	232.82 (26.8)	869.76

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表4 保健医療分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	163.19 (3.1)	15.51 (0.3)	121.18 (4.5)	299.88 [2.2]
2007	198.36 (5.6)	— (—)	129.54 (4.9)	327.90 [2.5]
2008	132.12 (2.8)	— (—)	138.71 (4.5)	270.83 [1.5]
2009	211.01 (7.3)	— (—)	143.44 (4.4)	354.45 [2.4]
2010	287.14 (7.9)	— (—)	157.00 (4.5)	444.14 [2.5]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	2,400	763	712
2007	5,391	926	777
2008	5,555	900	795
2009	2,551	1,011	836
2010	3,977	1,152	717

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策および リプロダクティブ・ヘルス	合計
2006	129.91 (43.3)	160.57 (53.5)	9.40 (3.1)	299.88
2007	93.12 (28.4)	202.44 (61.7)	32.35 (9.9)	327.90
2008	91.18 (33.7)	145.78 (53.8)	33.88 (12.5)	270.83
2009	126.51 (35.7)	172.47 (48.7)	55.46 (15.6)	354.45
2010	151.20 (34.0)	237.77 (53.5)	55.17 (12.4)	444.14

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- * 3 リプロダクティブ・ヘルスとは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、子どもをいつ、何人、誰と、どこで、妊娠・出産するのかを自由に決められ、性別・年齢にかかわらず、自分の生と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であること。性と生殖に関する健康。今日の人口問題対策の基本理念とされている。

図表5 水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	178.98 (3.4)	1,696.25 (29.7)	76.49 (2.9)	1,951.73 [14.3]
2007	173.31 (4.9)	2,401.13 (35.3)	73.33 (2.8)	2,647.78 [20.4]
2008	130.20 (2.8)	1,958.72 (18.4)	77.60 (2.5)	2,166.53 [11.8]
2009	237.96 (8.2)	2,548.44 (29.0)	112.56 (3.5)	2,898.96 [19.4]
2010	483.16 (13.3)	1,898.67 (17.5)	172.02 (4.9)	2,553.85 [14.2]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	811	232	3
2007	691	381	4
2008	885	480	8
2009	1,314	697	7
2010	1,823	956	10

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	水供給・衛生	水資源政策・保護	河川開発・洪水防御	農業用水資源	水力発電	合計
2006	1,011.23 (51.8)	67.38 (3.5)	179.57 (9.2)	584.83 (30.0)	108.73 (5.6)	1,951.73
2007	1,858.41 (70.2)	0.08 (0.0)	241.62 (9.1)	285.60 (10.8)	262.07 (9.9)	2,647.78
2008	1,635.68 (75.5)	7.98 (0.4)	92.28 (4.3)	— (—)	430.59 (19.9)	2,166.53
2009	2,673.83 (92.2)	95.50 (3.3)	104.03 (3.6)	25.60 (0.9)	— (—)	2,898.96
2010	1,884.82 (73.8)	29.64 (1.2)	150.23 (5.9)	230.53 (9.0)	258.63 (10.1)	2,553.85

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表6

運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	355.33 (6.8)	1,634.08 (28.6)	73.87 (2.8)	2,063.27 [15.1]
2007	153.81 (4.4)	1,099.80 (16.2)	61.82 (2.3)	1,315.44 [10.1]
2008	264.28 (5.7)	4,544.83 (42.6)	58.24 (1.9)	4,867.35 [26.5]
2009	444.75 (15.3)	3,360.47 (38.2)	83.65 (2.6)	3,888.87 [26.1]
2010	514.58 (14.2)	5,035.63 (46.5)	126.39 (3.6)	5,676.60 [31.6]

* 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

* 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

* 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

* 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	552	205	0
2007	527	276	0
2008	595	259	0
2009	674	332	1
2010	664	390	2

* 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。

* 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合計
2006	1,185.65 (57.5)	531.05 (25.7)	161.77 (7.8)	6.69 (0.3)	178.11 (8.6)	2,063.27
2007	486.02 (36.9)	515.34 (39.2)	281.81 (21.4)	2.72 (0.2)	29.54 (2.2)	1,315.44
2008	1,933.56 (39.7)	1,803.96 (37.1)	770.89 (15.8)	310.25 (6.4)	48.69 (1.0)	4,867.35
2009	1,186.20 (30.5)	2,215.23 (57.0)	93.17 (2.4)	6.93 (0.2)	387.34 (10.0)	3,888.87
2010	1,823.04 (32.1)	3,592.55 (63.3)	57.59 (1.0)	163.30 (2.9)	40.13 (0.7)	5,676.60

* 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

* 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表7 通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	7.29 (0.1)	69.07 (1.2)	39.31 (1.5)	115.68 [0.8]
2007	30.87 (0.9)	65.17 (1.0)	30.63 (1.2)	126.68 [1.0]
2008	10.82 (0.2)	— (—)	27.27 (0.9)	38.09 [0.2]
2009	10.72 (0.4)	— (—)	27.45 (0.9)	38.17 [0.3]
2010	2.81 (0.1)	— (—)	39.46 (1.1)	42.27 [0.2]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	643	55	211
2007	709	156	182
2008	444	136	160
2009	591	134	152
2010	487	96	133

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・印刷メディア	情報通信技術	その他	合計
2006	73.19 (63.3)	6.14 (5.3)	7.63 (6.6)	28.72 (24.8)	115.68
2007	8.66 (6.8)	63.20 (49.9)	35.31 (27.9)	19.51 (15.4)	126.68
2008	4.76 (12.5)	13.22 (34.7)	6.55 (17.2)	13.56 (35.6)	38.09
2009	3.65 (9.6)	13.25 (34.7)	3.72 (9.8)	17.55 (46.0)	38.17
2010	4.25 (10.1)	6.82 (16.1)	1.91 (4.5)	29.29 (69.3)	42.27

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表8 エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	37.16 (0.7)	1,177.50 (20.6)	25.27 (0.9)	1,239.93 [9.1]
2007	46.41 (1.3)	1,406.67 (20.7)	23.48 (0.9)	1,476.56 [11.4]
2008	44.73 (1.0)	1,481.62 (13.9)	29.46 (1.0)	1,555.81 [8.5]
2009	70.45 (2.4)	902.57 (10.3)	42.72 (1.3)	1,015.74 [6.8]
2010	203.73 (5.6)	2,809.11 (25.9)	61.99 (1.8)	3,074.83 [17.1]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	277	110	0
2007	366	173	0
2008	559	171	0
2009	504	167	0
2010	801	281	0

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	エネルギーの供給	火力発電 (化石燃料)	水力発電	新・再生可能 エネルギー	その他	合計
2006	262.29 (21.2)	359.00 (29.0)	584.83 (47.2)	13.68 (1.1)	20.13 (1.6)	1,239.93
2007	674.53 (45.7)	447.13 (30.3)	285.60 (19.3)	1.78 (0.1)	67.51 (4.6)	1,476.56
2008	1,028.85 (66.1)	398.38 (25.6)	— (—)	93.40 (6.0)	35.19 (2.3)	1,555.81
2009	262.93 (25.9)	595.07 (58.6)	— (—)	125.41 (12.3)	32.32 (3.2)	1,015.74
2010	1,110.97 (36.1)	675.28 (22.0)	258.63 (8.4)	987.61 (32.1)	42.34 (1.4)	3,074.83

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表9 農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	100.03 (1.9)	307.45 (5.4)	190.87 (7.1)	598.35 [4.4]
2007	159.43 (4.5)	705.59 (10.4)	191.38 (7.3)	1,056.40 [8.1]
2008	130.30 (2.8)	708.39 (6.6)	204.64 (6.7)	1,043.33 [5.7]
2009	186.09 (6.4)	303.83 (3.5)	232.23 (7.2)	722.15 [4.8]
2010	245.74 (6.8)	217.24 (2.0)	267.87 (7.6)	730.84 [4.1]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	3,126	875	631
2007	6,382	973	684
2008	4,893	942	722
2009	6,506	1,162	791
2010	3,035	1,420	796

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	農業	林業	漁業	合計
2006	325.88 (54.5)	213.90 (35.7)	58.58 (9.8)	598.35
2007	588.90 (55.7)	379.40 (35.9)	88.11 (8.3)	1,056.40
2008	648.63 (62.2)	243.41 (23.3)	151.29 (14.5)	1,043.33
2009	434.62 (60.2)	37.55 (5.2)	249.98 (34.6)	722.15
2010	460.56 (63.0)	171.93 (23.5)	98.35 (13.5)	730.84

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表10 環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	19.59 (0.4)	2,283.75 (40.0)	99.13 (3.7)	2,402.46 [17.6]
2007	70.42 (2.0)	2,734.79 (40.2)	104.17 (3.9)	2,909.38 [22.4]
2008	182.47 (3.9)	3,396.49 (31.9)	146.58 (4.8)	3,725.54 [20.3]
2009	806.58 (27.8)	4,221.90 (48.0)	173.90 (5.4)	5,202.38 [34.9]
2010	989.07 (27.3)	7,395.19 (68.3)	210.96 (6.0)	8,595.21 [47.8]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	1,676	790	79
2007	1,997	1,052	104
2008	2,558	1,231	106
2009	2,440	1,333	143
2010	2,558	1,867	158

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動(緩和)	砂漠化対処	合計
2006	100.25 (4.2)	1,177.30 (49.0)	1,407.23 (58.6)	316.92 (13.2)	2,402.46
2007	268.75 (9.2)	1,778.35 (61.1)	1,332.00 (45.8)	396.55 (13.6)	2,909.38
2008	91.22 (2.4)	877.95 (23.6)	3,084.94 (82.8)	393.29 (10.6)	3,725.54
2009	101.21 (1.9)	1,136.28 (21.8)	4,270.58 (82.1)	77.04 (1.5)	5,202.38

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動		砂漠化対処	合計
			緩和	適応		
2010	29.76 (0.3)	1,082.74 (12.6)	6,609.80 (76.9)	2,257.15 (26.3)	273.85 (3.2)	8,595.21

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 割合は、各年の合計に対する割合(%)。
- * 3 生物多様性、気候変動および砂漠化対処の各実績には複数の条約に資するものが含まれるため、合計とは一致しない。
- * 4 気候変動の集計は、2009年まで緩和のみを対象としてきたが、2010年より「緩和」と「適応」に分類して集計している。
 緩和: 温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。
 適応: 既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整すること。

図表11 防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	195.00 (3.7)	303.47 (5.3)	0.10 (0.0)	498.57 [3.7]
2007	151.36 (4.3)	583.80 (8.6)	0.14 (0.0)	735.30 [5.7]
2008	186.84 (4.0)	292.18 (2.7)	0.13 (0.0)	479.16 [2.6]
2009	218.01 (7.5)	80.19 (0.9)	0.02 (0.0)	298.22 [2.0]
2010	568.76 (15.7)	112.94 (1.0)	0.68 (0.0)	682.38 [3.8]

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- * 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2006	31	311	0
2007	2	0	0
2008	96	199	0
2009	461	334	0
2010	388	540	0

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。
- * 2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	災害予防	緊急支援 (物資・食糧)	復興支援	洪水防御	林業開発	合計
2006	— (—)	278.91 (55.9)	34.08 (6.8)	— (—)	185.58 (37.2)	498.57
2007	19.10 (2.6)	78.92 (10.7)	105.59 (14.4)	182.60 (24.8)	349.09 (47.5)	735.30
2008	38.20 (8.0)	116.65 (24.3)	98.86 (20.6)	65.78 (13.7)	159.67 (33.3)	479.16
2009	94.60 (31.7)	61.87 (20.7)	49.21 (16.5)	85.36 (28.6)	7.18 (2.4)	298.22
2010	103.57 (15.2)	230.76 (33.8)	216.76 (31.8)	130.66 (19.1)	0.64 (0.1)	682.38

- * 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- * 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- * 3 図表9農林水産分野における援助実績の3.小分類の「林業」が幅広く、林業政策と管理運営、林業開発、教育/研修、調査等を含むのに対し、上記の「林業開発」は、「林業」のうち、生産および植林、開拓と活用、砂漠化抑制、総合林業プロジェクト等を集計している。

図表12 ジェンダー平等案件の援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2006	223.68 (4.3)	301.21 (5.3)	0.02 (0.0)	524.91 (3.9)
2007	130.83 (3.7)	1,218.29 (17.9)	11.69 (0.4)	1,360.81 (10.5)
2008	406.23 (8.7)	633.51 (5.9)	90.40 (3.0)	1,130.14 (6.1)
2009	754.99 (26.0)	1,007.66 (11.5)	110.37 (3.4)	1,873.01 (12.6)
2010	534.75 (14.8)	998.27 (9.2)	125.08 (3.6)	1,658.11 (9.2)

* 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

* 2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

* 3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

* 4 政府貸付等は、供与額、債務免除、債務繰延を含む。

2. 二国間政府開発援助の小分類

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	教育分野	農業・林業・ 漁業分野	保健分野	その他 マルチセクター	その他	合計
2006	63.51 (12.1)	220.31 (42.0)	38.71 (7.4)	78.81 (15.0)	123.57 (23.5)	524.91
2007	33.41 (2.5)	655.62 (48.2)	10.38 (0.8)	244.77 (18.0)	416.63 (30.6)	1,360.81
2008	50.63 (4.5)	38.36 (3.4)	42.03 (3.7)	1.41 (0.1)	997.72 (88.3)	1,130.14
2009	216.37 (11.6)	54.40 (2.9)	191.99 (10.3)	34.47 (1.8)	1,375.78 (73.5)	1,873.01
2010	87.17 (5.3)	229.49 (13.8)	61.57 (3.7)	16.89 (1.0)	1,262.98 (76.2)	1,658.11

* 1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

* 2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

* 3 ジェンダー平等案件の多くは、「教育」「農業」「保健」等を政策目標としており、これらを分野横断的に集計している。

図表13 麻薬対策における援助実績 (2010年度)

1. 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償

国名	案 件	金 額
パナマ	チリブレ地区薬物・アルコール依存者自立と再教育施設改修計画	7,955,220円

2. 技術協力

(1) 研修員受入

案 件	人 数
薬物犯罪取締セミナー	13名

(2) 専門家派遣

国名	案 件 (専門家指導科目)	人 数
マレーシア	海上保安能力向上	1名
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト	4名
フィリピン	マニラ市貧困層における薬物依存症者に対する回復支援推進事業	10名

(3) 調査団派遣

国名	案 件	人 数
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト	1名

3. 国際機関への拠出金による支援

機 関	金 額
国連薬物統制計画 (UNDCP) 基金	65,209万円

図表14 平和構築分野における援助実績

1. 平和構築分野における主な援助実績

(約束額ベース、単位:百万ドル)

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による 紛争後調停支援	復員兵士支援 小型武器管理	地雷除去	児童兵 対策支援	合計
2006	35.87	8.28	2.86	17.90	3.99	2.01	70.91
2007	12.25	11.72	—	13.45	0.00	2.80	40.21
2008	23.24	29.70	5.00	—	10.22	—	68.17
2009	10.62	137.10	54.31	1.68	20.96	—	224.67
2010	34.26	240.62	67.87	—	37.78	—	380.53

*1 本データはDAC-CRS統計に基づく。

*2 本表が日本の平和構築支援すべてを示すものではない。

2. 日本が紛争後の国づくりの支援を行っている主な国へのODA支援実績

(支出純額ベース、債務救済分を除く、単位:百万ドル)

国・地域名	2006	2007	2008	2009	2010
アフガニスタン	107.42	101.01	208.03	335.93	745.66
アンゴラ	12.41	23.10	17.75	6.76	28.78
イラク	23.00	109.78	23.76	28.12	144.44
ウガンダ	21.78	27.51	57.01	54.05	71.24
ギニアビサウ	0.04	1.08	5.83	9.43	16.11
コートジボワール	▲2.42	6.54	19.51	10.39	81.26
コンゴ共和国	0.40	4.99	10.62	0.38	5.98
コンゴ民主共和国	23.16	22.93	51.22	65.70	80.00
シエラレオネ	11.26	13.89	14.13	37.44	12.21
スーダン	42.72	51.58	109.64	108.78	119.08
スリランカ	147.47	44.16	96.69	91.62	155.43
中央アフリカ	0.10	2.38	12.11	4.87	8.07
ネパール	38.38	47.28	33.31	45.28	81.21
[パレスチナ自治区]	78.23	48.68	30.30	76.69	78.55
東ティモール	21.83	13.07	26.45	11.88	27.67
ブルンジ	10.78	8.38	23.25	20.01	39.06
ボスニア・ヘルツェゴビナ	16.13	5.39	10.60	4.95	2.24
[マケドニア旧ユーゴスラビア共和国]	9.46	20.18	21.39	24.15	23.05
リベリア	17.40	12.46	13.98	14.71	134.31
合計	579.55	564.39	785.58	951.14	1,854.35

*1 本データはDAC-CRS統計に基づく。

*2 事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置付けられている国などを抽出している。

*3 []は、地域名を示す。

図表15 対人地雷問題に関連する援助実績(2010年度)

支援総額(全27件) 3,342,435,094円
61,865ドル

1. 地雷除去支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

国名	案 件	金 額
スリランカ	キリノッチ県における手動式地雷除去計画	35,080,800円
スリランカ	スリランカ北部における地雷除去活動計画	49,820,000円
アフガニスタン	新カブール首都圏水源候補検討地域における地雷除去計画	70,500,000円
タジキスタン	タジキスタン地雷除去機材整備計画	68,249,264円
コンゴ民主共和国	カタンガ州タンガニーカ県における地雷調査・除去計画	49,749,500円
スーダン	南部スーダンにおける地雷対策のための機材整備支援計画	8,062,850円
モザンビーク	マニカ州人道的地雷除去計画Ⅲ	64,915,554円
クロアチア	テーニャにおける地雷除去支援計画	40,724,878円
グルジア	テラヴィ地区、アハルカラキ地区及びサガレジョ地区対人地雷撤去計画	63,529,712円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	スプレッチャ川流域における地雷除去支援計画	46,900,000円
ラオス	サラワン県及びセコン県における不発弾(UXO)処理活動支援計画(第3次)	69,999,920円
ヨルダン	北部国境地雷除去計画	33,603,308円
レバノン	クラスター不発弾処理のための磁気探知機材整備計画	6,886,816円
	合計	608,022,602円

(イ) 日本NGO連携無償

国名	案 件	金 額
カンボジア	2010年度シムリアップ州等における不発弾処理事業	67,690,058円
カンボジア	2010年度バットアンバン州における地雷処理事業	87,252,398円
アフガニスタン	パルワン県における地雷・不発弾処理事業	95,214,786円
アフガニスタン	アフガニスタン・パルワン県バグラム郡における地雷・不発弾処理事業(2010)	96,374,034円
アンゴラ	平成22年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	100,000,000円
	合計	446,531,276円

(ウ) 無償資金協力

国名	案 件	金 額
カンボジア	第6次地雷除去活動機材整備計画	1,298,000,000円

(2) 国際機関への拠出金による支援
地雷対策支援信託基金

国・機関名	案 件	金 額
アフガニスタン	アフガニスタン地雷対策支援	940,000,000円
ソマリア	ソマリランドにおける警察不発弾処理支援	9,964,000円
国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)	地雷対策と技術に対する支援	6,110,000円
UNMAS	UNMAS本部調整費	4,376,640円
	合計	960,450,640円

2. 犠牲者支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

国名	案 件	金 額
クロアチア	地雷被害者保護施設機材整備計画	4,849,058円

(イ) 日本NGO連携無償

国名	案 件	金 額
ラオス	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業(第1期)	20,181,518円

(2) 国際機関への拠出金による支援

ICRC通常拠出金

国名	案 件	金 額
その他	地雷犠牲者支援等へ「地雷対策」へのイヤマーク	4,400,000円

3. 地雷対策支援全般(上記1.～2.の複数分野にまたがるプロジェクトを含む)

国名	案 件	金 額
その他	オタワ条約第10回締約国会議分担金地雷対策支援	61,865ドル

第3節 無償資金協力

1 実績

図表16 無償資金協力地域別配分

2010年度

(単位:上段:億円、下段():%)

区分	地域	アジア	サブサハラ ・アフリカ	中東・ 北アフリカ	中南米	大洋州	欧州 中央アジア	その他	小 計
経済 開発 等 援 助 費	一般プロジェクト	143.74 (27.84)	253.75 (49.15)	36.24 (7.02)	24.81 (4.81)	30.23 (5.86)	27.49 (5.32)	— —	516.26 (100.00)
	コミュニティ開発支援	17.16 (15.55)	69.33 (62.81)	23.89 (21.64)	— —	— —	— —	— —	110.38 (100.00)
	ノン・プロジェクト	13.00 (10.57)	38.00 (30.89)	68.00 (55.28)	— —	4.00 (3.25)	— —	— —	123.00 (100.00)
	紛争予防・平和構築	— —	5.80 (6.65)	62.64 (71.80)	12.70 (14.56)	— —	6.10 (6.99)	— —	87.24 (100.00)
	草 の 根	27.67 (24.92)	17.01 (15.32)	19.16 (17.25)	29.14 (26.24)	5.55 (4.99)	12.53 (11.28)	— —	111.06 (100.00)
	N G O 連 携	11.09 (20.81)	5.98 (11.22)	6.40 (12.01)	— —	0.38 (0.71)	1.05 (1.97)	28.40 (53.28)	53.30 (100.00)
	防災・災害復興支援	24.71 (44.29)	— —	5.86 (10.50)	0.45 (0.81)	24.77 (44.40)	— —	— —	55.79 (100.00)
	テロ対策等治安	20.53 (85.08)	— —	— —	— —	— —	3.60 (14.92)	— —	24.13 (100.00)
	環境・気候変動対策	130.35 (35.46)	127.28 (34.62)	29.50 (8.03)	56.48 (15.36)	9.59 (2.61)	14.40 (3.92)	— —	367.60 (100.00)
	貧 困 削 減	5.00 (33.11)	10.10 (66.89)	— —	— —	— —	— —	— —	15.10 (100.00)
	人 材 育 成	28.15 (82.70)	— —	— —	— —	— —	5.89 (17.30)	— —	34.04 (100.00)
	水 産	7.56 (28.65)	18.83 (71.35)	— —	— —	— —	— —	— —	26.39 (100.00)
	文 化	2.25 (25.74)	2.25 (25.68)	0.05 (0.56)	2.66 (30.48)	0.09 (1.03)	1.44 (16.49)	— —	8.74 (100.00)
	緊 急	15.77 (29.26)	7.68 (14.25)	4.70 (8.72)	24.62 (45.68)	0.47 (0.87)	0.66 (1.22)	— —	53.90 (100.00)
小 計	446.98 (28.17)	556.01 (35.04)	256.44 (16.16)	150.86 (9.51)	75.07 (4.73)	73.16 (4.61)	28.40 (1.79)	1,586.93 (100.00)	
食糧 増産等 援助費	食糧援助 (KR)	31.10 (16.51)	138.30 (73.41)	19.00 (10.08)	— —	— —	— —	— —	188.40 (100.00)
	貧困農民支援 (2KR)	4.90 (26.70)	7.65 (41.69)	— —	3.20 (17.44)	— —	2.60 (14.17)	— —	18.35 (100.00)
	小 計	36.00 (17.41)	145.95 (70.59)	19.00 (9.19)	3.20 (1.55)	— —	2.60 (1.26)	0.00 0.00	206.75 (100.00)
合 計	482.98 (26.93)	701.95 (39.13)	275.44 (15.36)	154.06 (8.59)	75.07 (4.19)	75.76 (4.22)	28.40 (1.58)	1,793.67 (100.00)	

* 1 補正予算を含む。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表17 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(単位:億円)

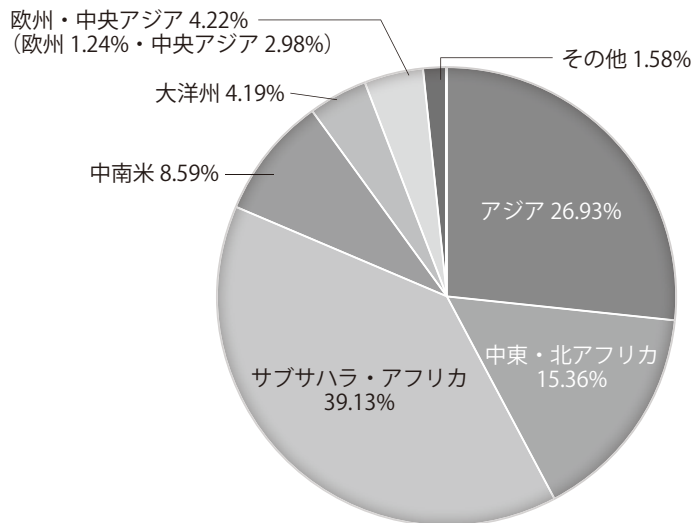
	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度	
	国・地域名	金額	国・地域名	金額	国・地域名	金額	国・地域名	金額	国・地域名	金額
1	アフガニスタン	122.65	カンボジア	68.92	アフガニスタン	72.30	パキスタン	121.11	アフガニスタン	164.56
2	イラク	116.67	アフガニスタン	68.65	パキスタン	60.89	カンボジア	106.61	カンボジア	106.46
3	スーダン	69.46	インドネシア	66.64	[パレスチナ自治区]	58.21	アフガニスタン	85.45	タンザニア	79.65
4	カンボジア	65.07	タンザニア	57.05	カンボジア	53.11	コンゴ民主共和国	77.72	[パレスチナ自治区]	56.09
5	インドネシア	53.71	スーダン	54.07	タンザニア	47.17	スーダン	58.24	モンゴル	47.78
6	パキスタン	51.96	ラオス	51.79	エチオピア	46.35	フィリピン	56.30	パキスタン	43.46
7	[パレスチナ自治区]	44.90	パキスタン	47.63	スリランカ	44.28	ネパール	51.22	セネガル	42.14
8	ネパール	44.36	ケニア	44.59	バングラデシュ	42.71	ヨルダン	51.05	ナイジェリア	40.83
9	ラオス	43.38	エチオピア	43.79	ケニア	41.90	エチオピア	50.41	マラウイ	40.68
10	モンゴル	43.30	[パレスチナ自治区]	43.44	ラオス	38.74	スリランカ	49.39	ネパール	39.65
	合計	655.44		546.58		505.66		707.50		661.29

- * 1 2006年度、2008年度、2009年度、2010年度実績では補正予算を含む。
- * 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- * 3 []は、地域名を示す。

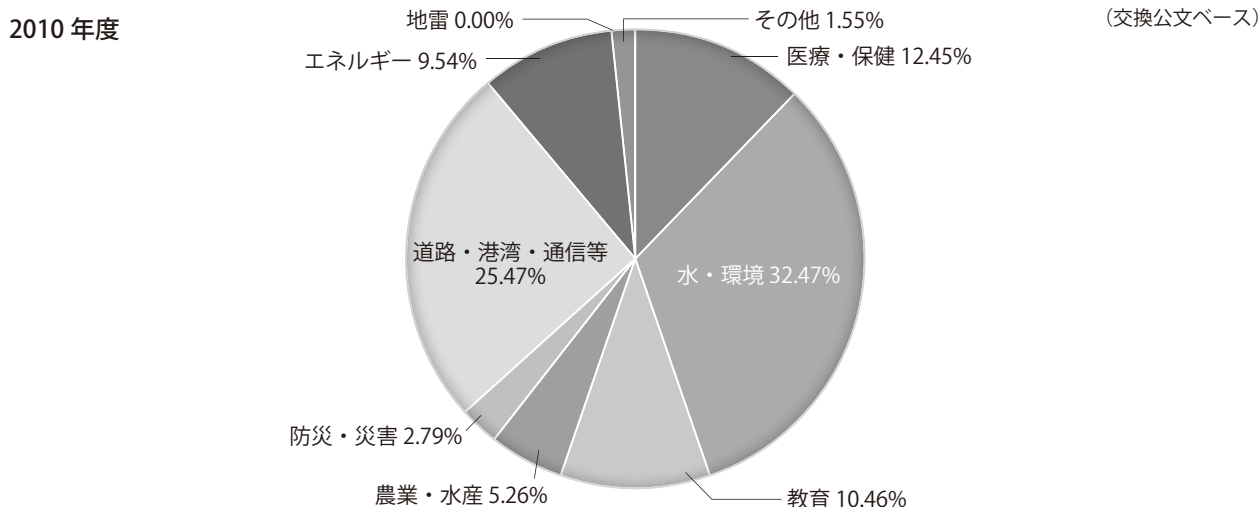
図表18 無償資金協力地域別割合

2010年度

(交換公文ベース)



図表19 プロジェクト型無償資金協力の分野別割合



図表20 プロジェクト型無償資金協力

(交換公文ベース) (単位: 億円)

分野	実績	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)
医療・保健		36	141.61	10.24	22	137.02	12.45
水・環境		109	750.41	54.27	50	357.40	32.47
教育		15	109.45	7.92	12	115.14	10.46
農業・水産		7	61.54	4.45	7	57.92	5.26
防災・災害		3	17.23	1.25	5	30.73	2.79
道路・港湾・通信等		46	249.01	18.01	43	280.35	25.47
エネルギー		2	25.79	1.87	5	104.95	9.54
地雷		—	—	—	—	—	—
その他		3	27.65	2.00	2	17.04	1.55
計		221	1,382.69	100.00	146	1,100.55	100.00

* プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的行いやすい一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、環境気候変動対策無償、防災・災害復興支援無償、水産無償を計上。

図表21 プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2010年度 (交換公文ベース) (単位: 億円、%)

分野	アジア		サブサハラ・アフリカ		中東・北アフリカ		中南米		大洋州		欧州・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医療・保健	23.86	17.41	43.55	31.78	30.95	22.59	16.82	12.28	15.52	11.33	6.32	4.61	137.02	100.00
水・環境	140.05	39.19	107.38	30.04	29.50	8.25	56.48	15.80	9.59	2.68	14.40	4.03	357.40	100.00
教育	25.26	21.94	89.88	78.06	—	—	—	—	—	—	—	—	115.14	100.00
農業・水産	11.25	19.42	18.83	32.51	27.84	48.07	—	—	—	—	—	—	57.92	100.00
防災・災害	11.37	37.00	—	—	5.86	19.07	0.45	1.46	13.05	42.47	—	—	30.73	100.00
道路・港湾・通信等	119.28	42.55	100.54	35.86	1.34	0.48	7.99	2.85	26.43	9.43	24.77	8.84	280.35	100.00
エネルギー	—	—	104.95	100.00	—	—	—	—	—	—	—	—	104.95	100.00
地雷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	12.98	76.17	4.06	23.83	—	—	—	—	—	—	—	—	17.04	100.00
合計	344.05	31.26	469.19	42.63	95.49	8.68	81.74	7.43	64.59	5.87	45.49	4.13	1,100.55	100.00

図表22 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(交換公文ベース) (単位: 上段: 億円、下段 (): %)

実績 分野	2008年度			2009年度			2010年度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	238.57 (40.60)	13.60 (29.26)	252.17 (39.77)	191.22 (31.23)	— (—)	191.22 (29.05)	193.06 (37.40)	— (—)	193.06 (35.58)
機材供与	151.07 (25.71)	— (—)	151.07 (23.83)	135.87 (22.19)	— (—)	135.87 (20.64)	204.98 (39.70)	— (—)	204.98 (37.77)
施設・機材	186.04 (31.66)	32.88 (70.74)	218.92 (34.53)	274.70 (44.86)	45.91 (100.00)	320.61 (48.70)	114.98 (22.27)	26.39 (100.00)	141.37 (26.05)
詳細設計	11.88 (2.02)	— (—)	11.88 (1.87)	10.31 (1.68)	— (—)	10.31 (1.57)	3.24 (0.63)	— (—)	3.24 (0.60)
その他	— (—)	— (—)	0.00 (0.00)	0.27 (0.04)	— (—)	0.27 (0.04)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	587.56 (100.00)	46.48 (100.00)	634.04 (100.00)	612.37 (100.00)	45.91 (100.00)	658.28 (100.00)	516.26 (100.00)	26.39 (100.00)	542.65 (100.00)

図表23 一般プロジェクト無償資金協力等のLDCs等への配分実績

(交換公文ベース) (単位: %)

会計年度 区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
後発開発途上国 (LDCs)	50.43	51.72	48.44	52.89	66.54
その他	49.57	48.28	51.56	47.11	33.46

* 一般プロジェクト、水産、ノン・プロジェクトのみ。

2 事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1969年創設。

● 経緯・目的

開発途上国の経済社会開発、貧困削減、福祉の向上等を目的として、基礎教育、保健・医療等の基礎生活分野を中心に、収益性に乏しいため円借款での対応が困難な道路・電力等の基礎インフラや農業などの分野における施設建設や資機材調達等の事業(プロジェクト)に必要な資金の協力をを行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国が、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、施設の建設および設計などのサービスを調達する(資機材、施設を日本が直接調達して供与する現物供与は行っていない)。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償は開発途上国からの要請により、日本政府、JICAにおける要請内容、妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額等が算定され、被援助国との交換公文(E/N)、JICAの贈与契約(G/A)の締結により実施される。

開発途上国からの要請は、主として在外公館を通じて提出される。外務省は、その要請に関して、無償資金協力の必要性、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、必要に応じてJICAによる事前の調査を行い、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。交換公文では、プロジェクトの名称、供与限度額等が記載され、官報で発表される。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) 交換公文(E/N)、贈与契約(G/A)締結後、被援助国政府(実施機関)は、日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結び、事業を実施する。請負・調達業者の選定方法は、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者は契約に基づき事業に必要な資機材、設備およびサービスの調達を行う。

(2) 一般プロジェクト無償の実施主体は被援助国政府(機関)であるが、プロジェクトにおける適正かつ迅速な施設の建設、資機材の引き渡しを確保するため、JICAは、被援助国との贈与契約に基づき、契約認証、被援助国への資金の支払い等に必要な業務を行う。

在外公館、JICAは、被援助国政府(機関)から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度実績は、実施国数43か国、実施件数71件、供与総額は約520億円となっている。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

地域	年度	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア		33	172.26	28.13	19	143.74	33.18
サブサハラ・アフリカ		53	271.06	44.26	34	253.75	33.79
中東・北アフリカ		7	36.77	6.00	4	36.24	11.11
中南米		11	29.06	4.75	5	24.81	11.63
大洋州		9	75.24	12.29	6	30.23	3.72
東欧・中央アジア		4	27.98	4.57	3	27.49	6.57
合計		117	612.37	100.00	71	516.26	100.00

② コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

(1) 日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、

他ドナーとのコスト格差の是正が求められていた。こうした中、2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノン・プロジェクト無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文(E/N)で規定している資金支払供与期限の制約を受けない余裕を持った工期設

定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見の蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。

- (2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント(学校、道路、給水、保健医療施設等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を一括拠出する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAによる概略設計調査を実施し、事業規模と分野の組合せの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ一定のコスト縮減を可能とする。

なお、大使館・JICA事務所のアクセスが困難など、実施体制が困難な国・地域については、国際機関と連携して支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)署名後に被援助国もしくは国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約する。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティー」(被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所、大使館等からなる委員会)を設置し、事業の進捗などを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度は、二国間援助として7か国の開発途上国に対し74億7,100万円、国際機関連携の援助として3か国の開発途上国に対し35億6,700万円、総計110億3,800万円のコミュニティ開発支援を実施。

● 案件別実績

相手国	件名	供与額(億円)
ベトナム	クアンガイ省小規模貯水池修復計画	6.98
ラオス	チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画	10.18
スワジランド	中等教育改善計画	11.43
セネガル	ダカール州及びティエス州小中学校建設計画	12.13
ナイジェリア	第二次小学校建設計画	11.32
ベナン	村落環境整備計画(UNDP連携)	4.06
マラウイ	中等学校改善計画	11.98
リベリア	教育施設整備計画(UNICEF連携)	7.72
レソト	中等学校建設・施設改善計画	10.69
アフガニスタン	農業生産拡大及び生産性向上計画(FAO連携)	10.33
アフガニスタン	カブール県及びバーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画(FAO連携)	13.56

③ ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救援活動等の事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェクト無償資金協力」と称される。

● 経緯・目的

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、その努力の

推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

- (1) 第1次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネチア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のためには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987

年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきたことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

(2) 第2次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルシュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

(3) 第3次経済構造改善努力支援無償援助(1992年ミュンヘン・サミットで表明)

第1次、第2次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5～7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

(4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度においてノンプロ無償を予算化している。

2. 事業の仕組み

● 概要

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済社会開発努力を実施する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否かを検討した上で、閣議決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済社会開発に対する取組、経

済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、貧困削減等の経済社会開発努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定どおり適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金(外貨)を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、在外公館を通じて日本政府と用途につき協議の上、見返り資金を経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2010年度の実績は実施国数13か国、実施件数14件、供与額総額123億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース) (単位:億円)

地域	年度	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア		4	68	31	2	13	11
サブサハラ・アフリカ		13	82	37	4	38	31
中東・北アフリカ		4	59	27	4	68	55
中南米		1	6	3	—	—	—
大洋州		4	4	2	4	4	3
東欧・中央アジア		—	—	—	—	—	—
合計		26	219	100	14	123	100

④ 紛争予防・平和構築無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、ノン・プロジェクト無償資金協力の枠内で「紛争予防・平和構築無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、従来の無償資金協力では対応困難だった小型武器廃棄支援などのプログ

ラム型事業を対象として創設された。平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施される。国際機関または開発途上国政府から日

本に対してプログラムまたはプロジェクトの要請が行われ、その内容に基づいて紛争予防・平和構築支援無償を実施すべきか否かを検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに日本と被援助国もしくは国際機関が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国もしくは国際機関に支払われる。

● **審査・決定プロセス**

国際機関または開発途上国政府から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、当該国政府による平和構築分野における取組、当該国に対する紛争予防・平和構築分野での日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、他のドナーの同分野における援助状況、当該国の政治経済社会情勢、他のスキームとの関係、日本との二国間関係等を総合的に勘案した上で検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● **決定後の案件実施の仕組み**

閣議決定後速やかに、日本と被援助国もしくは国際機関との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。

二国間支援の場合は、E/N署名後、日本から被援助国に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、プログラムまたはプロジェクトを実施する。国際機関を通しての支援の場合は、E/N署名後、日本から国際機関に対し援助資金が

支払われ、当該国際機関がプログラムまたはプロジェクトを実施する。

3.最近の活動内容

● **活動の概要**

2010年度紛争・平和構築無償の実績は、実施国数6か国、実施件数9件、供与額総額87億2,400万円であった。

● **案件別実績**

相手国	件名	供与額(億円)
コートジボワール	紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画(UNIDO連携)	3.25
スーダン	紛争の影響を受けた児童の保護計画(UNICEF連携)	2.55
アフガニスタン	ゴール県チャグチャラン市内道路整備計画	6.72
アフガニスタン	アフガニスタン平和・再統合プログラム(UNDP連携)	43.55
アフガニスタン	バルフ県立病院機材整備計画	10.36
レバノン	ナフル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプ再建計画(UNRWA連携)	2.01
ハイチ	国境管理強化計画(IOM連携)	2.22
ハイチ	レオガン市復興のための市街地道路整備計画	10.48
キルギス	キルギス南部における避難民及び帰還民コミュニティの帰還・再統合プログラム(UNHCR連携)	6.10

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。

● **経緯・目的**

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性等から創設された。1995年度から「草の根無償資金協力」、2003年度から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

2.事業の仕組み

● **概要**

開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動している非政府組織(NGO)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、在外公館が中心となって資金協力を行うもの。1件当たりの援助の規模は原則1,000万円までと比較的小規模ではあるが(内容に応じ、最大1億円まで認められる)、草の根レベルに直接役に

立つ、きめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。

草の根レベルに対する援助効果が高い事業や、人道・上機動的な支援が必要な事業などを中心に、基礎生活(BHN:Basic Human Needs)環境を改善する分野が主な対象となっている。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入のほか、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費(事務所経費、人件費等)等については支援の対象とはならない。

● **審査・決定プロセス**

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、プロジェクトの内容、規模、開発効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約(G/C)が署名される。

契約の署名を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(または見積書)の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。

プロジェクト実施中、在外公館は、サイトの現地確認などモニタリングを行い、実施後もフォローアップを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度の実績は実施国数122か国・1地域、実施件数1,176件、供与限度額総額約111億円であった。

● 地域別実績

(2010年度、G/Cベース)

地域	国・地域数	件数(%)	金額(単位:百万円,%)
アジア	17か国	298 (25.34)	2,767 (24.92)
サブサハラ・アフリカ	41か国	190 (16.16)	1,701 (15.32)
中東・北アフリカ	11か国・1地域	132 (11.22)	1,916 (17.25)
中南米	23か国	352 (29.93)	2,914 (26.24)
大洋州	11か国	72 (6.12)	555 (4.99)
欧州・中央アジア	19か国	132 (11.23)	1,253 (11.28)
合計	122か国・1地域	1,176 (100.00)	11,106 (100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(2010年度、G/Cベース)

分野	件数 (%)	金額(単位:百万円,%)
教育研究	482 (40.99)	4,678 (42.12)
医療保健	272 (23.13)	2,253 (20.28)
民生環境	271 (23.04)	2,255 (20.31)
農林水産	84 (7.14)	801 (7.21)
通信運輸	36 (3.06)	316 (2.84)
その他	31 (2.64)	804 (7.24)
合計	1,176 (100.00)	11,106 (100.00)

* 1 上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑥ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」(以下「N連」)に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設した。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力を行う。具体的には、次の7分野からなる。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接役に立つ経済社会開発協力事業に対して資金協力を行う(供与限度額:原則5,000万円(ただし、申請団体の過去2年間の支出(団体の総支出)実績の平均を大きく超える

資金協力は原則として行わない。また、N連に初めて申請する団体は、過去2年間の支出実績平均が2,000万円を超えている場合でも、上限を2,000万円とする))。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済社会開発協力事業に対し資金協力を行う(供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様)。

(3) リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するに当たり、その輸送費等に対し資金協力を行う(供与限度額:1,000万円)。

(4) 緊急人道支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力を行う(供与限度額:1億円)。

(5) 地雷関連事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対地雷関連の活動に対して資金を提供する(供与限度額:1億円)。

(6) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧困

層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、原資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰(DDR)や和解、相互信頼醸成事業等に対し資金協力をを行う(供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様)。

※「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、12か月を超える事業期間(3年以内をめぐり)、1億円を超える供与限度額(1年当たり最大1億円をめぐり)、一般管理費の計上が認められる。

- ・東ティモールにおける国づくり支援
- ・メコン地域における保健・医療サービスの向上
- ・小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援
- ・南アジアにおける貧困削減のための支援
- ・アフリカにおけるMDGs達成に資する事業
- ・パレスチナ支援に関する全事業
- ・モンゴル支援に関する全事業

● 審査・決定プロセス

在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への援助効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査をもとに外務本省にて検討し、案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中

間報告書および完了報告書を在外公館(あるいは外務本省)に提出する。在外公館は必要に応じ事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度の実績は、実施国数32か国・1地域、実施件数78件、供与限度額総額約24.9億円であった(その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援に対して28.4億円の拠出実績がある)。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額のほぼ半分を占めている(46件、約11億円)。分野別の実施件数・金額は、民生環境、保健医療の両分野が最も多い。

● 地域別実績

(2010年度、G/Cベース)

地域	国・地域数	件数 (%)	金額(単位:百万円、%)
アジア	15か国	46 (59)	1,109 (45)
サブサハラ・アフリカ	7か国	13 (17)	598 (24)
中東・北アフリカ	4か国・1地域	13 (17)	640 (26)
中南米	-	- (-)	- (-)
大洋州	2か国	2 (2)	37 (1)
欧州・中央アジア	4か国	4 (5)	105 (4)
合計	32か国・1地域	78 (100)	2,489 (100)

● 分野別実績

(2010年度、G/Cベース)

分野	件数 (%)	金額(単位:百万円、%)
教育	16 (20)	476 (19)
保健医療	24 (31)	758 (30)
民生環境	32 (41)	788 (32)
地雷関連	6 (8)	467 (19)
合計	78 (100)	2,489 (100)

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

2004年12月に発生したスマトラ沖大地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災、災害復興対策に対する関心の向上もあり、2006年度から開始した。

防災・災害復興分野は、自然災害の多い日本が、その経験と知見に基づいた国際貢献を行い得る分野であり、また海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

自然災害に対する防災、災害・復興支援を行う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づいて実施するプロジェクト型支援と、調達代理機関が事業を監理し、資金を一括拠出して、迅速かつ柔軟な活動を可能とする調達代理型支援がある。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。調達代理型支援については、交換公文の署名および贈与契

約署名後速やかに相手国に資金を一括拠出し、事業を実施する。また、日本政府と被援助国政府、JICA、調達代理機関等が事業の実施について協議するため、政府間協議会を設置し、関係者間の調整を行う。

3.最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額 (億円)
ソ ロ モ ン	防災ラジオ放送網改善計画	5.04
ツ バ ル	中波ラジオ放送網整備計画	8.01
モ ロ ッ コ	高アトラス地域における洪水予警報システム構築計画	5.86
東 ティ モ ール	第二次ベモスーディリ給水施設緊急改修計画	2.72
ホ ン ジ ュ ラ ス	首都圏地滑り防止計画(詳細設計)	0.45

⑧ テロ対策等治安無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

テロ、海賊、薬物、人身取引などの国境を越える犯罪は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、ソマリア沖で発生している船舶・船員に対する海賊事件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。

2.事業の仕組み

● 概要

海上保安機関の能力、港湾・空港の保安、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様である。

候補案件は、要請内容、要請国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、経済社会情勢、日本との二国間関係等を総合的に検討する。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償に準じる。

3.最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額 (億円)
インドネシア	空港保安機材整備計画	6.21
インドネシア	マラッカ海峡及びシンガポール海峡船航行安全システム整備計画	14.32
ウズベキスタン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画(第二次)	3.60

⑨ 環境・気候変動対策無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2008年度、「環境プログラム無償資金協力」として創設。2010年度から「環境・気候変動対策無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるために、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足している開発途上国を支援する。

2.事業の仕組み

● 概要

気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対する支援(適応策支援)とともに、省エネ、クリーンエネルギー導入などの排出削減に対する支援(緩和策支援)がある。支援形態には下記のようなものがある。

- (1) 気候変動による自然災害に対する適応策(風水害防災対策の機材供与、施設建設)
- (2) 地球温暖化対策の政策・計画の立案(専門家による計画立案支援)
- (3) クリーンエネルギー導入等による緩和策(太陽光発電

の導入、既存水力発電の効率化等)

(4) 気候変動による干ばつ等に対する適応策(地下水開発、上水道開発等)

(5) 森林保全等の緩和策(森林保全のための監視体制整備、植林等)

● 審査・決定プロセス

在外公館を通じた、被援助国政府からの要請を踏まえ、被援助国の気候変動分野の国際貢献の意思、気候変動により受ける影響の状況、貧困削減等社会状況、事業の実施可能性、他のスキームとの関係、他の無償資金協力案件の優先度比較等を総合的に検討する。その上で、必要に応じJICA等による事前調査を行い、事前計画を策定し、日本政府内部で調査を行い、被援助国と無償資金協力実施のための交換公文(E/N)を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) プロジェクト型 一般プロジェクト無償に準じる。

(2) 調達代理型 コミュニティ開発支援無償に準じる。

なお、日本の技術の適用を目的とする場合などは、調達

品目を本邦製品とするのも可能。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2010年度の実績は実施件数49件、供与額総額約367.60億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース) (単位:億円)

地域	年度	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア		21	164.65	28.79	13	130.35	35.46
サブサハラ・アフリカ		29	211.00	36.89	21	127.28	34.62
中東・北アフリカ		9	68.62	12.00	3	29.50	8.03
中南米		11	87.41	15.28	7	56.48	15.36
大洋州		6	35.75	6.25	2	9.59	2.61
東欧・中央アジア		1	4.50	0.79	3	14.40	3.92
合計		77	571.93	100.00	49	367.60	100.00

⑩ 貧困削減戦略支援無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2007年度

● 経緯・目的

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3~5年間の包括的な経済社会開発計画である貧困削減戦略文書(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大をねらう。

2.事業の仕組み

● 概要

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための財政支援枠組みを有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組みが整備されているか、日本のプロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定し、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国政府の一般会計に、資金の用途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与す

る点は一般財政支援と同じであるが、資金の用途として PRSP上の重点分野(教育、保健など)を特定するもの。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた特別会計(口座)に援助資金を供与するもの。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後、同資金協力について日本政府と被援助国政府との間で交換公文(E/N)、またJICAとの間で贈与契約(G/A)の署名が行われる。このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、用途などが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し援助資金が支払われる。

援助資金拠出後は、現地ODAタスクフォースが共同レビュー会合などにおける拠出資金のモニタリングや成果の評価に参加するとともに、被援助国の会計検査院報告な

どをフォローし、日本が拠出した資金が適切に使用され、成果を上げているかどうかを確認する。

3.最近の活動内容

● 概要

以下のとおり、2010年度の実績は実施国数3か国、実施件数4件、供与総額15.1億円であった。

● 2010年度実績

(E/Nベース)

相手国	金額(億円)	支援形態
バングラデシュ	5.0	セクター財政支援(教育)
ガ ナ	3.4	一般財政支援
ガ ナ	2.0	セクター財政支援(保健)
タンザニア	4.7	コモンファンド型財政支援
合計	15.1	

⑪ 人材育成支援無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として開設され、2007年度に「人材育成支援無償」と改称した。

● 経緯・目的

開発途上国の社会・経済開発政策の企画、立案、実施にかかわり、将来指導的役割を果たすことが期待される若手行政官等を対象とし、本邦の大学における学位取得(修士)を通じた人材育成を行う。

2.事業の仕組み

● 概要

開発途上国が、日本に派遣する人材育成計画を策定し、交換公文(E/N)による両国の合意の下、対象者の渡航費、滞在費、学費等の資金を供与する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心としている。

● 決定後の案件実施の仕組み

無償資金協力の実施のため、資金供与に関する交換公文(E/N)が締結される。このE/Nには、援助の目的、供与金額等が定められている。

E/N署名後、JICAが企画競争により選定する実施代理機関との間で、被援助国政府が実施契約を締結する。実施代理機関は、候補者の選考事務、学費および奨学金等の支払管理、実施状況調査等を行うこととなる。

本邦の受入大学の大学院・コースの選定については、しるべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致したコースに対象者を受け入れる(受入人数は1コース当たり5人程度)。各コースは、各国における人材育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考は、相手国政府等からの推薦により作成される候補者のリストの中から、日本と相手国により構成される運営委員会が、学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

3.最近の活動内容

● 実績

・人材育成支援無償

2010年度は、カンボジア、スリランカ、中国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスから計241名を受け入れた。

⑫ 水産無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係のプロジェクトに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになってきていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く認識されていることから、水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2. 事業の仕組み

● 概要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、当該国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定に当たっては、日本との漁業分野における関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 案件別実績

相手国	件名	供与限度額 (億円)
モンゴル	淡水資源・自然保護計画	7.56
ギニアビサウ	トンバリ州零細漁業施設建設計画	8.56
マリ	バマコ中央魚市場建設計画	10.27

⑬ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

「文化無償資金協力」は、1975年度に開始。2000年度に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を創設。

● 経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償資金協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発

展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

供与限度額は、「一般文化無償」は1件原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助国の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」ならびにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2010年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループⅢまでの国（2010年度の場合、2008年の1人当たりGNIが6,725ドル以下の国）としている。

● 審査・決定プロセス

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に提出された援助要請を大使館やODAタスクフォースが検討し、さらに外務省がJICAの協力も得て検討を行い、事前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏まえ、

日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決定し、被援助国政府との間で交換公文を署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に提出された援助要請に対し、日本大使館および外務省が検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使館との間で贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は交換公文署名後、被援助国政府 (実施機関) が、案件の実施について日本のコンサルタント、調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の選定方法は、一般競争入札が原則。契約締結以降の手続は一般

プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2010年度までに134か国・地域に対して、合計1,713件、総額約649億円 (交換公文および贈与契約締結ベース) の文化無償資金協力を実施してきている。

● 地域別実績

(件数および金額：一般文化無償は交換公文ベース、草の根文化無償は贈与契約ベース、単位：億円)

地域	一般文化無償						草の根文化無償					
	2009年度			2010年度			2009年度			2010年度		
	件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)	件数	金額	構成比 (%)
アジア大洋州	—	—	—	3	2.19	30	9	0.61	24	2	0.15	9
サブサハラ・アフリカ	4	2.12	13	4	1.78	24	7	0.55	21	5	0.46	27
中東・北アフリカ	2	1.13	7	—	—	—	3	0.17	7	1	0.05	3
中南米	13	11.71	71	2	2.13	29	9	0.68	27	8	0.54	32
欧州	2	0.86	5	3	1.26	17	5	0.29	11	2	0.18	10
中央アジア	2	0.61	4	—	—	—	3	0.26	10	4	0.32	19
合計	23	16.44	100	12	7.36	100	36	2.56	100	22	1.70	100

* 四捨五入の関係上、金額の合計は一致しないことがある。

● 主要な具体的事業・案件および内容

2010年度に実施した案件としては、「一般文化無償」ではモンゴルの国立ラジオ・テレビ大学教育機材整備計画 (約1.01億円)、タンザニアのンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示および視聴覚機材整備計画 (約4,800万円) などがある。

また「草の根文化無償」では、エチオピアのメケレ大学

日本語学習機材整備計画 (約999万円)、カンボジアのバンテアイ・クデイ遺跡観光・教育振興施設整備計画 (約634万円)、ギニアビサウのギニアビサウテレビ局機材整備計画 (約936万円)、ガンビアの青少年のためのカニフィング地区スポーツ器材整備計画 (約815万円) など、文化・高等教育の幅広い分野で実施している。

⑭ 緊急無償

1. 事業の開始時期・目的

● 開始時期

1973年度創設。

● 目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度から開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために緊急かつ重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度から開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための

支援として、1996年度から開始。

2. 事業の仕組み

● 概要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続が簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、原則としてこの閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度は、32件（災害緊急援助30件、民主化支援2件）、援助総額約53億9,000万円の緊急無償を実施した。

● 分野別実績および内容

・災害緊急援助

2010年度は、ハイチにおける地震被害支援など、総額約44億8,000万円の災害緊急援助を実施した。

・民主化支援

2010年度は、スーダン、ハイチにおける民主化プロセス支援を行い、総額約9億1,000万円の資金協力を実施した。

● 分野別実績

(実績ベース) (単位: 億円)

分野	年度	2009年度		2010年度	
		件数	金額	件数	金額
災害緊急援助		30	67.51	30	44.80
民主化支援		3	13.97	2	9.10
復興開発支援		—	—	—	—
合計		33	81.48	32	53.90

⑮ 食糧援助 (KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1968年度創設。

● 経緯・目的

1964年に開始された関税引下げに関する多国間交渉（ケネディ・ラウンド交渉）の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定めるため、1967年に「1967年の国際穀物協定」の構成文書の一つとして「1967年の食糧援助規約」が作成され、その後、累次更新を経て、現在の「1999年の食糧援助規約」に引き継がれている。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が国際協調の下、援助として拠出する穀物の量等を規定している（日本の年間最小拠出量は小麦換算で30万トン）。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度から一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、対外債務残高、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助

国が米、小麦、トウモロコシ等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状況等を踏まえつつ、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じてこれら社会的弱者に対する食糧援助も実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況の緩和にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、政府部内において、穀物の種類、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関を通じた食糧援助も、当該国際機関や開発途上国からの要請に基づき同様な方法で決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額、穀物の種類および調達国等を定めた交換公文（E/N）の署名を行う。

E/N署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定

され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した穀物の本船渡し(FOB)価格の3分の2以上を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、日本と用途につき協議の上、見返り資金を経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関連携での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額、穀物等の種類および調達国等を定めたE/Nの署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3.最近の活動内容

● 概要

2010年度の実績は、二国間援助として19か国の開発途上国に対し131億3,000万円、国際機関経由の難民・国内被災民等への援助として57億1,000万円、総額188億4,000万円となる。日本の援助により被援助国等が購入する穀物の種類は米、小麦、小麦粉、トウモロコシ、豆類等となっている。

● 地域別実績

(E/Nベース) (単位:億円)

地域	年度	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア		6	32.00	16.29	4	31.10	16.51
サブサハラ・アフリカ		24	140.80	71.69	25	138.30	73.41
中東・北アフリカ		3	14.30	7.28	4	19.00	10.08
中南米		1	6.30	3.21	—	—	—
大洋州		—	—	—	—	—	—
東欧・中央アジア		1	3.00	1.53	—	—	—
合計		35	196.40	100.00	33	188.40	100.00

⑩ 貧困農民支援(2KR)

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1977年度から、食糧増産援助としての特別の予算措置を講じて、農業資機材の供与を開始。2005年度、「貧困農民支援」に改称。

● 経緯・目的

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から、日本は1977年度以前は食糧援助による供与品目の一つとして農業資機材を供与していたが、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、スキーム見直しのための調査団を派遣し検討した結果、同年12月、それまで供与品目の一つであった農業については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

さらに、今後とも世界における食糧不足や飢餓の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度から食糧増産援助を「貧困農民支援」に名称変更し、援助の対象を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支

援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリング等の強化等を通じて、貧困農民支援のあり方につき適宜見直しを行うこととしている。

2.事業の仕組み

● 概要

開発途上国からの要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、対外債務残高、日本との貿易関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械(耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等)、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

二国間での貧困農民支援の場合は、開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、JICAによる協力準備調査結果を踏まえつつ、要請資機材、数量、仕様、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。また、国連食糧農業機関(FAO)を通じた貧困農民支援も、FAOや開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、要請内容につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文(E/N)の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府との間で、援助の条件や実施手続等を定めた贈与契約(G/A)の署名を行う。E/NおよびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。また、E/NおよびG/A署名後は、JICAが資金支払いなどの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し(FOB)価格の2分の1以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民に役に立つ経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

FAOを通じた貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国際機

関との間で、援助の条件や実施手続等を定めたG/Aの署名を行う。なお、FAOを通じた支援の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3.最近の活動内容

● 概要

2010年度は、二国間援助として6か国の開発途上国に対し16億6,000万円、国際機関連携の援助として1か国の開発途上国に対し、1億7,500万円、総計18億3,500万円の貧困農民支援を実施。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

地域	年度	2009年度			2010年度		
		件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア		3	13.70	32.63	2	4.90	26.70
サブサハラ・アフリカ		5	17.98	42.83	3	7.65	41.69
中東・北アフリカ		1	5.10	12.15	—	—	—
中南米		—	—	—	1	3.20	17.44
大洋州		—	—	—	—	—	—
東欧・中央アジア		3	5.20	12.39	1	2.60	14.17
合計		12	41.98	100.00	7	18.35	100.00

第4節 技術協力

1 実績

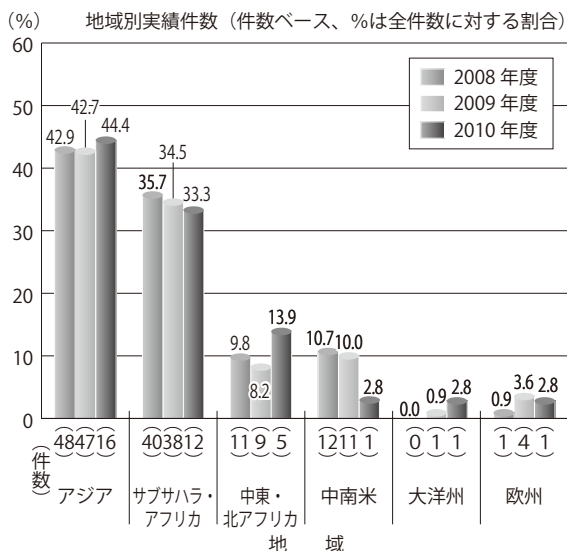
図表24 政府全体の技術協力の地域・形態別実績 (2010年)

地域	形態	総額		総人		研修員受入		専門家派遣			調査団派遣			
		百万円	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円
アジア		98,320.1	32.11	131,406	79.66	22,163	53.39	13,865.6	6,857	64.95	13,116.6	2,560	47.55	10,535.1
サブサハラ・アフリカ		35,808.5	11.70	16,776	10.17	11,673	28.12	4,822.2	1,516	14.36	5,608.3	1,238	22.99	8,176.6
中東・北アフリカ		15,818.5	5.17	5,835	3.54	2,548	6.14	2,176.7	931	8.82	2,116.0	576	10.70	2,983.4
中南米		21,191.3	6.92	6,741	4.09	3,125	7.53	3,783.2	860	8.15	3,743.0	507	9.42	3,095.1
大洋州		4,458.0	1.46	1,430	0.87	499	1.20	607.8	207	1.96	614.1	149	2.77	569.8
欧州		2,190.7	0.72	1,399	0.85	429	1.03	623.5	113	1.07	372.2	119	2.21	487.6
複数地域にまたがる援助等		128,365.5	41.93	1,381	0.84	1,073	2.58	3,623.0	73	0.69	334.6	235	4.36	1,532.0
合計		306,152.6	100.00	164,968	100.00	41,510	100.00	29,502.2	10,557	100.00	25,904.8	5,384	100.00	27,379.7

地域	形態	協力隊派遣			留学生受入			調査研究その他		
		人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円
アジア		1,434	27.95	4,162.5	98,388	96.10	31,379.6	4	57.14	25,260.6
サブサハラ・アフリカ		1,651	32.18	1,385.4	695	0.68	220.6	3	42.86	11,155.8
中東・北アフリカ		393	7.66	5,824.9	1,387	1.35	440.2	0	-	6,716.8
中南米		1,180	23.00	4,672.9	1,069	1.04	378.9	0	-	5,518.0
大洋州		470	9.16	1,553.7	105	0.10	33.3	0	-	1,079.3
欧州		2	0.04	7.3	736	0.72	233.6	0	-	466.5
複数地域にまたがる援助等		0	-	332.1	0	-	40.5	0	-	122,503.3
合計		5,130	100.00	17,938.8	102,380	100.00	32,726.7	7	100.00	172,700.4

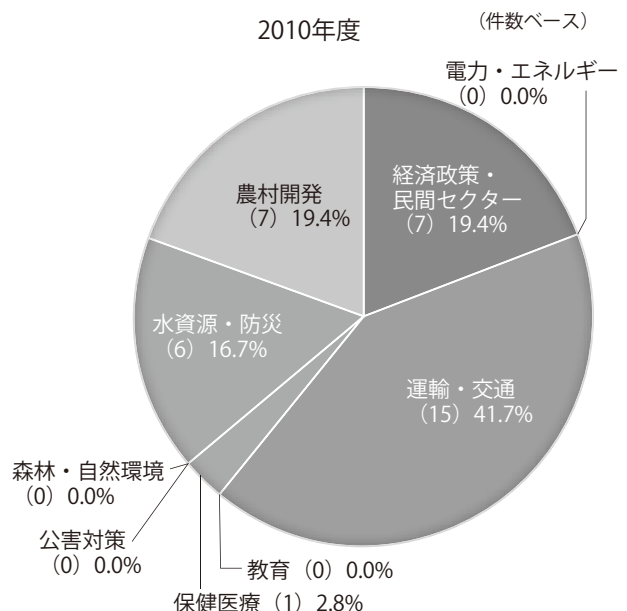
- * 1 複数地域にまたがる援助とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- * 2 東欧および卒業国向け援助を含む。
- * 3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- * 4 地域分類は外務省地域分類による。

図表25 開発計画調査型技術協力の地域別実績



* 受託費を含む。

図表26 開発計画調査型技術協力の分野別実績



図表27 技術協力の地域・形態別実績 (JICA実績)

形態 地域別	経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		その他ボランティア派遣		機材供与		その他	
	千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%
アジア	57,555,018	34.1	12,573	50.2	6,004	62.2	4,252	56.8	1,047	26.4	375	30.1	1,632,688	38.7	27,972,151	30.4
	(-)		(12,027)	(50.2)	(5,303)	(63.9)	(4,022)	(57.1)	(400)	(27.4)	(127)	(29.3)	(-)	(-)	(-)	(-)
サハラ以南のアフリカ	33,909,693	20.1	7,725	30.8	1,689	17.5	1,506	20.1	1,582	39.9	71	5.7	1,149,744	27.2	13,716,919	14.9
	(-)		(7,547)	(31.5)	(1,365)	(16.5)	(1,397)	(19.8)	(589)	(40.4)	(25)	(5.8)	(-)	(-)	(-)	(-)
中東・北アフリカ	9,897,090	5.9	1,793	7.2	587	6.1	527	7.0	238	6.0	115	9.2	644,082	15.3	3,958,683	4.3
	(-)		(1,668)	(7.0)	(487)	(5.9)	(492)	(7.0)	(73)	(5.0)	(31)	(7.2)	(-)	(-)	(-)	(-)
北米・中南米	17,853,863	10.6	2,090	8.3	871	9.0	619	8.3	754	19.0	523	41.9	432,983	10.3	5,608,328	6.1
	(-)		(1,934)	(8.1)	(700)	(8.4)	(576)	(8.2)	(257)	(17.6)	(187)	(43.2)	(-)	(-)	(-)	(-)
大洋州	3,956,142	2.3	448	1.8	376	3.9	114	1.5	347	8.7	128	10.3	122,425	2.9	1,039,775	1.1
	(-)		(420)	(1.8)	(337)	(4.1)	(101)	(1.4)	(140)	(9.6)	(51)	(11.8)	(-)	(-)	(-)	(-)
欧州	2,183,583	1.3	416	1.7	121	1.3	183	2.4	-	-	7	0.6	13,410	0.3	610,593	0.7
	(-)		(382)	(1.6)	(104)	(1.3)	(181)	(2.6)	(-)	(-)	(6)	(1.4)	(-)	(-)	(-)	(-)
国際機関	177,724	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	28	2.2	-	-	-	-
	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(6)	(1.4)	(-)	(-)	(-)	(-)
区分不能	43,233,933	25.6	-	-	-	-	290	3.9	-	-	-	-	224,349	5.3	39,136,313	42.5
	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(277)	(3.9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	168,767,046	100.0	25,045	100.0	9,648	100.0	7,491	100.0	3,968	100.0	1,247	100.0	4,219,681	100.0	92,042,762	100.0
	(-)		(23,978)	(100.0)	(8,296)	(100.0)	(7,046)	(100.0)	(1,459)	(100.0)	(433)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
アジア	1,724,628,628	42.6	250,299	54.2	67,104	62.3	124,673	55.0	10,513	29.0	1,666	31.3	222,834,760	51.3	110,662,322	19.7
サハラ以南のアフリカ	604,002,720	14.9	88,915	19.2	10,005	9.3	31,064	13.7	11,535	31.8	210	3.9	50,837,002	11.7	44,576,720	7.9
中東・北アフリカ	278,233,313	6.9	33,998	7.4	7,308	6.8	17,167	7.6	2,477	6.8	552	10.4	31,758,911	7.3	15,421,826	2.7
北米・中南米	753,808,052	18.6	60,641	13.1	16,882	15.7	34,645	15.3	7,946	21.9	2,217	41.7	97,809,438	22.5	46,101,123	8.2
大洋州	114,086,340	2.8	10,694	2.3	2,074	1.9	5,714	2.5	3,070	8.5	485	9.1	8,661,645	2.0	5,474,887	1.0
欧州	107,775,102	2.7	12,068	2.6	2,612	2.4	7,497	3.3	617	1.7	51	1.0	12,131,150	2.8	4,151,984	0.7
国際機関	30,015,984	0.7	5,323	1.2	1,623	1.5	-	-	140	0.4	138	2.6	1,306,598	0.3	214,902	0.0
区分不能	436,997,317	10.8	1	0.0	124	0.1	5,795	2.6	-	-	-	-	9,298,049	2.1	334,882,320	59.6
合計	4,049,547,456	100.0	461,939	100.0	107,732	100.0	226,555	100.0	36,298	100.0	5,319	100.0	434,637,553	100.0	561,486,084	100.0

*1 2010年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。

*2 実績なしは-(ハイフン)で表示。

*3 アフリカ・アジア・大洋州・中東・北アフリカ・欧州・国際機関に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみを派遣数とされており、これらを累積したもの。

*4 青年海外協力隊の数は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみを派遣数とされており、これらを累積したもの。

図表28 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA実績)

形態	分野	合計人数		計画・行政		公共・公益事業			農林水産			鉱工業		エネルギー		商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他
		計画	開発	行政	公益事業	運輸	社会	通信・放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業	エネルギー	貿易	観光	人的資源	科学・文化			
研修員受入	構成比(%)	25,045	1,343	6,632	1,426	831	858	288	1,803	256	951	301	22	430	793	677	239	3,710	30	3,814	524	117
		(23,978)	(1,303)	(6,494)	(1,374)	(806)	(806)	(277)	(1,624)	(233)	(906)	(273)	(20)	(354)	(772)	(633)	(238)	(3,448)	(18)	(3,761)	(524)	(114)
専門家派遣	構成比(%)	1000	54	265	57	33	34	1.1	7.2	1.0	3.8	1.2	0.1	1.7	3.2	2.7	1.0	14.8	0.1	15.2	2.1	0.5
		(1000)	(54)	(27.1)	(5.7)	(3.4)	(3.4)	(1.2)	(6.8)	(1.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)	(1.5)	(3.2)	(2.6)	(1.0)	(14.4)	(0.1)	(15.7)	(2.2)	(0.5)
調査団派遣	構成比(%)	9,648	525	1,463	620	660	652	86	927	94	405	122	11	112	354	335	90	1,109	79	1,133	458	413
		(8,296)	(414)	(1,299)	(580)	(603)	(590)	(66)	(725)	(75)	(364)	(103)	(9)	(94)	(336)	(297)	(79)	(933)	(73)	(984)	(420)	(252)
調査団派遣	構成比(%)	1000	54	152	64	68	68	0.9	9.6	1.0	4.2	1.3	0.1	1.2	3.7	3.5	0.9	11.5	0.8	11.7	4.7	4.3
		(1000)	(50)	(15.7)	(7.0)	(7.3)	(7.1)	(0.8)	(8.7)	(0.9)	(4.4)	(1.2)	(0.1)	(1.1)	(4.1)	(3.6)	(1.0)	(11.2)	(0.9)	(11.9)	(5.1)	(3.0)
調査団派遣	構成比(%)	7,491	532	337	775	1,699	772	100	518	38	125	90	60	132	943	132	77	384	23	247	48	459
		(7,046)	(505)	(333)	(720)	(1,599)	(705)	(96)	(451)	(38)	(115)	(69)	(60)	(117)	(912)	(130)	(71)	(377)	(23)	(234)	(39)	(452)
協力隊派遣	構成比(%)	1000	7.1	4.5	10.3	22.7	10.3	1.3	6.9	0.5	1.7	1.2	0.8	1.8	12.6	1.8	1.0	5.1	0.3	3.3	0.6	6.1
		(1000)	(7.2)	(4.7)	(10.2)	(22.7)	(10.0)	(1.4)	(6.4)	(0.5)	(1.6)	(1.0)	(0.9)	(1.7)	(12.9)	(1.8)	(1.0)	(5.4)	(0.3)	(3.3)	(0.6)	(6.4)
ボランティア	構成比(%)	3,968	6	337	17	2	60	8	722	40	17	12	-	143	-	1	34	1,357	206	739	218	49
		(1,459)	(2)	(134)	(4)	(-)	(22)	(1)	(264)	(10)	(5)	(3)	(-)	(55)	(-)	(1)	(9)	(518)	(73)	(254)	(87)	(17)
移住者事業等	構成比(%)	1000	0.2	8.5	0.4	0.1	1.5	0.2	18.2	1.0	0.4	0.3	-	3.6	-	0.0	0.9	34.2	5.2	18.6	5.5	1.2
		(1000)	(0.1)	(9.2)	(0.3)	(-)	(1.5)	(0.1)	(18.1)	(0.7)	(0.3)	(0.2)	(-)	(3.8)	(-)	(0.1)	(0.6)	(35.5)	(5.0)	(17.4)	(6.0)	(1.2)
移住者事業等	構成比(%)	1,247	-	124	46	18	56	33	85	12	4	25	2	151	15	97	24	302	71	68	79	35
		(433)	(-)	(43)	(15)	(5)	(24)	(12)	(26)	(4)	(2)	(11)	(1)	(46)	(5)	(26)	(14)	(115)	(26)	(29)	(17)	(12)
移住者事業等	構成比(%)	1000	-	99	3.7	1.4	4.5	2.6	6.8	1.0	0.3	2.0	0.2	12.1	1.2	7.8	1.9	24.2	5.7	5.5	6.3	2.8
		(1000)	(-)	(9.9)	(3.5)	(1.2)	(5.5)	(2.8)	(6.0)	(0.9)	(0.5)	(2.5)	(0.2)	(10.6)	(1.2)	(6.0)	(3.2)	(26.6)	(6.0)	(6.7)	(3.9)	(2.8)
移住者事業等	構成比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
研修員受入	構成比(%)	461,939	14,468	81,797	13,322	21,030	15,204	18,055	44,327	7,759	8,457	11,706	4,021	23,264	9,764	15,585	2,756	97,876	2,160	56,882	9,509	3,997
		(1000)	(31)	(17.7)	(2.9)	(4.6)	(3.3)	(3.9)	(9.6)	(1.7)	(1.8)	(2.5)	(0.9)	(5.0)	(2.1)	(3.4)	(0.6)	(21.2)	(0.5)	(12.3)	(2.1)	(0.9)
専門家派遣	構成比(%)	107,732	3,608	10,981	3,300	8,142	5,606	3,417	12,633	2,591	4,060	3,825	1,945	5,286	2,131	1,680	473	11,575	1,450	18,081	4,896	2,052
		(1000)	(3.3)	(10.2)	(3.1)	(7.6)	(5.2)	(3.2)	(11.7)	(2.4)	(3.8)	(3.6)	(1.8)	(4.9)	(2.0)	(1.6)	(0.4)	(10.7)	(1.3)	(16.8)	(4.5)	(1.9)
調査団派遣	構成比(%)	226,555	11,953	11,339	15,753	31,044	21,107	5,429	27,471	1,963	6,848	6,596	9,462	13,484	14,973	13,74	1,555	11,706	883	14,673	1,406	17,536
		(1000)	(5.3)	(5.0)	(7.0)	(13.7)	(9.3)	(2.4)	(12.1)	(0.9)	(3.0)	(2.9)	(4.2)	(6.0)	(6.6)	(0.6)	(0.7)	(5.2)	(0.4)	(6.5)	(0.6)	(7.7)
協力隊派遣	構成比(%)	36,298	96	3,299	178	191	1,763	718	5,235	1,097	489	628	26	3,346	38	76	119	9,822	2,616	5,462	397	702
		(1000)	(0.3)	(9.1)	(0.5)	(4.9)	(2.0)	(14.4)	(3.0)	(1.3)	(1.3)	(1.7)	(0.1)	(9.2)	(0.1)	(0.2)	(0.3)	(27.1)	(7.2)	(15.0)	(1.1)	(1.9)
その他ボランティア	構成比(%)	5,319	103	514	131	118	253	121	345	58	21	89	16	804	55	429	90	1,168	286	298	235	185
		(1000)	(1.9)	(9.7)	(2.5)	(4.8)	(2.3)	(6.5)	(1.1)	(1.1)	(0.4)	(1.7)	(0.3)	(15.1)	(1.0)	(8.1)	(1.7)	(22.0)	(5.4)	(5.6)	(4.4)	(3.5)
移住者事業等	構成比(%)	73,437	-	96	5	2	33	80	608	29	2	6	1	292	7	100	18	217	11	56	10	71,864
		(1000)	(-)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(97.9)

* 1 2010年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。
* 2 実績なしはー(ハイフン)で表示。

2 事業の概要

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年

● 経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足、アジアからの研修員16名(二国間ベース)の受入れにより開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国に受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野で人材育成支援や課題解決の促進を行うことを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員を招へいし当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修(第二国研修)」、周辺諸国の研修員を招へいして開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修(第二国研修)および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの(集団型研修)から、個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの(個別型研修)まで、様々な実施形態がある。コース自体は、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに適した形態を選択することができ、カリキュラムもコース目的により中核人材育成型、人材育成普及型、課題解決促進型、国際対話型まで多様である。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は2週間から1年までである。研修の実施は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGO等の協力・連携により行われる。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在すること

により日本の産業・文化等に触れ、また、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親善にも貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討し、当該国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定の上、日本の在外公館から毎年開発途上国政府窓口機関に通報する。その後、研修コースごとに開発途上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通報する。

● 決定後の案件実施の仕組み

受入決定後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コースまたは個々の要請内容に基づいて、JICAが設定した研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度実績は次のとおり。

(1) 本邦研修:141か国・地域から1万1,177名の研修員を新規に受け入れ、前年度からの継続の人数を合わせると1万2,051名であった。

当年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、まず、あらかじめ設定した研修コースや個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修(8,048名)があり、途上国政府が経費を負担する有償研修(2名)、国際機関を通じた国際機関研修(0名)、日系人対象の研修(124名)、移住者またはその子弟を対象とした移住研修(64名)、地域の地方自治体やNGOとの連携による草根技術協力事業地域提案型研修(216名)、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修(1,460名)、円借款事業関連の研修(1,263名)があった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及することを促進するための研修として、現地国内研修を実施した(9,067名)。

(3) 第三国研修

開発途上国の中で当該分野に比較優位のある国等を拠点として、その他の周辺にある途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した(3,734名)。

● 地域別実績

(2010年度・新規人数) (単位:人)

地 域	本 邦 研 修 員	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
ア ジ ア	5,240	4,302	1,432	10,974
サブサハラ・アフリカ	1,669	4,629	1,026	7,324
中東・北アフリカ	799	80	753	1,632
北米・中南米	1,390	—	497	1,887
大 洋 州	258	56	23	337
欧 州	361	—	3	364
国 際 機 関	—	—	—	—
合 計	9,717	9,067	3,734	22,518

* 1 本邦研修員は、移住研修員を含む。また、青年研修員は含まない。
* 2 アフガニスタンはアジア地域、スーダンはアフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● 分野別実績

(2010年度・新規人数) (単位:人)

中分類名	本 邦 研 修 員	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
開 発 計 画	417	754	132	1,303
行 政	2,605	2,883	521	6,009
公 益 事 業	608	329	437	1,374
運 輸 交 通	666	—	140	806
社 会 基 盤	540	172	94	806
通 信 ・ 放 送	156	50	20	226
農 業	731	163	602	1,496
畜 産	107	90	36	233
林 業	194	635	77	906
水 産	140	—	120	260
鉱 業	20	—	—	20
工 業	207	—	27	234
エ ネ ル ギ ー	419	—	353	772
商 業 ・ 貿 易	461	—	172	633
観 光	170	—	9	179
人 的 資 源	1,018	1,717	423	3,158
科 学 ・ 文 化	18	—	—	18
保 健 ・ 医 療	898	2,274	472	3,644
社 会 福 祉	270	—	99	369
そ の 他	72	—	—	72
合 計	9,717	9,067	3,734	22,518

* 本邦研修員は、移住研修員を含む。また、青年研修員は含まない。

② 青年研修事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1984年

● 経緯・目的

1983年5月に中曽根総理大臣(当時)がASEAN諸国を公式訪問した際、将来の国づくりを担う青年を日本に招へいし、友好・協力関係を培うことを目的として、「21世紀のための友情計画」を提唱し、各国から賛同を得たことにより、1984年度からASEAN諸国を対象に開始し、その後対象国・地域を順次拡大してきた。

この青年招へい事業は、2007年に改編され、より各国の開発課題に関する知見の習得に重点を置いた青年研修事業として実施されることとなった。

2. 事業の仕組み

● 概 要

本事業は、開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、これら諸国から将来のリーダー的役割を担う青

年層(20歳～35歳)を日本に約18日間受け入れ、各専門分野における日本の有する基礎的な技術/知識の習得と日本の発展の経緯/背景を学び理解する研修を実施する。実施はJICAが担当している。

本研修を通じ、同青年層の将来の課題解決への取組に資する技術分野の基礎的知識の向上や新たな気づきを通じた意識の向上を目的としている。本事業は受入対象国の人材育成、日本の技術移転の基盤形成に寄与する一方で、これら青年を受け入れる日本の各地方の国際化および国際協力への理解増進にも寄与している。

● 実施の仕組み

毎年あらかじめ日本側から提案する研修コース内容における開発途上国からの要請を受け、日本において検討した結果を日本の在外公館から開発途上国政府窓口機関に通報し、実施のための国際約束を締結する。その後、研修コースごとに開発途上国から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受け入れを決定する。

3.最近の活動内容

● 概要

2010年度新規実績は参加国109か国、1,460名であった。

● 地域別実績

(単位:人)

地域	2009年度	2010年度
アジア	1,054	1,053
サブサハラ・アフリカ	186	223
中南米	47	47
大洋州	85	83
中東・欧州	58	54
合計	1,430	1,460

● 受入分野別実績

(単位:人)

分野	2009年度	2010年度
開発計画	30	—
行政	465	509
通信・放送	54	51
水産	—	13
農業	133	128
商業・貿易	22	59
工業	120	120
人的資源	385	290
保健・医療	166	117
社会福祉	31	131
その他	24	42
合計	1,430	1,460

4.より詳細な情報

● 書籍等

- ・「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等

● ホームページ

- ・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

③ 技術協力プロジェクト

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年から「技術協力プロジェクト」として再構築を行う。

● 経緯・目的

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与の3つの投入を、一つの協力事業(プロジェクト)として有機的に組み合わせながら一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

近年、開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うことを目的として、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これにより相手国政府の広範なニーズに応じることがより容易となっている。

2.事業の仕組み

● 概要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の社会・経済の発展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の中に位置付けられた開発対象分野において、相手国の要請に応じ、JICAが相手国とともに、特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、相手国の共同事業として実施されるものである。また、相手国の社会経済開発に必要な人材の育成、研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、期待される開発効果を実現するために実施されるものである。なお、一定期間事業運営に関する協力を行い、協力終了後は開発途上国の運営に引き継がれていくものである。

プロジェクトでは、経済的自立発展、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・エイズ、男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入の中で重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者(カウンターパート)に移転されるが、この場合、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。

近年の開発途上国のニーズの多様化に合わせて、民間・NGOに知識やノウハウが蓄積されていると考えられる分野については民間から専門家を採用することがある。また、かつて日本の技術移転により、現地ニーズに適確に対応できる技術力を備えた他国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い(第三国研修)、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録(R/D: Record of Discussion)を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度の実績は、実施国数92か国、実施件数722件であった。

● 主要な事業

(1) 経済基盤開発分野では、基本的な社会基盤の整備への協力として都市・都市地域開発、運輸交通、情報通信技術分野の支援に取り組んでおり、32か国・地域において71件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
アフガニスタン	カブール首都圏開発計画推進プロジェクト
カンボジア、ラオス、ベトナム	東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト
フィジー	南太平洋大学ICTキャパシティビルディングプロジェクト

(2) 公共政策分野では、法・司法制度や行財政制度をはじめとする国家・社会の基本的な仕組みの整備を支援するとともに、分野横断的な課題としてジェンダー主流化、平和構築、貧困削減などにも取り組んでいる。また「日本センター」事業にも取り組み、37か国・地域において94件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
ベトナム	法・司法制度改革支援プロジェクト
インドネシア	市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2
タンザニア	地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクト
ケニア、ウガンダ、タンザニア	東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト
モンゴル	モンゴル日本人材開発センタープロジェクト フェーズII
アフガニスタン	女性の貧困削減プロジェクト
スーダン	ダルフル・暫定統治3地域における人材育成プロジェクト

(3) 人間開発分野では、①教育(基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練)、②社会保障(障害者支援、社会保険、社会福祉、労働・雇用)、③保健医療(感染症対策、母子保健、保健システム、保健人材)の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、64か国において193件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
アフガニスタン	識字教育強化プロジェクト フェーズ2
グアテマラ	算数指導力向上プロジェクト フェーズ2
エチオピア	理数科教育改善プロジェクト
セネガル	教育環境改善プロジェクト フェーズ2
アジア地域	アセアン工学系高等教育ネットワーク プロジェクト フェーズ2
エジプト	エジプト日本科学技術大学プロジェクト
ルワンダ	トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト
スーダン	南部スーダン基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト フェーズ2
タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクト フェーズ2
マレーシア	労働安全衛生行政支援プロジェクト
タンザニア	州保健行政システム強化プロジェクト
スーダン	フロントライン母子保健強化向上プロジェクト
ミャンマー	主要感染症対策プロジェクト
ベトナム	高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト
アフガニスタン	結核対策プロジェクト フェーズ2
グアテマラ	ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母と子どもの健康プロジェクト
大洋州地域	地域保健看護師のための「現場ニーズに基づく現任研修」強化プロジェクト

(4) 地球環境分野では、近年大きな問題となっている、生物多様性保全、気候変動に係る緩和策および適応策、また、地震・津波等の防災対策といった新たな分野の協力を含めた、複雑化する環境問題に対処するために、①自然環境保全、②環境管理(公害対策・廃棄物管理)、③水資源・防災のような従来の取組を軸に、幅広い地球環境問題に対する協力として、62か国・地域において133件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
ラオス	森林減少抑制のための参加型森林・土地管理
大洋州地域	大洋州地域廃棄物管理改善プロジェクト
ブルキナファソ	第二次中央プラトー・南部中央地方飲料水供給計画
ブータン	ヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究
コソボ	循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト
フィリピン	地震・火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト
マリ	モプチ県における自然資源のワイズユースを通じたニジェール川中央デルタ保全調査

(5) 農村開発分野では、「農業・農村開発」および「水産」の2つの課題に関する技術協力を展開している。これら課

題への積極的な対応は「人間の安全保障」、また、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の目標1「極度の貧困と飢餓の撲滅」の達成に向けた重要な取組であり、60か国において145件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
インドネシア	マンゴーにおけるミバエ類検疫技術向上計画
カンボジア	トンレサップ西部地域農業生産性向上プロジェクト
ウズベキスタン	水管理改善プロジェクト
アフガニスタン	ナンガルハール稲作農業改善プロジェクト
シリア	節水灌漑農業普及計画 フェーズ2
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画 フェーズ2
ウガンダ	ネリカ米振興計画
タンザニア	県農業開発計画灌漑事業推進・能力強化計画
ミャンマー	小規模養殖普及による住民の生計向上事業
ベナン	内水面養殖プロジェクト

(6) 産業開発分野では、民間センター開発、資源・省エネルギーの3つのサブセクターに関する技術協力を展開している。いずれも経済成長を通じた貧困削減および世界的な気候変動への対応の観点からその取組を強化することが重要な課題となっており、30か国・地域において32件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

国・地域名	案 件 名
エチオピア	品質/生産性向上(カイゼン)計画調査
チュニジア	品質/生産性向上プロジェクト
カンボジア	投資関連サービス向上プロジェクト
インドネシア	経済特別地域(SEZ)開発マスタープラン
エジプト	貿易研修センタープロジェクト フェーズ3
マラウイ	一村一品運動のための制度構築と人材養成プロジェクト
パレスチナ自治区	ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA能力強化プロジェクト
メキシコ	マキラドーラ地域における電気製品産業人材育成プロジェクト
フィリピン	電力協同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト
ルワンダ	効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト
スリランカ	省エネルギー普及促進プロジェクト
ガーナ	太陽光発電普及のための人材育成プロジェクト

● 分野別・地域別実施件数

2010年度

(単位:件)

分野 地域	経済 開発	公共 政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	産業 開発	合計
ア ジ ア	52	67	80	67	57	33	356
サブハラ・アフリカ	10	15	61	26	36	14	162
中東・北アフリカ	1	2	16	11	11	6	47
中 南 米	6	9	33	40	28	12	128
大 洋 州	2	1	3	8	2	—	16
欧 州	4	1	2	3	2	1	13
合 計	75	95	195	155	136	66	722

- * 1 年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。
- * 2 技術協力プロジェクト案件のみ対象(科学技術案件、開発計画調査型技術協力および受託費による開発計画調査型技術協力を除く)。

4.より詳細な情報

● 書籍等

- ・「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等

● ホームページ

- ・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

④ 技術協力専門家派遣

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

● 目的

相手国政府に対する高度な政策提言を随時行い、能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を支援することにより、開発効果を発現させることを目的としている。

2.事業の仕組み

● 概要

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関(主として中央政府または政府関係機関)に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国のカウンターパートに対し政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートとともに現地適合技術や制度の開発、啓発や普及等の幅広い活動も行っている。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国(第三国)の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている(第三国専門家派遣)。これは、日本の実施する技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本が当該第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書をもって出された専門家派遣要請案件は、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討、審査の上、当該要請案件の採択、不採択を決定する。近年は専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するだけではなく、相手国の開発課題を十分に把握し、より総合的な視点でどのような協力が最も適切かという観点から案件の審査・検討を行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家のリクルートを行い、派遣前研修(派遣期間1年未満の短期専門家の場合は本人の希望により受講)を経て日本の費用負担により派遣している。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2010年度は、計111か国・地域、計7,698名(新規・継続を含む)の専門家を派遣した。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続区分	アジア	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	区分不能 ^{*2}	総計
2009年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	2,841	580	315	466	93	44	29	4,368
		継続	403	139	50	94	6	10	—	702
		合計	3,244	719	365	560	99	54	29	5,070
	一般技術専門家	新規	120	57	20	47	14	7	5	270
		継続	86	28	16	18	3	—	2	153
		合計	206	85	36	65	17	7	7	423
	有償資金協力専門家(有償) ^{*1}	新規	444	25	13	23	3	—	—	508
		継続	42	6	3	2	—	—	—	53
		合計	486	31	16	25	3	—	—	561
	有償資金協力専門家(個別) ^{*1}	新規	8	1	1	1	—	1	—	12
継続		13	—	—	2	—	—	—	15	
合計		21	1	1	3	—	1	—	27	
在外技術研修講師(有償) ^{*1}	新規	2	—	—	—	—	—	—	2	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	2	—	—	—	—	—	—	2	
第三国専門家	新規	—	1	—	46	—	—	—	47	
	継続	—	4	—	2	—	—	—	6	
	合計	—	5	—	48	—	—	—	53	
在外技術研修講師	新規	47	4	10	10	4	—	—	75	
	継続	—	1	—	—	—	—	—	1	
	合計	47	5	10	10	4	—	—	76	
国際機関専門家	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	
	継続	—	1	1	—	—	—	—	2	
	合計	—	1	1	—	—	—	—	2	
合計	新規	3,462	668	359	593	114	52	34	5,282	
	継続	544	179	70	118	9	10	2	932	
	合計	4,006	847	429	711	123	62	36	6,214	
2010年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	3,327	980	386	412	109	84	—	5,298
		継続	392	169	51	91	17	9	—	729
		合計	3,719	1,149	437	503	126	93	—	6,027
	一般技術専門家	新規	102	72	23	56	17	8	—	278
		継続	84	41	12	34	6	3	—	180
		合計	186	113	35	90	23	11	—	458
	有償資金協力専門家(有償) ^{*1}	新規	505	60	25	42	—	—	—	632
		継続	46	11	4	1	—	—	—	62
		合計	551	71	29	43	—	—	—	694
	有償資金協力専門家(個別) ^{*1}	新規	264	8	8	30	16	8	—	334
継続		39	1	4	6	1	—	—	51	
合計		303	9	12	36	17	8	—	385	
在外技術研修講師(有償) ^{*1}	新規	14	—	—	—	—	—	—	14	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	14	—	—	—	—	—	—	14	
第三国専門家	新規	2	2	—	48	—	—	—	52	
	継続	—	1	—	1	—	—	—	2	
	合計	2	3	—	49	—	—	—	54	
在外技術研修講師	新規	33	12	12	6	3	—	—	66	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	33	12	12	6	3	—	—	66	
国際機関専門家	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	新規	4,247	1,134	454	594	145	100	—	6,674	
	継続	561	223	71	133	24	12	—	1,024	
	合計	4,808	1,357	525	727	169	112	—	7,698	

*1 円借款事業の迅速化または開発効果増大に寄与することが見込まれる案件において、有償勘定にて経理する専門家。

*2 区分不能:複数地域にまたがる援助等。

*3 実績なしは—(ハイフン)で表示。

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転を行う専門家派遣を行った。

運輸交通分野では、キルギス共和国運輸通信省に道路行政アドバイザーを派遣し、同国の道路整備計画や予算システムの見直しに対し助言を行ったほか、都市開発分野では、ザンビア共和国に都市計画アドバイザーを派遣し、都市計画策定に関する首都ルサカ市行政職員の能力向上に協力を行った。また、情報通信・放送分野では、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、ペルーなどに地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を派遣した。

平和構築分野では、スーダンの社会再統合委員会に専門家を派遣し、元戦闘員、児童兵等の社会復帰に係る生計手段確立のための技術訓練計画策定等に助言を行っている。

ガバナンス分野ではケニア首相府に経済アドバイザーを派遣し、ケニア首相に対して財政運営全般に関するアドバイスをを行っているほか、新憲法制定に向けて法整備を進めているネパールに、民法の起草・立法化支援のためのアドバイザーを派遣している。

ジェンダー主流化では、アフガニスタンやカンボジアにおいて女性課題省の政策提言能力の向上等に係る支援を継続するとともに、暴力とジェンダー、とりわけ人身取引対策に係る協力をベトナムやミャンマーで行っている。

農業分野については、アフリカの稲作分野の人材の栽培技術や種子生産の能力強化を支援しており、教育分野

では、ラオス教育省に教育政策アドバイザーを派遣し、同国の教育政策・制度改善に係る助言を行うとともに、日本協力案件間および他ドナーとの連携促進を支援している。保健分野については、バングラデシュ保健省官房局に専門家が配属され、バングラデシュ国保健システムの強化に向けた政策レベルでの働きかけを行う役割を果たすとともに、ドナー会議の場などを通じて次期セクタープログラム(2011~2016)形成過程に貢献している。

産業分野では、ディーゼル発電に電力供給を依存しているパラオに電力供給改善アドバイザーを派遣し、発電計画や設備維持管理計画の策定に係る技術移転をパラオ電力公社に対して実施し、特に持続性の確保を念頭に置いたディーゼル発電の運用および保守管理計画の策定に貢献している。また、ボリビアには持続的鉱業計画アドバイザーを派遣し、中長期的に円滑かつ持続可能な資源開発が行われるための鉱業政策や技術の情報等を提供し、環境関連技術等への関連の助言を行っている。そのほかにも、カウンターパート機関である鉱山冶金省への助言に加え、鉱山公社に対して資源開発プログラム等の計画策定・実施能力の強化を支援しており、研修やセミナー等の実施を通して環境面を含む各種技術や制度の紹介を行っている。

また、周辺国に比べて資源の乏しいキルギスでは重要産業と位置付けられる情報通信技術の政策立案に関する助言を行っている。そのほか、ナミビア、タンザニアには産業政策アドバイザーを派遣し、貿易・投資・中小企業振興等を包括的に進めるための助言を実施している。

● 専門家分野別人数の推移

(単位:人)

年 度	分類名 形態名	新規 継続 区分 合計	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信・ 放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業・ 買 易	観 光	人 的 資 源	科 学・ 文 化	保 健・ 医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2009 年度	技術協力プロ ジェクト専門家	新規	176	855	276	430	254	45	420	38	70	78	1	81	99	94	37	673	17	620	65	39	4,368
		継続	35	104	23	24	27	5	128	20	37	16	-	13	3	11	3	111	1	107	29	5	702
		合計	211	959	299	454	281	50	548	58	107	94	1	94	102	105	40	784	18	727	94	44	5,070
	一般技術専門家	新規	22	49	7	19	11	12	25	3	4	6	2	16	10	26	-	12	4	26	5	11	270
		継続	22	23	4	14	9	1	22	1	3	10	-	4	5	6	-	11	2	10	3	3	153
		合計	44	72	11	33	20	13	47	4	7	16	2	20	15	32	-	23	6	36	8	14	423
	有償資金協力 専門家(有償)*	新規	16	77	58	84	40	66	21	-	7	-	-	-	58	2	22	24	4	2	-	27	508
		継続	2	9	1	4	3	4	9	-	7	-	-	-	3	-	4	4	3	-	-	-	53
		合計	18	86	59	88	43	70	30	-	14	-	-	-	61	2	26	28	7	2	-	27	561
	有償資金協力 専門家(個別)*	新規	-	2	-	4	-	-	1	-	1	-	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	12
継続		3	2	-	3	1	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	15	
合計		3	4	-	7	1	-	4	-	1	-	-	-	4	2	-	-	1	-	-	-	27	
在外技術研修 講師(有償)*	新規	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
第三国専門家	新規	-	14	5	-	2	-	9	-	2	11	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	47	
	継続	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
	合計	-	14	5	-	2	-	12	3	2	11	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	53	
在外技術研修講師	新規	5	23	2	4	4	5	1	5	2	4	-	3	2	1	-	2	-	9	1	2	75	
	継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
	合計	5	23	2	4	4	5	1	5	2	4	-	3	2	1	-	3	-	9	1	2	76	
国際機関専門家	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	継続	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	合計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
合計	新規	219	1,020	348	543	311	128	477	46	86	99	3	100	170	125	59	711	26	661	71	79	5,282	
	継続	63	138	28	45	40	10	166	24	47	26	-	17	14	17	7	127	6	117	32	8	932	
	合計	282	1,158	376	588	351	138	643	70	133	125	3	117	184	142	66	838	32	778	103	87	6,214	
2010 年度	技術協力プロ ジェクト専門家	新規	262	957	286	393	460	47	408	58	295	56	-	51	227	219	33	728	27	627	163	1	5,298
		継続	19	114	21	25	34	10	139	16	36	10	-	10	4	18	3	133	-	105	30	2	729
		合計	281	1,071	307	418	494	57	547	74	331	66	-	61	231	237	36	861	27	732	193	3	6,027
	一般技術専門家	新規	20	37	8	14	15	7	27	2	8	6	2	10	17	49	3	17	9	26	1	-	278
		継続	21	19	1	13	11	10	26	3	1	9	2	7	5	15	-	14	2	15	5	1	180
		合計	41	56	9	27	26	17	53	5	9	15	4	17	22	64	3	31	11	41	6	1	458
	有償資金協力 専門家(有償)*	新規	-	173	88	80	94	-	34	-	15	-	-	-	52	7	25	22	21	3	-	18	632
		継続	-	13	11	4	7	-	11	-	3	-	-	-	6	-	-	3	4	-	-	-	62
		合計	-	186	99	84	101	-	45	-	18	-	-	-	58	7	25	25	25	3	-	18	694
	有償資金協力 専門家(個別)*	新規	53	40	40	73	7	1	13	-	3	-	7	3	25	5	12	15	7	-	-	30	334
継続		10	3	1	11	2	-	4	-	-	-	-	-	2	2	8	1	-	-	-	7	51	
合計		63	43	41	84	9	1	17	-	3	-	7	3	27	7	20	16	7	-	-	37	385	
在外技術研修 講師(有償)*	新規	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
	継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
第三国専門家	新規	-	7	4	-	1	-	7	6	3	16	-	-	-	-	-	-	2	-	6	-	52	
	継続	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	
	合計	-	7	4	-	1	-	8	6	3	16	-	-	-	-	-	-	2	-	6	-	54	
在外技術研修講師	新規	4	11	3	4	3	4	5	2	-	4	-	-	-	7	-	4	-	13	2	-	66	
	継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	4	11	3	4	3	4	5	2	-	4	-	-	-	7	-	4	-	13	2	-	66	
国際機関専門家	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	新規	339	1,225	429	574	580	59	494	68	324	82	9	64	321	287	73	788	64	675	166	53	6,674	
	継続	50	149	34	53	54	20	181	19	40	19	2	17	17	35	11	151	6	120	35	11	1,024	
	合計	389	1,374	463	627	634	79	675	87	364	101	11	81	338	322	84	939	70	795	201	64	7,698	

* 1 円借款事業の迅速化または開発効果増大に寄与することが見込まれる案件において、有償勘定にて経理する専門家。

* 2 実績なしは-(ハイフン)で表示。

4. より詳細な情報

- ホームページ
- JICA : <http://www.jica.go.jp>

⑤ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

- 開始時期
1965年
- 経緯・目的
戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始し、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。米国では平和部隊が創設され、日本もアジア諸国に対し青年技術者を派遣するに至った。このような状況の下、日本青年の自発的意志に基づく対外協力活動の実現に対する声の高まりを背景に、開発途上の国々に技術を有する青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら相手国の社会的、経済的発展に協力することにより、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の醸成に資することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

- 概要
青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2010年度末までに85か国と派遣取極を締結し、88か国に累計3万5,905名^(注1)を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

- 隊員の派遣
青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取極等の国際約束(交換公文による)が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国からの具体的な要請書を取り付け、国内においてこれら要請に基づいて募集・選考が行われる。派遣される隊員には長期隊員、短期隊員の2種類がある。長期隊員は、面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定され、その後合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする65日間の長期シニア海外ボランティアとの派遣前合同訓練を受け

た上で、年4回に分けて協力隊員として原則2年間の任期で派遣される。職種は農林水産、保健衛生、教育文化等8分野で約195種と多岐にわたる。また、短期派遣は長期隊員と同様に面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定され、2日間の研修を受けた上で、年6回に分けて1か月から1年未満の任期で派遣される。

- 派遣の形態
派遣された協力隊員は、相手国の政府機関等に配属され、当該機関の一員として協力活動を行う。上記のとおり、青年海外協力隊の派遣形態は長期派遣と短期派遣があり、下記のとおり大別される。

- (1) 長期派遣
現在、派遣されている多くの隊員がこの形態に当てはまる。長期派遣の隊員は基本的に合格後、訓練所での訓練を経て原則2年間の任期で任国に派遣される。
- (2) 短期派遣
短期派遣は1か月以上1年未満の任期での派遣である。

3. 最近の活動内容

- 概要
2010年度には、76か国において3,968名の隊員が協力活動を行った。2011年3月末現在の派遣中隊員は76か国に2,592名である。

注1: 1999年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員のみ数値を累積。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域	新規	継続	合計	帰国
2009年度	アジア	453	551	1,004	357
	サブサハラ・アフリカ	661	897	1,558	565
	中東・北アフリカ	137	167	304	139
	中南米	316	566	882	385
	大洋州	141	201	342	135
	欧州	—	—	—	—
	合計	1,708	2,382	4,090	1,581
2010年度	アジア	400	647	1,047	333
	サブサハラ・アフリカ	589	993	1,582	556
	中東・北アフリカ	73	165	238	86
	中南米	257	497	754	297
	大洋州	140	207	347	113
	欧州	—	—	—	—
	合計	1,459	2,509	3,968	1,385

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2009年度	計画・行政	126	191	317	111
	公共・公益事業	31	59	90	29
	農林水産	346	474	820	308
	鉱工業	57	89	146	57
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	13	23	36	10
	人的資源	726	923	1,649	680
	保健・医療	275	509	784	300
	社会福祉	104	93	197	62
	その他	30	21	51	24
		合計	1,708	2,382	4,090
2010年度	計画・行政	136	207	343	118
	公共・公益事業	27	60	87	36
	農林水産	282	509	791	281
	鉱工業	55	88	143	42
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	10	25	35	15
	人的資源	591	972	1,563	558
	保健・医療	254	485	739	259
	社会福祉	87	131	218	55
	その他	17	32	49	21
		合計	1,459	2,509	3,968

4.より詳細な情報

● 書籍等

・月刊「クロスロード」等

● ホームページ

・JICA : <http://www.jica.go.jp/activities/jocv/>

⑥ シニア海外ボランティア派遣事業

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高まり、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材を求める要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置付けを明確にするため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」と変更し、現在に至っている。

同事業は、開発途上国からの技術協力の要請に応えるため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボラ

ンティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したい方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2.事業の仕組み

● 概要

シニア海外ボランティア派遣事業は、対象国に対し要望調査を実施し、当該国からの要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する派遣時に40歳から69歳までの中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、各相手国からの具体的な要請書に基づいて、国内において募集選考が行われる。派遣されるボランティアは、面接、健康診断、語学試験などの2回

の選考を経て合否が判定され、その後、国際協力、任国事情、語学等を内容とする65日間の長期青年海外協力隊との派遣前合同訓練を受けた上で1年または2年間の任期で派遣される。また、短期派遣ボランティアは、長期派遣ボランティアと同様に面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定され、2日間の研修を受けた上で、年6回に分けて1か月から1年未満の任期で派遣される。

● 派遣の形態

派遣されたシニア海外ボランティアは、相手国の政府機関等に配属され、当該機関の一員として協力活動を行う。上記のとおり、シニア海外ボランティアの派遣形態は長期派遣と短期派遣があり、下記のとおり大別される。

(1) 長期派遣

現在、派遣されている多くの隊員がこの形態に当てはまる。長期派遣の隊員は基本的に合格後、訓練所での訓練を経て1年または2年間の任期で任国に派遣される。

(2) 短期派遣

短期派遣は1か月以上1年未満の任期での派遣である。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度には、61か国で新規・継続を合わせ1,070名のボランティアが協力活動を行った。2011年5月末現在の派遣中ボランティアは60か国に634名であり、2010年度末までの累計派遣人数は4,628名である。

● 年齢別・分野別実績

2010年度に活動をしたボランティア(新規)の年齢別人数の比率は、60歳～64歳が最も多く48%となっている。また、分野別では、人的資源の25.9%が最も多く、次いで、公共・公益事業の14.9%、鉱工業の12.5%の順になっている。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域	新規	継続	合計	帰国
2009年度	アジア	185	198	383	135
	サブサハラ・アフリカ	39	29	68	22
	中東・北アフリカ	46	71	117	33
	北米・中南米	127	213	340	101
	大洋州	47	67	114	37
	欧州	1	—	1	—
	合計	445	578	1,023	328
2010年度	アジア	127	248	375	138
	サブサハラ・アフリカ	25	46	71	28
	中東・北アフリカ	33	84	117	64
	北米・中南米	135	239	374	156
	大洋州	51	77	128	47
	欧州	4	1	5	2
	合計	375	695	1,070	435

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2009年度	計画・行政	56	55	111	35
	公共・公益事業	60	79	139	43
	農林水産	48	64	112	32
	鉱工業	77	85	162	56
	エネルギー	5	7	12	2
	商業・観光	49	70	119	38
	人的資源	89	136	225	72
	保健・医療	19	40	59	27
	社会福祉	28	31	59	12
	その他	14	11	25	11
	合計	445	578	1,023	328
2010年度	計画・行政	41	75	116	45
	公共・公益事業	56	96	152	59
	農林水産	43	81	124	45
	鉱工業	47	106	153	67
	エネルギー	5	10	15	6
	商業・観光	40	81	121	49
	人的資源	97	153	250	112
	保健・医療	28	32	60	23
	社会福祉	12	47	59	23
	その他	6	14	20	6
	合計	375	695	1,070	435

新規・継続・帰国の分類方法

新規:2010年度中に新規に派遣された者。

継続:①2009年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2011年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者と、②2009年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2010年度中に帰国した者との合計。

帰国:上記継続の②と2010年度に新規に派遣された者のうち、2010年度中に帰国した者との合計。

● その他

2010年度に加わった新たな派遣国は、タジキスタン、モザンビーク、ソロモンである。

4.より詳細な情報

● 書籍等

月刊「クロスロード」等

● ホームページ

・ JICA : <http://www.jica.go.jp/activities/sv/>

⑦ 開発計画調査型技術協力(開発調査)事業

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に伴い、協力準備調査(将来の協力案件(資金協力等)の形成を目的とする調査)が導入されたことにより、旧開発調査^(注1)を以下3つの分類に整理したことで制度化されたものの。

- ①政策立案または公共事業計画策定支援(日本の資金協力を必ずしも想定しない)を目的とした「開発計画調査型技術協力」
- ②キャパシティ・ディベロップメント(能力向上)を目的とした「技術協力プロジェクト」
- ③将来の協力案件形成(主に資金協力)あるいは事前準備を目的とした「協力準備調査」

● 目的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とし、併せて調査の実施過程を通じ、相手国のカウンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を図る。

2.事業の仕組み

● 概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等からなる調査団を派遣して現地協議／調査(データ収集等)と現地／国内での分析作業の上、計画の策定・提言を行う。開発途上国は、開発計画調査型技術協力の結果に基づき、①提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を策定する、②国際機関等からの資金調達により計画(プロジェクト)を実施する、③提言された組織改革、制度改革を行うこと等が期待されている。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

- (1) 政策立案または公共事業計画策定支援を目的とした

マスタープラン調査(M/P)および政策支援調査

マスタープラン調査では、国全体または特定地域に関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的な開発基本戦略を策定する(通常、15年～20年後を目標年次とする)。政策支援調査では、金融・財政改革、法制度整備、国営企業民営化等、市場経済化政策等の計画策を支援する。

- (2) 緊急支援調査

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興等の迅速な支援を行う。

- (3) 先方政府ないし他のドナー(世界銀行・ADBほか)による事業化を想定したフィージビリティ調査(F/S)

個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定する。

- (4) その他(地形図作成、地下水調査等)の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、プロジェクトの内容、効果について検討を行い、実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査を行う。JICAは通常、専門家等からなる調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法等を定めた実施細則(S/W: Scope of Work)を署名・交換する。その後、JICAが選定したコンサルタント等が実施細則に基づく調査を開発途上国側実施機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

注1: 旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度は、新規および継続案件を合わせて計36件の開発調査および開発計画調査型技術協力(受託費による実施分を含む)を実施した。

● 地域別実績

(単位:件)

地域	2009年度		2010年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
アジア	47	42.7	16	44.4
サブサハラ・アフリカ	38	34.5	12	33.3
中東・北アフリカ	9	8.2	5	13.9
中南米	11	10.0	1	2.8
大洋州	1	0.9	1	2.8
欧州	4	3.6	1	2.8
合計	110	100.0	36	100.0

* 1 受託費を含む。

* 2 四捨五入の関係で100%にならないことがある。

2010年度に実施した主な分野および案件の例は次のとおり。

マスタープラン調査の例として、インドネシア「ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定プロジェクト」による新規コンテナターミナルの開発および港湾へのアクセス整備・改善のためのマスタープラン策定への協力、エジプト「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト」による小規模農家を対象に市場情報・ニーズに基づく付加価値向上を通じた農村振興のためのマスタープラン策定への協力、パキスタン「自動車産業振興政策策定プロジェクト」による品質・安全基準等の自動車産業振興政策や政策実施のためのアクションプラン策定への協力を実施している。

緊急支援調査の例として、ハイチ大地震後、甚大な被害からの緊急復旧・復興プロセスにおいて、レオガン市の給水リハビリ事業を行うとともに、復興計画を策定する「ハイチ復興支援緊急プロジェクト」を実施している。

その他の調査の例として、民族抗争が繰り返されてきたブルンジにおいて、停戦合意後、都市・社会インフラの整備が課題となっており、これら課題に対する対策・計画策定が必要とされているが、その基礎となる首都ブジュンブラ市の地形図情報が30年以上更新されていないため、同市の地理情報データベース整備を行う「ブジュンブラ市地理情報データベース整備プロジェクト」を実施している。

● 分野別実績

(単位:件)

分類名	2009年度		2010年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
経済政策・民間セクター	20	18.2	7	19.4
電力・エネルギー	15	13.6	—	—
運輸・交通	28	25.5	15	41.7
教育	1	0.9	—	—
保健医療	—	—	1	2.8
公害対策	1	0.9	—	—
森林・自然環境	5	4.5	—	—
水資源・防災	17	15.5	6	16.7
農村開発	23	20.9	7	19.4
合計	110	100.0	36	100.0

* 受託費を含む。

4. より詳細な情報

● ホームページ

• JICA : <http://www.jica.go.jp>

⑧ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、従来の国民参加型協力関連事業を整理統合した。

● 経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 開発教育支援

子どもから大人まで、市民一人ひとりが開発・環境・平和などの地球規模の課題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

- 国際協力出前講座
- グローバル教育コンクール
- 教師海外研修
- 開発教育指導者研修
- 修学旅行生のJICA訪問
- 国際協力(ODA)実体験プログラム
- 市民向けイベントセミナー

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、大学等と、相互の人材や知見を活かした事業の促進、連携を深めるための取組を行っている。また、組織の運営や活動の充実強化のために、研修などの機会を提供し、活動の支援を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

〈対話〉

- NGO-JICA定期協議会

〈NGO活動支援〉

- NGO-JICAジャパンデスク
NGOが開発途上国で活動を行う際の情報提供や、NGOとJICAの連携促進を行っている。
- NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣
- NGO組織強化のためのアドバイザー派遣

〈NGO向け研修〉

- 組織力アップ! NGO人材育成研修
- NGO、地方自治体、大学等国際協力担当者のためのPCM研修(2011年度に「国際協力のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー」へ改称)

〈地方自治体支援プログラム〉

- 省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修

(3) 国際協力推進員

自治体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置され、広報および啓発活動の推進、自治体などの国際協力事業との連携促進、JICA事業への支援を行い、国際協力に関心を持つ地域の自治体、NGO、市民などからの様々な相談に応じている。推進員の活動により、地域での経験やノウハウを活かして国際協力への一歩を踏み出す自治体やNGOも出ている。

(4) 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

ア 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。

事業規模は5年以内で1億円以内。

イ 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で2,500万円以内。

ウ 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で3,000万円以内。

● 審査・決定プロセス

前述(4)のプロセスは次のとおり。

ア 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

イ 草の根協力支援型

事業提案書をJICA国内機関で受け付け、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、随時選考を実施。

ウ 地域提案型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、年1回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2010年度実績は次のとおり。

(1) 国際協力出前講座:2,057件/19万3,565名

中学生・高校生エッセイコンテスト:応募総数7万1,315点

教師海外研修:高校37名、中学校32名、小学校60名、

特別支援学校11名、その他4名
開発教育指導者研修:181件/9,367名
修学旅行生のJICA訪問:1,203件
国際協力 (ODA) 実体験プログラム:41件/1,033名

(2) 連携・研修

〈対話〉

- NGO-JICA定期協議会:4回

〈NGO活動支援〉

- NGO-JICAジャパンデスク:23か国
- NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣:22件
- NGO組織強化のためのアドバイザー派遣:6件

〈NGO向け研修〉

- 組織力アップ! NGO人材育成研修:31名
- NGO、地方自治体、大学等国際協力担当者のためのPCM研修:338名

〈地方自治体支援プログラム〉

- 省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修:2

件/24名

(3) 草の根技術協力事業

ア 草の根パートナー型

2010年度は、80件実施(うち新規案件29件)。なお、選考については、87件の応募があり、43件が採択内定。

イ 草の根協力支援型

2010年度は、34件実施(うち新規案件9件)。採択内定は11件。

ウ 地域提案型

2010年度は、64件実施(うち新規案件29件)。なお、選考については、44件の応募があり、31件が採択内定。

エ 緊急経済危機対応一包括型およびフォローアップ型

平成21年度第1次補正予算による緊急経済危機対応一包括型は20件、緊急経済危機対応一フォローアップ型は13件を実施。

⑨ 留学生交流の推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年に国費外国人留学生の受入れが開始された。

● 経緯・目的

1983年には「留学生受入れ10万人計画」が策定され、国費外国人留学生受入れの整備、私費外国人留学生への援助、留学生に対する教育、研究指導の充実等の施策を講じ、2010年5月には過去最高の約14万2,000人となった。

こうした中2008年7月には、「留学生30万人計画」骨子を策定し、関係省庁の連携の下、留学前の動機付けから卒業後の進路に至るまで、体系的な施策の展開を図ることとしている。

留学生交流の推進は、開発途上国の人材養成への貢献、日本と諸外国との友好親善関係の増進を図るとともに、日本の高等教育機関の教育・研究の高度化、国際化に資するものである。

2. 事業の仕組みおよび最近の活動内容

● 国費外国人留学生受入れの整備

開発途上国を中心に、世界各国から前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業であり、研究留学生、教員研修留学生、ヤング・リー

ダース・プログラム(いずれも大学院レベル)、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生(いずれも学部レベル)の7つのプログラムから構成される。2009年度および2010年度の新規受入留学生数は、下記のとおりである。

年度	受入国・地域数	新規受入留学生数
2009	154	5,754人
2010	160	5,412人

● 私費外国人留学生への援助

日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を行った。

● 留学生に対する教育、研究指導の充実等

国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に対する国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新の確かな情報を提供し、日本への留学の促進を図るため、日本留学フェア・セミナーを海外13か国・地域、22都市で開催した。

● 留学生宿舎の確保

良質で低廉な宿舎を確保するため、(独)日本学生支

援機構による「留学生宿舍の運営(全国15か所2,700戸(2011年3月現在))」、大学等が留学生のために民間宿舍を借り上げる際、助成する「留学生借り上げ宿舍支援事業」等により宿舍の確保が図られた。

● 主要国からの留学生受入実績

(1) 国費外国人留学生制度(日本のODA対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
国名	2009年度	国名	2010年度
中国	1,941	中国	2,009
インドネシア	683	インドネシア	682
ベトナム	607	タイ	629
タイ	588	ベトナム	625
バングラデシュ	475	バングラデシュ	449
モンゴル	317	モンゴル	306
フィリピン	259	フィリピン	252
インド	220	インド	220
マレーシア	215	ブラジル	203
ブラジル	209	マレーシア	201

(2) 学習奨励費(日本のODA対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
国名	2009年度	国名	2010年度
中国	19,712	中国	8,828
ベトナム	508	ベトナム	285
ネパール	292	ネパール	113
タイ	259	マレーシア	96
インドネシア	228	インドネシア	95
バングラデシュ	194	ミャンマー	84
モンゴル	155	タイ	66
マレーシア	143	バングラデシュ	65
ミャンマー	137	モンゴル	59
スリランカ	132	スリランカ	36

3.より詳細な情報

● ホームページ

- ・(独)日本学生支援機構：<http://www.jasso.go.jp>
- ・(財)日本語教育振興協会：<http://www.nisshinkyu.org>

⑩ 海外開発計画調査事業

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1962年度

● 経緯・目的

開発途上国に対する援助のあり方に関しては、資金援助だけでは経済開発は実現されないことから、開発計画の策定、人材の育成等を中心とした技術協力の重要性が指摘されている。

このような状況において、日本としても一層積極的に開発途上国に対する技術協力に取り組む必要があり、特に国づくりの基礎となる鉱工業分野における協力の重要な手段である海外開発計画調査の必要性は大きい。

開発計画調査には、その性格上、マスタープラン、フィージビリティ調査があり、それぞれ要請国の政策決定、開発計画を実行に移す際の重要な判断材料として役立つばかりでなく、国際金融機関等の資金協力を得る際の基礎資料ともなり、さらに調査の実施を通して現地カウンターパートに対する技術の移転に資することもあって、開発途上国の期待はきわめて大きい。従来エネルギー・資源開発、工業開発に関する調査に加え、最近では、中小企業振興、貿易・投資の促進を図るための経済制度構築に関する調査、国際的な環境問題解決のための調査等の比重が大きくなっている。

2.事業の仕組み

● 概要

JICAに事業を委託し、JICAの実施する開発調査事業(本節2.事業の概要 ⑦開発計画調査型技術協力事業を参照)の一環として実施。

● 審査・決定プロセス

相手国政府の要請を受け、必要な場合はJICAが要請内容確認等のための準備調査を行った上で外務省、経済産業省、JICAからなる案件採択会議を開催し、採択案件を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

相手国カウンターパートと調査に係る実施細則(S/W)を署名交換し、この内容に従って、経済産業省およびJICAの監督の下、主にコンサルタントからなる調査団を相手国に派遣し、相手国カウンターパートと協力して現地調査等を実施し、調査結果を最終報告書としてとりまとめ、相手国に提出する。

3. 最近の活動内容

2009年度40件、2010年度21件の調査を実施。

2010年度	
(1) 技術調査団	15チーム
(2) プロジェクト準備調査団	—
(3) エネルギー・環境対策調査団	5チーム
(4) 事業効率促進等調査団	1チーム
計	21チーム

4. より詳細な情報

● ホームページ

● JICA: <http://www.jica.go.jp>

⑪ 経済産業人材育成支援事業 (研修事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度

● 経緯・目的

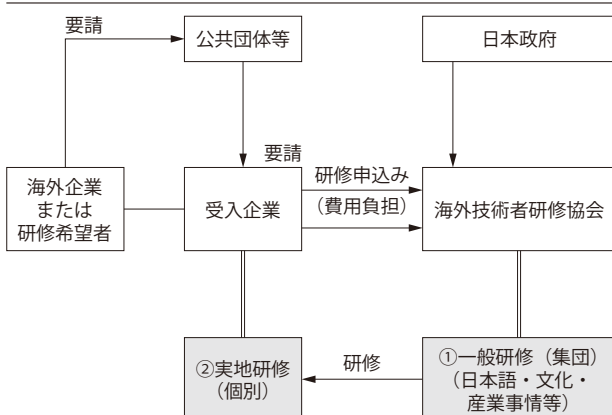
開発途上国から民間ベースによって受け入れる産業技術者等に対し受入研修事業および開発途上国の現地技術者に対し海外研修事業等を実施することによって、開発途上国の産業技術水準の向上および経済の発展に寄与する。

- (2) 大学卒またはこれに準じる学力もしくは職歴を有する者で、研修終了後、管理監督または指導的な職務につくことが予定され、または期待される者
- (3) 原則として20歳以上50歳以下の心身健康な者

● 決定後の案件実施の仕組み

審査結果 (承認) 通知を実施した後、事務手続に入る。
研修査証申請→研修査証取得→研修生来日

2. 産業技術研修生に対する受入研修事業の仕組み



● 概要

(財) 海外技術者研修協会 (AOTS) に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

開発途上国から、産業技術者等の受入れを行い、これら研修生に対し日本語、日本文化等の一般研修を実施した後、研修分野に応じて受入企業内にて実地研修を行う。

● 審査・決定プロセス

研修生および研修生派遣希望海外企業等から、研修申込み書類の提出を受け、これを受理・精査し審査委員会で受入れの可否等を審査する。

審査基準 (抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国および地域の者

3. 研修生受入実績 (地域別)

(単位:人)

地域	2009年度	2010年度
アジア	3,115	2,950
サブサハラ・アフリカ	32	35
中東・北アフリカ	30	19
中南米	114	87
大洋州	1	—
欧州	8	7
計	3,300	3,098

4. より詳細な情報

● ホームページ

● (財) 海外技術者研修協会: <http://www.aots.or.jp>

⑫ 経済産業人材育成支援事業(専門家派遣事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度

● 経緯・目的

開発途上国の民間企業等からの要請を受け、日本の技術者または経営専門家等を派遣し、現地企業内等で技術指導を行うことによって、開発途上国の経済発展に寄与する。

2. 産業技術等向上支援専門家派遣事業の仕組み

● 概要

(財)海外貿易開発協会(JODC)に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・技術向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に日本の専門家を派遣し、助言・指導を行う。

● 審査・決定プロセス

専門家派遣を希望する企業・団体等から、派遣申込書の提出を受け、受理・精査した後、資格・審査委員会に派遣の可否を諮り、決定する。

審査基準(抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国の企業・団体であること。
- (2) 派遣対象の企業・団体は、その国の産業発展に貢献できること。
- (3) 専門家は開発途上国における技術指導に熱意があり、専門分野について十分な知識、経験を有すること。

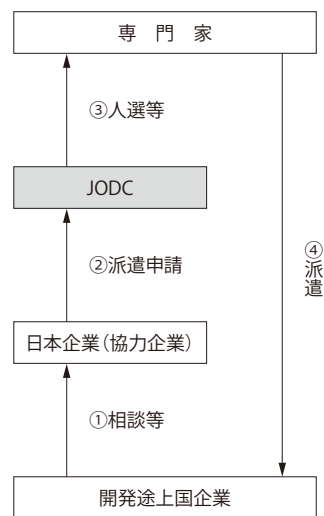
● 決定後の案件実施の仕組み

審査結果(承認)通知後、事務手続に入る。

- (1) 受入企業、専門家ならびに専門家の所属企業との契約書作成

(2) パスポート・ビザの取得

(3) 専門家出発



3. 最近の活動内容

● 専門家派遣実績

(単位:人)

地 域	2009年度派遣人数	2010年度派遣人数
ア ジ ア	211	146
サブサハラ・アフリカ	—	—
中東・北アフリカ	2	1
中 南 米	4	1
大 洋 州	—	—
東欧・中央アジア	—	—
そ の 他	—	—
計	217	148

4. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ (財)海外貿易開発協会: <http://www.jodc.or.jp>

⑬ 研究協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1971年度

● 経緯・目的

開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題(技術ニーズ)について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術

力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。本研究協力により、開発途上国・地域に固有な技術開発課題を解決するのみならず、日本の研究機関との共同研究を通じて、開発途上国の自立的発展に不可欠となる研究開発能力の向上をも図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構) に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

● 審査・決定プロセス

NEDO技術開発機構は審査委員会を設置し、事業全体の進捗状況、新規事業について審査し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

相手国政府機関等との間でNEDO技術開発機構は事業に関する覚書を締結し、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年度2テーマ、2010年度2テーマの研究協力を実施。

2010年度実施研究協力テーマ一覧表

研究協力テーマ	相手国	実施期間
環境技術総合研究協力*	ODA対象国	1993～
提案公募型開発支援研究協力*	ODA対象国	1993～

* 実施期間の終了年度は未定。

4. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構：
<http://www.nedo.go.jp/>

⑭ 共同資源開発基礎調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2004年度

● 経緯・目的

本調査は、資源保有開発途上国の民間企業等と共同で行う資源開発調査を通じて、日本が有する資源開発に関する技術・ノウハウ等の技術移転等を行い、相手国の人材育成を行うとともに、日本への鉱物資源の安定供給確保を図るものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

共同資源開発基礎調査事業は、(1)資源開発調査、(2)戦略的鉱種調査、(3)鉱物資源広域調査、(4)プロジェクト選定調査、(5)安全対策等調査および(6)事前調査の各調査、等から構成され、その概要は次のとおりである。

(1) 資源開発調査

鉱物資源賦存の可能性を解明するために資源保有開発途上国の資源探査実施機関と共同で調査を行うものであり、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリング調査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

(2) 戦略的鉱種調査

資源政策上重要とされる鉱種の賦存可能性について、専門家派遣、共同解析者受入れ等により、既存データ解析、衛星画像解析、地質調査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

(3) 鉱物資源広域調査

広域にわたり鉱物資源賦存のポテンシャル評価と有望鉱床の抽出を行うことを目的として衛星画像解析、空中物理探査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を行う。

(4) プロジェクト選定調査

鉱物資源開発を効率的に推進するため、資源賦存の可能性が高い開発途上国等について現地調査等による情報を収集し、資源開発調査等へのプロジェクト形成を行う。

(5) 安全対策等調査

資源開発調査等の各調査事業を安全に遂行するため、調査地域の安全情報を収集するとともに、調査における安全対策を行う。

(6) 事前調査

資源開発調査等を開始するに当たり、相手国関係機関と事業内容についての細目を定めるもの。

● 審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み

相手国機関等(政府機関、鉱山公社、海外地質調査機関等を含む)からの要請のあった案件または日本自らが優良案件を発掘し、相手機関と調査内容の条件を交渉し、日本への鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に資するものを優先的に採択する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2004年度から2007年度の間、また2010年度以降、(独)

石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) への直接委託として実施。2008年度から2009年度は一般競争入札で JOGMEC が落札し事業を実施。日本自らの案件発掘、調査実施後の成果の日本企業への引継ぎ等、日本への鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に資する事業としている。

● 実績

2008年度は予算額11億4,000万円。新たにメキシコ等6地域を加えた8か国・18地域において調査を実施。

2009年度は予算額11億8,000万円。新たにラオス等2地域を加えた8か国・16地域において調査を実施。

2010年度は予算額12億3,000万円。新たにフィリピン等2地域を加えた9か国・15地域において調査を実施。

4.より詳細な情報

● ホームページ

- (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構：
<http://www.jogmec.go.jp/>

15 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1998年度

● 経緯・目的

開発途上国における地球環境保全対策、経済社会インフラ等への支援に関しては、案件の発掘・形成のための協力および調査の充実、日本のすぐれた技術・ノウハウ等の一層の活用等を図ることが重要である。

しかし、円借款案件はそもそも商業性、収益性がきわめて低く、また、円借款案件を発掘・形成した企業が必ずしも事業に参画できるとは限らないため、案件本体の実施・受注が確定する前にフィージビリティ・スタディ (F/S) を実施すれば、採算面で大きなリスクを伴うこととなる。同様に、途上国における民活型経済インフラ整備事業についても、事業の実施主体に大きな初期投資が求められるなどコスト・リスクが大きいため、途上国側の関連法制度等の事業環境整備が十分でないこと等から、日本企業の参画が進展していない。案件の初期段階においてF/Sを作成することが困難である。

そこで、F/S段階において、かかるリスクを政府が負担し、日本のすぐれた技術・ノウハウ等の活用が可能な地球環境対策プロジェクト等の発掘・形成を積極的に促進することで、途上国の発展のボトルネックとなっている産業・物流インフラの整備を推進すべく本事業が創設された。

2.事業の仕組み

● 概要

【円借款案件および民活インフラ案件形成等調査】

途上国における産業・物流インフラの整備を促進するため、また、レアメタル等資源権益確保を図るため、省エネルギー化等日本のすぐれた技術・ノウハウを活用する円借款

や民活プロジェクトの迅速な形成を促進する、案件発掘・形成段階におけるフィージビリティ・スタディ (F/S) を実施。

● 審査・決定プロセス

民間企業等を対象に広く案件を公募する。提案された案件については、経済産業省による採点を経て、有識者によって構成される案件審査委員会によって審議を行い、最終的に採択を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件が採択された提案企業等は、具体的なプロジェクトの実行可能性について、案件の発掘・形成に資するF/Sを行う。本事業で作成した調査報告書は、途上国関係者への働きかけや日本の円借款関係者の事前検討等に活用される。

3.最近の活動内容

2009年度25件、2010年度22件の調査を実施。
2010年度

(1)資源案件(資源権益の確保のための周辺インフラ整備にかかわる調査)	
①円借款案件	1件
②民活インフラ案件	5件
(2)一般案件(資源案件以外)	
①円借款案件	8件
②民活インフラ案件	8件
計	22件

4.より詳細な情報

● ホームページ

- 経済産業省：
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/fy22_enshaku.pdf
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/fy22_minkatsu.pdf

第5節 国際緊急援助

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業(国際緊急援助)

1. 事業(国際緊急援助隊)の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊は創設。

● 経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム(JMTDR: Japan Medical Team for Disaster Relief)を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動を行う専門家チーム、並びに(特に必要な場合)自衛隊の部隊がある。

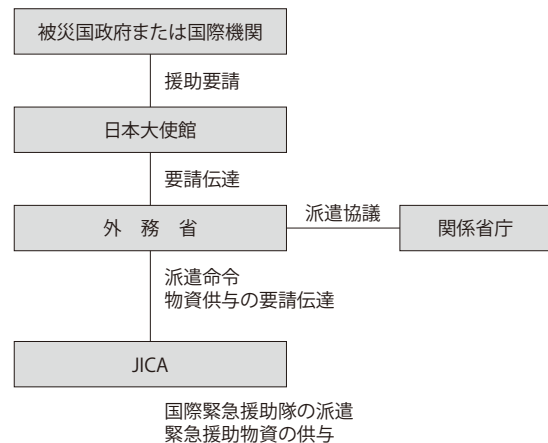
● 緊急援助物資供与の概要

JICAの管理する海外4か所(シンガポール、マイアミ、フランクフルト、ヨハネスブルク)の倉庫に備蓄しているテント、毛布、発電機等を被災国に供与する。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助要請

から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の援助内容

● 概要

2010年度においては、パキスタンにおける洪水被害やニュージーランド南島における地震被害など、国際緊急援助隊を計11チーム派遣した。

そのほか、6月にミャンマーにおける洪水被害、10月のハイチにおけるコレラ感染拡大、翌2011年1月のスリランカ洪水被害など合計15件、総額約2億2,000万円相当の緊急援助物資の供与を行った。

2010年度の主な援助案件の概要は以下のとおり。

(1) パキスタンにおける洪水被害に対する緊急援助

2010年7月下旬にパキスタンで発生した洪水は、被災者が2,000万人を超える大きな被害をもたらした。

これに対し日本は、パキスタン政府からの要請を受け、国際緊急援助隊の自衛隊部隊および医療チームの派遣を決定、自衛隊部隊計516名(8月21日～11月9日)、医療チーム1次隊23名(9月3日～9月16日)、同2次隊23名(9月12日～9月25日)をパキスタンに派遣した。

自衛隊部隊は、自衛隊輸送機や自衛艦等を用いてパキスタンまで輸送したヘリコプター計6機により、パンジャブ州ムルタンにて輸送活動を実施。計260トンの緊急援助物資、約50名の援助関係者等を輸送した。

医療チームは、パンジャブ州サナワンの地域診療所において医療活動を行い、約3,500名以上の消化器疾患、

皮膚疾患、マラリア等の患者の診療を行った。

また、4,000万円相当の緊急援助物資の供与を行った。

(2) ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助

2011年2月22日にニュージーランド南島で発生したマグニチュード6.3の地震は、同国クライストチャーチ市に大きな被害を与え、邦人28人を含む181人が死亡した。

これに対し日本政府は、ニュージーランド政府からの要請を受け、国際緊急援助隊の派遣を決定、救助チーム計131名(2月23日～3月12日)、専門家チーム(鑑識)5名(2月25日～3月5日)、専門家チーム(心のケア)計3名(2月25日～3月13日)、自衛隊部隊40名(政府専用機運航要員)(2月23日～3月3日)をクライストチャーチ市に派遣した。

余震が続く中での徹底した捜索・救助活動を行った救助チームをはじめとする日本の国際緊急援助隊に対し、ニュージーランド政府からは高い評価と謝意が示された。

● 実績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2008年度	3チーム(107名) <ul style="list-style-type: none"> ミャンマー連邦におけるサイクロン被害(医療チーム) 中国四川省における大地震(救助チーム、医療チーム) 	23件 (4億2,900万円相当)
2009年度	7チーム(257名) <ul style="list-style-type: none"> 台湾における台風8号による被害(専門家チーム) インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊) ハイチにおける大地震(医療チーム、自衛隊部隊) チリにおける大地震災害(医療チーム) 	14件 (2億8,000万円相当)
2010年度	11チーム(746名) <ul style="list-style-type: none"> パキスタンにおける洪水被害(医療チーム、自衛隊部隊) インドネシアにおけるジャワ島中部メラピ火山噴火による被害(専門家チーム) ニュージーランド南島における地震被害(救助チーム、専門家チーム、自衛隊部隊) 	15件 (2億2,000万円相当)

4.より詳細な情報

● ホームページ

- 外務省・ODA・緊急援助：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html

- JICA・国際緊急援助隊：

<http://www.jica.go.jp/jdr/index.html>

第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 実績

図表29 2010年度地域・国別日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国・地域名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
東アジア地域				
ミャンマー	2011年 2月 4日	パコク郡31村における「Healthy Village」プロジェクト(フェーズ2)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	33,111,768
	2011年 2月 3日	移動式防災教室を用いた防災教育事業(第1年次)	特定非営利活動法人 SEEDS Asia	18,029,141
	2010年 9月21日	南シャン州マジーピン村、パリリン村間の道路整備事業	特定非営利活動法人 地球市民の会	31,522,808
	2010年 9月 2日	ダマティディ僧院付属タケタNo.6小学校建設計画	特定非営利活動法人 南東アジア交流協会	11,288,310
	2010年 7月 7日	コーカン特別区における母子保健事業(フェーズ1)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	30,601,412
	2010年 6月18日	社会福祉省に対する中古消防車及び救急車無償供与プロジェクト	特定非営利活動法人 民族フォーラム	2,134,077
	2010年 5月31日	ミャンマー連邦メティラ郡における生計向上プログラム(フェーズ1)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	16,023,076
	2010年 4月22日	ミャンマー視覚障害者自立支援事業(第1期)	特定非営利活動法人 ジャパンハート	12,201,051
カンボジア	2011年 2月21日	地雷埋設地域ブオ・ソククリアチ小学校建設事業	特定非営利活動法人 テラ・ルネッサンス	12,185,314
	2011年 1月10日	カンボット州フンセントライコック中学校建設事業	特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会	12,682,480
	2010年11月 3日	地域住民による知的障害者支援(第3年次)	社団法人 日本発達障害福祉連盟	10,499,612
	2010年10月 5日	2010年度シェムリアップ州等における不発弾処理事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	67,690,058
	2010年 9月15日	カンボジア王国コンポントム州母子保健改善事業フェーズII	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	8,065,858
	2010年 7月13日	2010年度バットアンバン州における地雷処理事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	87,252,398
タイ	2010年12月 1日	タイの職場におけるHIV/AIDSトレーナー育成プロジェクト フェーズ3	財団法人 国際労働財団	7,613,135
	2010年11月 2日	タイ王国チェンマイ県 子宮頸がん・乳がん早期発見・適切治療推進事業	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	7,477,668
	2010年10月27日	生態系保全型統合農法を推進する村づくり(第1期)	特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金	12,675,576
	2010年 8月 4日	チェンマイ近郊少数民族の生活向上プロジェクト(第3期)	特定非営利活動法人 All Life Line Net	14,748,336
	2010年 6月11日	タイラオス国境地域におけるHIV/AIDS予防啓発およびケア・サポートプロジェクト(3年次)	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会	15,066,288
フィリピン	2010年11月26日	北サンボアンガ州救急車及び消防車寄贈事業	公益財団法人 オイスカ	547,970
	2010年 7月12日	ツマナ小学校増築計画	特定非営利活動法人 愛知レスキュー	4,606,470
	2010年 5月27日	フィリピン国マニラ首都圏都市貧困地区における結核対策プロジェクト Phase III	公益財団法人 結核予防会	32,920,962
ラオス	2011年 2月 1日	サワナケート県における持続的農業による生活改善プロジェクト(第3期)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	12,061,046

* 被供与団体名は、2011年11月時点。G/C:贈与契約

国・地域名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
ラオス	2011年 1月12日	フアパン県における生活植林等を通じた生計向上プロジェクト(第1期)	特定非営利活動法人 グリーンフォーラム	4,599,608
	2010年12月 7日	ラオス健康科学大学手術棟の治療環境の整備	特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会	1,913,865
	2010年 9月22日	女性・青少年の収入向上のための職業訓練プロジェクト(第1年次)	特定非営利活動法人 国際協力NGO・IV-JAPAN	15,988,930
	2010年 9月 9日	ラオス・サラワン県における初等教育の質改善事業	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	16,227,784
	2010年 7月29日	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業(第1期)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	20,181,518
ベトナム	2010年10月 1日	ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食糧自給改善プロジェクト(第3年次)	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティテュート	19,569,296
	2010年 8月19日	ベトナム北部山岳地域における育児指導を通じた子どもの栄養改善事業(第2期)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	29,349,714
東ティモール	2011年 2月10日	東ティモール自動車整備士養成事業(第1期)	特定非営利活動法人 日本地雷処理・復興支援センター	42,560,756
	2010年 7月27日	エルメラ県内の小学校における保健教育プロジェクト(2年次)	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会	21,232,438
インドネシア	2010年10月18日	インドネシアにおけるナンヨウアブラガリの複合的利用による環境保全型地域開発(第3期)	特定非営利活動法人 APEX	40,493,508
中国	2011年 1月20日	汚水処理支援等による農民の生活環境改善事業	特定非営利活動法人 中日文化経済交流協会	43,820,797
モンゴル	2011年 3月15日	医療機器輸送事業	特定非営利活動法人 ハートセービングプロジェクト	2,095,810
南西アジア地域				
スリランカ	2011年 3月 3日	トリンコマレ県 国内避難民再定住地域におけるコミュニティ生計支援事業	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	51,845,418
	2010年12月 1日	バティカロア県帰還民生計回復支援事業第3フェーズ	特定非営利活動法人 ジェン	38,079,306
	2010年 9月 8日	トリンコマレ県における幼い子どものケア事業(第2期)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	42,794,440
バングラデシュ	2011年 1月11日	ピロジプール県における青少年の経済的自立及び教育支援事業(第3期)	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	22,362,729
	2010年 9月28日	バングラデシュ第二の都市チッタゴンにおける家事使用人として働く少女支援プロジェクト	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会	6,967,688
パキスタン	2011年 2月17日	マンセラ郡における教育環境整備事業(第3フェーズ)	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	40,902,922
	2010年 9月15日	マンセラ郡における教育環境整備事業(第2フェーズ)	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	43,046,308
	2010年 6月 1日	パンジャブ州マリー地区郊外水道改善事業(第2次)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	26,675,790
ネパール	2011年 3月 4日	シッタールタ母子専門病院周産期医療向上事業	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	88,200,012
	2010年11月19日	ルパンデヒ郡16村における住民能力強化を通じた母子健康増進事業	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	18,569,418
インド	2011年 2月23日	タミル・ナドゥ州コインバトールPOSITIVE(労働組合主導による参加型労働安全衛生の改善活動)事業	財団法人 国際労働財団	10,678,413
中東地域				
イラク	2010年12月 1日	イラク中部・北部の小中学校における教育環境設備および衛生促進事業	特定非営利活動法人 ジェン	93,436,792
	2010年10月18日	イラク南部バスラ県におけるコミュニティ参画型学校修復・運営改善事業	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	34,280,736
	2010年 9月21日	イラク北部アクレ郡における小学校改築事業	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	60,568,212
アフガニスタン	2011年 2月 4日	ナンガルハル県北東部における女性と子どもの健康を守る住民主体の生活改善事業	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	44,560,175

国・地域名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
アフガニスタン	2011年 1月 7日	パルワン県における地雷・不発弾処理事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	95,214,786
	2010年 4月 8日	アフガニスタン・パルワン県バグラム郡における地雷・不発弾処理事業(2010)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	96,374,034
イ ラ ン	2010年 7月28日	イラン人貧困層及びアフガニスタン難民のための「就職・帰還支援センター」設立・運営事業(フェーズ2)	公益社団法人 日本国際民間協力会	25,196,020
	2010年 7月14日	ギーラーン州における耐震技術普及および防災教育事業	特定非営利活動法人 SNS国際防災支援センター	19,999,902
ヨ ル ダ ン	2011年 3月 8日	ヨルダン南シューナ郡における女性の自立のための洋裁技術職業訓練事業 フェーズ2	特定非営利活動法人 リボン・京都	19,534,521
	2010年11月14日	ザルカ県ハシミヤ市における青少年のための「職業訓練センター」の設立・運営事業	公益社団法人 日本国際民間協力会	36,310,132
	2010年10月 7日	アンマンにおける青少年の健全育成及び教育支援事業	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	25,588,680
パレスチナ自治区	2011年 2月 8日	ガザ地区農業セクターの復興と強化、人材育成と環境保全型農業の普及事業	特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン	53,788,774
	2010年11月24日	パレスチナ西岸地区におけるオリーブ害虫対策と女性グループの貧困削減(フェーズ2)	公益社団法人 日本国際民間協力会	34,873,154
アフリカ地域				
ア ン ゴ ラ	2010年 5月31日	平成22年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	100,000,000
ケ ニ ア	2011年 2月17日	ナイロビ州ランガタ県における都市型コミュニティヘルス改善事業(第1期)	特定非営利活動法人 チャイルドドクター・ジャパン	15,156,466
	2011年 2月17日	ムインギ西県での住民参加による教育の質的向上を通じた初等教育普及事業(第1フェーズ)	特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会	33,832,574
ザ ン ビ ア	2011年 3月 3日	ザンビア国における住民主導による結核/HIVコミュニティDOTS対策プロジェクト フェーズⅢ	公益財団法人 結核予防会	70,792,904
	2011年 1月27日	ルサカ市における小児を中心とした結核対策事業 フェーズ1	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	44,833,394
	2010年10月14日	ザンビア共和国チパパ地域におけるHIV/エイズ対策プロジェクト(フェーズ2)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	31,212,418
ジ ブ チ	2011年 1月22日	ソマリア・エチオピア難民リファラル強化事業(第3フェーズ)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	44,422,608
ジンバブエ	2010年11月26日	コレラ感染症予防のための水衛生改善事業	特定非営利活動法人 ADRA Japan	44,303,639
ス ー ダ ン	2010年12月 1日	南コルドファン州の紛争後地域におけるコミュニティ開発を通じた平和構築事業	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	11,011,840
マ ラ ウ イ	2011年 2月18日	循環型農業と衛生改善による包括的な環境保全型村落開発事業(第1フェーズ)	公益社団法人 日本国際民間協力会	20,574,438
	2010年11月 5日	マラウイ共和国中部ンコタコタ県における保健・医療・衛生及び栄養改善事業(フェーズ3)	公益社団法人 日本国際民間協力会	54,418,856
	2010年10月11日	ムジンバ県における地域活性化に向けた農民自立支援プロジェクト(第2フェーズ)	社団法人 青年海外協力協会	33,120,430
	2010年10月 7日	HIV/AIDS検査相談所(HTCセンター)整備計画事業(第3フェーズ)	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	93,959,580
中央アジア地域				
ア ゼ ル バ イ ジ ャ ン	2011年 3月 7日	障がい児・障がい者の社会統合支援事業	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	33,036,394
タジキスタン	2010年12月 6日	ドゥシャンベ市における障害者連盟の機能強化を通じた障害者支援事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	33,476,314
欧州地域				
コ ソ ボ	2010年 5月25日	コソボ多民族有和促進事業	特定非営利活動法人 国際市民ネットワーク	10,688,644
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2011年 1月25日	異なる民族間の共存促進/ペトロバツ郡の多民族の小学生と住民による共同植林とワークショップ事業	特定非営利活動法人 日本紛争予防センター	27,964,996

国・地域名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
大洋州地域				
ソ ロ モ ン	2010年12月10日	ソロモン諸島成人識字プログラム支援事業	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	30,134,144
パ ラ オ	2011年 1月12日	パラオ共和国への中古消防車・救急車供与 事業	公益財団法人 オイスカ	7,375,152
合計 32か国、1地域 / 78件 / 46団体				2,489,201,991

図表30 NGO事業補助金事業実績(団体別)

2010年度

(単位:円)

申請団体	事業区分	実施国・地域	実績額
(特活) アフリカ日本協議会	組織運営・活動能力向上事業	セネガル	990,306
			990,306
(特活) AMDA社会開発機構	プロジェクト企画調査事業	ザンビア	551,746
			551,746
(公財) オイスカ	組織運営・活動能力向上事業	日本	1,933,234
		日本	1,978,402
			3,911,636
(公財) ジョイセフ	プロジェクト企画調査事業	タンザニア	638,000
			638,000
(公財) 結核予防会	プロジェクト評価事業	ネパール	438,140
			438,140
(特活) 国際インフラ調査会	プロジェクト企画調査事業	ミャンマー	614,690
			614,690
(特活) 国際協力NGOセンター	組織運営・活動能力向上事業	日本	1,024,807
			1,024,807
(特活) 国境なき子どもたち	プロジェクト企画調査事業	パレスチナ自治区	479,862
			479,862
(特活) シャプラニール=市民による 海外協力の会	プロジェクト企画調査事業	ネパール	1,358,700
			1,358,700
(特活) ストップ結核パートナーシップ 日本	プロジェクト企画調査事業	ハイチ	865,313
			865,313
(特活) 名古屋NGOセンター	組織運営・活動能力向上事業	日本	793,124
			793,124
(特活) バイオメディカルサイエンス 研究会	プロジェクト企画調査事業	ベトナム	1,013,006
			1,013,006
(特活) ピースビルダーズ	プロジェクト企画調査事業	パレスチナ自治区	425,817
			425,817
(特活) BHNテレコム支援協議会	プロジェクト企画調査事業	バングラデシュ	705,966
			705,966
(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン	プロジェクト評価事業	バングラデシュ、エチオピア、 ベトナム、タイ、ラオス、モン ゴル、ケニア、マラウイ	1,273,752
			1,273,752
16件 / 15団体			15,084,865

図表31 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2010年度

(単位:百万円)

省庁	事業名(金額)	事業概要
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力 (11,813)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (2,489)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行うもの。
	NGO事業補助金 (15)	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および組織運営・活動能力向上を目的とする研修会、講習会の実施等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。
	NGO活動環境整備事業 (148)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
農林水産省	途上国森づくり事業 (85)	企業、NGOによる海外森林保全活動を推進するため、活動候補地の情報収集や活動事例の情報共有のためのワークショップ等の開催を行う。また、アジア・アフリカでの難民キャンプ周辺の荒廃した森林等の復旧・保全を支援するため、情報収集・整備、人材育成研修、現地実証活動を通じた技術指針の作成を行う。
国土交通省	民間協力支援事業 (4)	運輸部門の国際協力において、政府ベースでは行き届かないきめ細かい草の根活動を行っているNGO等に対して、国際協力プロジェクトに参加する専門家の派遣費や現地における活動費に対する支援を行う。

2 事業の概要

国際開発協力関係民間公益団体補助金 (NGO事業補助金)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、「NGO事業補助金」として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち事業促進支援を除くその他の支援については、2003年度をもって終了した。

2. 事業の仕組み

● 概要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、原則として50万円以上200万円以下(2011年度は30万円以上200万円以下)とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき実施される。

2010年度の補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト企画調査事業
- (2) プロジェクト評価事業
- (3) 組織運営・活動能力向上事業

また、2011年度から対象事業を次のとおり変更した。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募(外務省政府開発援助ホームページ等に掲載)を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務大臣(主管:国際協力局民間援助連携室)に対して申請書および添付書類等の

提出をもって行われ、外務省において下記の諸条件等に基づき申請事業が審査され、補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本のNGOで、次の要件をみたく団体。

- ア 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。
(登記上、法人本部の住所が日本国内にあるNPO法人または公益法人であること)
- イ 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。
- ウ 政治的、営利のおよび宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。

(2) 事業審査の基本的な考え方

- ア 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。
- イ 申請団体が十分な実施体制を有していること。
- ウ 申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。
- エ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(3) 事業実施期間

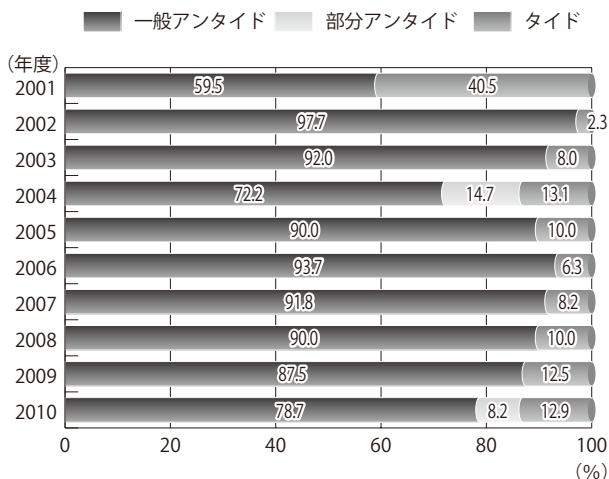
日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

第7節

有償資金協力

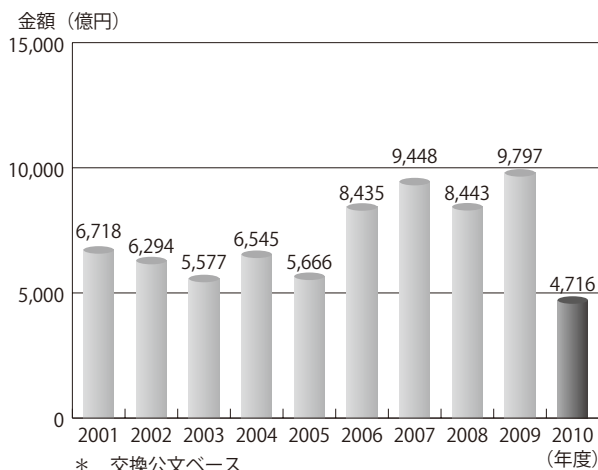
1 実績

図表32 円借款の調達条件の推移



* 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

図表33 円借款供与実績の推移(債務救済を除く)



* 交換公文ベース

図表34 2010年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:百万円)

順位	国名	供与金額合計
1	インドネシア	4,550,356
2	インド	3,448,417
3	中国	3,316,486
4	フィリピン	2,222,116
5	タイ	2,198,621
6	ベトナム	1,606,526
7	パキスタン	971,000
8	マレーシア	969,341
9	スリランカ	826,025
10	バングラデシュ	719,304
11	韓国	645,527
12	トルコ	592,192
13	エジプト	578,119
14	イラク	422,394
15	ミャンマー	402,972
16	ベルギー	395,749
17	ブラジル	366,363
18	ケニア	270,822
19	モロッコ	246,790
20	メキシコ	229,568
21	チュニジア	223,979
22	ヨルダン	204,425
23	シリア	156,305
24	パラグアイ	138,260
25	ガーナ	125,091
26	ウズベキスタン	124,975
27	ルーマニア	118,240
28	アゼルバイジャン	101,162
29	カザフスタン	95,149
30	イラン	81,028

図表35 2010年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:億円)

順位	国名	供与金額合計
1	ベトナム	865.68
2	フィリピン	507.59
3	インド	480.17
4	インドネシア	438.77
5	トルコ	420.78
6	スリランカ	331.10
7	ウズベキスタン	274.23
8	ケニア	255.88
9	タイ	239.46
10	パキスタン	197.00

図表36 円借款実績

1. 地域別 (債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位: 億円)

地域	年度	2006		2007		2008		2009		2010	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
アジア		6,440	76.3	6,547	69.3	7,066	83.7	6,783	69.2	3,448	73.1
	(うち、ASEAN)	(2,320)	(27.5)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(32.6)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(34.9)
アフリカ		394	4.7	367	3.9	442	5.2	534	5.5	508	10.8
中南米		60	0.7	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.2
中東		1,542	18.3	1,925	20.4	604	7.2	1,552	15.8	421	8.9
東欧		—	—	369	3.9	111	1.3	545	5.6	—	—
大洋州・その他		—	—	46	0.5	—	—	83	0.8	—	—
合計		8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0

* 1 アフリカ地域の実績には、アフリカ開発銀行向け円借款を含む。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 形態別 (債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位: 億円)

形態	年度	2006		2007		2008		2009		2010	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
プロジェクト		7,925	93.9	8,896	94.2	6,904	81.8	7,818	79.8	4,042	85.7
ノン・プロジェクト		511	6.1	552	5.8	1,539	18.2	1,978	20.2	674	14.3
	商品借款	—	—	30	0.3	—	—	—	—	50	1.1
	ツーステップローン	225	2.7	—	—	933	11.0	670	6.8	50	1.1
	構造調整融資等	286	3.4	523	5.5	606	7.2	1,308	13.3	574	12.2
合計		8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3. 調達方式別 (債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位: 億円)

調達方式	年度	2006		2007		2008		2009		2010	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
一般アンタイド		7,901	93.7	8,675	91.8	7,603	90.0	8,568	87.5	3,713	78.7
タイド		535	6.3	773	8.2	840	10.0	1,229	12.5	1,002	21.3
	部分アンタイド	—	—	—	—	—	—	—	—	386	8.2
	二国間タイド	—	—	9	0.1	—	—	—	—	34	0.7
	日本タイド	535	6.3	764	8.1	840	10.0	1,229	12.5	581	12.3
合計		8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 平均条件 (債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む)

平均条件	年度	2006	2007	2008	2009	2010
金利 (%)		1.01	0.86	0.77	0.76	0.64
償還期間 (年)		34.20	32.60	32.00	33.30	31.80
据置期間 (年)		9.80	9.20	9.10	9.40	8.80
グラント・エレメント (G.E.) (%)		75.34	74.78	74.43	76.46	74.61

5. 所得段階別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円)

所得段階	2006		2007		2008		2009		2010	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
後発開発途上国(LDCs)	429	5.1	662	7.0	508	6.0	714	7.3	152	3.2
(うち貧困国)	(402)	(4.8)	(572)	(6.1)	(508)	(6.0)	(714)	(7.3)	(152)	(3.2)
(うち貧困国以外)	(27)	(0.3)	(91)	(1.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
貧困開発途上国	3,087	36.6	3,785	40.1	3,672	43.5	2,067	21.1	1,396	29.6
低所得開発途上国	4,433	52.6	3,031	32.1	2,547	30.2	5,665	57.8	1,088	23.1
中所得開発途上国	371	4.4	1,777	18.8	1,396	16.5	727	7.4	1,333	28.3
中進国	-	-	194	2.1	-	-	625	6.4	134	2.8
その他	115	1.4	-	-	321	3.8	-	-	612	13.0
合計	8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0

* 1 「その他」の実績には、アフリカ開発銀行向け円借款を含む。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6. 分野別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円)

分野	2006		2007		2008		2009		2010	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(農林水産業)	986	11.7	756	8.0	227	2.7	231	2.4	369	7.8
農林業	453	5.4	346	3.7	52	0.6	200	2.0	138	2.9
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かんがい・治水	532	6.3	410	4.3	174	2.1	31	0.3	231	4.9
(鉱工業)	225	2.7	703	7.4	907	10.7	174	1.8	50	1.1
鉱業	-	-	521	5.5	-	-	-	-	-	-
工業	225	2.7	181	1.9	907	10.7	174	1.8	50	1.1
(経済インフラ)	3,457	41.0	5,117	54.2	4,352	51.5	6,533	66.7	3,042	64.5
陸運	1,246	14.8	2,895	30.6	3,455	40.9	3,678	37.5	2,241	47.5
海運	343	4.1	636	6.7	-	-	72	0.7	-	-
航空	-	-	288	3.0	-	-	126	1.3	-	-
電力	1,646	19.5	1,298	13.7	897	10.6	2,657	27.1	801	17.0
ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信	221	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-
(社会インフラ)	3,364	39.9	2,244	23.7	2,250	26.7	1,552	15.8	631	13.4
(構造調整)	286	3.4	523	5.5	681	8.1	1,308	13.3	574	12.2
(その他)	117	1.4	106	1.1	26	0.3	-	-	50	1.1
合計	8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0

〈主な対象分野の内容〉

農林業:農業総合開発、林業

かんがい・治水:かんがい、治水、洪水制御

工業:肥料工場、製鉄所(中小企業向けツーステップローン(開発金融借款)を含む)

海運:港湾建設、船舶

電力:水力、火力、地熱発電、送電線

通信:電話網整備、マイクロウェーブ施設

構造調整:構造調整融資

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

水産業:漁業基地整備

鉱業:石油開発、鉱山開発

陸運:道路、鉄道、橋梁建設

航空:空港建設

ガス:ガス開発

社会インフラ:上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等

その他:輸出促進 他

7. 債務救済実績

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円)

形態	2006		2007		2008		2009		2010	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
債務免除	1,015	39	894	69	104					

* JICA円借款(ODA債権)の免除実績

2 事業の概要

① 円借款

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年の日本輸出入銀行法改正によって、外国政府等への融資制度が創設され、1958年に第1号案件に対して融資が行われた。

● 経緯・目的

1957年以後、日本輸出入銀行が円借款業務を実施してきたが、1961年以後は海外経済協力基金が円借款業務の中心的役割を果たしてきた。1999年には、日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合し、国際協力銀行 (JBIC) となり、また、2008年10月にはJBICの海外経済協力業務が新JICAに継承された。円借款は、開発途上地域の政府・政府機関等に対し、開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を直融資するものである。

に経済困難に陥った国については経済安定、経済構造改革のための資金も必要である。

円借款は、このような開発のための資金需要に緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国の開発に対する主体性 (オーナーシップ) を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有することに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国政府から在外公館等を通じた要請がなされた後、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAにも協議しつつ検討が行われる。

その後、原則として、政府調査団の派遣による相手国政府との協議を経た後、JICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。このJICAの審査ミッションの結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府に事前通報される。

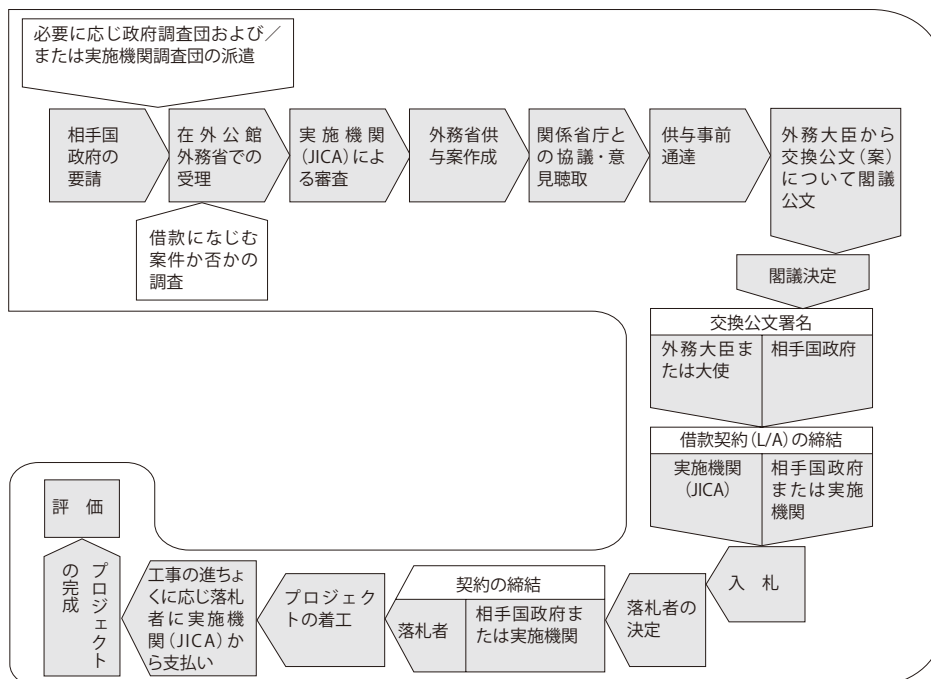
続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国借入人等との間で借款契約の調印が行われる。

2. 事業の仕組み

● 概要

円借款は、開発途上国に対し長期・低利の緩やかな条件で開発資金を貸し付けるものである。

開発途上国の経済発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要だが、開発途上国自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機のよう



● 決定後の案件実施の仕組み

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法(ショートリスト方式等)によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は借入国の責任において、JICAが公表しているガイドラインに沿って行われることとなっているが、JICAは、調達の各段階において必要に応じて、調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、原則として、事業の進捗よくに応じて実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体は、あくまで借入国であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得

られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施、事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3.最近の活動内容

(実績数字はすべて借款契約(L/A)ベース)

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2009	9,676	7,450	6,444
2010	5,389	6,777	6,803
累 計	270,514	205,211	89,764

* 承諾額、実行額については、債務救済分を除く。

4.より詳細な情報

● 書籍等

- 「国際協力機構年次報告書」
- ホームページ
- JICA : <http://www.jica.go.jp/>

② 海外投融資

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1960年の海外経済協力基金法の成立によって投融資制度が創設され、1961年に第1号案件に対して出資承諾を行った。

● 経緯・目的

1960年以後、海外経済協力基金が海外投融資業務を実施してきたが、1999年の日本輸出入銀行との統合および2008年10月に新JICAがJBICの海外経済協力業務を継承したことにより、現在はJICAが実施している。開発途上国の政府部門に対して供与される円借款とともに、民間セクターが有する活力・効率性を開発途上国の経済社会開発に活用するものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

海外投融資は、主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出融資することにより、開発途上地域の開発を支援するものである。円借款は政府ベースの経済協力により、開発途上地域の社会経済開発を支援するものであるのに対し、海外投融資は主として民間ベースの活動を通じて、開発途上地域の開発に貢献するものである。

日本や開発途上地域の民間企業等への融資または出資のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

なお、海外投融資は2001年12月に発表された特殊法人等整理合理化計画において、2002年度以降は、2001年度末までに承諾された案件またはそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行うこととなっていた。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年1月に発表された「新成長戦略実現2011(閣議決定)」において、JICAの海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、2010年度内に再開を実現することとさ

れ、2011年7月にはパイロットアプローチの対象案件として2件を決定し、審査の開始を決定した。

3. 最近の活動内容

● 承諾、実行および回収実績

(単位: 億円)

年度	承諾額	実行額	回収額
2009	—	1	327
2010	—	—	6
累計	5,207	4,723	3,531

* 承諾額、実行額については、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位: 上段: 億円、下段 (): %)

地域	年度	2009	2010	累計
ア ジ ア		—	—	2,366
		(—)	(—)	(45.4)
サブサハラ・ アフリカ		—	—	367
		(—)	(—)	(7.1)
中 東 ・ 北 アフリカ		—	—	419
		(—)	(—)	(8.0)
中 南 米		—	—	1,439
		(—)	(—)	(27.6)
大 洋 州		—	—	111
		(—)	(—)	(2.1)
東欧・その他		—	—	503
		(—)	(—)	(9.7)
合 計		—	—	5,207
		(—)	(—)	(100.0)

* 1 債務救済分を除く。

* 2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

1. 事業の開始時期・経緯・目的

2008年10月の新JICA発足に伴い、従来、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法が独自に有していた案件の形成のために行う初期の準備段階の調査プロセスを、3援助手法の相乗効果を発現させる観点から原則として統一し、共通の調査プロセスとして「協力準備調査」を導入した。

新JICA発足に当たって、「効率性・機動性」、「相乗効果」および「一体性」の原則を念頭に置きつつ、案件の実施を準備する段階の機動性・迅速性を確保することを主眼とした。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に対応した協力を重点的かつ効果的に実施するため、援助の実施前段階において、以下を内容とする協力準備調査を行う。

- (1) 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの作成。
- (2) 個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認。

● 決定プロセス

JICAは、相手国の開発方針、日本の政策やJICAの実施方針等を踏まえ、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算などの観点から総合的に検討を行い、案件形成が必要とされる開発課題を特定して協力準備調査を計画し、外務省と協議の上、その結果を踏まえて実施を決定する。

なお、協力準備調査の実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

- 各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏まえて開発課題を整理・分析し、日本が協力を行う必要がある開発課題等を特定する。
- 特定された開発課題に対し、3スキームの相乗効果の発現を念頭に、各援助手法の最適運用を踏まえた案件形成を図る。

- 新政府開発援助中期政策等において、援助案件の形成・選定では現地ODAタスクフォースの主導的役割が謳われていることを踏まえ、現地ODAタスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2010年度は、99か国・地域に対して、273件の協力準備調査を実施した（一部調査は2011年度にも引き続き実施している）。

(参考)

2010年度にJICAが実施した協力準備調査の地域別実績は以下のとおり。

● 地域別実績

地 域	協力準備調査数
ア ジ ア	107
サブサハラ・アフリカ	98
中東・北アフリカ	25
中 南 米	22
大 洋 州	6
欧 州	4
全 世 界	11
合 計	273

*1 アフガニスタンは中東地域に計上。

*2 「全世界」は地域横断的に実施するもの。

第9節

主な国際機関の概要

1 国連機関

① 国際連合 (UN: United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月まで連合50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和するための中心となること、である。

2. 機構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

● 総会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席しかつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問

題は出席しかつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請したり適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には常任理事国の同意投票を含む9か国の賛成が必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は1958～1959年、1966～1967年、1971～1972年、1975～1976年、1981～1982年、1987～1988年、1992～1993年、1997～1998年、2005～2006年、2009～2010年にブラジルとならんで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごと

の輪番で議長国を務めることになっており、直近では、日本は2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982年～現在まで合計17期理事国を務めた。また、2008年、選挙において再選され、2009～2011年に16期目の任期を務めている。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、198名(全体の1.97%。2010年6月末現在)である。赤坂清隆広報担当事務次長ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2010年約2億6,500万ドル、2011年約2億9,430万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2010年、2011年ともに12.530%で第2位の財政貢献国である。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:千ドル)

順位	2010年			2011年		
	国名	分担率(%)	分担額	国名	分担率(%)	分担額
1	米 国	22.0	517.1	米 国	22.0	582.7
2	日 本	12.5	265.0	日 本	12.5	294.3
3	ド イ ツ	8.0	169.5	ド イ ツ	8.0	188.3
4	英 国	6.6	139.6	英 国	6.6	155.1
5	フ ラ ンス	6.1	129.5	フ ラ ンス	6.1	143.8
6	イ タ リ ア	5.0	105.7	イ タ リ ア	5.0	117.4
7	カ ナ ダ	3.2	67.8	カ ナ ダ	3.2	75.3
8	中 国	3.2	67.4	中 国	3.2	74.9
9	ス ペ イ ン	3.2	67.2	ス ペ イ ン	3.2	74.6
10	メ キ シ コ	2.4	49.8	メ キ シ コ	2.4	55.3
	そ の 他	27.8	587.8	そ の 他	27.8	652.9
	合 計	100.0	2,166.5	合 計	100.0	2,414.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4.より詳細な情報

● 書籍等

・「国際連合の基礎知識」(国際連合広報局国際連合広報センター監訳)2,400円+税

● ホームページ

- ・国際連合(UN)本部：<http://www.un.org>
- ・駐日国際連合広報センター：<http://www.unic.or.jp>
- ・外務省国際機関人事センター：
<http://www.mofa-irc.go.jp>
- ・外務省ホームページ/いっしょに国連：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/together-un/>

② 国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1.設立・経緯・目的および主な機能

● 設立の経緯および目的

1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO設立の根拠となる、FAO憲章署名のため、およびFAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開催され、連合国34か国の署名によりFAO憲章が発効した。

FAOは人類の栄養および生活水準の向上、食料および農産物の生産、流通および農村住民の生活条件の改善により、拡大する世界経済への寄与を通じて、世界の食料安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。2011年4月現在で191か国およびEUが加盟している(なお、ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様)。

● 主な機能

- (1) 国際的な検討の場の提供(総会、国際会議の開催等)
- (2) 国際条約等の執行機関(国際植物防疫条約(IPPC)、FAO/WHO合同食品規格計画(Codex委員会)等)
- (3) 世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達(各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料農業情報・早期警報システム(GIEWS)等)
- (4) 開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)

2.事業の仕組み

● 概 要

FAOの活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金およびUNDP資金等による信託基金からなる。このうち、通常予算は主として職員の

給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている(一部のフィールド事業は通常予算によっても実施される(下記3.の「● 主要な事業」を参照))。

● 意思決定機関

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定などを行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● 事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された7つの常設委員会(計画、財政、憲章法務、農業、林業、水産および商品問題)で審議され、理事会、総会に報告がなされる。2009年には、FAO世界食料安全保障委員会の改革が実施され、食料安全保障に関する各国・国際機関等による広範な政策調整の場として機能していくこととなった。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009年から2013年を目途として改革に取り組んでおり、その一環として、結果に基づく事業予算計画を2010～2011年から導入している。この計画においては、農業・林業・水産業に関連する13の戦略項目を設定し8億6,900万ドルの予算が計上されているほか、技術協力計画(後述)およびFAOの地方

組織の能力構築のための予算が計上されている。これら戦略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白書等が作成されているほか、農業分野の主な取組としては、農業や農村開発のための投資の促進策の検討、国際植物防疫条約(IPPC)事務局運営、FAO/WHO合同食品規格計画(Codex委員会)運営、越境性動物疾病(口蹄疫等)対策等に係る事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、違法・無報告・無規制(IUU)漁業防止、「責任ある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング等の事業が挙げられる。

● 技術協力計画(TCP)

FAOでは、前述のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われているが、通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画(TCP)として、比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2010～2011年事業予算計画(通常予算)では約1億1,169万ドルの予算となっている。

● フィールド事業

FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約半分を占める信託資金の大部分がフィールドでの農村・農業開発事業等に使用されている。近年、気象に起因する自然災害が多発しており、2010年にはパキスタンにおける洪水やアフリカの角地域における干ばつなどに対して緊急援助を実施した。災害時には食糧援助が緊急に必要なが、さらに家畜を救済し、農民が作物生産を可能にするための援助も行っている。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に積極的に協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割はきわめて大きなものとなっている。

さらに、日本は、1954～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、2011年3月末現在で948名の職員（通常予算から支出されている専門職以上職員）が働いている。そのうち、邦人職員数は2011年3月末現在で24名（専門職以上）であり、小沼廣幸アジア・太平洋地域事務所長等が活躍している。

● 財政負担

2010～2011年の分担金総額は約10億712万ドルであり、2011年の日本の分担額は、約3,580万ドルおよび約3,489万ユーロ（2004年から通貨別支払となっている。分担率16.706%）となっている。

また、日本は、1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行ってきた。2010年（平成22年）には、対アフガニスタン無償資金協力、食料供給力強化に資する国際枠組み検討事業、途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業、生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業、アジアにおける食品安全・動植物検疫関連総合支援事業、国連森林フォーラムプロセス支援プログラム等の実施のために、総額約4,741万ドルを拠出した。

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：千ドル）

順位	2010年			2011年		
	国名	分担率(%)	分担額	国名	分担率(%)	分担額
1	米 国	22.0	110,784	米 国	22.0	110,784
2	日 本	16.7	84,125	日 本	16.7	84,125
3	ド イ ツ	8.6	43,402	ド イ ツ	8.6	43,402
4	英 国	6.7	33,613	英 国	6.7	33,613
5	フランス	6.3	31,886	フランス	6.3	31,886
6	イタリア	5.1	25,702	イタリア	5.1	25,702
7	カナダ	3.0	15,067	カナダ	3.0	15,067
8	スペイン	3.0	15,021	スペイン	3.0	15,021
9	中 国	2.7	13,495	中 国	2.7	13,495
10	メキシコ	2.3	11,421	メキシコ	2.3	11,421
	合 計	100.0	503,563	合 計	100.0	503,563

* 1 合計は、その他の国を含む。

* 2 FAOの会計年度は1期間が2年であるため、2010年、2011年の各分担金は、2010年～2011年（2カ年）の分担金総額を2で割ったものの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ホームページ

- 国連食糧農業機関 (FAO) 本部 : <http://www.fao.org>
- FAO日本事務所 : <http://www.fao.or.jp>

③ 国連世界食糧計画 (WFP: World Food Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1961年設立。日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきた。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714(XVI)および第11回FAO総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年から1965年の3か年間を実験期間としてスタートし、国連およびFAO加盟国が自発的にこれに拠出することとした。

この実験期間の成果が認められ、1965年末の国連総会およびFAO総会は上記計画の延長を決定し、多数国間食糧援助が可能かつ望ましいと認められる限り誓約会議において定期的に計画を検討し、必要あらば計画の各終期において計画を拡大、縮小または終了するとの了解の下に上記計画を不定期延長する決議を採択した。

WFPは、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界

最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争などの人為的災害、あるいは干ばつや洪水などの自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概 要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）、等において主として食糧を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計

画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

各援助計画に基づき、食糧の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、直接食糧の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2010年のWFPの活動規模は約40億ドルであり、約460万トンの食糧を世界75か国、約1億900万人に援助している。

発足以来、WFPの活動の中心は開発援助であったが、近年、難民・被災民等への緊急食糧援助(中期救済復興援助を含む)が増加し、1990年以前にはWFP活動の中で平均約3割に過ぎなかった緊急食糧援助活動が2005年には全体の約8割に至っている。

● 地域別実績

(単位:千ドル)

地 域	2009年	2010年
サブサハラ・アフリカ	2,519,433	2,340,804
ア ジ ア	763,435	895,743
中南米・カリブ諸国	242,982	362,832
中東・北アフリカ	175,183	197,617
東欧・CIS諸国	50,432	29,313
そ の 他	234,148	174,021
合 計	3,985,613	4,000,330

出典:WFP事務局資料

● 分野別実績

(単位:千ドル)

分 野	2009年	2010年
開 発 援 助	275,906	287,842
中期救済復興援助	1,821,502	1,559,885
緊急援助	1,418,385	1,660,195
そ の 他	469,821	492,408
合 計	3,985,613	4,000,330

出典:WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会から選出された36か国からなる「執行理事会」(Executive Board)の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員(邦人職員の全体に占める割合および幹部職員)

WFPの専門職以上の邦人職員は、2011年10月末現在44名(全体の約3.1%、WFP全体の専門職以上の職員数は

2011年10月末時点でJPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)を含めて1,485名)であり、アジア地域局長、インド事務所代表を筆頭にローマの本部および各国・地域事務所において活躍している(うち、JPOは8名)。

● 財政負担(各国比較等、過去2年間暦年ベース)

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきた。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2009年では2億268万ドル(全体の5.05%)、2010年では2億1,440万ドル(全体の5.61%)となっている。2010年は米国、EC、カナダに続く第4位の拠出国であった。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	米 国	43.6	1,749,214	米 国	41.1	1,571,458
2	E C	8.5	342,901	E C	7.6	289,928
3	カナダ	5.6	225,343	カナダ	7.5	285,529
4	国 連	5.4	217,026	日 本	5.6	214,406
5	スペイン	5.3	213,856	英 国	4.1	156,998
6	日 本	5.1	202,684	ド イ ツ	2.5	95,350
7	ド イ ツ	3.3	132,086	スウェーデン	2.2	85,623
8	英 国	3.2	127,624	オーストラリア	2.2	83,930
9	オーストラリア	2.0	81,576	スペイン	2.2	82,374
10	オランダ	1.9	77,594	オランダ	2.0	74,424
	合 計	100.0	4,013,144	合 計	100.0	3,824,486

出典:WFP事務局資料

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施を重視しており、2010年末までに計18件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告(Annual Report)」(英語)

カラー写真入りでWFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行(非売品、ホームページにも掲載あり)。

- ・「国連WFP協会(JAWFP)ニュースレター」(日本語)

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター(4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行、年3回)。

連絡先:WFP日本事務所 TEL:045-221-2510

● ホームページ

- ・国連世界食糧計画(WFP)本部(ローマ) :

<http://www.wfp.org>

• WFP日本事務所：<http://www.wfp.or.jp>

上記ホームページから、WFPおよび国連WFP協会の

ニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。日本の資金協力は日本が加盟した1951年以来行われている。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章(1946年11月発効)に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立され、1946年12月、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。

ユネスコの目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2010～2011年(1会計年度は暦年2年間)の通常予算(加盟国の分担金)は6億5,300万ドル、2008～2009年の通常外予算(加盟国からの任意拠出金等)は約3億5,800万ドル(UNESCO調べ)である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会(58か国で構成)で、次期総会(総会は2年に1度開催)に提出される事務局作成の事業計画案等を審議、総会でその事業計画案等を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCO活動は多数のNGO、学術機関等国際的民間団体によっても支

えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年から2013年までの中期戦略において、万人のための質の高い教育と生涯学習の実現、持続可能な開発のための科学的知識と政策の動員、新しい社会的および倫理的な課題の取組、文化多様性と異文化間の対話および平和の文化の促進、情報とコミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築の5つを重要目標として設定。これら基本戦略を具体化するために策定された2010～2011年事業予算では、万人のための教育、災害への構えと軽減、世界の遺産の保護等が優先事業となっている。

2010～2011年の通常予算のうち、事業実施に割り当てられている額は約4億1,230万ドルである。

● 地域別実績

2008～2013年中期戦略においては、ジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。また、2010～2011年予算年ではこの二大優先分野に加え、セクター横断的取組として、地域としては小島嶼開発途上国(SIDS)が挙げられている。

● 主要な事業

2010～2011年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に28.7%、科学分野に21.5%、文化分野に13.0%、情報コミュニケーション分野に8.0%となっている。また、HIV/エイズ対策や紛争・災害後の支援等、12の分野横断的な取組も設定されている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2011年1月現在66名(全体の約3%)。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再

選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2011年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は12.531%であり、2011年度は分担金として約39億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

(単位:千ドル)

順位	2010年			2011年		
	国名	分担率(%)	分担額	国名	分担率(%)	分担額
1	米 国	22.0	71,830	米 国	22.0	71,830
2	日 本	12.5	40,914	日 本	12.5	40,914
3	ド イ ツ	8.0	26,182	ド イ ツ	8.0	26,182
4	英 国	6.6	21,565	英 国	6.6	21,565
5	フ ラ ン ス	6.1	19,995	フ ラ ン ス	6.1	19,995
6	イ タ リ ア	5.0	16,325	イ タ リ ア	5.0	16,325
7	カ ナ ダ	3.2	10,474	カ ナ ダ	3.2	10,474
8	中 国	3.2	10,415	中 国	3.2	10,415
9	ス ペ イ ン	3.2	10,373	ス ペ イ ン	3.2	10,373
10	メ キ シ コ	2.4	7,692	メ キ シ コ	2.4	7,692
	合 計	100.0	326,500	合 計	100.0	326,500

* 1 合計は、その他の国を含む。
 * 2 UNESCOの会計年度は1期間が2年であるため、2010年、2011年の各分担金は、2010年～2011年(2カ年)の分担金総額を2で割ったもの。

● 日本の協力の主要例は分野別に以下のとおり。

(1) 教育分野

ア アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育(EFA: Education for All)の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「アジア太平洋地域教育協力信託基金」に9,500万円を拠出(2010年度)。

イ 持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

2005年から開始された国連「持続可能な開発のための教育の10年」の提案国として、その主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に3億2,000万円を拠出(2010年度)。

ウ アフガニスタンにおいて、2008年以降、ユネスコを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施中(総額32億8,300万円)。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

ア 自然・社会科学事業

UNESCOの国際科学事業や日本がこれまでアジア太

平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に8,820万円を拠出(2009年度)。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会(ユネスコIOC)を中心にインド洋津波警戒減災システム(IOTWS)構築が進められており、日本としても、たとえば、2005年から2009年にかけて、IOCが実施したインド洋諸国の国別アセスメントに日本の専門家が参加するなど、技術面で協力を行った。

イ 世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画(IHP)」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にユネスコとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター(ICARM)」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野(文化遺産保存事業)

ア 有形文化遺産保護

1989年、日本は人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するために「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2010年度末まで累計約5,840万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2010年度は2億3,500万円を拠出。

イ 無形文化遺産保護

1993年には、無形文化遺産(伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等)を保存・振興し、後世に残すため、「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2010年度末まで累計約1,467万ドルを拠出している。2010年度は約6,580万円を拠出。

(4) その他(人材育成等)

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育(EFA)目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2010年度末までに累計約61億6,521万円を拠出した。2010年度は約1億704万円を拠出(2010年8月時点)。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーション

ンの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡(カンボジア)、タンロン遺跡(ベトナム)等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計12件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

- 「UNESCO Courier」(年4回刊行をめぐり)
- 「Museum International」(季刊)
- 「World Heritage」(季刊)

● ホームページ

- 国連教育科学文化機関(UNESCO)本部：
<http://portal.unesco.org>
(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語)
- (社)日本ユネスコ協会連盟：<http://www.unesco.jp>
(日本語、英語)
- (財)ユネスコ・アジア文化センター：
<http://www.accu.or.jp>
(日本語、英語)

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立。

● 経緯

1985年、UNIDO憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、1986年1月1日、国連の第16番目の専門機関として独立。

● 目的

UNIDO憲章によれば、その主要な目的は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ることである。また、世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進することである。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催される総会で決定される方針に基づき技術協力活動を実施している。その活動資金の多くは、UNDPやモントリオール基金等から供与される資金、工業開発基金(IDF)や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2010年実績は約1億5,350万ドル。

事務局の行政経費(人件費、地域事務所運営費、会議開催費等)は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2010年、2011年通常予算額は7,830万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与されており、責任を持ってプロジェクトの実施に当たる。

3. 最近の活動内容

● 概要

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development)を基本原則に掲げ、第11回総会で採択された2005～2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」(Strategic Long-Term Vision)の下、生産的活動を通じた貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、後発開発途上国(LDC)諸国(特にアフリカ地域)を対象として、企業家精神の育成や中小企業の発展、技術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源エネルギー

の推進、モントリオール議定書等の国際環境合意履行の支援等を実施している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地 域	2010年
ア ジ ア ・ 太 平 洋	57.8
サ ブ サ ハ ラ ・ ア フ リ カ	53.4
中 東 ・ 北 ア フ リ カ	1.0
中 南 米	10.7
欧 州 ・ N I S 諸 国	5.9
グ ロ ー バ ル ・ 地 域 間	24.7
合 計	153.5

出典:2010年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分 野	2010年
生産的活動を通じた貧困削減	47.4
貿易能力構築	34.6
環境およびエネルギー	67.8
その他	3.9
合 計	153.5

出典:2010年UNIDO年次報告書

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会 (IDB) のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会 (PBC) のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金負担国となっている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は5名 (2011年6月現在。全体の約5.2%)。

● 財政負担

分担金:2010年1,723万ユーロ (分担率22%、第1位)

拠出金 (工業開発基金):2010年1億7,000万円

● 主要分担国一覧 (コア拠出)

(単位:千ユーロ)

順位	2009年			2010年		
	国 名	分担率 (%)	分担額	国 名	分担率 (%)	分担額
1	日 本	22.0	17,009	日 本	22.0	17,227
2	ド イ ツ	11.9	9,217	ド イ ツ	11.9	9,334
3	英 国	9.2	7,137	英 国	9.2	7,228
4	フ ラ ン ス	8.8	6,771	フ ラ ン ス	8.8	6,859
5	イ タ リ ア	7.1	5,458	イ タ リ ア	7.1	5,528
6	ス ペ イ ン	4.1	3,189	ス ペ イ ン	4.1	3,234
7	中 国	3.7	2,866	中 国	3.7	2,905
8	メ キ シ コ	3.1	2,425	メ キ シ コ	3.1	2,459
9	韓 国	3.0	2,335	韓 国	3.0	2,365
10	オ ラ ン ダ	2.6	2,012	オ ラ ン ダ	2.6	2,036
	合 計	100.0	77,312	合 計	100.0	78,304

* 合計は、その他の国を含む。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は、主として日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対して拠出している。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所 (ITPO) は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招へい、セミナーの開催等を実施。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

UNIDOは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● 書 籍

・「Annual Report」(UNIDO編)

国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等ととりまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国連工業開発機関 (UNIDO) 本部:

<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金 (UNICEF:United Nations Children's Fund)

1.設立・経緯・目的

● 設 立

国連児童基金 (UNICEF) は、1946年第1回国連総会決議 (決議57(I)) により設置。日本の資金協力は1950年以來行われている。

● 経緯・目的

UNICEFは1946年第1回国連総会決議 (決議57(I)) によ

り、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議 (決議802(III)) により経済社会理事会の常設下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年に

はノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の主に児童を対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争などの際の緊急人道支援活動などを行っている。2010年の総収入は約36億8,200万ドルで総支出額は約36億5,300万ドル。このうち、約35億2,900万ドルがプログラム支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会(執行理事国36か国により構成)において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムにのっとり事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

上記2.の「● 概要」を参照。

● 地域別実績

2010年のプログラム支出額を地域別に見ると、プログラム本体の費用としてサブサハラ・アフリカ地域17億6,000万ドル(53.0%)、アジア地域8億9,000万ドル(26.0%)、中南米・カリブ諸国3億1,300万ドル(10.0%)、中東・北アフリカ地域1億4,100万ドル(4.0%)、東欧・CIS・バルト諸国9,900万ドル(3.0%)となっている。

● 主要な事業

事業の分野別の内訳は、「子どもの生存と成長」17億400万ドル(50.0%)、「基礎教育とジェンダー格差の是正」6億9,600万ドル(20.0%)、「子どもの権利のためのアドボカシーとパートナーシップ」3億6,700万ドル(11.0%)、「子どもの保護」3億2,500万ドル(9.0%)、「HIV／エイズと子ども」1億8,800万ドル(7.0%)等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNICEFが果たす役割の重要性にかんがみ、従来その活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長

年にわたりその政策決定に参画している。特に2010年9月の国連総会で、菅総理大臣(当時)が発表した保健と教育に関する「菅コミットメント」の達成において、UNICEFは重要なパートナーの一つとして見なされている。日本政府の2010年の政府拠出(コア財源への拠出)は世界第13位であり、日本政府の発言は執行理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2011年10月末現在、邦人職員数は91名である(幹部職員は3名)。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府のUNICEFに対する2010年の拠出総額は約1億7,505万ドル、UNICEFに対する拠出総額(全政府中)に占める2010年の日本の拠出の割合は7.64%である(米国、英国、ノルウェーに次ぎ第4位)。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	米国	14.2	299,467	米国	14.9	340,671
2	ノルウェー	9.5	199,085	英国	11.3	258,134
3	オランダ	9.1	190,836	ノルウェー	8.9	204,967
4	英国	8.7	182,027	日本	7.6	175,046
5	スウェーデン	8.1	171,048	オランダ	6.9	158,758
6	日本	7.8	164,450	E C	6.4	145,690
7	E C	6.9	144,416	カナダ	5.9	134,610
8	カナダ	6.1	128,299	スペイン	5.6	127,471
9	スペイン	5.4	113,401	スウェーデン	5.5	126,352
10	オーストラリア	3.3	70,033	オーストラリア	5.3	120,736
	合計	100.0	2,104,510	合計	100.0	2,292,151

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

また、UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計60件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「ユニセフ年次報告」(日本語版)

UNICEFの事業実績をとりまとめている。(公財)日本ユニセフ協会に電話(03-5789-2011(代))またはFAX(03-5789-2032)にて注文する。

● ホームページ

・UNICEF東京事務所:

<http://www.unicef.org/Tokyo/jp/index.html>

・(公財)日本ユニセフ協会:<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設立時期

1951年1月1日

● 経緯・目的

UNHCRは、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国連の権威の下に国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与えることを目的とする。また、難民の保護のため、国際条約(1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等)の締結および国際条約の批准(加入)の促進等を実施する。

日本の資金協力は1967年度以来行われている。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 対象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること(総会決議40/118)、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと(総会決議48/116)とされている。

(2) 内容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会(例年10月、ジュネーブで開催)が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員

会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている(2011年6月時点85か国)。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行う難民の保護、計画、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体(Implementing Partners)としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概要

(1) 難民を含むUNHCRの支援対象者数:

3,400万人(2010年末)

3,650万人(2009年末)

(2) 事業実施規模:(年次予算)

33億2,083万ドル(2011年)

31億5,062万ドル(2010年)

(3) 現地事務所数および職員数:

126か国に408か所、7,845名(2011年10月現在)

● 地域別実績(年次予算)

(単位:百万ドル)

地域	2010年	構成比(%)
アジア・太平洋	499	15.8
アフリカ	1,207	38.3
中東・北アフリカ	627	19.9
欧州	255	8.1
米州	91	2.9
グローバル・オペレーション*1	120	3.8
本部関係	158	5.0
その他(JPO*2等)	193	6.1
合計	3,151	100.0

*1 複数地域にまたがるもの。

*2 JPO:ジュニア・プロフェッショナル・オフィサーの略。

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置付け、また、難民の保護、支援および難民問題の恒久的な解決を目的として包括的に取り組んでいるUNHCRの活動を「人間の安全保障」に資するものとして高く評価する立場から、積極的な協力を行ってきている。日本は、過去15年以上にわたり第2~3位の援助国としての財政的貢

献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会(85か国から構成)のメンバーになっている。

● 邦人職員

邦人職員は61名(全体の3.3%。2011年10月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金協力を行っており、2008年は約1.1億ドル、2009年は約1.1億ドル、2010年は約1.43億ドル拠出した(米国に次ぎ国別では第2位)。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	米 国	37.3	640,727	米 国	38.2	712,221
2	E C	7.4	126,948	日 本	7.7	143,494
3	日 本	6.4	110,554	E C	6.3	118,215
4	スウェーデン	6.3	107,885	スウェーデン	6.1	111,937
5	オランダ	4.7	80,617	ノルウェー	6.1	80,975
6	ノルウェー	3.5	60,643	オランダ	4.0	74,079
7	ド イ ツ	3.2	54,530	英 国	3.1	57,002
8	デンマーク	3.0	52,133	デンマーク	3.0	56,768
9	カ ナ ダ	2.7	45,562	ド イ ツ	2.7	49,739
10	英 国	2.4	41,997	カ ナ ダ	2.5	46,520
	合 計	100.0	1,715,628	合 計	100.0	1,903,473

出典: UNHCR作成資料

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計19件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

● ホームページ

・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)本部:

<http://www.unhcr.ch/>

(英語:情報量が日本語ホームページより多い)

・UNHCR駐日事務所: <http://www.unhcr.or.jp> (日本語)

⑧ 国連人口基金 (UNFPA: United Nations Population Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として発足。日本は、1971年以来UNFPAへの資金協力を行っている。

● 経 緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」(UNFPA: United Nations Fund for Population Activities)と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金」に改称。

● 目 的

- ・人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズに応えるような知識と能力を築き、計画立案における調整を図り、すべての関係方面と協力すること。
- ・人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面への関心を、開発途上国および先進国双方において高め、人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大する

こと。

- ・人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、同基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

2. 事業の仕組み

● 概 要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、^{ユニセフ}UNICEF、^{ユネスコ}UNESCO等の国連機関およびNGOを通じて援助を実施している。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2010年のコア拠出金総額は、約4億9,000万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込額をもとに、事業の4か年計画を策定し国別援助額を定め、各国にあるUNFPA事務所が中心となり国別プログラムを策定する。国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会で審議・決定される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが

確定する行政予算は2年ごとに策定され、必要があれば執行理事会で改訂がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAが自ら事業を実施するほかに、国連の各専門機関やNGO等に委託して事業を実施している。近年、開発途上国の自助努力を促すとの観点から、これら専門機関に代わって開発途上国政府自らがUNFPAの指導を得て事業を実施する傾向にある。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年のカイロでの国際人口開発会議(ICPD)で採択された行動計画およびミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康。人間の生殖システムの機能と活動過程に疾病、障がいがないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。人々が安全な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由を持つことを意味する)の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、政策提言(アドボカシー)に重点を置いて援助を行っている。

● 地域別実績

UNFPAは、リプロダクティブ・ヘルスに重点を置いているため、主に人口増加率の高いアフリカおよびアジア太平洋地域への援助に向けられている。

(単位:百万ドル、%)

地域	2009年実績	2010年実績
アジア・太平洋	87.8 (25.2)	96.0 (26.2)
サブサハラ・アフリカ	136.2 (39.2)	135.9 (37.1)
アラブ諸国	31.0 (8.9)	27.3 (7.5)
中南米・カリブ諸国	34.1 (9.8)	38.9 (10.6)
東欧・中央アジア	14.9 (4.3)	16.9 (4.6)
その他	43.9 (12.6)	51.2 (14.0)

* UNFPAの地域分類による。

● 主要な事業

- リプロダクティブ・ヘルス(特に青少年に重点)の改善(避妊具の供与、啓蒙活動等)
- 妊産婦死亡率の改善事業(産婦人科関連機材の供与、医療関係者の訓練、保健・衛生キャンペーン等)
- 緊急援助事業 (UNHCR、WHO等との協調により、武力紛争、自然災害による人道的危機下における医療薬品・避妊具等の供与、緊急産科ケア、保健・衛生教育等)
- HIV感染防止事業(コンドームの供与、HIV防止啓蒙活動等)
- 国勢調査などの人口関連のデータ収集・分析・調査
- ジェンダー均衡の促進(情報収集・啓蒙活動等)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性にかんがみ、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位の拠出国。また、これまで数度にわたり最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は13名(2010年1月末現在)。

● 日本の財政負担

コア・ファンドへの拠出は、2009年は約3,007万ドルであり、2010年は約2,544万ドル。全コア・ファンドに占める拠出率は、それぞれ6.4%(第7位)、5.2%(第9位)となっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	拠出率(%)	拠出額	国名	拠出率(%)	拠出額
1	オランダ	17.2	80,881	オランダ	15.0	73,601
2	スウェーデン	12.6	59,016	スウェーデン	12.3	60,564
3	ノルウェー	10.2	48,046	ノルウェー	11.0	54,133
4	米 国	9.8	46,100	米 国	10.5	51,400
5	デンマーク	8.4	39,499	デンマーク	7.6	37,124
6	英 国	7.4	34,510	フィンランド	6.9	33,738
7	日 本	6.4	30,066	英 国	6.2	30,228
8	フィンランド	5.9	27,851	ス イ ス	5.9	29,184
9	ド イ ツ	5.4	25,341	日 本	5.2	25,438
10	スペイン	4.4	20,710	スペイン	4.4	21,419
	合 計	100.0	469,436	合 計	100.0	491,187

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年に日本はUNFPAに「インター・カントリーなNGO支援信託基金」を設け、2008年に100万ドル、2009年も100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」を結び、1995年以来、同協力を22か国(2010年度まで総額約20億円相当)において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2010年末まで計40件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- 「世界人口白書」(国連人口基金編、日本語版 ジョイセフ発行)
世界の人口関連の指標、人口分野の問題の動向等を取り

まとめている。例年秋に発行。

日本語版はUNFPA東京事務所ホームページから入手可能。日本語版印刷物の郵送を希望する場合は(公財)家族計画国際協力財団(ジョイセフ)に申し込む。

• 「Annual Report」(国連人口基金編・発行)

国連人口基金の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法はホームページを参照。

● ホームページ

• 国連人口基金 (UNFPA) 本部: <http://www.unfpa.org>

• UNFPA東京事務所: <http://www.unfpa.or.jp> (日本語)

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月の国連総会決議に基づき設立され、1950年から活動を開始。1950年の総会において活動期間が更新され、現在の活動期間は2011年6月30日まで。日本は、UNRWAに対し1953年から拠出を行っている。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関 (UNRPR: United Nations Relief for Palestine Refugees) の調整により、民間の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まりUNRWAの成立となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記3. のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員(教員、医師、フィールド・ワーカー等)および国際職員約3万1,000人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動概要

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約476万人に対し、通常計画として教育職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸およびガザ地区においても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校691校において生徒約48.3万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所10か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター137か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、延べ約1,100万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障がい者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

● 特別計画

前述の通常計画のほか、1993年から中東和平プロセスを支援するための事業として平和創設プロジェクト (PIP: Peace Implementation Project) を実施し、学校、病院等インフラ整備、雇用創出プロジェクト等を実施していた。しかし、2000年9月に発生したパレスチナ-イスラエル間の衝突以降現在に至るまでUNRWAはパレスチナ難民の窮状緩和のため緊急アピールをたびたび発出しており、現在UNRWAの活動は、前述の通常計画以外では、この緊急ア

ピールに基づくものを中心となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会(英国、米国、フランス、日本等のドナー国、ヨルダン、シリア、レバノン、PLOの難民受入国の計22か国から構成)、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会(英国、米国、フランス、日本、レバノン等)がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2011年10月末現在、国際職員119名のうち邦人職員4名が在籍。

● 日本の支援

日本は、1953年から拠出を行い、累積拠出実績(拠出金、食糧援助、および緊急援助)は2011年3月末現在で5億8,751万ドル。なお、2010年度、日本は現金拠出として1,430万ドルおよび食糧援助6億円を拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	米 国	26.5	267,960	米 国	29.5	247,873
2	E C	22.5	228,012	E C	19.7	165,244
3	英 国	4.9	50,045	スウェーデン	5.6	47,217
4	スウェーデン	4.8	48,576	英 国	5.4	45,733
5	ノルウェー	3.9	39,056	ノルウェー	4.8	40,112
6	クウェート	3.5	35,500	オランダ	3.5	29,087
7	オランダ	2.8	28,820	スペイン	2.7	23,045
8	サウジアラビア	2.7	27,579	日 本	2.5	20,763
9	スペイン	2.4	24,070	オーストラリア	2.3	19,427
10	デンマーク	1.9	19,704	ス イ ス	2.3	19,030
	そ の 他	24.0	242,894	そ の 他	21.8	183,211
	合 計	100.0	1,012,216	合 計	100.0	840,742

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 本部 : <http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1972年の第27回国連総会決議2997(12月15日採択)により設立。日本の資金協力は、同機関が翌1973年に活動を開始して以来行われている。

● 経緯・目的

1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された(上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである)。UNEPは、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日から設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域的機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金に対する各国の任意拠出によって賄われている。2009年および2010年の環境基金への拠出総額は、それぞれ7,976万ドルおよび8,106万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込額をもとに、2年ごとに開催される管理理事会において、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定している。この資金配分に従って、UNEP事務局が、管理理事会で決議された方針に従い、または各国からの要請に応じて、具体的な活動計画を策定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、管理理事会で決定された2か年事業計画を

実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部だけではなく、アジア太平洋地域等世界に6か所ある地域事務所や、UNDP等他の国連機関等との連携を通じて実施される場合がある。各途上国に出先事務所がないUNEPは、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し、直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタント雇用、UNDP等の職員に依頼する等により、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し、政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。最近では、バリ戦略計画（2005年の第23回管理理事会にて採択）に基づき、途上国の法遵守能力の向上および技術支援に焦点を当てた活動を行っている。

- 多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- 環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- 経済開発と環境保護の統合
- 持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- 市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア太平洋、欧州、中南米を中心とする各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2009年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として、たとえば、以下のようない事業がある。

- アフリカ、カリブ、太平洋各地域における多国間環境条約の実施支援事業
- 廃プラスチックの資源化プロジェクト（アジア地域における技術支援）
- 紛争・災害後の環境復興のための国別プログラム（スーダン、コートジボワール等）

● 分野別実績

前項の「● 審査・決定プロセス」とおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2010年12月時点

での環境基金を財源とした実績額は次のとおり。

分野	実績(単位:千ドル)
気候変動	12,686
災害と紛争	3,330
生態系管理	14,249
環境ガバナンス	18,268
有害物質と廃棄物	6,622
資源効率性	10,159
その他	10,970
合計	76,284

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は管理理事会であり、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成されている。日本は1972年のUNEP発足当初から現在に至るまで、管理理事国に継続して選出されている。

● 邦人職員

2011年1月末現在、専門職以上の職員は652名でそのうち日本人職員は18名。現在もなお邦人職員の割合が少ないため、日本としては邦人職員採用の増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位以内に位置している。2009年および2010年の拠出状況（上位14か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	拠出率(%)	拠出額	国名	拠出率(%)	拠出額
1	オランダ	16.0	12,731	オランダ	16.1	12,901
2	英国	10.6	8,453	ドイツ	12.2	9,820
3	ドイツ	9.9	7,885	英国	10.7	8,573
4	米国	7.3	5,825	米国	7.5	6,000
5	ベルギー	6.9	5,471	フランス	6.8	5,440
6	フランス	6.4	5,100	スウェーデン	6.1	4,928
7	フィンランド	6.1	4,876	ベルギー	5.6	4,489
8	イタリア	5.7	4,518	フィンランド	5.2	4,162
9	スペイン	5.4	4,301	スイス	5.0	4,036
10	デンマーク	4.9	3,906	デンマーク	4.4	3,509
	合計	100.0	79,762	合計	100.0	80,309

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を目的としたセンターである「国際環境技術センター」(IETC)の日本への設置をUNEPに働きかけ、その結果、1992年、IETCの日本への設置が決定された。日本はIETC事業への主要拠出国として、2008年、2009年にそれぞれ218万ドルを拠出した。IETCは、生産と消費、水と衛生、災害管理等の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデータベースの構築、研修(短期・長期)、セミナー等の開催、個々の環境問題に対するコンサルティング・サービス等を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促進している。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

- イラク環境部門人材育成事業
- イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- 「UNEP 2010 ANNUAL REPORT」
- 「UNEP YEAR BOOK 2011」

● ホームページ

- 国連環境計画 (UNEP) 本部 : <http://www.unep.org>

⑪ 国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年1月1日設立。日本の同機関への資金協力は1966年以來行われている。

● 経緯・目的

国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。

また、UNDPは国連総会が設立した「国連資本開発基金 (UNCDF)」、「国連女性開発基金 (UNIFEM)」等の基金や「国連ボランティア計画 (UNV)」の管理も行っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2010年の拠出金総合計は、約59億5,000万ドルであり、そのうちコア・ファンドは約9億6,700万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド見込額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定め、これをもとに各国にあるUNDP常駐事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協

議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら実施する事業のほかに、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施している。被援助国である開発途上国政府自らが、UNDPの資金協力を得て事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年以降、「持続可能な人間開発」(Sustainable Human Development)を基本原則に掲げ、この原則の下、貧困削減とミレニアム開発目標 (MDGs) の達成、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境と持続可能な開発の4分野に重点を置いて援助活動を行っている。

MDGs達成に向けた取組においては、国連事務総長がUNDP総裁をMDGsのスコア・マネージャー兼キャンペーン・マネージャーに任命するなど、MDGs推進の中心的役割を果たしている。2011年には、6月に日本主催の「MDGsフォローアップ会合」を、9月にMDGs関連閣僚級非公式会合を共催した。

また、日本からも委員が参加した「開発・人道支援・環境分野の国連システム一貫性に関する国連事務総長ハイレベル・パネル」が2006年11月に発表した報告書、および2007年12月に採択された国連開発システム3か年事業活動政策レビューにおける提言を踏まえ、国連常駐調整官 (RC) 制度の管理者として、以前にも増して国連システムの主導的な調整機関としての役割を担当しており、同任務における業務も拡充している (なお、UNDP総裁は国連開発グループの議長)。

● 地域別実績

2010年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地 域	金 額
ア ジ ア ・ 大 洋 州	1.3
ア ラ ブ	0.6
ア フ リ カ	1.1
中 南 米	0.8
欧 州 ・ 旧 ソ 連	0.3
そ の 他	0.5
合 計	4.7

* 地域分類は、UNDP年次報告による。

● 分野別実績

2010年の分野別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

分 野	金 額
民 主 的 ガ バ ナ ン ス	1.22 (26%)
貧 困 削 減 お よ び MDGs の 達 成	1.60 (34%)
危 機 予 防 と 復 興	0.61 (13%)
環 境 と 持 続 可 能 な 開 発	0.28 (6%)
そ の 他	1.03 (22%)
合 計	4.70 (100%)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNDPの広範なネットワークとその専門的知識・経験に基づく中立的援助を評価するとの立場から、積極的な協力を行うとともに、UNDPの設立以来、2008年まで、また2010年以降最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めている。2011年は副議長も務めている。

● 邦人職員

UNDPの専門職以上の邦人職員は、88名(2012年1月末現在)である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2010年度は約7,332万ドル、全コア・ファンドに占める2010年の日本の拠出の割合は約7.6%である。

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	拠出率(%)	拠出額	国名	拠出率(%)	拠出額
1	ノルウェー	12.1	122,519	オランダ	12.6	121,457
2	オランダ	12.1	122,449	ノルウェー	12.2	117,665
3	米 国	10.1	102,785	米 国	10.3	99,331
4	英 国	9.2	93,413	スウェーデン	9.1	88,018
5	スウェーデン	9.0	90,831	英 国	8.8	85,365
6	日 本	7.3	74,106	日 本	7.6	73,318
7	スペイン	6.5	65,407	デンマーク	6.0	57,950
8	デンマーク	5.4	54,954	ス イ ス	5.8	55,765
9	ス イ ス	5.3	53,946	カ ナ ダ	5.0	48,378
10	カ ナ ダ	4.7	47,619	ス ペ イ ン	4.2	40,161
	合 計	100.0	1,013,599	合 計	100.0	967,132

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な用途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じるため、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、従来の基金を整理統合し、2003年10月1日、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金は、日本とUNDPとの共通の重要分野における開発途上国支援、南南協力支援、MDGs関連の共同研究等、さらにプロジェクトの成功例にかかわる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2010年度においては、約146万ドルを拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金(1988年設立)およびアジア・アフリカ協力基金(1996年設立)をUNDPに設置し、拠出している。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせることなどにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、併せて日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。

たとえば、日本のアフガニスタンにおける復興支援の一環として、2010年に、治安対策や平和構築支援を行うUNDPに対し、2億6,300万ドルの支援を行った。

さらに、UNDPは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2010年末まで計74件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- UNDPが毎年発表する「Human Development Report」(人間開発報告書・Oxford University Press発行)
- UNDP年次報告書(国連開発計画 発行)

● ホームページ

- 国連開発計画(UNDP)本部: <http://www.undp.org>

⑫ 世界保健機関 (WHO: World Health Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1948年4月7日設立。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章(1948年4月7日発効)によって設立された。

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第1条)を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務的分担金(各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠)と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金からなっている。

義務的分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールドレベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される世界保健総会を最高意思決定機関としている。総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、予算(2年制)の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供、という形式で与えられる。

● 地域別予算割合

(単位:%)

地域別予算		2010~2011年
全体額(百万ドル)		4,540
地域別割合	南 東 ア ジ ア	12.0
	ア フ リ カ	27.8
	ア メ リ カ	5.6
	欧 州	5.8
	東 地 中 海	11.3
	西 太 平 洋	6.8
本 部		30.6

* 1 地域名はWHOの地域事務局名称による。

* 2 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA(H1N1)対策をはじめとして、新たに発生した感染症(エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)など)や、既に克服されたと思われる感染症の再興(コレラ、結核など)が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則(IHR: International Health Regulations)が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA(H1N1)が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV／エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法(DOTS)、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病(NTD)についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病などの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参加している。この間、日本は11回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2010年12月末現在で7,154名(専門職3,311名、一般職3,843名)の職員がいるが、そのうち邦人職員は42名。中嶋宏第4代事務局長(1988～1998年)、尾身茂西太平洋地域事務局長(1999～2009年)を輩出している。

● 財政負担

2010～2011年の総予算は49億3,790万ドルである。このうち、約19%強に当たる分担金総額は9億2,880万ドル(2年間の総額)であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2011年の日本の分担率は12.5309%で、分担金は約5,820万ドル。米国(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの81%弱である40億910万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2010年には1,438万ドル、2011年には1,131万ドルの任意拠出金を拠出している。

● 主要分担国一覧

(単位:千ドル)

順位	2010年			2011年		
	国名	分担率(%)	分担額	国名	分担率(%)	分担額
1	米 国	22.0	106,573	米 国	22.0	102,172
2	日 本	16.6	77,272	日 本	12.5	58,196
3	ド イ ツ	8.6	39,837	ド イ ツ	8.0	37,240
4	英 国	6.6	30,850	英 国	6.6	30,673
5	フ ラ ンス	6.3	30,477	フ ラ ンス	6.1	28,438
6	イ タ リ ア	5.1	23,590	イ タ リ ア	5.0	23,218
7	カ ナ ダ	3.0	13,827	カ ナ ダ	3.2	14,895
8	ス ペ イ ン	3.0	13,785	中 国	3.2	14,811
9	中 国	2.7	12,387	ス ペ イ ン	3.2	14,756
10	メ キ シ コ	2.3	10,483	メ キ シ コ	2.4	10,943
	合 計	100.0	464,419	合 計	100.0	464,419

* 合計は、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

WHO西太平洋地域事務局(WPRO)との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行ってきている。基本的に毎年、WPROとの連携協議(日・WPRO協議)を行い(2007年10月に第7回協議を実施)、保健・医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月、スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援(660万ドル)、2007年2月、イラク復興支援(390万ドル)等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2010年末までに計27件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「World Health Report, 2008」(WHO発行)

● ホームページ

・世界保健機関(WHO)本部：<http://www.who.int>

⑬ 国連大学 (UNU: United Nations University)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は1972年以来行われている。

● 経緯・目的

- 1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- 当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作総理大臣(当時)は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- 1972年第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。
- 1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- 1975年、東邦生命ビル(東京)内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- 1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本(旧文部省)が負担した。

2. 事業の仕組み

● 概要

大学本部(東京)および世界13か国にある計15の研究・研修センター／プログラム(2011年6月現在)が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2010～2011年(1会計年度は暦年2年間)の予算は1億481万7,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する(年1回開催)。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上

の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部(東京)もしくは世界13か国15の研究・研修センター／プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

2009年の理事会で採択された2012年までの活動目標を設定する「戦略プラン2009～2012」に基づき、洞察と政策研究を通じた国連システムへの寄与と、特に途上国に対するアウトリーチとネットワーキング活動を最優先課題として活動している。

● 主要な事業

(1) 研究活動

地球規模の持続可能な開発に貢献することを目的とし、「サステナビリティ(持続可能性)」の観点から互いに関連する以下の分野について、研究活動を行っている。

- 平和、安全保障、人権
- 人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
- 世界の健康、人口、持続可能な生活
- 地球規模の変化と持続可能な開発
- 科学、技術、イノベーション社会

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。

- 研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」(テーマ:「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等)
- 若い研究者、特に開発途上国出身者の研究レベルの向上を支援する「修士・博士課程や博士修了者向けプログラム」(テーマ:「持続可能な開発への戦略的アプローチ」、「応用数学とコンピューター科学」等)
- 国際機関の職員、または外交官を目指す人たちのための「国際講座」(テーマ:「平和と人権」、「環境変化と持続性」等)
- 大学生、大学院生(留学生を含む)、若い社会人のため

のグローバルセミナー(テーマ:「持続可能な地球社会をめざして」)

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステナビリティと平和研究所(UNU-ISP)において2010年秋に、途上国を中心とする留学生と日本人学生を対象に「サステナビリティと平和」専攻の、2011年秋には、横浜にある国連大学高等研究所(UNU-IAS)において、生物多様性専攻の大学院プログラムを開始。将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2010年9月から阿部信泰軍縮・不拡散促進センター所長が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2011年1月現在で19名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、2010年は外務省から283万ドルおよび5,800万円(留学生支援事業費)、文部科学省から3億8,200万円、環境省から4億500万円(持続可能な開発のための教育の10年構想事業費他)を拠出している。2010年の各国政府拠出額の第2位はマレーシア、第3位はドイツである。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名等	拠出率(%)	拠出額	国・機関名等	拠出率(%)	拠出額
1	日本	41.7	12,698	日本	38.3	10,911
2	マレーシア	16.8	5,100	マレーシア	17.6	5,000
3	ドイツ	16.2	4,928	ドイツ	14.9	4,251
4	オランダ	11.1	3,380	カナダ	7.0	1,989
5	カナダ	3.9	1,198	スペイン	5.0	1,425
6	マカオ	2.7	822	オランダ	4.3	1,216
7	スウェーデン	1.9	579	フィンランド	3.0	844
8	ベルギー	1.2	360	スウェーデン	2.4	692
9	E U	1.2	352	マカオ	1.8	516
10	ノルウェー	1.1	337	ベルギー	1.6	462
11	英国	1.0	293	英国	1.4	386
12	デンマーク	0.6	188	E U	0.9	250
	その他	0.6	184	その他	1.8	530
	合計	100.0	30,419	合計	100.0	28,472

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「United Nations University Annual Report」

当該年度の新規事業に重点を置いた報告書。毎年春に発行。国連大学広報部で入手可能。

- ・「国連大学年次報告」(上記の日本語版)

● ホームページ

- ・国連大学(UNU)本部: <http://www.unu.edu/>

⑭ 国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関(加盟42か国)として発足した。日本は、ILO創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要産業国(常任理事国:ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国)の一つとなっている。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、政・労・使の三者構成の形式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている(ILO憲章およびフィラデルフィア宣言(同憲章附属書))。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画(UNDP)からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等からなる予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議などを主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で

選出された理事 (政府代表28名、労働者・使用者代表各14名) により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催などについて了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

1999年以降「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の実現」のため、①労働における権利、②雇用、③社会保護、④社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点を置いて援助を行っている。

なお、2010年における上記4分野における技術協力 (通常予算および予算外財源の合計) 実績は以下のとおりである。

①労働における権利	62,079千ドル	26.7%
②雇用	104,768千ドル	45.0%
③社会保護	24,560千ドル	10.6%
④社会対話	26,251千ドル	11.3%

※このほかに、その他として14,961千ドル (6.4%) がある。

● 地域別実績

2010年における地域別援助額 (通常予算および予算外財源の合計) とその割合は以下のとおりである。

(単位:千ドル)

地域	実績	構成比 (%)
アジア・太平洋 (*1)	60,146	(25.9)
アフリカ	63,790	(27.4)
アラブ・中東	9,691	(4.2)
中南米	32,686	(14.0)
欧州 (*2)	11,087	(4.8)
地域間	55,221	(23.7)
合計	232,620	(100.0)

出典: 第312回ILO理事会資料

- * 1 アフガニスタンおよびイランを含む。
- * 2 イスラエルを含む。
- * 3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している (1940年に脱退し、1951年に再加盟)。1954年以降は日本政府は常任理事国となっている (1970年代以降、政・労・使ともに理事を務める)。

● 邦人職員

2010年12月末現在でジュネーブ本部に505名、地域総局等地域組織に255名の合計760名の職員 (専門職以上) がいるが、そのうち邦人職員は38名。

● 日本の財政負担

2010~2011年のILO予算は約7億7,800万スイスフラン (2年間の総額)。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2010年および2011年の日本の分担率はそれぞれ16.631%および12.535%で、2010年および2011年の分担金はそれぞれ約6,400万スイスフランおよび4,400万スイスフラン。米国 (分担率22%) に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

(単位:千スイスフラン)

順位	2010年			2011年		
	国名	分担率 (%)	分担額	国名	分担率 (%)	分担額
1	米 国	22.0	85,338	米 国	22.0	85,535
2	日 本	16.6	64,459	日 本	12.5	44,271
3	ド イ ツ	8.6	33,245	ド イ ツ	8.0	29,108
4	英 国	6.6	25,809	英 国	6.6	24,860
5	フ ラ ンス	6.3	24,426	フ ラ ンス	6.1	22,108
6	イ タ リ ア	5.1	19,755	イ タ リ ア	5.0	19,264
7	カ ナ ダ	3.0	11,537	カ ナ ダ	3.2	11,541
8	ス ペ イ ン	3.0	11,508	ス ペ イ ン	3.2	11,588
9	韓 国	2.2	8,436	韓 国	2.2	8,791
10	ブラジル	0.9	3,355	ブラジル	1.6	6,267
	合計	100.0	388,795	合計	100.0	388,795

* 合計は、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計11件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「The ILO: What it is, What it does」

● ホームページ

- ・国際労働機関 (ILO) 本部: <http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1957年、国際原子力機関 (IAEA) は米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国であり、加盟と同時に予算計上を行った。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は、常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたこと等を背景に、原子力の平和的利用の推進と核拡散問題に対処する国際協力体制の必要性が高まり、創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。

2. 技術協力事業の仕組み

● 概要

IAEAは、原子力安全、原子物理学および原子化学、ならびに医療、農業・食料、工業、環境等の放射線およびアイソトープ利用の各分野で、専門家派遣、機材供与、研修員の受入れ等の分野の技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2010年の同基金の予算目標総額は8,500万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、当該事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施にかかわる調整を行う。事業の実施に際しては、当該受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

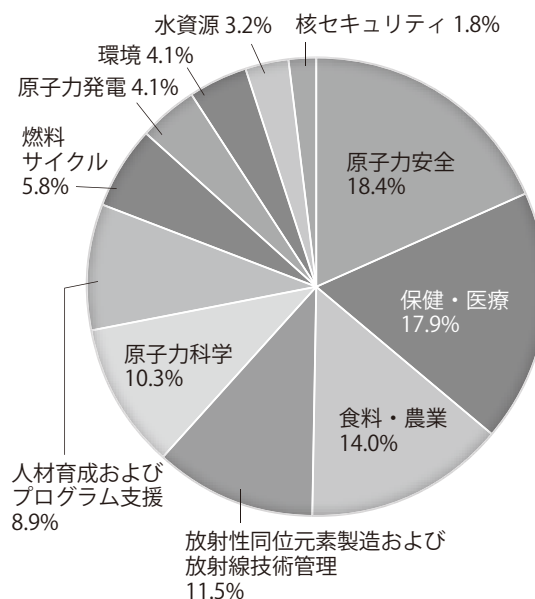
● 概要

医療、食料・農業、工業、環境等の分野において専門家派遣、機材供与、訓練コース開催等を実施。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、事業別実績は以下のとおり。

事業別技術協力基金支出内訳
(総額：11,430万ドル)



(出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2010)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEAの原加盟国であるとともに、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力推進国として、開発途上国のための原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。

● 邦人職員

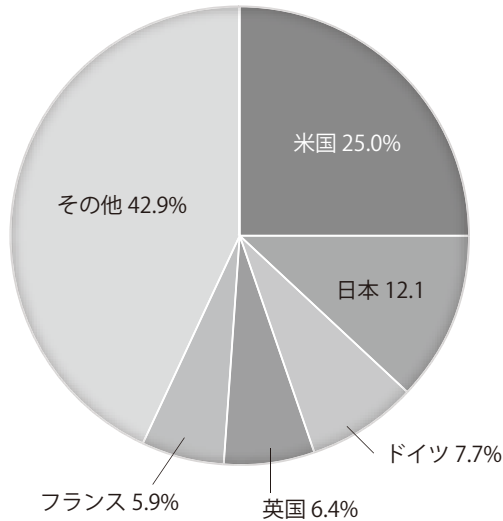
事務局には、2010年12月末現在、日本人として初めて選ばれた天野之弥事務局長 (任期は2013年11月末までの4年間) をはじめ52名の邦人職員が在籍している (うち、正規職員39名)。

● 技術協力分野における日本の財政負担

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル (全体の

19%)、2008年度1,283万ドル(目標額全体の16%)、2009年度1,363万ドル(目標額全体の16%)、2010年度1,361万ドル(目標額全体の16%)、2011年度1,092万ドル(目標額全体の12%)を拠出している(米国に次ぎ第2位)。

2011年の技術協力基金拠出割合



● 主な使途を指定した特別拠出

日本(1978年から加盟国)を含む17か国が加盟国であるIAEA・アジア原子力地域協力協定(RCA)の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学分野等での技術協力プロジェクトを行っている。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。

また、その一覧は下記のホームページに掲載されている。

● ホームページ

- 国際原子力機関(IAEA)本部：<http://www.iaea.org>
- アジア原子力地域協力協定(RCA)：
<http://www.rcaro.org>

⑯ 国連薬物犯罪事務所
 (UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国連薬物犯罪事務所(UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime)は、国連薬物統制計画基金と犯罪防止刑事司法基金の2つの基金を管理する。日本は、国連薬物統制計画基金にその設立当初から拠出し、また、犯罪防止刑事司法基金に対しては、1996年、1998年、2000～2002年、および2006年以降、毎年拠出している。

● 経緯・目的

UNODCは持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロリズムの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連システムにおいては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画(UNDCP:United Nations International Drug Control Programme)が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画(CPCJP:Crime Prevention and Criminal Justice Programme)が設置された。1997年、事務総長報

告A/51/950に基づき国際犯罪防止センター(CICP:Centre for International Crime Prevention)が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロリズムに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止オフィス(UNODCCP:United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention)を構成することとなった。さらに、2002年、これが現在の国連薬物犯罪事務所(UNODC)に改称され、2004年には、国連事務総長によりUNODCが正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合するものとして発足した。なお1999年には、国際テロリズムへの対応を強化するため、UNODCCP(現在はUNODC)内に、テロ防止部(Terrorism Prevention Branch)が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、①政策および事業決定過程に資するため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、②国

連加盟国の不正薬物、犯罪、テロリズムに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、③国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロリズム対策における能力向上のための技術協力を提供すること、の3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会と、国際麻薬統制委員会、さらに、国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画(UNDCP)基金および犯罪・テロリズム対策実施のための犯罪防止刑事司法基金(CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund)の2つの基金を有する。基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物

薬物分野では、不正薬物対策関連国際条約の実施による法整備支援、不正薬物防止の治療やリハビリ支援、麻薬産業脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に1度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめる等の情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとっている。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」、「証人の保護」、「被害者問題」、「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、組織犯罪、人身取引に対する各グローバル・プログラム、およびテロ防止部を通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会(2009年まで)および犯罪防止刑事

司法委員会のメンバー国として、また、主要抛出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画しており、日本の発言はこれらの両委員会および主要抛出国会合等における審議・決定に反映されている。また、コスタUNODC前事務局長は2006年、2007年および2008年に訪日し、関係省庁等との意見交換を行った。

● 邦人職員

2011年11月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名である。

● 日本の抛出国

国連薬物統制計画基金に対する日本の抛出国は、2009年度は約193万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約398万ドル(補正予算)、2010年度は約138万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約555万ドル(補正予算)となっている。

犯罪防止刑事司法基金に対しては、2009年度に約11万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策関連のための約302万ドル(補正予算)を、2010年度に約9万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策関連のための約145万ドル(補正予算)を抛出した。また、2002年に同基金の中に新設されたGlobal Programme against Terrorismに対しては、2010年度予算により約4万8,000ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策関連のための約175万ドル(補正予算)を抛出した。

● 日本の抛出国金の活用状況

日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならない問題であるという認識の下、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物のほとんどが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。これまで日本は、地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国(タイ、ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、中国)の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマー・ワ地区における薬物統制および代替開発プロジェクトのほか、東南アジア地域で問題が深刻化している合成薬物対策を念頭に、薬物を製造する際に必要となる前駆化学物質の規制プロジェクト、合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクトなどを支援してきた。さらに、2008年度から2010年度には、アフガニスタンの麻薬対策も支援した。

また、日本は、2006年度から2010年度に犯罪防止刑事

司法基金に対して行った拠出を通じて、UNODCのタイやフィリピンにおける人身取引対策プロジェクトを支援したほか、国際的な腐敗対策の取組、日本のODAの適切な運用を図るとの観点から、2008年から腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーが開催された。また2010年度のテロ防止部への拠出を通じ、ASEAN諸国へのテロ対策法制整備支援を実施した。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2010年末までに計10件のプロジェクトが承認された。

● 主要拠出国・機関一覧

UNODC (国連薬物統制計画基金および犯罪防止刑事司法基金) への主要拠出国・機関 (単位:千ドル)

順位	2010年			2011年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	コロンビア	17.3	38,136	コロンビア	16.1	35,148
2	米 国	13.7	30,348	米 国	15.2	33,158
3	カナダ	11.3	24,846	カナダ	8.9	19,336
4	ブラジル	6.8	14,926	英 国	8.8	19,101
5	ド イ ツ	4.1	9,110	ノルウェー	5.5	12,017
6	日 本	3.9	8,523	スウェーデン	5.0	10,785
7	スウェーデン	3.8	8,350	日 本	4.7	10,143
8	UNAIDS	3.6	8,013	E U	4.7	10,141
9	ノルウェー	3.5	7,715	オーストラリア	3.8	8,284
10	ロ シ ア	3.4	7,500	UNAIDS	3.1	6,730
	合計	100.0	220,810	合計	100.0	217,926

* 1 UNODCのデータベースによる。2012年4月24日時点。
 * 2 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5.より詳細な情報

● ホームページ

- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 本部 :
<http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金
 (IFAD: International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

国連の専門機関として1978年から業務を開始。日本は、原加盟国としてIFAD設立当初から資金協力を行っている。

● 経 緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年からローマにおいて業務を開始。

● 目 的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概 要

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、

持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2010年末において、IFADは234の事業を実施中であり、

その総事業費のうちIFADによる投資額は約42億ドルとなっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011～2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障および強じん性の向上を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績

(通常融資案件ベース) (単位:百万ドル)

地 域	2009年	2010年
ア ジ ア ・ 太 平 洋	129.2	158.0
東 ・ 南 ア フ リ カ	106.4	99.4
西 ・ 中 央 ア フ リ カ	66.8	66.0
中 東 ・ 北 ア フ リ カ	73.5	70.1
中 南 米	61.6	64.0
合 計	437.5	457.5

出典:IFAD2010年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、農業開発、農村開発、農村金融、かんがい、畜産、漁業、定住、食糧の貯蔵・加工・マーケティング、調査・訓練の9分野。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2011年5月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第7次までの各増資期間において、日本は総額約3.6億ドルを拠出し、米国、サウジアラビアに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。なお、第8次増資期間(2010～2012年)において、日本は6,000万ドルの拠出を表明している。

5.より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」(国際農業開発基金発行)

国際農業開発基金(IFAD)の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国際農業開発基金(IFAD)本部: <http://www.ifad.org>

18 国連合同エイズ計画 (UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1.設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1981年に初めてエイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってHIV/エイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界的な広がりや感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOとならんで、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来HIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー (co-sponsor) (注1)として参画する国連合同エイズ計画 (UNAIDS) の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) が正式に発足した。

● 目的

UNAIDSの事業の目的は、途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等にあり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2.事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国(日本は発足当初から理事国を務めている)、投票権のない10の共同スポンサー機関および5つのNGOからなる事業調整理事会(PCB: Programme

注1:その後、共同スポンサー機関は以下の10機関に拡大した。
 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連児童基金 (UNICEF)、世界食糧計画 (WFP)、国連開発計画 (UNDP)、国連人口基金 (UNFPA)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国際労働機関 (ILO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、世界保健機関 (WHO)、世界銀行

Coordinating Board) ならびに共同スポンサー委員会 (CCO: Committee of Co-sponsoring Organizations) で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長 (Executive Director) は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏 (ベルギー人) の後、2009年1月からミシェル・シディベ前UNAIDS次長 (マリ人) が第2代事務局長を務めている (国連事務次長を兼務)。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、このほか80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言 (Declaration of Commitment on HIV/AIDS)」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにエイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (世界基金) を通じたHIV/エイズ対策促進のため、世界基金と緊密に協力している。

● 活動領域

2010年～2011年 (2年予算制度) のコア予算は4億8,482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2010年～2011年の事業予算総額は7億7,656万ドルである。

ユニバーサルアクセスの達成に向けては、優先領域

(2010～2011) を定め、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、次のように戦略的に予算配分を行っている。

優先領域:

① 母親の死、乳幼児のHIV感染予防	76,618千ドル	9.9%
② HIV陽性者への治療確保	87,309千ドル	11.2%
③ 結核によるHIV陽性者の死亡を予防	39,855千ドル	5.1%
④ 薬物使用者のHIV感染予防	45,204千ドル	5.8%
⑤ 効果的なHIV/エイズ対策の妨げとなる刑罰法規、政策、慣習、偏見と差別の除去	49,862千ドル	6.4%
⑥ 女性や少女に対する暴力の排除	44,069千ドル	5.7%
⑦ HIV感染に対する若者の強化・自己防衛力	77,568千ドル	10.0%
⑧ HIVの被害を受けた人々の社会的保護の強化	53,383千ドル	6.9%
⑨ その他 (アドボカシー、情報、人材育成、ヘルスシステム等)	302,692千ドル	39.0%

● 地域別実績

2010年～2011年 (2年間) における地域別援助全体額とその割合は以下のとおりである。

地域別予算割合

(単位: %)

地域別予算		2010年～2011年
全体額 (百万ドル)		771.6
地域別割合	アジア・太平洋	19.2
	サブサハラ・アフリカ	32.4
	中東・北アフリカ	6.2
	北米・中南米	9.9
	欧州・中央アジア	9.3
本部 (グローバル)		23.1

出典: UNAIDS 2010～2011 Unified Budget and Workplan

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2011年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は3名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2010年度は287万5,136ドルであり、ドナー30か国中の順位は第16位である。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル)

順位	2010年			2011年		
	国名	拠出率(%)	拠出額	国名	拠出率(%)	拠出額
1	オランダ	20.3	47,244	米 国	19.2	44,700
2	米 国	19.2	44,717	オランダ	16.7	38,841
3	スウェーデン	14.7	34,136	スウェーデン	16.3	37,802
4	ノルウェー	10.4	24,261	ノルウェー	11.5	26,823
5	英 国	7.3	16,943	英 国	6.6	15,361
6	フィンランド	5.4	12,552	フィンランド	5.2	12,146
7	デンマーク	3.4	7,819	デンマーク	3.1	7,126
8	ベルギー	2.8	6,577	ベルギー	2.6	6,005
9	スペイン	2.6	6,024	カナダ	2.3	5,268
10	カナダ	2.2	5,143	スイス	1.9	4,318
	合計	100.0	232,383	合計	100.0	232,385

* 合計は、その他の拠出国を含む

5.より詳細な情報

● ホームページ

・国連共同エイズ計画 (UNAIDS) 本部 :

<http://www.unaids.org/en/>

⑱ 国連ボランティア計画 (UNV: United Nations Volunteers Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1971年1月1日設立。日本の資金協力は1994年以来行われている。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画 (UNV) は、国連開発計画 (UNDP) の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げることで、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連世界食糧計画 (WFP) 等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2010年実績は約2.9億ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによっては、これらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2001年のボランティア国際年以降、UNVはボランティアリズム推進による開発と平和の達成のため、ボランティアリズムに関するアドボカシー、ボランティアの動員および開発事業計画におけるボランティアリズムの融合を柱とす

る活動を、基礎的サービスの供給、紛争予防と紛争後の復興、環境・気候変動への取組などの分野で実施している。

また、2011年のボランティア国際年10周年に向けて、UNVは各国政府や市民社会組織とのパートナーシップの下、過去10年にわたりボランティアリズムが各国・地域の開発・平和構築の取組において果たしてきた重要な役割を評価する活動を行っている。

● 地域別実績

2010年のUNV地域別派遣実績は、以下のとおり。

地 域	2010年
ア ジ ア ・ 大 洋 州	1,147人 (14%)
ア ラ ブ	1,771人 (22%)
サブサハラ・アフリカ	3,712人 (47%)
中南米・カリブ諸国	1,032人 (13%)
欧州・旧ソ連	298人 (4%)
合 計	7,960人 (100%)

* 地域分類は、UNVの分類による。

● 分野別実績

2010年の分野別派遣実績は、以下のとおり。

分 野	2010年
民 主 的 ガ バ ナ ン ス	26%
MDGs達成と貧困削減	30%
環 境 と 持 続 的 開 発	4%
紛 争 予 防 と 復 興	40%
合 計	100%

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性にかんがみ、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、2010年は第2位の抛出国。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2011年1月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は2名である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本の抛出は、2009年は299万ドル、2010年は222万ドル、抛出金全体に占める日本の割合は2009年は18.12%、2010年14.00%である。

● 主要抛出国一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国 名	抛出率(%)	抛出額	国 名	抛出率(%)	抛出額
1	ド イ ツ	22.0	3,286	ド イ ツ	17.7	2,801
2	日 本	18.1	2,989	日 本	14.0	2,221
3	ベルギー	11.9	1,947	ベルギー	13.4	2,127
4	フィンランド	10.7	1,750	スペイン	11.5	1,831
5	スペイン	6.0	989	韓 国	8.8	1,402
6	ス イ ス	5.0	818	ス イ ス	8.1	1,290
7	アイルランド	4.4	719	フィンランド	5.6	896
8	イタリア	4.2	692	フランス	3.9	621
9	スウェーデン	3.5	581	イタリア	3.9	612
10	フランス	3.2	521	スウェーデン	3.7	581
	合 計	100.0	16,429	合 計	100.0	15,873

出典:UNV Annual Report 2009, 2010

* 合計は、その他の抛出国を含む。

● 主な使途を明示した特定基金への抛出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年、日本信託基金を設置した。

同基金の下実施されたプロジェクトは約100を数え、実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2010年度は、約71万ドルを基金に抛出した。

(2) 外務省は、2009年度から、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成することを目的に「平和構築人材育成事業」を委託事業として実施している。UNVは、本事業の海外実務研修を担当しており、日本は、2010年度には約115万ドルを抛出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「国連ボランティア計画年次報告書」(国連ボランティア計画 発行)

● ホームページ

・国連ボランティア計画 (UNV) 本部:

<http://www.unv.org>

・UNV東京事務所: <http://www.unv.or.jp> (日本語)

⑳ 国連人間居住計画 (UN-HABITAT: United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年10月、「国連人間居住センター」として発足。日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

● 経緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月から国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、「国連人間居住計画」(UN-HABITAT)へと改組された。

● 目的

- ・居住に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
- ・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。

その活動資金は、各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2010年の拠出金総合計は、約1億9,482万ドルであり、そのうちコア拠出金総額は、約2,832万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-HABITATの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-HABITATが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携し行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議(ハビタットII)において採択された「ハビタット・アジェンダ(世界行動計画)」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標(MDGs)に掲げる「環境の持続可能性の確保」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2010年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地 域	2010年	
	金 額	構成比(%)
ア ジ ア ・ 太 平 洋	83.7	65.7
中 東 ・ ア フ リ カ	31.4	24.6
中 南 米 ・ カ リ ブ 諸 国	11.1	8.7
中 ・ 東 ・ 南 欧	1.2	1.0
合 計	127.4	100.0

* 地域分類は、UN-HABITATの分類による。

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会(2001年までは国連人間居住委員会)の理事国を務めており、UN-HABITATの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

2010年12月末現在、専門職以上の邦人職員数は6名。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2009年度は3,134万1,410ドル(うち、用途を定めた拠出は3,119万3,046ドル)、2010年度は7,687万5,830ドル(うち、用途を定めた拠出は7,676万8,860ドル)。2010年のUN-HABITATへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は16%(第1位、暦年ベース)。

● 主要拠出国・機関一覧

コアおよびイママーク拠出を含めた総拠出状況(暦年ベース)は、以下のとおり。

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	スペイン	10.1	15,991	日本	16.2	31,515
2	ノルウェー	10.0	15,858	米国	9.3	18,055
3	米国	9.1	14,481	スペイン	8.6	16,807
4	国連通常予算	8.0	12,675	E U	7.0	13,564
5	カナダ	6.8	10,773	ノルウェー	6.9	13,503
6	日本	6.6	10,426	英国	6.7	13,080
7	スウェーデン	6.6	10,388	国連通常予算	6.2	12,012
8	オランダ	5.3	8,332	カナダ	5.3	10,256
9	英国	4.5	7,108	オーストラリア	4.5	8,656
10	E U	2.3	3,653	国連一般調整基金	3.3	6,397
	合計	100.0	158,375	合計	100.0	194,467

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

日本は、1984年から人間居住財団(一般目的)に任意拠出金を拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を人間居住

財団(特定目的)にイママークしている。また、2002年からは、UN-HABITATが持つ専門的知見、ネットワーク、迅速性等を活かしつつ、日本の二国間支援を補完する観点から、アフガニスタン、イラクにおける紛争後の支援、スリランカ、パキスタンなどの自然災害後の支援、スーダン、ソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急時においてもUN-HABITATを通じて支援を行っている。

このほか、UN-HABITATは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2010年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリアにおける計6件のプロジェクトが承認されている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

- 「State of the World Cities」(UN-HABITAT編)
 都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。
- 「Global Report on Human Settlements」(UN-HABITAT編)
 世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。
- UN-HABITATの年次報告書「Annual Report」(UN-HABITAT編)
 上記書籍等の入手方法は下記ホームページを参照。
- ホームページ
- 国連人間居住計画 (UN-HABITAT) 本部：
<http://www.unhabitat.org>

2 国際開発金融機関

① 国際復興開発銀行 (IBRD: International Bank for Reconstruction and Development) および国際開発協会 (IDA: International Development Association)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際復興開発銀行 (IBRD) は、1946年6月に設立。日本は1952年に加盟。

国際開発協会 (IDA) は、1960年9月に設立され、日本は設立当初から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金 (IMF) とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2011年6月末現在、187か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2011年6月末現在、170か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスをを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2011世銀年度 (2010年7月～2011年6月) の中長期の資金調達額は約297億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益の移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、国別支援戦略 (CAS) を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な

支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2011世銀年度 (2010年7月～2011年6月) の貸付・融資承認総額は、IBRDが約267億ドル、IDAが約163億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の承認実績は以下のとおり。

2011世銀年度のデータ

地域別実績

(単位: 億ドル)

地域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	63.7	16.3
南アジア	37.3	64.0
サブサハラ・アフリカ	0.6	70.0
中東・北アフリカ	19.4	1.2
中南米・カリブ諸国	91.7	4.6
欧州・中央アジア	54.7	6.5
合計	267.4	162.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位: 億ドル)

分野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	96.7
金融	9.0
運輸	86.4
保健その他のサービス	67.1
エネルギー・鉱業	58.1
産業・貿易	21.7
教育	17.3
農業・漁業・林業	21.3
上下水・治水	46.2
情報・通信	6.4
合計	430.1

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される

総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2011年6月末現在、25名の理事(任命理事5名、選任理事20名)からなる理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2011年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員3,671名のうち日本人職員数は69名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金1,937億ドル(授權資本ベースでは約2,784億ドル)(2011年6月末時点)のうち、日本の出資額は約191億ドル(出資率約9.9%)であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金(2011年6月末時点)約2,043億ドルのうち日本の出資額は約404億ドル(出資率約19.7%)であり、加盟国中第2位である。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund)

2010年度拠出 約67億円

使途: PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上

国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund)

2010年度拠出 約32億円

使途: JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

● 「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年9月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

● 世界銀行 (IBRD、IDA) 本部:

<http://www.worldbank.org/japan/jp>

● 世界銀行 (IBRD、IDA) 東京事務所:

<http://www.worldbank.or.jp>

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際通貨基金 (IMF) は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定 (1945年12月発効) に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

IMFの目的は協定第1条に規定されており、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスのとれた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上の困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である。2011年6月現在の加盟国数は187か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐための加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス (監視)、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援、等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会において当該プログラムおよび融資の内容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引出し可能となり、その後、IMFが当該国のプログラム履行状況を定期的にレビューし、その結果に応じて資金が引出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応した国際通貨システムの強化に向けた種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援を行うとともに、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対して引出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、IMFの資金基盤については、2010年末に合意された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するために出資割当額(クォータ)を倍増させることに各国が合意した。さらに、2011年3月には、日本を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極を拡大・柔軟化するための改正が発効し、資金基盤はさらに拡充された。また、国際通貨システムについては、その改革が2011年のG20の主要議題となっており、IMFは国際通貨システムの中心的機関として、資本フロー管理の改善やグローバルな資金セーフティ・ネットの強化等に取り組んでいる。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年末の包括的改革において、出資割合の6%以上をダイナミックな新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、①利用限度額の倍増、②譲許性の拡大、③従来の中長期的な国際収支問題への支援制度、に加え、短期的な問題を支援する制度の創設などが行われた。

● 地域別実績

① IMF通常融資(一般資金の引出し)

(単位:百万SDR)

地域	2009年		2010年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	4	2,702	5	1,652
サブサハラ・アフリカ	3	237	2	352
中東・北アフリカ	0	0	1	772
欧州	11	17,277	11	16,646
西半球	3	207	3	877
合計	21	20,423	22	20,300

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② PRGT(貧困削減・成長トラスト)融資

(単位:百万SDR)

地域	2009年		2010年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	3	18	4	41
サブサハラ・アフリカ	24	1,464	25	529
中東・北アフリカ	1	1	1	35
欧州	3	44	4	179
西半球	6	85	3	98
合計	37	1,612	37	882

出典:①、②ともIMFホームページ
(<http://www.imf.org/external/index.htm>)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務(代表)により構成される総務会(年1回開催)を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会(日本総務を含む24名がメンバー。年2回開催)が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定(融資の承認等)は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事からなる理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている(1970年以降は任命理事となっている)。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2011年4月30日現在2,443名(マネジメント4名、専門職1,969名、補助職470名)となっている。マネジメントおよび専門職1,973名のうち邦人職員は50名。主な邦人幹部職員では、篠原尚之氏が副専務理事、石井詳悟氏がアジア太平洋地域事務所長を務めている。

● 日本の財政負担

2011年6月現在、日本の出資額は156億2,850万SDR、出資率は約6.6%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

・IMFの特定活動に係る日本管理勘定(Japan Subaccount for Selected Fund Activities)

2009年度拠出 約27.4億円

2010年度拠出 約27.7億円

用途:技術支援(金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施)および奨学金制度(アジア・太平洋のDAC諸国の人材育成等)への支援

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Annual Report of the Executive Board」
 IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ホームページ

- ・国際通貨基金 (IMF) 本部：http://www.imf.org
- ・IMFアジア太平洋地域事務所：
 http://www.imf.org/external/oap/jpn/office.htm

③ アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行 (ADB) の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階から参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP、旧称ECAFE) の発案により、アジア太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された (本部マニラ)。2010年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数 (米国、欧州等) は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2011年6月現在の総裁 (第8代目) は黒田東彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融資を行う「通常資本財源 (OCR)」と、低所得国向けに超長期・超低利の融資等を行う「アジア開発基金 (ADF)」がある。2010年末現在、OCR (応募済資本ベース) は1,440億ドル、ADFは266億ドルとなっている。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020 (2008年4月策定)」において、アジア太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2009年の融資承認額はOCRが110億ドル、ADFが22億ドル、2010年はOCRが92億ドル、ADFが22億ドルであり、2010年度は、公共政策分野が減少 (2009年は世界経済危機の影響を受けた国への財政支援のため、同分野への支援額が一時的に増加)、金融および運輸・情報通信技術分野が増加している。

なお、部門別実績は以下のとおり (OCR+ADF)。

(単位: 百万ドル)

部 門	2009年		部 門	2010年	
	金額	構成比 (%)		金額	構成比 (%)
農業・天然資源	444	3.4	農業・天然資源	614	5.4
エネルギー	2,126	16.1	エネルギー	2,454	21.4
金 融	510	3.9	金 融	1,263	11.0
工業・貿易	101	0.8	工業・貿易	—	—
教 育	85	0.6	教 育	70	0.6
保健・社会保障	93	0.7	保健・社会保障	177	1.5
水道・都市インフラ	809	6.1	水道・都市インフラ	607	5.3
運輸・情報通信技術	2,348	17.7	運輸・情報通信技術	3,831	33.4
公 共 政 策	5,306	40.1	公 共 政 策	895	7.8
マルチセクター	1,409	10.6	マルチセクター	1,551	13.5
合 計	13,230	100.0	合 計	11,462	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり(OCR+ADFの上位10か国)。

(単位:百万ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	金額	構成比(%)	国名	金額	構成比(%)
1	インドネシア	2,184	16.5	インド	2,120	18.5
2	中国	1,955	14.8	中国	1,578	13.8
3	ベトナム	1,926	14.6	バングラデシュ	1,249	10.9
4	インド	1,811	13.7	ベトナム	1,090	9.5
5	フィリピン	1,176	8.9	インドネシア	785	6.8
6	バングラデシュ	1,028	7.8	ウズベキスタン	655	5.7
7	パキスタン	940	7.1	パキスタン	649	5.7
8	カザフスタン	687	5.2	カザフスタン	606	5.3
9	スリランカ	330	2.5	フィリピン	600	5.2
10	グルジア	229	1.7	タイ	504	4.4
	その他	964	7.2	その他	1,627	14.2
	合計	13,230	100.0	合計	11,462	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理事(域内国8名、域外国4名)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,006名のうち、日本人職員は137名(2010年末現在)で加盟国中最多。

● 日本の財政負担

通常資本財源のうち、日本の出資割合は15.6%であり、米国とならび加盟国中第1位(現在、通常資本財源の第5次一般増資について、各国が増資に応募するための国内手続を実施中であり、一時的に各国の出資率は変動している。2010年末現在、通常資本財源(応募済資本ベース)1,440億ドルのうち、日本の出資額は255億ドル。このうち、実際の払込額は約5%)。また、アジア開発基金266億ドルのうち、日本の拠出額は101億ドル(拠出率38.0%)であり、加盟国中第1位。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

(JFPR: Japan Fund for Poverty Reduction)

2010年度拠出 約49億円

使途: ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト、NGOによる貧困削減活動等の支援などを実施。

5.より詳細な情報

● 書籍等

・ 「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

・ アジア開発銀行(ADB)本部: <http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank) およびアフリカ開発基金(AfDF: African Development Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

アフリカ開発銀行(AfDB)は1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、アフリカ開発基金(AfDF)は1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された(本部は、コートジボワール・アビジャン)。ただし、2003年以来、チュニジア・

チュニジアに暫定的に移転)。2010年12月末現在で77か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から24か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2010年12月末現在、26か国(域外国25か国、南アフリカ共和国)およびAfDBが加盟している。日本はAfDF設立当初からの加盟国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付 (AAA) を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等をもって、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

2010年末現在、AfDBの資本金は1,042億ドル、AfDFの資本金は289億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB (AfDF) はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBの資金供与は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2010年の融資総額は承認ベースで、AfDBが34億6,000万ドル、AfDFが21億9,000万ドル、2009年はAfDBが83億6,000万ドル、AfDFが33億9,000万ドルである。

両機関は、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) への協力や、農村部の上下水道の整備・改善を主要プロジェクトとして掲げ、貧困削減を推進している。

なお、部門別の融資およびグラント承認額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計)。

(単位:百万ドル)

部 門	2009年		部 門	2010年	
	金額	構成比 (%)		金額	構成比 (%)
エ ネ ル ギ ー	3,501.4	29.8	運 輸	1,908.7	35.5
マルチセクター	3,427.8	29.1	エ ネ ル ギ ー	1,365.9	24.2
運 輸	2,026.6	17.2	上 下 水 道	683.9	12.1
金 融	1,267.3	10.8	金 融	492.7	8.7
上 下 水 道	466.2	4.0	マルチセクター	463.9	8.2
合 計	11,766.6	100.0	合 計	5,658.8	100.0

* 合計は、その他の部門を含む。

国別融資および承認額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計、上位5か国)。

(単位:百万ドル)

2009年			2010年		
国 名	金額	構成比 (%)	国 名	金額	構成比 (%)
南アフリカ共和国	2,716.7	23.1	エ ジ プ ト	1,003.2	17.7
ボ ツ ワ ナ	1,741.7	14.8	モ ロ ッ コ	800.4	14.1
モ ロ ッ コ	914.0	7.8	南アフリカ共和国	621.7	11.0
モーリシャス	686.5	5.8	チュニジア	456.8	8.1
ナイジェリア	572.2	4.9	エチオピア	345.6	6.1
合 計	11,766.6	100.0	合 計	5,658.8	100.0

* 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事 (域内13名、域外7名) からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員961名のうち日本人職員5名 (2010年末現在)。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金1,042億ドル相当額のうち、日本の出資額は56億ドル相当額 (出資率5.4%) であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金289億ドル相当額のうち、日本の拠出額は34億ドル相当額 (拠出率11.7%) であり、第2位である。(なお、原公表金額単位はUA (2010年1UA=1.540030ドル))

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・アフリカ民間セクター支援基金

2010年度拠出 約1.9億円

使途:アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ (EPSA for Africa) の下、2006年にAfDBに設置された。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて6月に発行され、ホームページにも掲載されている。

- 「アフリカ開発報告 (African Development Report)」
年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。
- 「アフリカ経済見通し (African Economic Outlook)」
IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ホームページ

- アフリカ開発銀行 (AfDB、AfDF) 本部：
<http://www.afdb.org>
域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

⑤ 米州開発銀行 (IDB: Inter-American Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

米州開発銀行 (IDB) は1959年に設立。日本は1976年から他の域外国とともに加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された (本部ワシントン)。2010年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国 (26の中南米諸国と米国およびカナダ)、また域外のメンバー国として欧州、中東 (イスラエル)、アジア (日本、韓国、中国) から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本 (OC)」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金 (FSO)」がある。2010年末現在、OCの資本金は1,009億ドル、FSOの資本金は100億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発展

のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2010年の融資総額は、OCが121億ドル、FSOが2.9億ドル、2009年はOCが152億ドル、FSOが2.2億ドルである。

なお、部門別融資実績および保証実績は以下のとおり (OC、FSO等の合計)。

(単位: 百万ドル)

部 門	2009年		部 門	2010年	
	金額	構成比 (%)		金額	構成比 (%)
エネルギー	2,096.4	13.5	エネルギー	1,127.9	8.9
運輸・情報通信技術	1,450.3	9.4	運 輸	1,603.0	12.6
マルチセクター	1,055.0	6.8	金 融 市 場	1,033.1	8.1
金 融 市 場	2,351.5	15.2	公 共 政 策	2,737.6	21.5
社 会 投 資	2,594.1	16.7	社 会 投 資	1,426.0	11.2
上 下 水 道	1,808.8	11.7	環境保護・災害	952.5	7.5
財 政 再 建	1,096.7	7.1	教 育	916.7	7.2
合 計	15,506.5	100.0	合 計	12,705.1	100.0

* 合計は、その他の部門を含む。

国別融資承諾額は以下のとおり (OC、FSO等の合計上位5か国)。

(単位: 百万ドル)

2009年			2010年		
国 名	金額	構成比 (%)	国 名	金額	構成比 (%)
メ キ シ コ	3,126.9	20.1	メ キ シ コ	3,040.1	24.4
ブ ラ ジ ル	2,958.8	19.1	ブ ラ ジ ル	2,260.2	18.1
アルゼンチン	1,601.0	10.3	アルゼンチン	1,165.4	9.3
コロンビア	1,347.2	8.7	ベネズエラ	890.0	7.1
ベネズエラ	1,000.0	6.4	コロンビア	685.0	5.5
合 計	15,506.5	100.0	合 計	12,464.2	100.0

* 1 2010年の国別融資承諾額の合計は、ハイチへのグラントを除いた数字。

* 2 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事 (域内11名、域外3名) からなる理事会で行われており、日

本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,581名のうち日本人職員17名(2010年末現在)。

● 日本の財政負担

通常資本金(応募ベース)1,009億ドルのうち、日本の出資額は50.5億ドル(出資率5.0%)であり、域外国中第1位。また、特別業務基金100億ドルのうち、日本の拠出額は5.9億ドル(拠出率5.9%)であり、域外国中第1位である(2010年末現在)。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2010年度拠出 約6億円

使途:米州開発銀行加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組みローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を

支援。

5.より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、米州開発銀行本部にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

・米州開発銀行 (IDB) 本部: <http://www.iadb.org>

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・IDBアジア事務所:

<http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226.html>

⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

欧州復興開発銀行 (EBRD) は1991年4月に設立。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受けて、1991年4月に設立された。2010年12月末現在で61か国およびEC、欧州投資銀行 (EIB) が加盟。

点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入人が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

2.事業の仕組み

● 概要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する①融資、②出資、③保証、④体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や投資環境整備のための技術協力および助言業務、である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金(払込資本)に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重

3.最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資承認額については2009年が79億ユーロ、2010年が90億ユーロとなっている。

部門別実績は以下のとおり。

(単位:百万ユーロ)

部 門	2009年		部 門	2010年	
	金額	構成比(%)		金額	構成比(%)
金 融	3,093	39.3	金 融	2,294	25.5
製 造	1,562	19.9	製 造	3,035	33.7
インフラ	1,698	21.6	インフラ	1,786	19.8
エネルギー	1,507	19.2	エネルギー	1,895	21.0
合 計	7,861	100.0	合 計	9,010	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別融資承諾額は以下のとおり。

(単位:百万ユーロ)

2009年			2010年		
国名	金額	構成比(%)	国名	金額	構成比(%)
ロシア	2,366	30.1	ロシア	2,309	25.6
ウクライナ	1,013	12.9	ウクライナ	952	10.6
ルーマニア	721	9.2	カザフスタン	668	7.4
ハンガリー	582	7.4	ポーランド	643	7.1
セルビア	444	5.6	セルビア	598	6.6
合計	7,861	100.0	合計	9,010	100.0

* 合計は、その他の国を含む。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事(EU諸国から11名、中東欧の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および欧州以外の国から4名)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,002名のうち日本人職員14名(2010年末現在)。

● 日本の財政負担

授権資本208億ユーロのうち、日本の出資額は約18億ユーロ(出資率8.6%)であり(2010年末現在)、米国に次いで、フランス・ドイツ・英国・イタリアとならび加盟国中第2位。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

使途:加盟体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5.より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もホームページに掲載されている。

● ホームページ

- ・欧州復興開発銀行(EBRD)本部:
<http://www.ebrd.com>

3 その他の国際機関等

① 国際移住機関 (IOM: International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会 (ICEM)」、さらに「移住政府間委員会 (ICM)」と名称変更したものが前身。現在の名称に変更されたのは1989年。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために、1951年に欧米および中南米の諸国が開催した会議において採択された決議により設立した「暫定欧州移民移動政府間委員会」が「欧州移住政府間委員会 (ICEM)」、さらに「移住政府間委員会 (ICM)」と名称変更し、その後、国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、同機関名は国際移住機関 (IOM) と改められた。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野 (専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等)
- (2) 移住の促進 (家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続、語学研修、文化紹介等)
- (3) 移住の管理行政 (人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等)
- (4) 非自発的移住 (難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等)

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概要

- (1) 事業実施規模: 約13億6,000万ドル (2010年)
 約 9億9,000万ドル (2009年)
 約 9億8,000万ドル (2008年)
- (2) 職員数および現地事務所数
 職員数7,000名、事務所数460 (2010年6月現在)

● フィールドにおける事業の地域別実績

(単位: 千ドル)

2010年		
地域	金額	構成比 (%)
アジア・大洋州	301,221	24.6
アフリカ	191,804	15.7
中東	104,297	8.5
中南米	403,250	33.0
北米	33,482	2.7
欧州	189,336	15.5
合計	1,223,390	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 (当時) が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

邦人職員は、17名 (2011年10月現在) である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については分担率17.7465% (2010年) で世界第2位。また、任意の拠出金は、2008年は約2,600万ドル、2009年は約2,800万ドル、2010年は約3,700万ドルである。

● 主要抛出国一覧(民間援助を含む)

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国名	抛比率(%)	抛金額	国名	抛比率(%)	抛金額
1	米 国	35.1	293,057	米 国	37.1	424,526
2	ペ ル ー	15.5	129,589	ペ ル ー	23.5	268,936
3	日 本	8.2	68,272	コロンビア	7.1	80,841
4	コロンビア	6.7	55,742	日 本	6.6	75,254
5	オーストラリア	5.2	43,809	英 国	5.2	59,891
6	英 国	4.5	37,713	オーストラリア	3.6	40,870
7	カ ナ ダ	3.6	29,958	スウェーデン	2.5	29,130
8	グアテマラ	2.8	23,078	カ ナ ダ	2.2	24,743
9	オ ラ ン ダ	2.7	22,720	オ ラ ン ダ	1.8	20,063
10	スウェーデン	2.6	22,017	アルゼンチン	1.6	18,763
	合 計	100.0	835,643	合 計	100.0	1,144,953

* 合計は、その他の抛出国を含む。

5.より詳細な情報

● ホームページ

- ・国際移住機関(IOM)本部：<http://www.iom.int/>(英語)
- ・IOM駐日事務所：<http://www.iomjapan.org>(日本語)

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金
(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

2002年1月設立。日本が議長国を務めた2000年の九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

世界基金は、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている(例:世界基金理事会ではドナー国および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表が協働)。

2. 事業の仕組み

● 概 要

世界基金は、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立

された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則にのっとり、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

感染症に苦しむ国々は、感染症の予防や治療のための案件を形成し、募集の時期に案件申請を提出することにより資金支援に応募することができる。世界基金の資金援助は独立した審査機関(技術審査パネル)を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム(Country Coordinating Mechanism: 政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成)において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支

援案件が形成される。

- (2) 案件が事務局に提出されると、保健、開発の専門家で構成される技術審査パネル (Technical Review Panel) が純粋に専門家的な見地から審査。技術審査パネルは①承認、②条件付き承認、③再申請勧告、④却下、の4つに分類して理事会に勧告する。
- (3) 理事会は、まだ用途が決まっていない手持ち資金の範囲内で、案件を承認する。
- (4) 理事会による最終的な支援案件の決定を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関 (Principal Recipient) に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて2年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関 (Local Fund Agent) を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うという世界基金の方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2011年6月現在、官民ドナーによる世界基金への総拠出額は約191億ドルであり、世界基金は150か国600件以上の感染症対策事業に対し、約217億ドルを上限とする無償資金支援を承認している。

これまで承認された資金供与の62%がHIV/エイズ対策に、22%がマラリア、16%が結核に活用されている (2011年6月現在)。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、世界基金による支援額はHIV/エイズ対策で21%、結核で65%およびマラリアで65%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約650万人の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の56%がサブサハラ・アフリカに充てられ、次いで東アジア太平洋地域に14%、南米カリブ海諸国地域に8%、東欧・中央アジア地域に8%、南アジア地域に8%、北アフリカ・中東地域に6%が配分されている (2011年6月現在)。

● 主要な事業

支援の成果 (2011年6月現在)

- (1) HIV/エイズ
 - 300万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - 770万人への直接監視下短期化学療法 (DOTS: Directly Observed Treatment, Short-course) 治療の実施
- (3) マラリア
 - 1.6億張りの殺虫剤浸漬蚊帳の配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は世界基金の設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとして世界基金の運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランスとともに理事会で単独議席を持つ3か国の一つで、理事会の下部組織となる委員会のうち、政策戦略委員会と財政監査委員会のメンバー国でもある。

● 財政負担

2010年9月、日本は、2011年以降、世界基金に対して当面8億ドルの拠出を行う旨を発表した。日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降累計で14.7億ドルを世界基金に拠出している。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位: 万ドル)

国・機関名	誓約金額	拠出期限	現在までの拠出額
米 国	959,784	2001～2013	513,019
フ ラ ン ス	401,474	2002～2013	243,640
英 国	237,958	2001～2015	149,014
日 本	208,742	2002～	147,046
ド イ ツ	210,420	2002～2013	125,251
E C	167,558	2001～2013	120,421
イ タ リ ア	20,000	2002～2010	21,516
カ ナ ダ	10,000	2002～2013	10,001
合 計	3,037,357		1,910,942

出典: 世界基金 (2010年6月現在)

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria) 本部 : <http://www.theglobalfund.org/en/>
- 世界基金支援日本委員会 (Friends of the Global Fund, Japan) : <http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会 (ICRC: International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約(世界のほぼすべての国が締約国となっている)に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護(Protection)：国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁者の支援。
- ② 救援(Assistance)：紛争犠牲者(避難民、病人・負傷者、被拘禁者等)に対する救援活動。医療支援、食糧・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防(Prevention)：ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字・赤新月社への協力：各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会(Assembly)が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、基本的にはICRCが各国赤十字社以外の団体に委託して事業を実施することはない。

3. 最近の活動内容

● 概要

(1) 事業実施規模

約11億2,000万スイスフラン(2010年)

約10億7,000万スイスフラン(2009年)

約11億スイスフラン(2008年)

(2) 職員数および現地事務所数

職員数1万2,022名(うち、国際職員1,573名)、世界80か国以上(2010年末現在)

● フィールドにおけるオペレーションに関する地域別実績

(単位:千スイスフラン)

地域	2010年	構成比(%)
アフリカ	362,734	36.3
アジア・太平洋	280,602	28.1
欧州・米州	164,234	16.4
中東・北アフリカ	191,923	19.2
合計	999,492	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合(前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる)参加国の一つとして、同国会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる。

● 邦人職員

邦人職員は13名(2011年10月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2008年は約1,555万スイスフラン、2009年は約3,021万スイスフラン、2010年は約3,823万スイスフラン、である。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千スイスフラン)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名	拠出率(%)	拠出額	国・機関名	拠出率(%)	拠出額
1	米 国	27.9	282,411	米 国	27.1	261,783
2	E C	11.5	116,722	E C	11.5	111,391
3	ス イ ス	10.5	105,743	ス イ ス	11.4	110,028
4	英 国	9.1	91,598	英 国	8.1	77,918
5	スウェーデン	6.9	69,682	スウェーデン	7.0	67,408
6	ノルウェー	4.8	48,927	ノルウェー	4.8	46,494
7	オランダ	4.2	42,377	日 本	4.0	38,229
8	カナダ	3.8	38,771	オランダ	3.8	37,090
9	ドイツ	3.0	30,800	オーストラリア	3.5	33,907
10	日 本	3.0	30,207	カナダ	3.3	32,098
	合計	100.0	1,011,719	合計	100.0	965,212

* 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

● 赤十字国際委員会 (ICRC) 本部：
<http://www.icrc.org/> (英語)

● ICRC駐日事務所：<http://www.jrc.or.jp/ICRC/> (日本語)

④ 地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

地球環境ファシリティ (GEF) は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議 (地球サミット) での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された (GEF-1)。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2010年7月1日よりGEF-5が開始されている。

GEFは、開発途上国で実施される地球環境の保全・改善のためのプロジェクトに対して、原則として無償資金を提供する。2011年5月末現在のGEF加盟国数は182か国 (そのうちGEF-5抛出国は日本を含め34か国) である。

2. 事業の仕組み

● 概要

GEFの対象分野は、①気候変動対策 (例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)、②生物多様性の保全 (例：動物保護区の制定・管理)、③国際水域の管理・保護 (例：産業廃棄物汚染処理施設)、④オゾン層の保護 (例：家電製品からのフロン回収施設)、⑤土地劣化防止 (例：植林)、⑥残留性有機汚染物質対策 (例：PCB^(注) 汚染の除去) である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行

(IDB)、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連工業開発機関 (UNIDO) の10の実施機関が、開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

(2010年6月末現在)

分野	金額(百万ドル)	構成比 (%)
生物多様性保全	3,070	32.4
気候変動	3,078	32.5
国際水域汚染防止	1,149	12.1
オゾン層保護	192	2.0
土地劣化防止	356	3.8
残留性有機汚染物質対策	428	4.5
複数分野	1,209	12.7
合計	9,482	100.0

* パイロットフェーズからの通算。

● 2010年地域別実績

地域	金額(百万ドル)	構成比 (%)
アジア	152.68	27.6
アフリカ	108.91	19.7
中南米・カリブ諸国	125.13	22.7
欧州・中央アジア	88.2	16.0
複数地域	15.18	2.7
地球規模	62.28	11.3
合計	552.38	100.0

* 地域別実績の「アフリカ」については、北アフリカ (エジプト・リビア・チュニジア・アルジェリア・モロッコの5か国) を含む (出典：GEFホームページ <http://www.thegef.org/gef/>)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会 (4年に1回) の下に評議会 (年2回) が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、中東欧および旧ソ連諸国2の計32のグループの各代表で構成。なお、日本が所属するグループの構成国は日本のみ。

注：PCB: polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル (最も毒性の強い化学物質)

● 邦人職員

2011年5月末現在、事務局職員81名のうち邦人職員は4名である。

● 日本の財政負担

日本は米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円(拠出率20.5%)、GEF-2では約487億円(拠出率20.0%)、GEF-3では約487億円(拠出率17.63%)、GEF-4では約337億円(拠出率12.4%)、GEF-5では約484億円(拠出率14.3%)を拠出している。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する

名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金(NPIF)の設立を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5.より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのホームページよりダウンロードできる。

● ホームページ

・地球環境ファシリティ(GEF)本部：

<http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1.設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、FAOおよびUNDPを發起機関とし、日本を含む先進16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加し、CGIARの設立が決定された。日本は、1977年度からCGIARに対する拠出を行っている(なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究所拠出金、1976年度は国際稲研究所および国際半乾燥熱帯地作物研究所拠出金として拠出)。

● 目的

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食糧増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として設立され、CGIARの下で国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。

2.事業の仕組み

● 概要

(1) CGIAR傘下の研究センターの研究・普及活動は、開発途上国の食糧作物の約75%(穀物、豆類、イモ類、家畜等)を対象とし、最新の科学研究技術による開発途上国の多様な土地・生態に適した品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、地球規模の人口問題に伴う農業分野の食糧増産を目指している。また、地球規模の砂漠化、気候変動等の環境要因を重視し、農業の基盤である土地(土壌)、水(かんがい等)のほか、森林資源(熱帯林)や水産資源等の天然資源の適切な管理・保全を行う

ため、「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い開発途上国における持続可能な農業の確立を目指している。

(2) CGIAR傘下の各研究センターは、植物遺伝資源の収集とその保全の分野でも多大な貢献をしている。たとえば、3,000種以上の食糧作物、肥料、牧草等有用植物遺伝資源からなる60万点以上の植物遺伝資源を、失われつつある貴重な植物種の保全、開発途上国の作物等の品種改良、育種等に活用している。また先進国、途上国を問わず、これら遺伝資源を各国の遺伝子研究のため利用している。さらに、これら遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

従来は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定を行っていたが、2010年からCGIAR全体の運営方法が変わり、研究を実施するセンター側はコンソーシアム理事会(理事は公募により選出)が、資金を拠出するドナー側はメンバー国・機関から選出されたファンド・カウンシルが意思決定を行っている。また、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みは、2年に1度のファンダーズ・フォーラム(CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能)にて承認される。CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2011年に承認された、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みに基づき、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが順次作成されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の50%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、アジア(29%)、中南米およびカリブ海諸国(13%)、西アジアおよび北アフリカ(8%)の順となっている(2010年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は2010年から始まった新たな仕組みにおいて、ファンド・カウンシルのメンバーに選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事(個人資格)が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数は41名(2011年9月現在)。

● 日本の財政負担

日本は、2010年度にCGIAR傘下の研究センターに対し、

16.3百万ドルを拠出した。全拠出金に占める2010年の日本の拠出割合は約2.4%(第11位)となっている。

● 主要拠出国・機関等一覧

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・機関名等	拠出率(%)	拠出額	国・機関名等	拠出率(%)	拠出額
1	米 国	13.0	78,900	米 国	12.8	86,300
2	ゲイツ財団	10.1	61,000	ゲイツ財団	10.6	71,400
3	世界銀行	8.3	50,000	世界銀行	7.4	50,000
4	カナダ	7.0	42,400	英 国	7.3	49,100
5	英 国	6.9	41,600	E C	6.3	42,700
6	E C	6.7	40,700	カナダ	6.0	40,200
7	ドイツ	3.9	23,800	オーストラリア	3.3	22,100
8	ス イ ス	3.3	19,700	ノルウェー	3.3	22,000
9	日 本	2.7	16,100	ス イ ス	3.3	22,000
10	ノルウェー	2.6	15,500	ド イ ツ	3.2	21,400
	合 計	100.0	606,000	合 計	100.0	673,000

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report」(CGIAR発行)

CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国際農業研究協議グループ(CGIAR) 本部：
<http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局(OIE: World Organization for Animal Health)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1924年1月25日設立。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局は牛疫の世界的な広がりを背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フランス・パリに本拠を置き、現在178か国・地域が加盟している(2011年5月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病的防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾病的発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供
- ③ 動物疾病的防疫に関する技術的支援や助言
 また、世界貿易機関(WTO)の設立とともに「衛生植物検

疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーおよびコラボレーティングセンターから構成される。このほか必要に応じて設置されるワーキンググループ、特別会合がある。概要は以下のとおり。

● 総 会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され(毎年5月、パリにて開催)、加盟国すべての代表者(動物衛生行政の責任者(首席獣医官))により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決

- 主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採決
- 事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- 年次活動報告、事務局長の最終報告および年間予算案の議論および承認

● 理事会

年次総会の開催されていない間、総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的および行政的事項を協議する。

● 事務局(パリ)

OIEは、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局の日常的な運営は、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整ならびにとりまとめ等の業務を行う。

● 各種委員会

(1) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・まん延防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- 陸生動物衛生規約委員会(コード委員会)
- 動物疾病科学委員会(科学委員会)
- 生物基準委員会(ラボラトリー委員会)
- 水生動物衛生規約委員会(水生動物委員会)

(2) 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管などを行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野(リスク分析、疫学など)における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国

際協力をを行う。

● ワーキンググループ

野生動物疾病、アニマルウェルフェアおよび食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合(アドホックグループ)

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3.日本との関係

● 日本との関係

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に委員として参加している。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動などの活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、(独法)農業技術研究機構動物衛生研究所(牛海綿状脳症(BSE)、馬伝染性貧血および豚コレラ)、北海道大学(鳥インフルエンザ)、帯広畜産大学(馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病)、酪農学園大学(エキノコッカス症)、日本中央競馬会(JRA)競走馬総合研究所(馬ウイルス性動脈炎)が指定されている。水生動物疾病関係では、(独法)水産総合研究センター(マダイイリドウイルス病(RSI)およびコイヘルペス病)、北海道大学(サクラマス口腔基底上皮症(OMVD))、広島大学(ウイルス性脳症・網膜症(VNN))が指定されている。コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター(動物原虫病のサーベイランスと防疫)、(独法)農林水産消費安全技術センター(飼料の安全と分析)、東京大学食の安全研究センター(食の安全)、(独法)農業技術研究機構動物衛生研究所および農林水産省動物医薬品検査所(アジアにおける家畜疾病の診断および防疫と動物医薬品評価)が

指定されている。

● 邦人職員

OIE本部の邦人職員は2名(全体の約3%。2011年6月現在)である。そのほか下平乙夫氏(元農林水産省職員、元JICAインドネシア畜産開発政策アドバイザー)がOIEアジア太平洋地域事務所の代表を務めており、アジア太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病のまん延防止、動物衛生情報システムの改善などに精力的に取り組んでいる。また、日本政府常任代表(首席獣医官:CVO)は農林水産省消費・安全局動物衛生課の川島俊郎課長であり、アジア・極東・オセアニア地域委員会議長(2009年5月～2012年5月)に選任されている。

● 日本の財政負担

加盟国はその財政状況に応じてカテゴリー1から6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を算出している。日本は、フランス、米国等先進国と同様第1カテゴリーの国として位置付けられている(第1カテゴリー国の分担金額は2011年14万3,750ユーロ)。また、各種事業の実施のための拠出金額は、2010年144万3,062ドルおよび14万1,215ユーロである。

4.より詳細な情報

● ホームページ

- 国際獣疫事務局(OIE)本部：<http://www.oie.int>
- OIEアジア太平洋地域事務所：
<http://www.oie-jp.org/>

⑦ 国際熱帯木材機関(ITTO: International Tropical Timber Organization)

1.設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1976年のUNCTAD第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関(ITTO)」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

● 目的

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。活動分野は①研究・開発、②市場情報、③生産国における木材加工の促進、④造林および森林経営、の4分野である。

2.事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会(経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、

林産業委員会)により審査、検討が行われた上で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジを行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、経済市場情報部、造林森林経営部、林産業部が各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3.最近の活動内容

(1) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国の間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な熱帯林経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

2008年には、熱帯木材生産林における生物多様性の保全および持続可能な利用のための国際熱帯木材機関(ITTO)/国際自然保護連合(IUCN)ガイドライン改訂版が策定された。

(2) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2010年12月の第46回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計1,680万ドルのプレッジが行われた。

(3) テーマ別プログラム

熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現す

ることをねらいとして、2006年協定（未発効）に盛り込まれたもので、2008年に開催された第44回理事会において、同協定の発効より前倒しで開始することとなった。

● 地域別実績

ITTOは、アジア大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2010年12月の第46回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア大洋州2件、アフリカ3件、中南米3件となっている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化
- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初から、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上

国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきている。

● 邦人職員

2011年5月現在、事務局職員38名（地域事務所を含む）のうち邦人職員は15名。

● 財政負担

日本はITTOに対する最大の任意拠出ドナー。2010年実績は、約402万ドル（外務省：約255万ドル、林野庁：約147万ドル）。

● 主要国・団体の任意拠出金（2010年）

（単位：％、千ドル）

順位	国・団体名	拠出率	拠出額
1	日 本	43.75	4,022*
2	ス イ ス	16.32	1,500
3	E C	13.73	1,262
4	米 国	12.14	1,116
5	英 国	5.04	463
6	Abbott Products S.A.	2.69	247
7	ド イ ツ	1.31	120
8	ノ ル ウ ェ ー	1.12	103
9	I N D E N A S . A . S	0.97	89
10	丸 紅 (株)	0.66	61

* 上記支援実績には、カンボジア・タイに対する無償資金協力（2,051千ドル）を含む。

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ホームページからダウンロードできる。

● ホームページ

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）本部：<http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構（APO: Asian Productivity Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1961年5月11日、暫定事務所を東京として設立。日本政府と当時から国内で精力的に生産性運動に取り組んでいた日本生産性本部とのイニシアティブの下、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に「アジア生産性国際会議」を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回APO理事会が東京で開催され、正式に発足した。当初メンバーは、台湾、インド、日本、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。

● 目的

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア太平洋地域の社会経済を進展させ、同地域の

人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

工業、環境、農業の分野を中心に、加盟国・地域の中小企業関係者および生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者を主な参加者として、年間約80件のセミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム（以上をマルチカントリープロジェクトと総称）などを実施している。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用して、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、生産性本部代表者会合(例年10月開催)に提示して検討の上、翌年の理事会(例年4月開催)に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会合では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門の見地から議論が行われる。また、各事業の開催国の割当(原則、各加盟国・地域は1件以上の事業を開催することとなっている)も決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と開催国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と開催国の農業推進機関が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと開催国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

事業のテーマは企業・組織の経営改善、品質管理、IT(情報技術)、環境と生産性の両立、農業・農村の生産性向上に関する理論や手法など多岐にわたる。最近ではAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニングコースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。また、加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣などを実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの裨益人数

82マルチカントリープロジェクトに2,493人が参加(2010年実績)。また、同機構が主催する、「エコプロダクツ国際展」(於:インド・ニューデリー(2011年))には、過去ベトナム(2008年)・フィリピン(2009年)・インドネシア(2010年)などにおいて、約9万人前後の来場者数をそれぞれ記録するなどし、産業界と直接的なパートナーシップの下、アジアにおける持続可能な社会に貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

(3) 主要な事業

● 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性(GP: Green Productivity)事業」に着手し、加盟各国でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修、サプライチェーンのグリーン化、エコ

デザインの重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を上げている。また、GP事業をより発展させるためには、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力が必須であるとの考えから、APOでは2003年、日本の産業界の賛同を得て緑の生産性諮問委員会(会長:北山禎介三井住友銀行会長(2011年6月現在))を設立。同諮問委員会には現在パナソニック、日立製作所、三菱電機、三井住友銀行など60社以上の主要日本企業の環境経営責任者が参加している。

● エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年からこれまで7回開催。GP諮問委員会の全面的な支援・協力の下、いずれかの加盟国で開催されている。2011年の第7回エコプロダクツ国際展は2月にインド・ニューデリーで開催された。また、エコプロダクツ国際展に合わせて、エコプロダクツのデータブックである「エコプロダクツ・ディレクトリー」も制作・発表している。

● 生産性データベースの構築とデータブックの出版

ユーザーにとって使いやすい労働力生産性データの作成を目的として、加盟国の生産性に関するデータベースを多角的に構築し、データブックとして出版している。また、加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の選定、データ作成指導なども行っている。

● アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上への支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を目的とした事業を実施している。

● APO加盟国の生産性機関への支援

2002年から日本政府の支援を得て、バングラデシュ、ベトナムといったアジア後発開発途上の7か国で、各国生産性機関の組織強化と職員の育成を目的とした専門家派遣と訪日研修を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、(公財)日本生産性本部が

中心となって、日本で考案または発展された生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

さらに、任意拠出金により、アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上を支援する特別事業をAPOのネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2011年6月現在、事務局職員35名のうち邦人職員は28名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の拠出国。2010年実績は、分担金約706万ドル、拠出金約105万ドル(外務省:約78万ドル、農林水産省:約27万ドル)。

● 主要拠出国・地域一覧(分担金)

(単位:千ドル)

順位	2009年			2010年		
	国・地域名	拠出率(%)	拠出額	国・地域名	拠出率(%)	拠出額
1	日本	58.9	7,063	日本	58.9	7,063
2	インド	10.1	1,208	インド	10.1	1,208
3	韓国	10.0	1,195	韓国	10.0	1,195
4	台湾	4.6	522	台湾	4.6	522
5	インドネシア	3.3	389	インドネシア	3.3	389
6	イラン	2.5	300	イラン	2.5	300
7	タイ	2.3	272	タイ	2.3	272
8	パキスタン	1.7	203	パキスタン	1.7	203
9	マレーシア	1.6	193	マレーシア	1.6	193
10	シンガポール	1.5	174	シンガポール	1.5	174
	合計	100.0	11,986	合計	100.0	11,986

* 1 合計は、その他の拠出国を含む。
* 2 APOへの拠出額は2カ年同額。

5.より詳細な情報

● ホームページ

- アジア生産性機構(APO)本部：
<http://www.apo-tokyo.org>

第3章 諸外国の政府開発援助(O DA)

第1節 DAC諸国のODA実績

図表37 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2009年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

●日本

国・地域名	実績	機関名	実績
ベトナム	1,191.36	世銀グループ(IDA)	1,294.41
インド	517.01	アジア開発銀行特別基金	471.11
アフガニスタン	335.93	アフリカ開発基金	169.50
トルコ	210.75	世銀グループ(IBRD)	110.02
中国	141.96	国連開発計画(UNDP)	76.14
二国間援助合計	6,176.21	国際機関への援助合計	3,290.37
援助全体に占める二国間援助の割合			65.2
援助全体に占める国際機関への援助の割合			34.8

●英国

国・地域名	実績	機関名	実績
インド	521.14	欧州連合諸機関	1,323.32
エチオピア	342.92	世銀グループ(IDA)	812.35
アフガニスタン	324.39	欧州開発基金	620.83
スーダン	292.42	アフリカ開発基金	217.12
バングラデシュ	250.08	国連人口基金	65.70
二国間援助合計	7,657.01	国際機関への援助合計	3,891.08
援助全体に占める二国間援助の割合			66.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			33.7

●ドイツ

国・地域名	実績	機関名	実績
中国	340.88	欧州連合諸機関	1,770.34
アフガニスタン	337.34	欧州開発基金	1,120.67
インド	263.38	世銀グループ(IDA)	767.93
ブラジル	196.10	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	261.77
エジプト	138.84	アフリカ開発基金	217.27
二国間援助合計	7,096.66	国際機関への援助合計	4,982.63
援助全体に占める二国間援助の割合			58.8
援助全体に占める国際機関への援助の割合			41.2

●カナダ

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	232.58	アフリカ開発基金	196.68
ハイチ	119.72	米州開発銀行	71.37
スーダン	105.04	国連開発計画(UNDP)	43.82
ガーナ	99.80	アジア開発銀行特別基金	41.80
タンザニア	93.98	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	36.32
二国間援助合計	3,141.01	国際機関への援助合計	859.10
援助全体に占める二国間援助の割合			78.5
援助全体に占める国際機関への援助の割合			21.5

●米国

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	2,979.93	世銀グループ(IDA)	1,209.23
イラク	2,346.31	アフリカ開発基金	150.00
スーダン	954.64	国連児童基金(ユニセフ)	130.00
[パレスチナ自治区]	844.31	アジア開発銀行特別基金	105.00
エチオピア	726.04	国連開発計画(UNDP)	100.00
二国間援助合計	25,173.65	国際機関への援助合計	3,657.71
援助全体に占める二国間援助の割合			87.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			12.7

●フランス

国・地域名	実績	機関名	実績
コートジボワール	1,200.63	欧州連合諸機関	1,734.40
[マイヨット]	543.04	欧州開発基金	1,165.79
中国	364.35	国際通貨基金(IMF)	816.87
モロッコ	238.10	世銀グループ(IDA)	589.07
インドネシア	187.13	アフリカ開発基金	180.07
二国間援助合計	7,019.36	国際機関への援助合計	5,414.80
援助全体に占める二国間援助の割合			56.5
援助全体に占める国際機関への援助の割合			43.5

●イタリア

国・地域名	実績	機関名	実績
リベリア	75.41	欧州連合諸機関	1,331.00
アフガニスタン	67.41	欧州開発基金	530.54
コートジボワール	65.97	世銀グループ(IDA)	211.32
エチオピア	53.97	世銀グループ(IBRD)	55.87
[パレスチナ自治区]	39.51	国際農業開発基金	31.97
二国間援助合計	874.73	国際機関への援助合計	2,422.79
援助全体に占める二国間援助の割合			26.5
援助全体に占める国際機関への援助の割合			73.5

出典: DAC統計

* 1 東欧および卒業国向け援助を除く。

* 2 債務救済を含む。

* 3 []は、地域名を示す。

第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 米国

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げており、現下の経済状況により困難に直面しているとしつつも、引き続き倍増目標達成を目指している。また、開発(Development)を国防(Defense)および外交(Diplomacy)同様、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付けており、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。2009年7月、クリントン国務長官は、21世紀の諸問題に対処すべく国務省^(注2)および国際開発庁(USAID)^(注3)の組織能力を強化し、開発を外交に統合することを目的とした「4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)」の開始を発表(2010年12月公表、後述(3)を参照)。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係るレビューを実施するための大統領調査令(PSD: Presidential Study Directive)に署名し、レビューが実施され、グローバル開発に関する大統領政策令(PPD: Presidential Policy Directive on Global Development)を2010年9月に発表した(下記(2)を参照)。また、2009年12月に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局(Bureau of Policy Planning and Learning)」を設立するなど、USAIDの組織改革に取り組んでいる。

(2) グローバル開発に関する大統領政策令(PPD)

2010年9月、オバマ大統領はグローバル開発に関する大統領政策令(PPD)を発表。これは大統領自らがコミットした国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の全政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛と

相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必要に応じてUSAID長官を国家安全保障会議(NSC)の会合に出席させる等、政府全体の政策一貫性を確保することを柱としている。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。

ア 国際保健イニシアティブ(GHI: Global Health Initiative)

イ 食料安全保障(FTF: Feed the Future)

ウ グローバル気候変動イニシアティブ(GCCI: Global Climate Change Initiative)

(3) 4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR)

クリントン国務長官の下、2009年7月に開始され、2010年12月に最終報告書が発表された。今回が第1回の見直しで、①21世紀の環境に対応した外交を推進するために、大使に複数省庁による文民外交のCEOとしての責任と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付けを高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評価を強化することでインパクトを拡大する、③危機および紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や調達制度の改革に取り組む、等を謳っている。

2. 対外援助政策の重点分野

2011年6月現在、対外援助予算を含む2011年度^(注4)国務省およびUSAID予算要求(中核的予算:総額470億ドル、うち、329億ドルが対外援助予算、海外緊急オペレーション予算:87億ドル)^(注5)は議会にて審議中であるが、同予算要求において強調されている分野は次の5点。

(1) 最前線国家(Frontline states)であるアフガニスタン、パキスタン、イラクへの支援(計53億ドル)

ア アフガニスタン(23億ドル):ガバナンス、法の支配、

注1: 2010年5月、ホワイトハウス発表“National Security Strategy”: http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2: 国務省ホームページ: <http://www.state.gov>

注3: 米国際開発庁(USAID)ホームページ: <http://www.usaid.gov/>

注4: 2011年10月1日から2012年9月30日まで。

注5: “2012年度予算要求および2010年度実績報告”(The FY2012 Congressional Budget Justification): <http://www.state.gov/documents/organization/156215.pdf>

麻薬対策、農業、経済成長、保健、教育分野への支援等。

- イ パキスタン(19億ドル)：エネルギー、経済成長、農業、保健、教育サービスの実施、パキスタン政府の能力強化への支援等。
 - ウ イラク(10億ドル)：農業、雇用創出、サービス供給に重点を置いた各州における経済成長への支援等。
- (2) 紛争の防止と紛争への対応および経済安全保障の促進(91億ドル)
- (3) 国家安全保障に重要な主要同盟国およびパートナー支援(74億ドル)
- (4) 地球規模課題への対応(計146億ドル)
- ア 国際保健(87億ドル)：大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)への資金を含む国際保健イニシアティブ(GHI: Global Health Initiative:630億ドル/6年)^(注6)の一部。持続可能な保健システム構築を支援し、特に女性、子ども、母子保健の改善に焦点を当てる。また食料安全保障イニシアティブに不可欠な栄養プログラムを含み、両イニシアティブは緊密に連携する。
 - イ 食料安全保障(11億ドル)：食料安全保障イニシアティブ(35億ドル/3年)^(注7)の一部であり、種子から市場、家庭、貯蔵までのフードシステム全体に技術支援および戦略的投資を行うことで、農業を超えた安全保障の強化、地域の繁栄を支援。
 - ウ 気候変動(6.5億ドル)：①クリーン・テクノロジー基金等の多国間制度や、エネルギー効率性・再生産エネルギーに焦点を当てた二国間支援、②森林保護プログラムを通じた、森林ガバナンスへの支援、③気候変動の影響を最も大きく受ける、サブサハラ・アフリカ、最貧国、小島嶼国、氷河依存国への適応支援等。
 - エ 人道支援プログラム(42億ドル)：国内避難民(IDP)、難民、自然災害による被災者等を支援。
- (5) 開発に従事する人員体制の強化および改革(18億ドル)
- 最優先の開発プログラムの管理職として新たに165ポストを創設、USAID海外勤務職員を引き続き増員し、体制強化を図る。

3. 日米援助協調

日米間では、オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会談等の機会において、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動、国際保健等の分野において日米で緊密に意思疎通・連携していくことで一致してきている。アフガニスタンについては、2009年11月のオバマ大統領来日の際に発表した民生分野での5年で50億ドルの新たなアフガニスタン支援策については米国より高い評価を受け、アフガニスタンの警察官支援や元タリバーン兵士の再統合支援といった当該支援策の重点項目についても米国から強い支持を受けている。パキスタンについては、2009年4月に東京で行われたパキスタン支援会合では準備段階から日米が緊密に連携し、ほかのドナーに働きかけた結果、目標額を大幅に上回る50億ドル以上の分担金が集まり、成功を収めた(日米はそれぞれ10億ドルを負担)。また、気候変動については、2009年12月のCOP15におけるコペンハーゲン合意において、先進国は2012年までの3年間に300億ドルの新規かつ追加的な公的資金による支援を共同で行うことになったことを受け、支援の実施のあり方について日米で緊密な意見交換を行っている。国際保健分野については、2009年6月、USAIDとの間で保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進するため、「日米保健パートナーシップ」アクションプラン(2009～2010)に合意し、バングラデシュ、ガーナ、セネガル等の国において現場での協調を進めている。

実施体制

1. 米国国際開発庁(USAID: the U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えると言われるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画される。援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題ごとに、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。

注6: 2009年5月発表。2010年6月には20の重点国(GHI Plus)のうち8か国(バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ)、また政府内におけるGHIのガバナンス構造(USAID長官、国際エイズ調整官、疾病管理予防センター(CDC)所長を含むGHI Operations Committeeが主導)等を発表。
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/06/143307.htm>

注7: 重点20か国(エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、タジキスタン、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア(2010年4月発表))。同イニシアティブホームページ: <http://feedthefuture.gov/>

USAIDは、海外事務所(95拠点)に多くスタッフを置き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

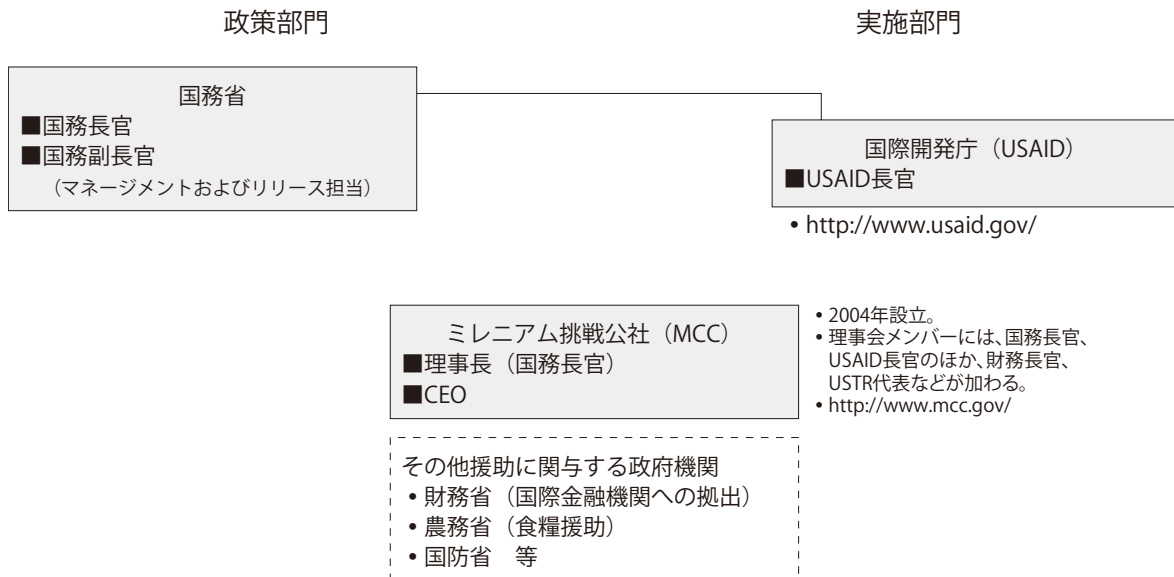
2012年度予算要求においては、政府直接雇用職員2,510名(本部1,631名、海外事務所879名)を計画しており、在外現地採用職員2,374名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると総数1万206名(本部2,235名、海外事務所7,971名)の雇用を計画している。また、USAIDは従来、PVO(Private Voluntary Organization)^(注8)を重要パートナーと位置付け積極活用している。

2. ミレニアム挑戦公社(MCC: Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社(MCC)^(注9)は、

国務長官が議長を務めるMCC理事会(ほかに財務長官、米国通商代表(USTR)、USAID長官等が参加)において、支援を決定する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている(現在(2011年2月)までに、22か国との間で、総額79億ドルのコンパクトを締結。2011年に、さらに5か国とコンパクトを締結することを計画している)。また、もう少しでコンパクト適格国になり得る国を敷居プログラム(threshold program)適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

援助実施体制図



※1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

注8: USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO563団体、国際PVO(法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO)71団体、米国共同開発組織(U.S. Cooperative Development Organization)6団体に対し、それぞれ26.5億ドル、0.9億ドル、2億ドルの支援を実施した(FY2007)。詳細は“2009 VOLAG: Report of Voluntary Agencies”: http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/private_voluntary_cooperation/volag2009.pdf

注9: ミレニアム挑戦公社(MCC) ホームページ: <http://www.mcc.gov/>

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

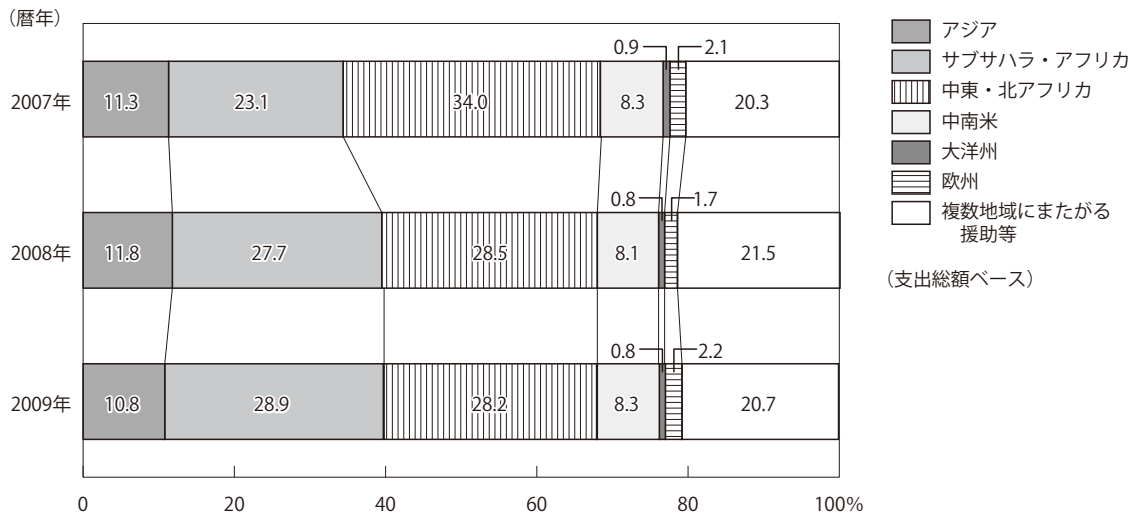
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	3,749.34	19.8	1	イ ラ ク	2,741.99	11.5	1	アフガニスタン	2,979.93	11.8
2	アフガニスタン	1,514.28	8.0	2	アフガニスタン	2,111.58	8.9	2	イ ラ ク	2,346.31	9.3
3	ス ー ダ ン	710.45	3.8	3	ス ー ダ ン	848.16	3.6	3	ス ー ダ ン	954.64	3.8
4	エ ジ プ ト	462.41	2.4	4	エ チ オ ピ ア	811.37	3.4	4	[パレスチナ自治区]	844.31	3.4
5	パ キ ス タ ン	433.57	2.3	5	コ ロ ン ビ ア	636.09	2.7	5	エ チ オ ピ ア	726.04	2.9
6	コ ロ ン ビ ア	403.50	2.1	6	[パレスチナ自治区]	490.60	2.1	6	コ ロ ン ビ ア	652.34	2.6
7	エ チ オ ピ ア	371.73	2.0	7	エ ジ プ ト	470.78	2.0	7	パ キ ス タ ン	613.04	2.4
8	ケ ニ ア	325.22	1.7	8	ケ ニ ア	439.43	1.8	8	ケ ニ ア	590.21	2.3
9	ウ ガ ン ダ	301.57	1.6	9	グ ル ジ ア	402.10	1.7	9	南アフリカ共和国	523.74	2.1
10	ヨ ル ダ ン	259.51	1.4	10	ヨ ル ダ ン	384.05	1.6	10	ヨ ル ダ ン	394.61	1.6
10位の合計		8,531.58	45.1	10位の合計		9,336.15	39.1	10位の合計		10,625.17	42.2
二国間援助合計		18,901.21	100.0	二国間援助合計		23,859.60	100.0	二国間援助合計		25,173.65	100.0

出典：DAC統計

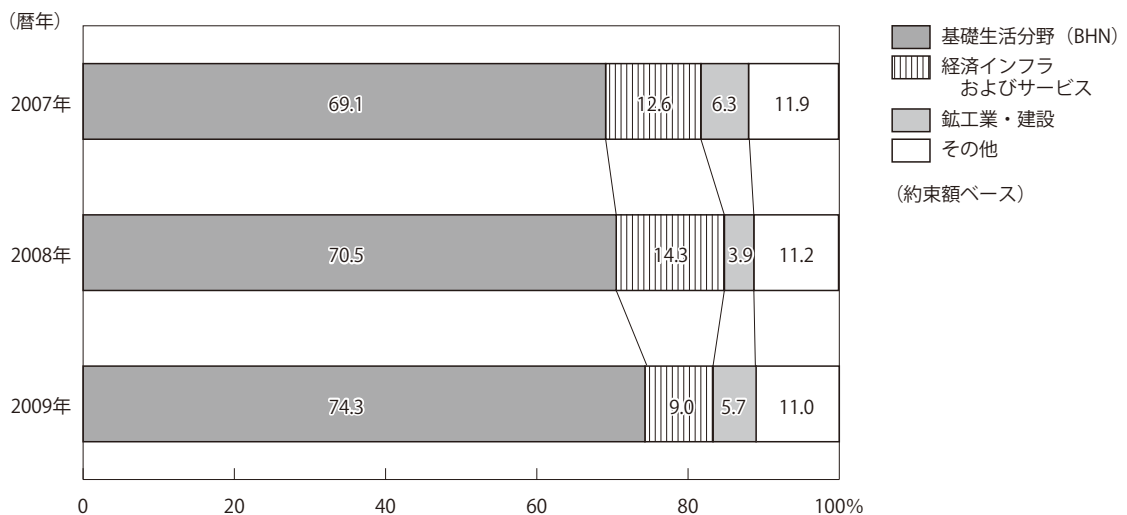
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



2 英国

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)である。英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID: Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、それらが貧困削減に貢献することを前提に、供与することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法(The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006)は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の供与、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標(MDGs)の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助(ODA)に国民総所得(GNI)の0.7%を支出するとの国際公約を2013年から実施することとし、これを法制化する方針である。2010年に英国政府が全省庁を対象に実施した「歳出見直し」においても開発を予算削減の例外扱いとすることで、上記公約を維持している。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、貧困削減のための財政支援に力を入れてきており、2010年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の20%を占めた。

英国は援助予算を増額する一方で、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援助について、16か国への援助を停止し、27か国の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予算

(1) 規模

2010年の英国のODAは、130億5,297万ドル(支出純額)となり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.57%(出典: DAC)となり、前年の0.51%より上昇した。

(2) 支出方法

2010年度、DFIDは、援助予算の42%を多国間機関への拠出金として支出し、その二国間援助の41%を多国間機関を通じて実施している。合計で、DFIDの援助予算の64%が多国間機関を通じて支出されている。DFIDは、援助見直しに従い、二国間援助を27か国に重点化している^(注2)。2010年度、DFIDの二国間援助での主要セクターは、保健(18%)、統治・市民社会(18%)、経済(17%)、教育(13%)、人道支援(10%)となっている。

実施体制

1. 英国国際開発省(DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁(外務・英連邦省、国防省等)との連携にも力が入られている。

DFIDの常勤職員数は2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名と年々減少傾向にある。

DFIDはロンドンとスコットランド(東キルブライド)に所在する本拠地に加え、36か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ(2,300名以上)の約半分は途上国で勤務している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ(英連邦開発公社)

途上国の民間部門(産業・生活インフラ支援)に対する民間企業による投資・融資等に対し資金協力等を行う。

注1: DFIDの年次報告書2010/2011年度版('Department for International Development Annual Report and Accounts 2010-11')等の公開文書は、DFIDのホームページ(<http://www.dfid.gov.uk/>)で入手可能。

注2: DFIDは、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの27か国・地域を設定している。

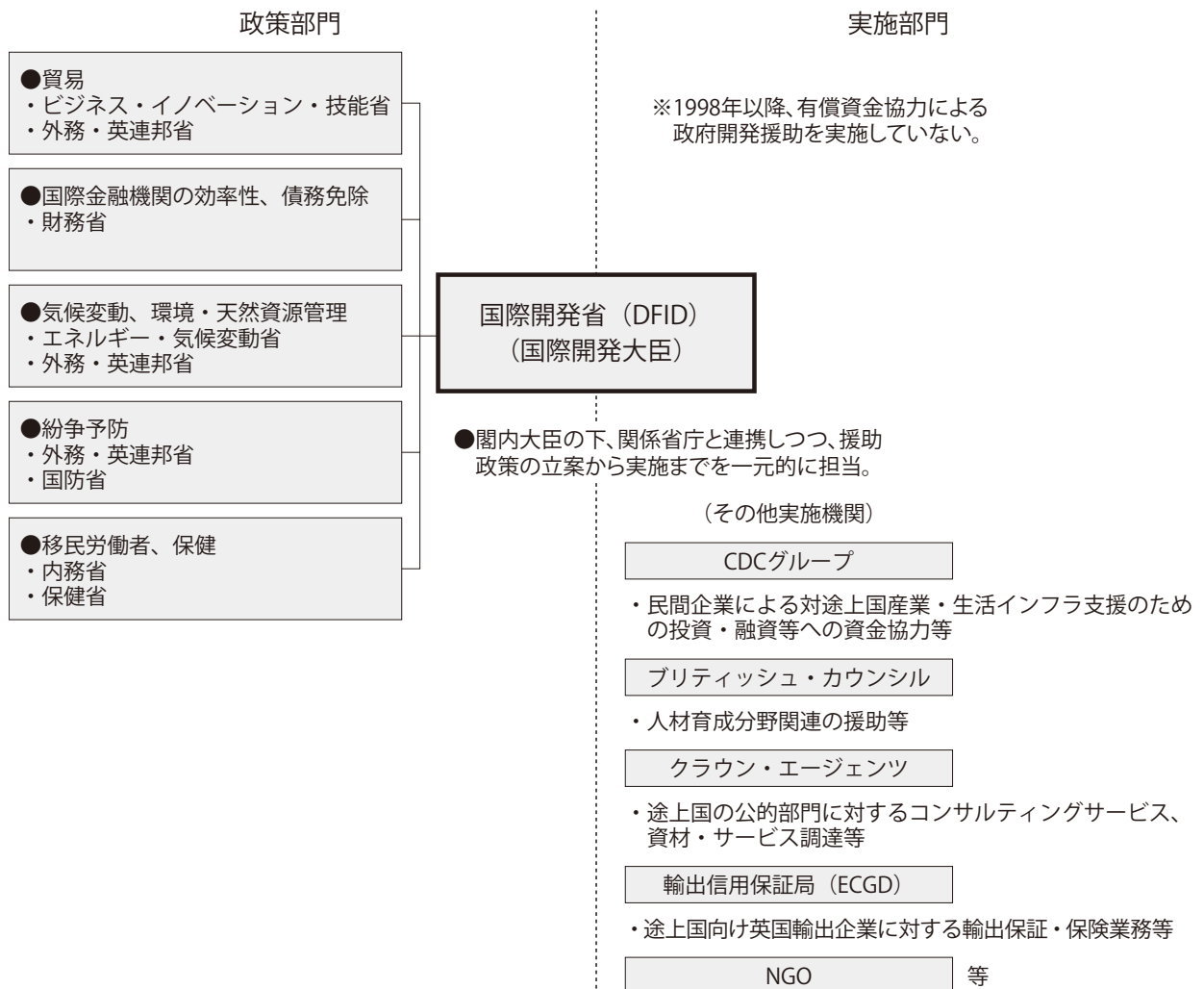
- (2) ブリティッシュ・カウンシル
 人材育成分野での援助を実施。
- (3) クラウン・エージェンツ
 開発途上国の公的部門に対するコンサルティング
 サービス、資材・役務の調達等を実施。
- (4) 輸出信用保証局 (ECGD: Export Credits Guarantee
 Department)

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保
 険業務等を実施。

3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2010年
 度、DFIDの二国間援助の19%は、市民社会組織を通じて
 実施された。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

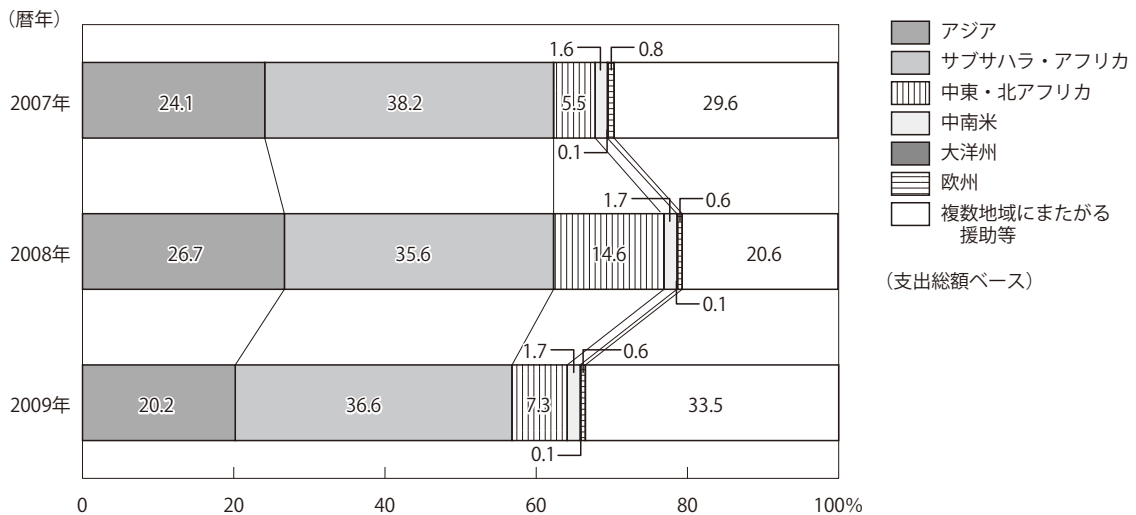
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インド	510.53	9.1	1	イラク	639.04	8.7	1	インド	521.14	6.8
2	エチオピア	291.07	5.2	2	インド	613.12	8.4	2	エチオピア	342.92	4.5
3	ナイジェリア	285.95	5.1	3	アフガニスタン	322.31	4.4	3	アフガニスタン	324.39	4.2
4	アフガニスタン	268.71	4.8	4	パキスタン	260.32	3.6	4	スーダン	292.42	3.8
5	バングラデシュ	245.57	4.4	5	タンザニア	254.22	3.5	5	バングラデシュ	250.08	3.3
6	タンザニア	230.69	4.1	6	エチオピア	253.68	3.5	6	コンゴ民主共和国	225.46	2.9
7	スーダン	206.17	3.7	7	バングラデシュ	252.53	3.4	7	パキスタン	217.51	2.8
8	パキスタン	197.84	3.5	8	スーダン	199.16	2.7	8	タンザニア	216.65	2.8
9	ウガンダ	166.13	3.0	9	モザンビーク	197.88	2.7	9	ナイジェリア	188.89	2.5
10	中国	162.43	2.9	10	コンゴ民主共和国	192.85	2.6	10	ガーナ	153.93	2.0
10位の合計		2,565.09	45.8	10位の合計		3,185.11	43.5	10位の合計		2,733.39	35.7
二国間援助合計		5,601.49	100.0	二国間援助合計		7,323.41	100.0	二国間援助合計		7,657.01	100.0

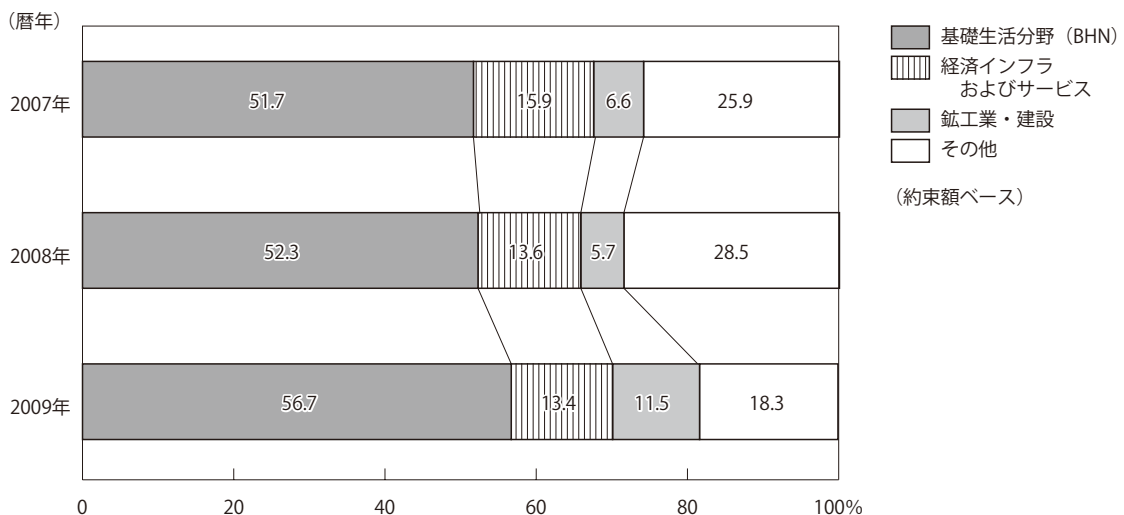
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



3 フランス

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額はここ数年約100億ドル、対GNI比では約0.4%で推移してきたが、2010年の政府開発援助額は、支出純額実績(ネット)で前年比2.5%増の約129億ドル、対GNI比では0.5%に達した(世界第4位のドナー国)。厳しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向である中で、ODA予算は2011から2013年の3年間にわたり据え置くことが決定されているが、フランスは2015年までに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げることを目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間(2011年から2020年まで)の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務・欧州問題省のグローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局(DGM: Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats)を中心に、経済財政産業省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携をとりながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は以下のとおりである。

(1) サブサハラ・アフリカ

- 援助予算の少なくとも60%を配分。
- ミレニアム開発目標(MDGs)の達成および経済成長を重視。
- 14か国の優先貧困国(うち、13か国が最貧困国)へ無償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会(CICID)の決定が踏襲され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み。

(2) 地中海地域

- 援助予算の20%を配分。
- 地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野における分裂の危険性が高いという構造的な問題に直面しているとの問題意識。
- 経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的協力

に重点。

(3) 新興国

- 援助予算の10%を配分。
- グリーンで連帯的な成長を推進。

(4) 危機国家

- 援助予算の10%を配分。
- 国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を行う。

3. フランスの援助政策の動向

(1) アフリカの民間部門支援

アフリカの民間部門支援の重要性については、サルコジ大統領就任以降繰り返し強調されている。2010年5月に仏・アフリカ・サミットを開催し、フランスが議長国を務めた2011年のG20カンヌ・サミットにおいて、G20ソウル行動計画のフォローアップを進める中で、特にアフリカにおけるインフラ開発を優先課題として掲げるなど、アフリカにおいて民間部門を巻き込んだ経済成長と雇用創出の促進を目指した援助政策を展開している。

(2) 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政産業省国庫総局が所管する新興国準備金(RPE: Réserves Pays Émergents)は、持続可能な開発および環境の2つを優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁(AFD: Agence française de développement)とは別ルートで融資を行っている(上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は参考を参照)。

実施体制

外務・欧州問題省、経済財政産業省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2. で述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一

貫性を実現する場となる。

2009年の外務・欧州問題省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務・欧州問題省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバルイノベーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務・欧州問題省、経済財政産業省、内務・海外領土・自治体・移民省の3省共管となった。外務・欧州問題大臣の下に協力担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。

経済財政産業省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。また、同総局がパリクラブの事務局を務めている。内務・海外領土・自治体・移民省は、移民管理、移民送出地域の貧困削減および開発を担当している。

AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務・欧州問題省および経済財政産業省との関係が特に緊密である。監督3省庁は、AFDの最高意思決定機関である理事会 (Conseil d'administration) に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務・欧州問題省、経済財政産業省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。また、2009年外務・欧州問題省改革により、グローバルイノベーション総局内に

「政府開発援助策定・フランス開発庁 (AFD) 監督部」が創設され、AFD監督機能を担うことが期待されている。

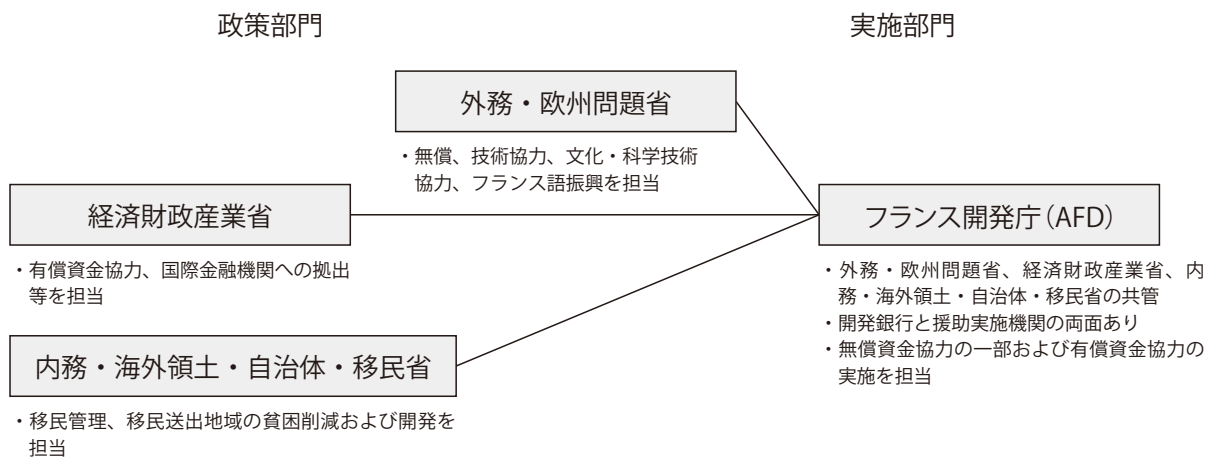
在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ28事務所、地中海・中東 (北アフリカを含む) 13事務所、アジア11事務所、カリブ海3事務所、南米4事務所、海外県領土9事務所の全68事務所がある。職員は、計1,715名 (パリ本部採用が1,103名、ローカル採用が522名、国際ボランティアが90名。2010年)。年間予算は68.41億ユーロ (2010年。前年比約10%増)。予算の地域配分は、サブサハラ・アフリカ31.6%、中東・地中海19.8%、アジア太平洋13.5%となっている。

(参考 AFDホームページ : <http://www.afd.fr>)

年次報告書は同ホームページで閲覧可能)

NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務・欧州問題省からAFDへと移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年からNGOの活動に対し総額4,100万ユーロの支援実績がある。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会 (HCCI: Haut conseil de cooperation international) が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務・欧州問題省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立され、クシュネール外相 (当時) が第1回会合を主催した。

援助実施体制図



【参考】新興国準備金 (RPE) 供与対象国

(1) 資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニジア、ベトナム

(2) 他の援助機関^(注)と共同で供与可能な国

ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー
 (供与のための条件(共同融資)は、ケース・バイ・ケースで解除され得る)

(3) 自然災害後の特別枠で供与対象となっている国

- ・インドネシア、スリランカ(津波後に1億ユーロを供与)
- ・パキスタン(地震後に3,000万ユーロを供与)

(4) ケース・バイ・ケースで供与可能な国

アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

注: 主要な国際・地域援助機関の参考リスト

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局 (Development and Cooperation - EuropeAid)、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社 (CAF)

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

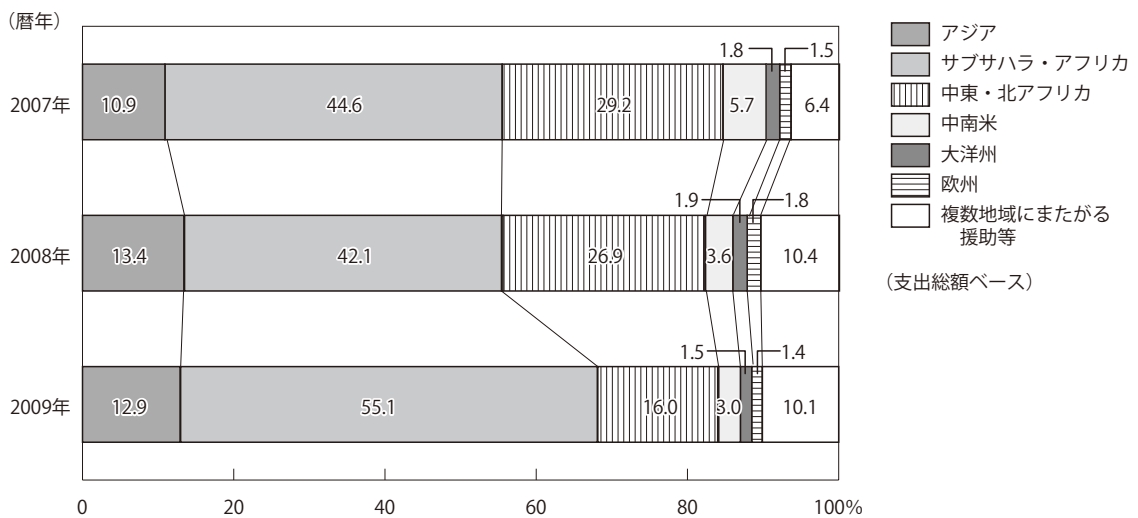
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	759.24	12.1	1	[マイヨット]	474.72	7.3	1	コートジボワール	1,200.63	17.1
2	カメルーン	596.23	9.5	2	コンゴ共和国	367.98	5.7	2	[マイヨット]	543.04	7.7
3	[マイヨット]	406.86	6.5	3	イ ラ ク	315.04	4.9	3	中 国	364.35	5.2
4	モ ロ ッ コ	218.77	3.5	4	レバノン	305.82	4.7	4	モ ロ ッ コ	238.10	3.4
5	マ リ	214.02	3.4	5	トルコ	293.77	4.5	5	インドネシア	187.13	2.7
6	アルジェリア	185.18	3.0	6	中 国	207.51	3.2	6	チュニジア	169.98	2.4
7	セネガル	176.66	2.8	7	セネガル	189.03	2.9	7	トルコ	154.62	2.2
8	ベトナム	154.46	2.5	8	ベトナム	165.59	2.6	8	ベトナム	142.91	2.0
9	マダガスカル	141.97	2.3	9	モ ロ ッ コ	163.21	2.5	9	セネガル	140.88	2.0
10	トルコ	134.23	2.1	10	チュニジア	160.46	2.5	10	[ワリス・フツナ]	117.44	1.7
10位の合計		2,987.62	47.7	10位の合計		2,643.13	40.9	10位の合計		3,259.08	46.4
二国間援助合計		6,258.44	100.0	二国間援助合計		6,461.27	100.0	二国間援助合計		7,019.36	100.0

出典：DAC統計

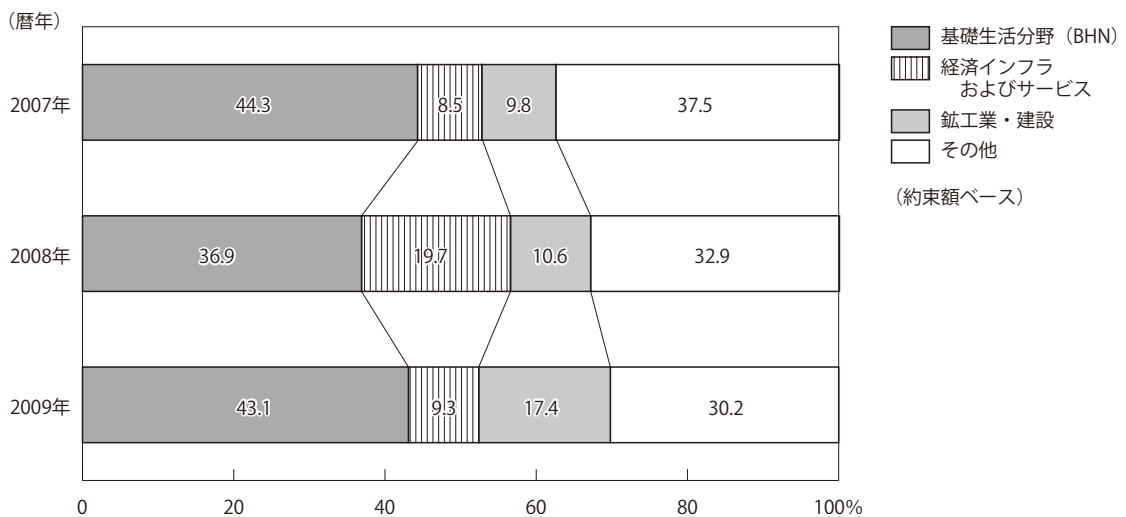
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



4 ドイツ

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

2009年10月に発足したドイツ新連立政権において、開発政策はドイツの外交政策の一部であり、ドイツの有する価値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能な貧困対策(ミレニアム開発目標の達成)、②途上国の構造問題の解決(途上国および国際社会における良い統治の促進)、③途上国およびドイツにおける市民社会の関与強化(関与を支持し、開発政策に利用)、④経済の関与強化(企業の社会的責任および官民協力の促進)、⑤開発協力の効果を強化(組織構造改革により開発協力の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を目指す)、および⑥透明性(開発政策に関する情報提供の強化)、である。この考えを踏まえ、これまでの開発政策目標「行動計画2015(Programme of Action 2015)」に代わるペーパーを作成中。

2. 援助政策における特徴

- (1) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が2007年に0.37%に拡大)。経済協力開発省(BMZ)予算は着実な伸びを示しているが(2000年37億ユーロから2010年は60.7億ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが課題であるとされており、新たな財源として、欧州排出権取引市場において一定の排出権をオークションにかけることによる収入の一部が政府開発援助予算に割り当てられる予定である。
- (2) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。
- (3) また、近年における特徴の一つとして、二国間援助における対象国の重点化があり、2008年3月には58か国に絞られた。これは、途上国の経済面・社会面・環境面なら

びに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力、技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである(2006~2007年では約70か国が選定されている)。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1~3程度)選ばれ、このセクターにドイツの支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させるようになっている。なお、これら重点地域以外の途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。今後の方向性として、この「パートナー国」の総数をより少なくしていくことが目標とされている。

実施体制

1. 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)

- (1) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助について同省(本省定員約600名)を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁(経済技術省、内務省、労働社会省等)がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツの政府開発援助実績がOECD開発援助委員会(DAC)に報告されている。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では次官や局長クラスでの協議が行われるほか、日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に40名前後が外向している。
- (3) 議会との関係では、経協開発委員会、予算委員会とのかわり合いが深い。経協予算全体および財政支援案件は予算委員会の承認が必要となっている。その他個々の案件については、経協委員会への報告、議論の対象にはなるが、実施は行政府権限。

2. 実施機関

- (1) ドイツの援助政策におけるもう一つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、大きな課題となっていた。国内関係者の間で実施機関の統合をめぐる議論が続いていたが、2010年6月、経済協力開発省による構造改革コンセプトの提出後ドイツ政府は2010年7月7日、閣議決定で技術協力公社(GTZ)、国際再教育開発公社(InWEnt)およびドイツ開発サービス公社(DED)の3機関を統合することを決定した。2011年1月1日、3機関は、「国際協力公社(GIZ)」へと再編統合された。
- (2) GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している(従業員は約1万7,000名)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。監査役会の議長はBMZ政務次官であり、GIZの事業予算のほとんどはドイツ連邦政府からの委託金であるが、GIZはBMZからの委託に加え、ドイツ外務省、ドイツ環境省、ドイツ教育研究省や州政府、地方公共団体、財団、一般企業に加え欧州委員会や国連、世界銀行といった国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。GIZ下のドイツ国際協力公社国際サービス部門(GIZIS)が委託者に技術協力を提供している。
(GIZホームページ：www.giz.de)
- (3) 復興金融公庫(KfW)は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。

KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業(資金協力)を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルトで定員約370名)であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。KfWの事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり(輪番制)、そのほかに外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfWは、途上国等に28の在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

(KfWホームページ：www.kfw.de)

- (4) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。
(DIEホームページ：www.die-gdi.de)
- (5) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。ドイツ外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれらドイツNGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁(THW：内務省所管)がある。同庁はドイツ国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

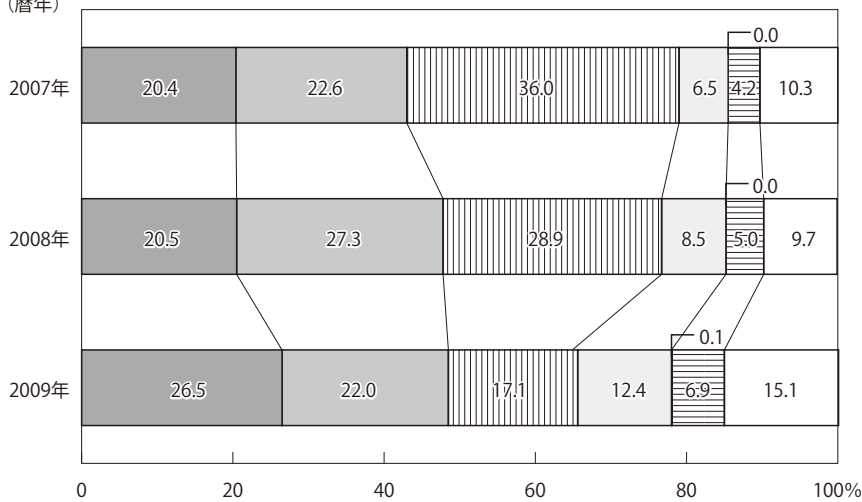
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	2,095.03	26.4	1	イ ラ ク	1,854.29	20.5	1	中 国	340.88	4.8
2	カメルーン	754.52	9.5	2	ボツワナ	438.98	4.8	2	アフガニスタン	337.34	4.8
3	中 国	289.28	3.6	3	中 国	411.87	4.5	3	イ ン ド	263.38	3.7
4	アフガニスタン	217.15	2.7	4	リベリア	316.60	3.5	4	ブラジル	196.10	2.8
5	エジプト	153.91	1.9	5	アフガニスタン	294.02	3.2	5	エジプト	138.84	2.0
6	モロッコ	142.82	1.8	6	エジプト	170.27	1.9	6	ウクライナ	121.58	1.7
7	イ ン ド	127.97	1.6	7	南アフリカ共和国	150.10	1.7	7	セルビア	114.53	1.6
8	南アフリカ共和国	101.49	1.3	8	イ ン ド	147.69	1.6	8	モザンビーク	113.79	1.6
9	ベトナム	97.64	1.2	9	ブラジル	126.65	1.4	9	ベトナム	112.48	1.6
10	エチオピア	96.48	1.2	10	ベトナム	114.99	1.3	10	パキスタン	107.45	1.5
10位の合計		4,076.29	51.3	10位の合計		4,025.46	44.4	10位の合計		1,846.37	26.0
二国間援助合計		7,949.76	100.0	二国間援助合計		9,062.68	100.0	二国間援助合計		7,096.66	100.0

出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移 (外務省分類)

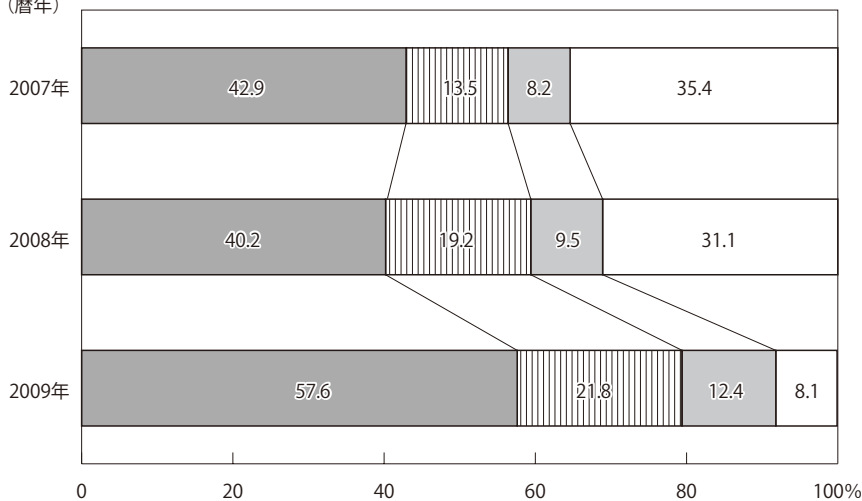
(暦年)



■ アジア
 ■ サブサハラ・アフリカ
 ■ 中東・北アフリカ
 ■ 中南米
 ■ 大洋州
 ■ 欧州
 ■ 複数地域にまたがる援助等

(支出総額ベース)

(暦年)



■ 基礎生活分野 (BHN)
 ■ 経済インフラおよびサービス
 ■ 鉱工業・建設
 ■ その他

(約束額ベース)

5 オランダ

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2010年10月に発足したルッテ新内閣は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化、を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、新内閣は厳しい予算削減を実施しており、目標値である対GNI比は、これまでの0.8%から0.7%に削減し、さらなる効果と効率性を高めることとしている。

2010年の政府開発援助の実績は、対GNI比0.81%、約65億ドル(対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第6位)であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策^(注1)

前政権下においては、①安全保障と開発、②成長と公平性、③ジェンダー、性と生殖に関する健康と権利、および④持続可能性、気候とエネルギー、を重点分野としていたが、現政権においては、オランダの知見と独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配(MDG3)、②水、③食の安全保障(MDG1)、および④性と生殖に関する健康と権利(MDG5)、の4分野を二国間援助の重点分野としている。

前述のとおり、対GNI比を国際基準である0.7%まで減らすとしており、2011年3月に国会で示された政府案では、2011年に0.75%、2012年に0.7%とすることとしている。また、開発協力の方針として、開発途上国における経済成長が最も重要であるととらえ、6つの項目(①社会セクターから経済セクターへの移行および支援から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、⑥NGOの政府支援への依存

減少)により開発協力の効果と効率性を高めることとしている。

さらに、新内閣は、援助対象国を現在の33か国から15か国に絞ることとしており、これらの15か国には政府開発援助予算の約4分の1が投じられる。現在の政府案では、これら15か国を、分類1:「低所得国で援助が当該国の開発に重要な役割を果たす国」^(注2)、分類2:「脆弱国で平和、安全および開発の統合的なアプローチが必要とされる国」^(注3)、および分類3:「健全な成長を果たしている国」^(注4)の3つに分類している。

なお、非援助対象国においては、国際基金やNGO等を通じた援助となるほか、今回、非援助対象国となった国々は、他のドナー国とも連携しつつ、段階的に二国間援助を停止することとしている。この移行に際しては、南アフリカ共和国、ベトナムおよびコロンビアの3か国については開発協力から経済協力への移行に関する一時的支援を行い、また、エジプト等北アフリカ諸国や中東諸国における移行プロセスの促進が課題として残っている。スリナムは既に援助対象国ではないが特別な関係にある。また、中米諸国に対しても、人権、民主化および安全保障の地域プログラムに着目し続けることとしている。

実施体制

外務省国際協力局(DGIS)が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する開発協力担当大臣が設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、DGISにある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数は約1,560名(2007年、オランダ外務省による。在外公館に勤務

注1: Dutch Development Policy (オランダ外務省ホームページ)

Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy (21 March, 2011)

注2: 分類1: ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ

注3: 分類2: アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ自治区、スーダン

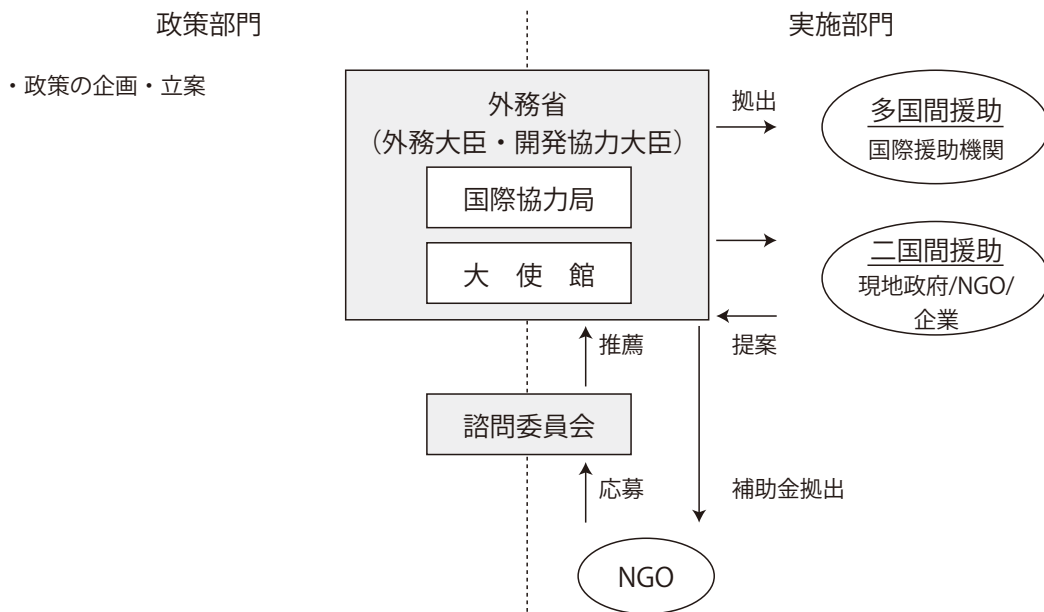
注4: 分類3: バングラデシュ、ガーナ、インドネシア、ケニア

するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態(①二国間援助(多くがセクター別支援、す

べて贈与)、②多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、③民間セクター(企業・NGO)への補助金交付)により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

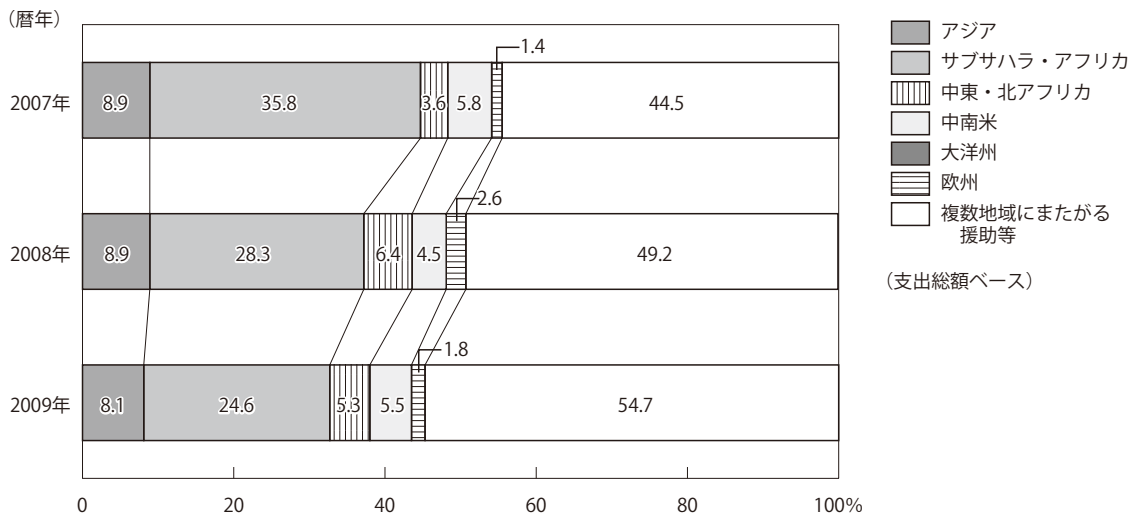
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ナイジェリア	344.03	7.4	1	スーダン	157.58	3.0	1	アフガニスタン	147.93	3.1
2	スーダン	202.51	4.4	2	ガーナ	120.22	2.3	2	スリナム	115.51	2.4
3	ガーナ	142.23	3.1	3	タンザニア	114.86	2.2	3	モザンビーク	99.31	2.1
4	タンザニア	128.15	2.8	4	エチオピア	113.63	2.2	4	ガーナ	98.33	2.0
5	スリナム	124.04	2.7	5	アフガニスタン	111.97	2.2	5	スーダン	97.33	2.0
6	バングラデシュ	99.45	2.1	6	モザンビーク	105.70	2.0	6	エチオピア	85.90	1.8
7	アフガニスタン	88.82	1.9	7	ブルキナファソ	88.90	1.7	7	インドネシア	81.09	1.7
8	モザンビーク	80.66	1.7	8	ザンビア	85.05	1.6	8	マダガスカル	77.33	1.6
9	ザンビア	71.54	1.5	9	バングラデシュ	84.74	1.6	9	バングラデシュ	70.35	1.5
10	ウガンダ	70.43	1.5	10	ウガンダ	82.85	1.6	10	ブルキナファソ	65.98	1.4
10位の合計		1,351.86	29.1	10位の合計		1,065.50	20.5	10位の合計		939.06	19.6
二国間援助合計		4,643.87	100.0	二国間援助合計		5,199.58	100.0	二国間援助合計		4,797.96	100.0

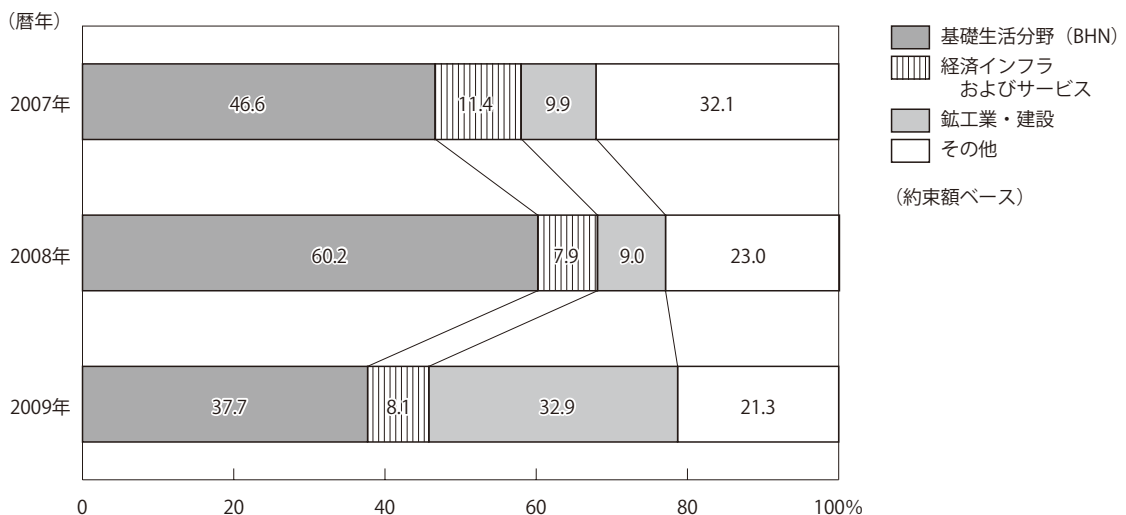
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



6 スペイン

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協法力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定しており、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生にかかわる協力を推進する、と定めている(第1条)。

2. 基本政策

国際開発協法力法(第8条)は、スペインの開発協力政策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規定している。基本計画は4年ごとに策定され、スペイン国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2009～2012年期」(以下、国際協力基本計画)(2009年2月13日閣議承認)は、社会参加・貧困削減、人権推進および民主的なガバナンス、ジェンダー、環境、文化的多様性の尊重への取組を優先課題としている。

3. 予 算

(1) 援助規模

国際協力基本計画2009～2012年期は、スペインODAのGNI比を2008年の0.43%から2012年の0.7%まで引き上げるという目標を挙げている。同基本計画の第三次年間計画である「2011年度国際協力年間計画」(2011年3月4日閣議承認)の見通しによると、2011年の政府開発援助額は42億3,371万ユーロと、対GNI比で0.40%にのぼる。

「2009年度国際協力年間計画」の実績報告書によると、近年の緊縮財政政策により、2009年のスペインODA実績は47億2,804万ユーロ(純額)と、前年比で0.71%減少した。また、最新のOECDデータでも、2010年のスペインODA額(純額)は59億1,700万米ドル(対GNI比0.43%)と、前年比で5.9%減少している(2009年：65億8,400万ドル、対GNI比0.46%)。

(2) 優先地域・優先分野

国際協力基本計画2009～2012年期に盛り込まれているスペイン国際開発協力政策の優先地域は、①各種開発指数、②その国におけるスペイン協力の存在と形態、③協力体制構築の可能性、④開発パートナーとしてのその国の潜在性や他のドナー国と比較したスペインの位置付け、に応じて、3つのグループ(A、B、C)に分けられている(次ページ参照)。

グループA	
援助効率性の原則に従って、多額のODA資金および広範囲な措置・手段の活用を可能とする。長期的な協力枠組みの機会が必要な後発開発途上国、低所得または低所得水準の国が対象。グループAおよびグループBにODAの最低85% (2012年度地理的配分) が配分され、そのうちの3分の2がグループAに供与される。	
中南米	ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、パラグアイ、ボリビア、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国
中東・北アフリカ	モロッコ、モーリタニア、アルジェリア、パレスチナ自治区、西サハラ
サブサハラ・アフリカ	エチオピア、マリ、モザンビーク、セネガル、カーボヴェルデ、ニジェール
アジア・太平洋	フィリピン、ベトナム
グループB	
グループAの対象にはならないが、1つの重要セクターまたは共通視点・特定手段の下で複数のセクターに重点を置くことで、著しい発展が見込める後発開発途上国、低所得または低所得水準の国が対象。グループAおよびBにODAの最低85% (2012年度地理的配分) が配分され、そのうちの3分の1がグループBに供与される。	
中南米	コロンビア
中東	イラク、レバノン
サブサハラ・アフリカ	赤道ギニア、スーダン、ギニアビサウ、ガンビア、アンゴラ、コンゴ共和国、ギニア
アジア・太平洋	東ティモール、アフガニスタン、カンボジア、バングラデシュ
グループC	
包括的な公共政策の強化、三角協力や南南協力の推進およびグローバルな公共財の確保を通じた開発のための具体的な協力戦略の構築が可能な国が対象。	
中南米	コスタリカ、ブラジル、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ
中東・北アフリカ	シリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン
サブサハラ・アフリカ	ナミビア

国際協力基本計画に盛り込まれている優先分野および期待される効果は以下のとおり。

優先分野	スペインの開発協力により2012年までに期待される効果
民主的なガバナンス	開発力の促進を通じて、市民の実質的な参加、人権尊重、民主主義および基本的権利の質を推進。
農村開発および飢餓撲滅	実質的な食糧への権利の実現に貢献し、農村および都市住民の生活条件・食品安全を改善。
教育	公的教育制度の強化を通じて、教育水準の低い国・社会層において、基本的・包括的・無料かつ質の高い教育への権利を確保。
保健	持続可能な人間開発 (Human Development) を通じて、貧困層における健康改善に貢献。
水と公衆衛生	持続的および包括的な運用を通じて、水への権利を推進し、飲用水へのアクセスおよび公衆衛生を改善。
貧困削減のための経済成長	生産網構築や貧困削減・社会的な一体性を通じて、包括的、持続的かつ環境に優しい経済を促進および支援。
環境保全、気候変動、居住環境	自然資源の持続可能な運用に貢献し、福利厚生・生活水準の改善を可能とするモデル構築を支援。
科学・技術・革新	生活条件、経済成長および社会的な公正の改善に向けた、科学技術力の創出および活用に貢献。
文化と開発	持続可能な人間開発 (Human Development) 要素として、文化的機会および知的能力を推進。
開発におけるジェンダー	貧困削減・平等化メカニズムとしての権限付与を通じて、女性の人権および市民権の完全実現に貢献。
移民と開発	適切な移民政策の実現や人権擁護を通じて、出身国・経由国・目的国における移民と開発との間における相互効果を推進。
平和構築	紛争地域および紛争後地域における平和、公正、平等および安全の構築に貢献。

実施体制

外務・協力省国際協力・イベロアメリカ担当長官室傘下のスペイン国際開発協力庁 (AECID: Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo) は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な人間開発に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。ス

ペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であり、ミレニアム開発目標 (MDGs) のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。

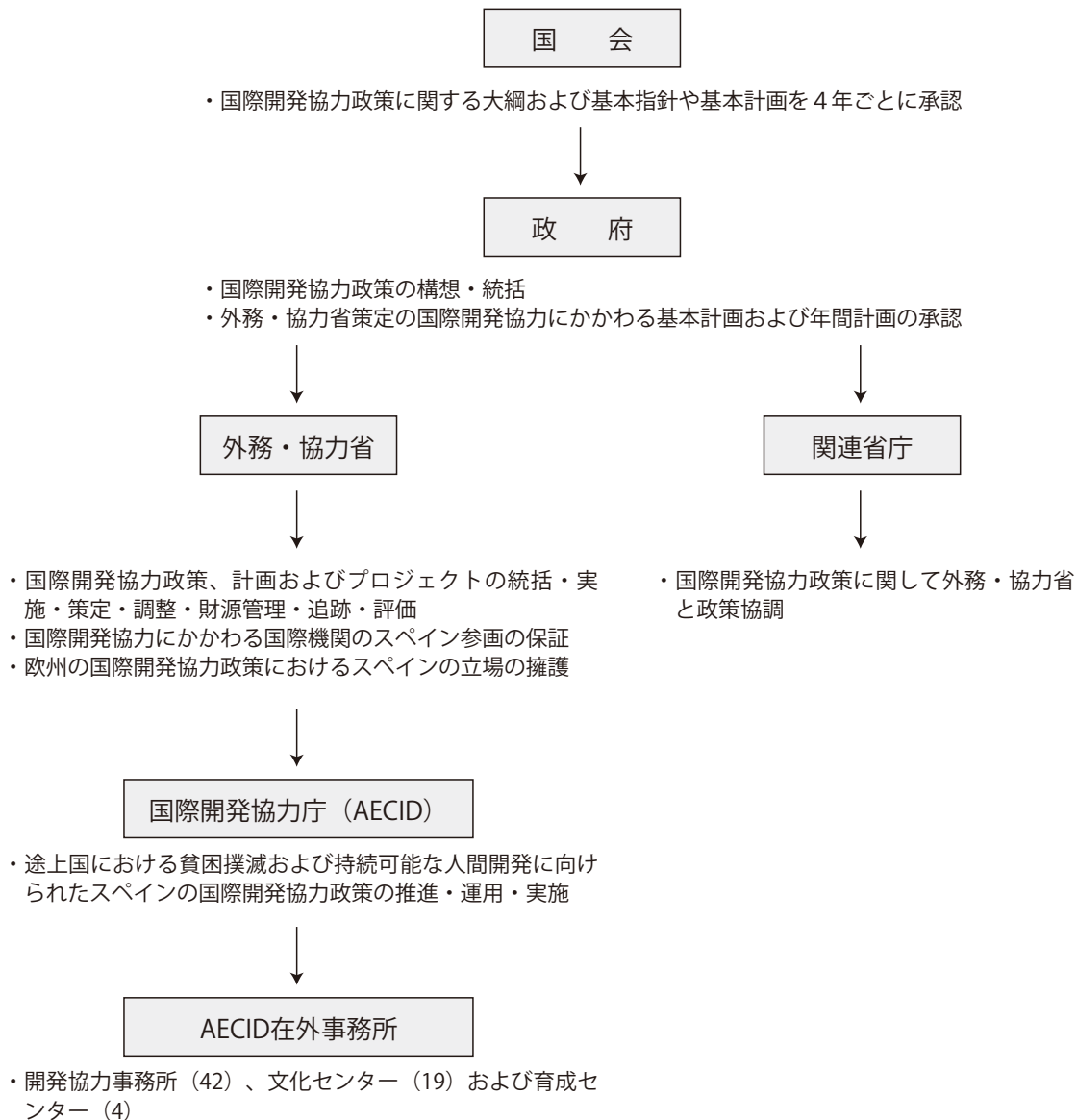
● ホームページ

- スペイン国際開発協力庁 (AECID) : <http://www.aecid.es/>

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり。

- 政策統括機関：国会、政府、外務・協力省、関連省庁
- 政策実施機関：国際開発協力庁および在外事務所
- 諮問・調整機関：国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外的援助計画に向けた省庁間委員会、ユネスコ協力委員会



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	グアテマラ	252.85	7.6	1	グアテマラ	255.87	5.3	1	モロッコ	190.67	4.3
2	ニカラグア	115.12	3.4	2	ペルー	131.48	2.7	2	コロンビア	148.62	3.3
3	ホンジュラス	110.82	3.3	3	イラク	129.03	2.7	3	ハイチ	144.90	3.2
4	ペルー	109.35	3.3	4	ニカラグア	125.36	2.6	4	ニカラグア	142.37	3.2
5	モロッコ	84.82	2.5	5	ホンジュラス	117.56	2.4	5	トルコ	135.28	3.0
6	ボリビア	74.63	2.2	6	モロッコ	117.36	2.4	6	エルサルバドル	125.68	2.8
7	[パレスチナ自治区]	72.71	2.2	7	[パレスチナ自治区]	103.18	2.1	7	チュニジア	124.14	2.8
8	エクアドル	71.27	2.1	8	ボリビア	93.00	1.9	8	グアテマラ	113.43	2.5
9	中国	67.45	2.0	9	トルコ	92.10	1.9	9	ペルー	100.17	2.2
10	コロンビア	64.30	1.9	10	エクアドル	87.89	1.8	10	[パレスチナ自治区]	99.40	2.2
10位の合計		1,023.32	30.6	10位の合計		1,252.83	26.1	10位の合計		1,324.66	29.6
二国間援助合計		3,338.94	100.0	二国間援助合計		4,801.61	100.0	二国間援助合計		4,473.07	100.0

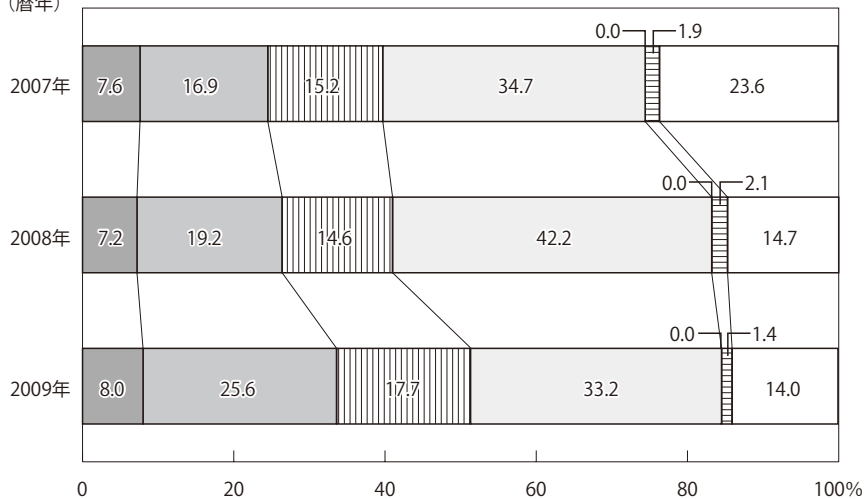
出典：DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

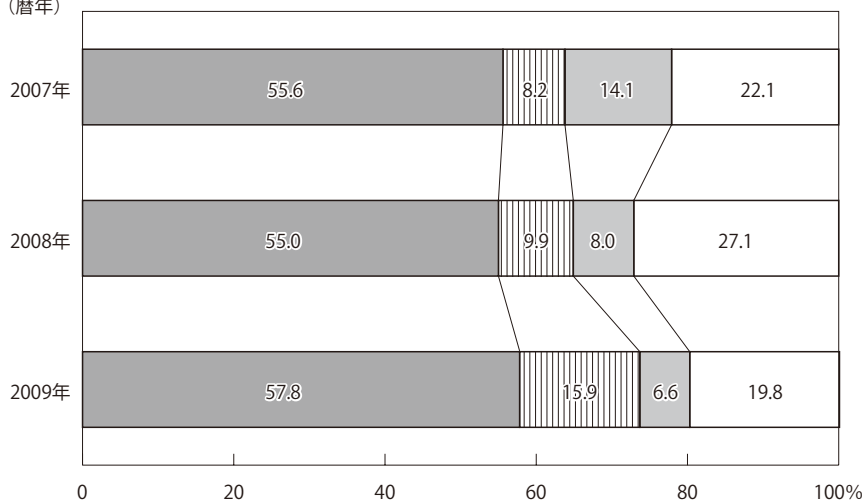
(暦年)



アジア
 サブサハラ・アフリカ
 中東・北アフリカ
 中南米
 大洋州
 欧州
 複数地域にまたがる援助等
 (支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



基礎生活分野 (BHN)
 経済インフラ およびサービス
 鉱工業・建設
 その他
 (約束額ベース)

7 カナダ

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助は、カナダ国際開発庁 (CIDA: Canadian International Development Agency) が主導している。カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act) は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。所管大臣 (国際協力大臣、財務大臣、外務大臣等) は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを前提に、開発援助を提供することができる。また、同法に基づき、国際協力大臣は、毎年、議会の両院に対し、開発政策、援助の実績に関する報告書、および統計報告書の提出を義務付けられている^(注1)。

カナダ政府は、2008年度予算において、中長期的な基本方針として、「援助効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「説明責任の一層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。2009年には、二国間援助の80%を重点対象国20か国^(注2)に集中させるとの方針を公表し、援助の重点分野として、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」の3分野を指定した。また、援助効率の観点から、援助のアンタイド化を目指しており、食糧援助については2008年に完全なアンタイド化を実現済みであり、2012/2013年度にすべての援助をアンタイド化する旨表明している。

2. 予算

カナダの2010年の政府開発援助は、約52億200万米ドル (出典: DAC。支出純額確定値) となり、前年の第10位から前進し、同第8位の援助国となった。ODAのGNI比も0.34%

(出典: DAC) と前年の0.30%から上昇した。ただし、ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。

3. 重点分野

(1) 二国間・多国間の割合

2010年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は75% (約38.6億米ドル)、国際機関を通じた援助の割合は25% (約12.7億米ドル) となっている。2009年、CIDAの「援助効果に関する行動計画2009~2012」^(注3) は、2010/2011年度までに、二国間援助の80%を20か国・地域に集中させるとしている。

カナダは、特に、アフガニスタン、ハイチへの援助を重視してきており、カナダの最大の二国間援助の対象国はアフガニスタン、第2位はハイチ。

(2) 地域別実績

地域別実績では、アフリカ (48%)、アジア (25%)、米州 (21%)、中東 (4%)、東欧 (1%) となっている^(注4)。

(3) 重点分野

カナダ政府は、2009/2010年度に、援助の重点3分野 (「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」) に加え、「民主主義と人権」、「安全と安定」を新たに追加した。

実施体制

開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるCIDAが管轄しており、2009/2010年度の政府開発援助執行総額の約74%を占めている。ただし、事業実施の主体はNGO、大学、協会等を含むカナダの市民社会組織、国際機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

その他の主要連邦政府機関としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省 (同

注1: 議会への年次報告書2009/2010年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009~2010)、統計報告書 (Statistical Report on International Assistance) 等の公開文書は、CIDAのホームページ (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/JUD-4128122-G4W>) で入手可能。

注2: 重点対象20か国・地域

アジア (アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム)
アフリカ (エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア)
中南米 (ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)
その他 (ウクライナ、パレスチナ自治区)

注3: 援助効果に関する行動計画2009~2012 (CIDA's Aid Effectiveness Action Plan (2009~2012)) (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/FRA-825105226-KFT>)

注4: 議会への年次報告書2009/2010年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009-2010) (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-112101555-JQZ>)

*カナダの会計年度は、4月1日から翌年3月31日まで。

11%)、危機国における支援事業、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(同6%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センター(同4%)などがある(出典:議会への年次報告書)。

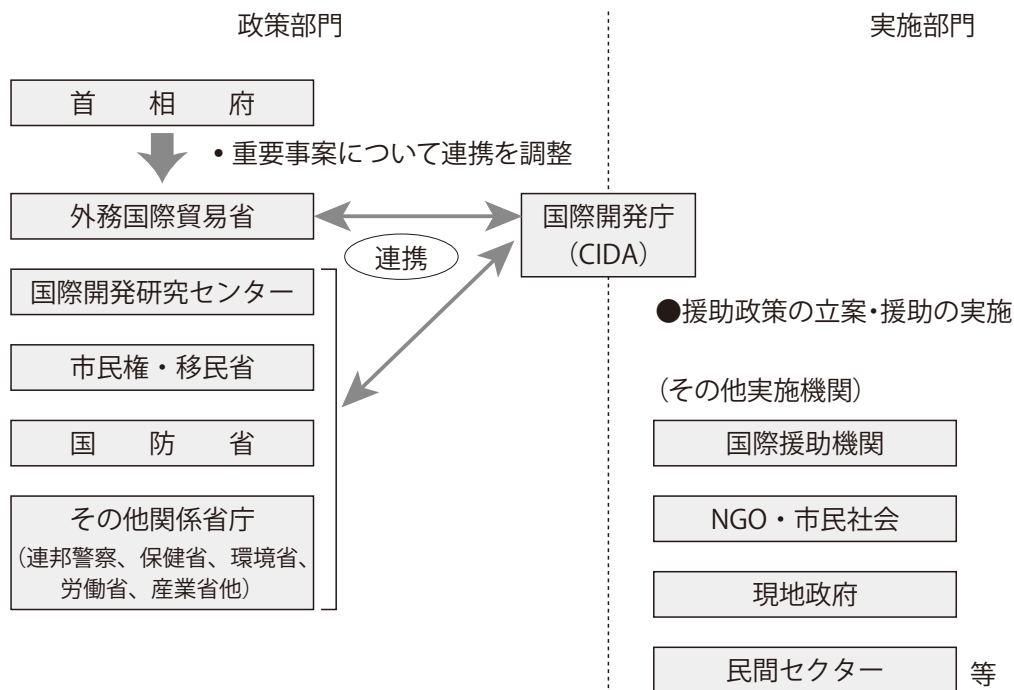
CIDAは外務省から分離して設置された政府機関であり、設置法が存在せず、法的には所管大臣たる国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、独立性を維持。

援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行う

が、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)に関しては、首相府の調整の下、関係省庁が連携する。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月に内閣委員会、およびそれをサポートするタスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。

CIDAの職員数は、1,917名、そのうち在外勤務は約180名(いずれも2010/2011年度)。在外勤務の比率を高めることによって援助効果を向上させるため、2007年6月から大規模な組織改革に着手しており、現在も継続中。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

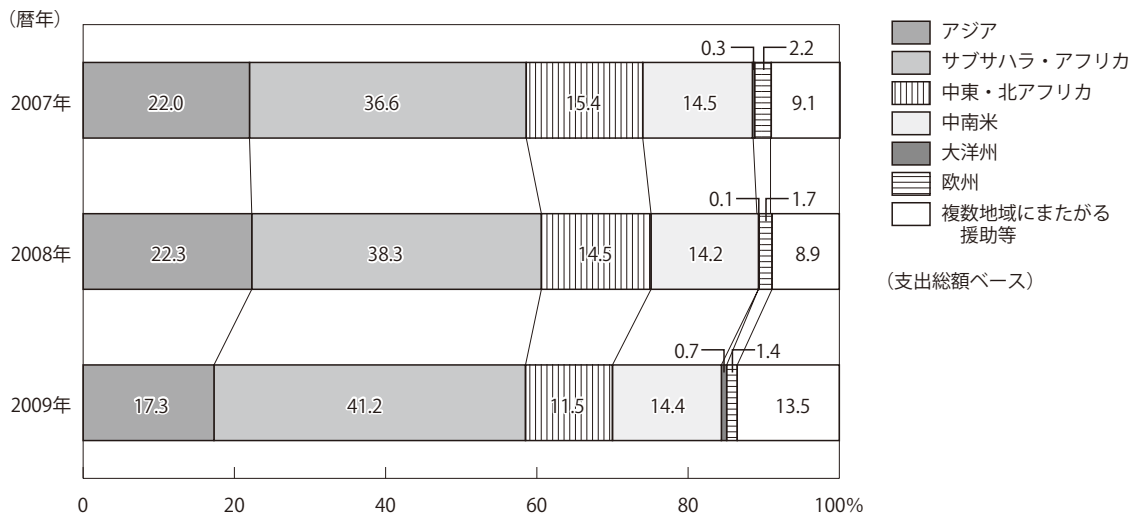
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	345.39	11.0	1	アフガニスタン	207.86	6.2	1	アフガニスタン	232.58	7.4
2	ハイチ	119.22	3.8	2	エチオピア	152.55	4.5	2	ハイチ	119.72	3.8
3	エチオピア	90.52	2.9	3	イラク	152.00	4.5	3	スーダン	105.04	3.3
4	ガーナ	78.57	2.5	4	ハイチ	147.57	4.4	4	ガーナ	99.80	3.2
5	スーダン	70.78	2.2	5	マリ	99.12	2.9	5	タンザニア	93.98	3.0
6	バングラデシュ	60.24	1.9	6	スーダン	83.91	2.5	6	エチオピア	87.18	2.8
7	モザンビーク	57.34	1.8	7	インドネシア	82.41	2.4	7	マリ	83.46	2.7
8	タンザニア	56.73	1.8	8	バングラデシュ	82.06	2.4	8	モザンビーク	75.15	2.4
9	マリ	55.92	1.8	9	モザンビーク	77.23	2.3	9	セネガル	54.49	1.7
10	インドネシア	53.44	1.7	10	ガーナ	74.01	2.2	10	バングラデシュ	52.45	1.7
10位の合計		988.15	31.3	10位の合計		1,158.72	34.4	10位の合計		1,003.85	32.0
二国間援助合計		3,152.16	100.0	二国間援助合計		3,366.67	100.0	二国間援助合計		3,141.01	100.0

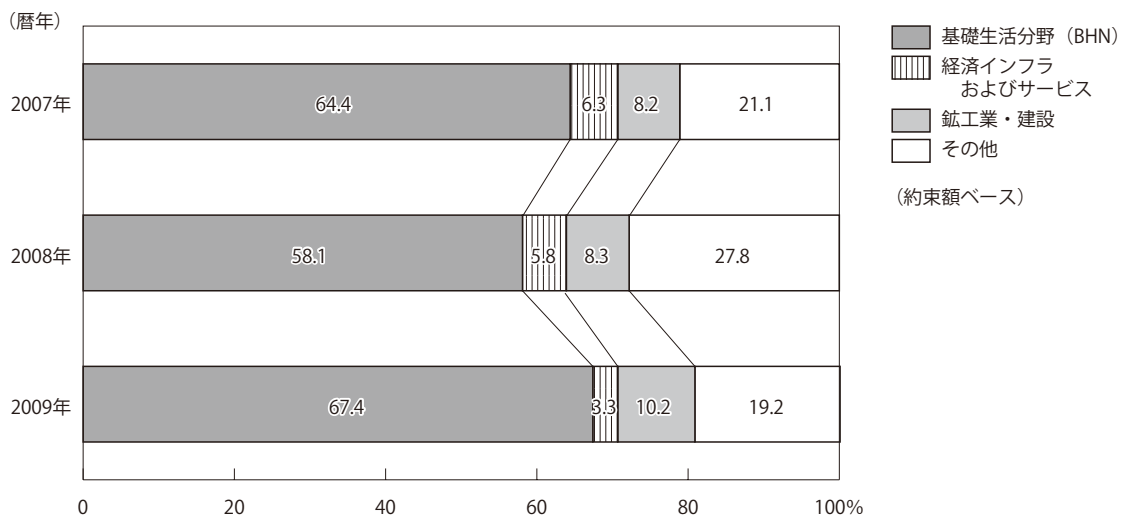
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標(MDGs)達成のため政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2010年には実績値で1.1%を達成した。なお、2011年のODA予算額は同年のGNI見込額の1.02%に相当する270億ノルウェークローネ(NOK)。

国際機関を通じた援助を重視。2010年、国際機関への拠出は総額の46%、二国間直接援助は48%であった。また、赤十字およびノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、人権および人道支援、③石油およびクリーンエネルギー、④女性および男女共同参画、⑤良い統治および腐敗対策。特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGsの目標4(乳幼児死亡率の削減)および目標5(妊産婦の健康の改善)については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入を国民の利益とする(自国の貧困対策資金への充当等)よう、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

2010年の援助額は、地域別ではアフリカ(二国間援助総額の28%)およびアジア大洋州地域(16%)が、国別ではブラジル、タンザニア、アフガニスタン、スーダンおよびパレスチナ自治区が上位。また、7か国(マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパール)を主要援助受取国と定め、長期的計画に基づく継続的・重点的な援助を実施している。

実施体制

ODAを所掌する外務省と、同省所管のノルウェー開発協力庁(NORAD)が援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)がある。

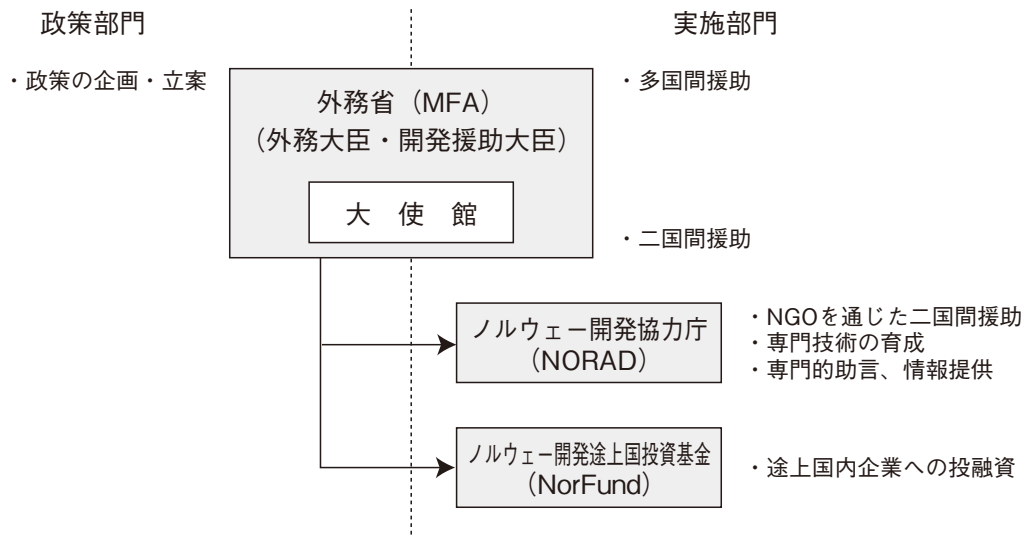
国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外の大使館における援助関係要員も含め約560名。外務省には外務大臣および開発援助大臣(環境大臣を兼務)の2大臣が存在し、両大臣の協議を経て、外務省が援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は上記2大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORAD(職員数約250名)は援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2010年末現在、NorFundの投融資件数は85件、金額は約58億NOKである。

● ホームページ：

- ノルウェー外務省(開発援助関連ページ)：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ノルウェー開発協力庁(NORAD)：
<http://www.norad.no/>
- ノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)：
<http://www.norfund.no/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ペル	143.03	4.9	1	アフガニスタン	129.05	4.2	1	タンザニア	116.42	3.7
2	スーダン	119.71	4.1	2	タンザニア	127.65	4.1	2	アフガニスタン	115.93	3.7
3	タンザニア	114.29	4.0	3	スーダン	119.84	3.9	3	[パレスチナ自治区]	100.14	3.2
4	[パレスチナ自治区]	106.16	3.7	4	[パレスチナ自治区]	115.78	3.8	4	スーダン	92.09	2.9
5	アフガニスタン	94.42	3.3	5	モザンビーク	96.67	3.1	5	モザンビーク	80.41	2.5
6	モザンビーク	80.13	2.8	6	ウガンダ	74.98	2.4	6	ウガンダ	67.32	2.1
7	ザンビア	74.42	2.6	7	ザンビア	73.27	2.4	7	マラウイ	63.63	2.0
8	ウガンダ	69.77	2.4	8	マラウイ	64.45	2.1	8	ザンビア	62.69	2.0
9	マラウイ	54.83	1.9	9	セルビア	46.54	1.5	9	パキスタン	46.57	1.5
10	スリランカ	44.04	1.5	10	ソマリア	44.18	1.4	10	ネパール	45.31	1.4
10位の合計		900.80	31.2	10位の合計		892.41	29.0	10位の合計		790.51	25.0
二国間援助合計		2,889.51	100.0	二国間援助合計		3,078.07	100.0	二国間援助合計		3,168.24	100.0

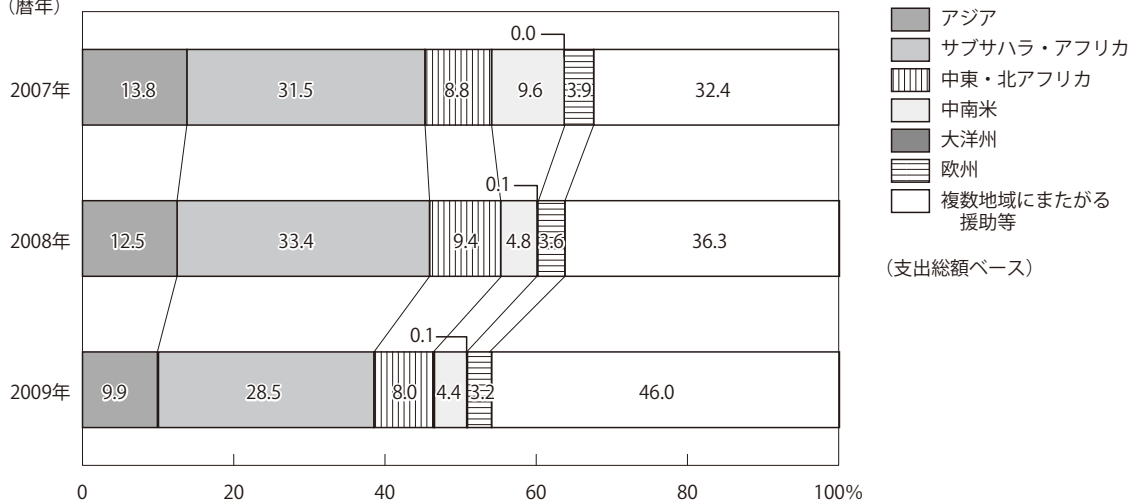
出典：DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

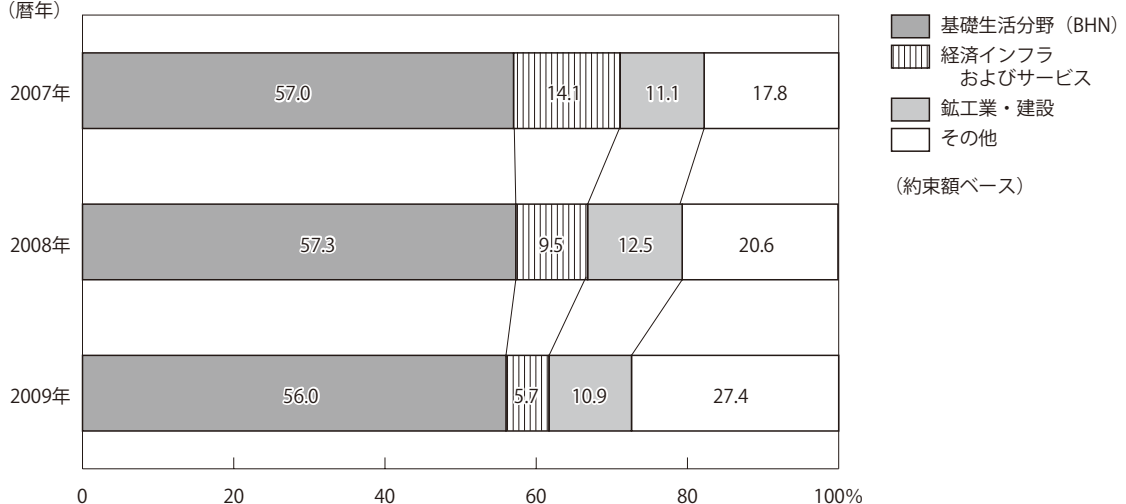
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

9 スウェーデン

援助政策等

1. 基本政策

政府は2003年12月以降、「共有責任：全地球的発展のためのスウェーデンの政策 (PGD)」を開発政策の指針としている。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。

PGDの下、2007年には、援助の効果、効率および質を向上させることを目的に「対象国限定アプローチ」を導入し、民主主義と人権を共通重点事項とした上で、これまで広範にわたっていた援助国を約30に絞り込み、①長期的な開発協力を実施する国 (重点：貧困の削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援など)、②紛争中または紛争終結直後の国 (重点：平和と安全)、③スウェーデンが改革に協力する国 (重点：貧困の削減、EUへの統合促進など)、などに分け、援助を実施することとした。

現政権は、質の高い効果的援助を実現するためには、透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択、2011年4月には、援助に関するデータをすべてオンライン上でアクセス可能とすることを目指す openaid.se の運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力を割り当てていくことを目標としており、2010年度予算では314億スウェーデンクローネ (SEK) を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2010年の政府開発援助実績 (DAC統計ベース：確定値) は、45億3,300万ドル (対GNI比0.97%)、対前年比0.4%減であった。

(1) 主要分野

現政権の優先分野は、①民主主義と人権 (重点：人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立)、②男女平等と開発における女性の役割 (重点：全活動分野における男女平等の視点の導入、経済の発展・政治参加における女性の役割、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルスの権利 (HIV/エイズを含む)、女性の安全等)、③環境と気候 (重点：気候変動への適応、エネルギー、環境と安

全、水)、である。

(2) 地域別・分野別

スウェーデンでは、アフリカに最大の援助ニーズがあるとの認識の下、アフリカ、特にサブサハラへの援助を重視しており、スウェーデン国際開発協力庁 (Sida^(注)) の2010年予算の40%がサブサハラに向けられている。また、政府は、2008年、「新アフリカ政策」を策定し、被援助国の貧困削減戦略への支援を中心に、二国間援助については当面アフリカに重点を置くこととしており、タンザニア、モザンビーク、コンゴ民主共和国などが主要な援助受取国となっている。サブサハラに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり (Sida予算の20%)、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ西岸・ガザ地区、バングラデシュなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が60%を占めており、そのうち76%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は35%、専門家支援・養成が5%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権 (27%)、人道的援助 (17%)、保健 (9%)、持続可能なインフラとサービス (8%) などとなっている。

環境・気候変動の分野について、Sidaは、温室効果の悪化を防止することを目的とし、国別に開発援助政策を策定する際に環境・気候変動分析を行うとともに、各分野への具体的支援や個々のプロジェクトを形成するときには戦略的環境評価と環境への影響評価を実施している。

NGOの活用については、2010年、Sidaの予算の7.2%に当たる11億SEKが2,050のプロジェクトに対し拠出されており、その約60%が民主主義・人権・平等分野の活動に充てられている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣 (国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局 (人道支援等) が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

注：ホームページ：www.sida.se 年次報告あり (2008年以降は英語版無し)

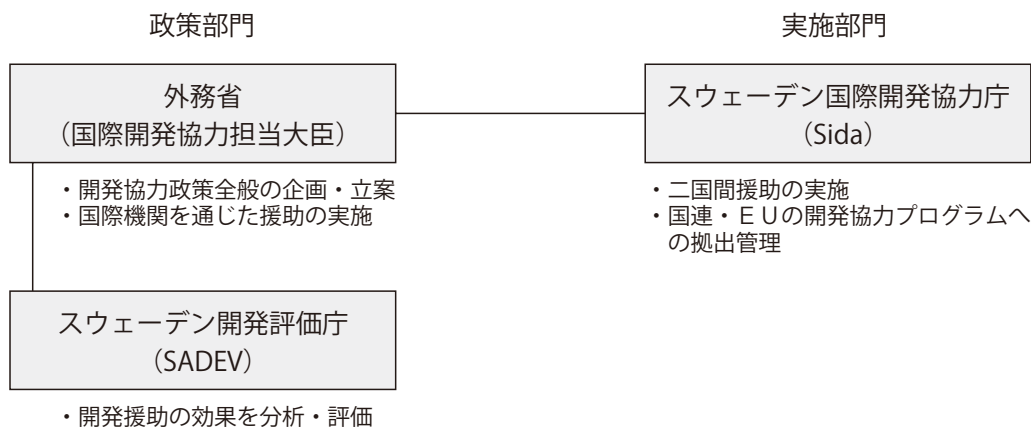
援助の実施は、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約30名）等およびSida（二国間援助を担当）が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認する。なお、現政権による効率化の要請はSidaの組織自体にも及んでおり、3部17課であった組織が2011年1月から部を廃した9課に縮小され、800名程度であった職員も最終的には120～150名程度削減される予定である。削減は主に国内勤務の職員が対象であり、被援助国で勤務する職員の比率を高めることとしている。

現在、中小の開発援助関係NGOは、「フレームワーク組

織」と称される15の大規模開発援助関係NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、これら大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

2006年にスウェーデン開発評価庁（SADEV）が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバックすることとなったほか、Sida自体も成果ベースの運営を行うためのデータ・バンクシステムを構築し、2010年から運用を開始している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

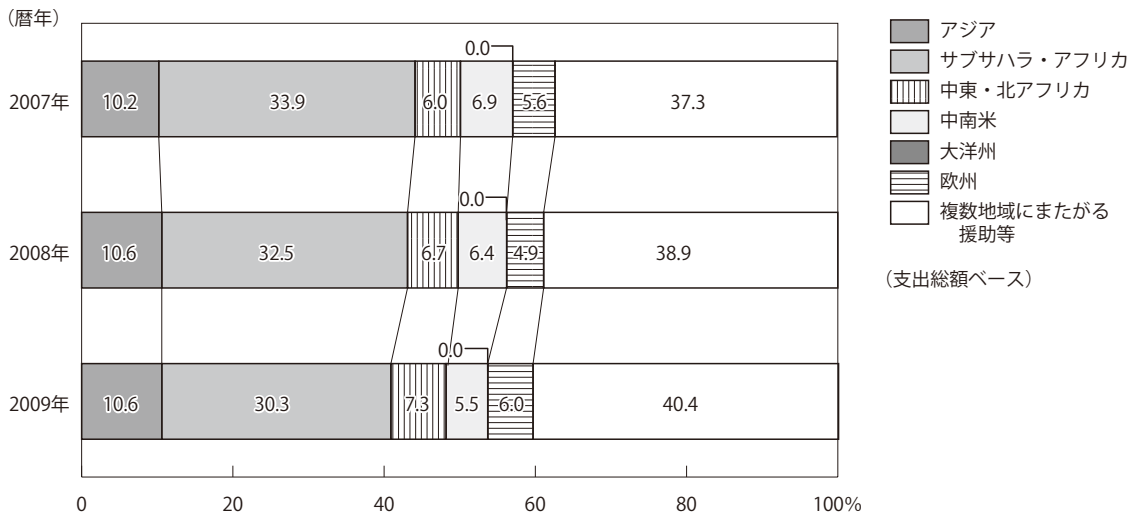
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	107.76	3.7	1	タンザニア	125.53	4.0	1	モザンビーク	98.86	3.3
2	モザンビーク	103.57	3.5	2	モザンビーク	119.60	3.8	2	タンザニア	97.05	3.2
3	カメルーン	73.64	2.5	3	アフガニスタン	73.89	2.4	3	アフガニスタン	80.07	2.7
4	スーダン	68.11	2.3	4	[パレスチナ自治区]	71.81	2.3	4	[パレスチナ自治区]	66.88	2.2
5	ウガンダ	56.55	1.9	5	コンゴ民主共和国	67.96	2.2	5	ケニア	66.82	2.2
6	アフガニスタン	56.15	1.9	6	ケニア	65.85	2.1	6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0
7	[パレスチナ自治区]	54.33	1.9	7	スーダン	64.98	2.1	7	スーダン	54.65	1.8
8	ザンビア	53.69	1.8	8	ウガンダ	64.07	2.0	8	ウガンダ	52.65	1.7
9	ベトナム	47.03	1.6	9	ザンビア	51.54	1.6	9	バングラデシュ	46.43	1.5
10	ケニア	45.51	1.6	10	エチオピア	46.94	1.5	10	エチオピア	44.60	1.5
10位の合計		666.34	22.7	10位の合計		752.17	23.9	10位の合計		669.66	22.3
二国間援助合計		2,932.23	100.0	二国間援助合計		3,142.32	100.0	二国間援助合計		3,009.02	100.0

出典: DAC統計

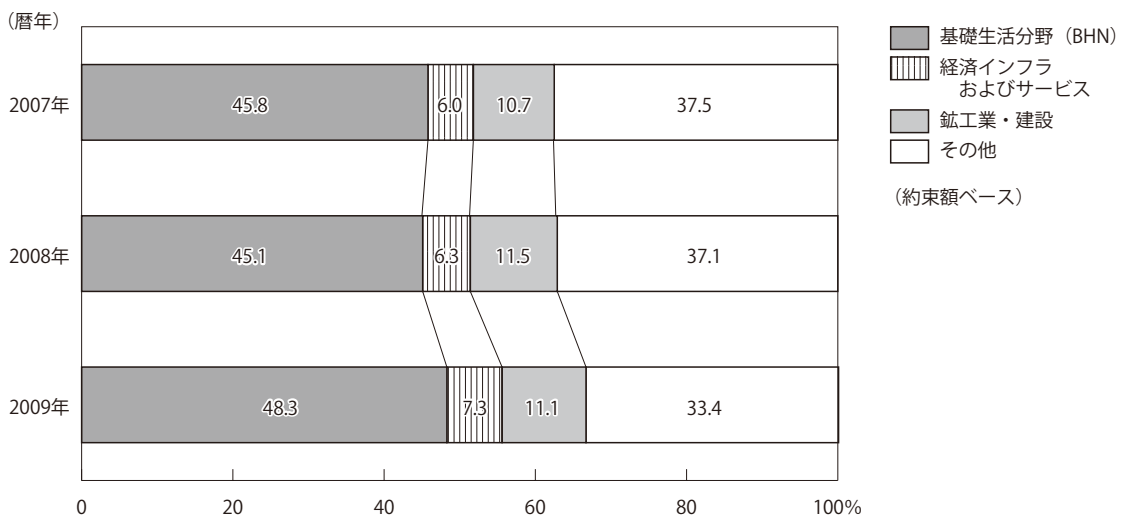
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



10 オーストラリア

援助政策等

2007年11月に11年ぶりに政権を奪回した労働党政権は、政権発足当初から、オーストラリアの政府開発援助を2015年度から2016年度までにGNI比0.5%に増額するとの公約を掲げている。2011～2012年予算における政府開発援助額は同0.35%であり、2015年度から2016年度までの達成を目指して増額されている。

労働党政権は、貧困削減と持続可能な開発の実現を目指してミレニアム開発目標(MDGs)の早期達成を目標に掲げ、水供給・公衆衛生、教育、保健、地域開発等に重点を置いた開発援助を行っている。

地域別に見ると、アジア太平洋地域および東南アジア地域、特にインドネシア、パプアニューギニア、ソロモンへ重点的に支援を行っている。

また政府は、2011年、自然災害および紛争直後の地域の安定と復旧・復興に向けた計画策定を支援するため「オーストラリア文民協力隊」(Australian Civilian Corps)を立ち上げた。これは、必要な場合に迅速な派遣が可能となるよう、平素から文民要員を登録しておく制度で、最大500名の登録を目指している。2011年4月には、最初の専門家がハイチに派遣された。

2011～2012年度予算の援助総額は前年度比11.2%増の48億3,600万オーストラリアドルで、セクター別では、教育、保健、経済成長、市民社会・正義・民主主義、経済・公共セクター改革、人道・緊急・難民援助の順に、また、国別では、インドネシア、パプアニューギニア、ソロモンの順に多くの予算が計上されている。また、NGOとの協力プログラムやボランティア派遣のための経費も大幅に増額されており、特に前者は2014～2015年の倍増達成を目指して、9,800万オーストラリアドルが計上された。

なお最近の政府開発援助額の急増を背景として、政府は、援助効率と効果を検証するため、2010年10月、5名の委員からなる「援助効果に関する独立レビュー委員会」を立ち上げた。これは、1996年のサイモンズ・レビュー以降、初めて行われるものである。同委員会は、2011年4月に報告書を提出、現在政府は、報告書に対する対応を検討している。

実施体制

オーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、開発援助政策の企画・立案・実施を行うことを目的として1995年3月に設置された。行政機構上、AusAIDは外務貿易省から独立した機関であるが、開発援助政策の責任大臣は外務大臣であることから、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。援助政策の策定・実施に当たっては外務貿易省と緊密に報告・相談をしているほか、開発援助にかかわる主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間では戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)を締結し、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催することで連携を保っている。また、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うことにより、援助活動のパートナーとしてNGOを取り込み、援助実施の円滑化を図っている。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所37か所を有し、実員はオーストラリア国内802名、在外202名の合計1,004名(2010年6月現在。2009～2010年年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。

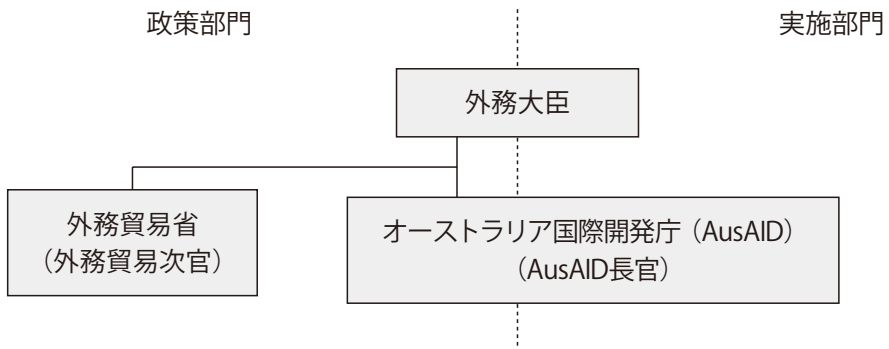
● 書籍等

「Australian Agency for International Development Annual Report」(年次報告書)、および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」(予算書)を毎年発行。

● ホームページ

- オーストラリア国際開発庁(AusAID)：
<http://www.aisaid.gov.au/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

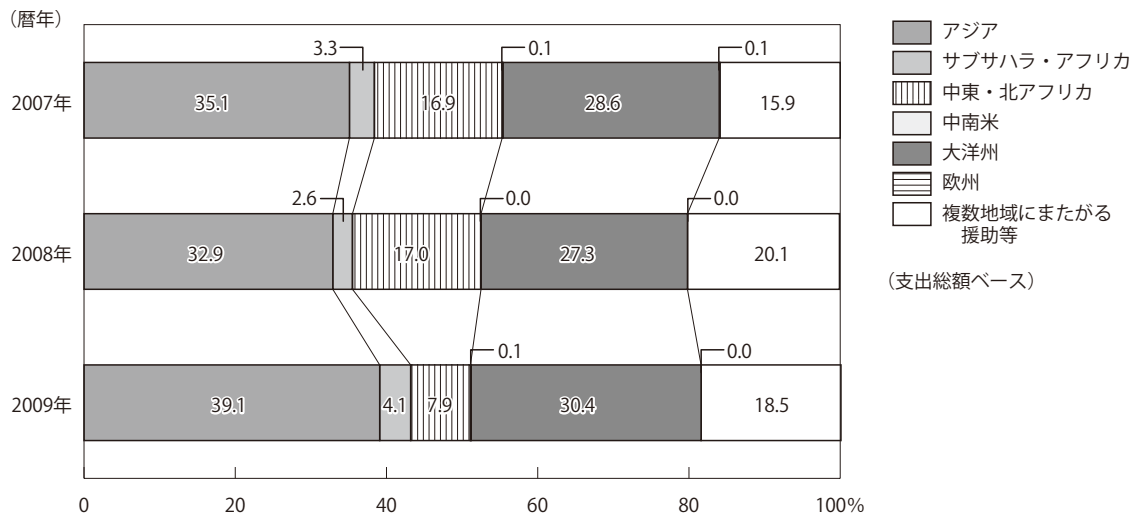
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インドネシア	335.06	14.8	1	インドネシア	325.23	12.3	1	インドネシア	342.14	14.8
2	イ ラ ク	300.62	13.3	2	パプアニューギニア	321.30	12.1	2	パプアニューギニア	301.85	13.1
3	パプアニューギニア	281.35	12.4	3	イ ラ ク	269.93	10.2	3	ソ ロ モ ン	168.78	7.3
4	ソ ロ モ ン	201.82	8.9	4	ソ ロ モ ン	185.84	7.0	4	アフガニスタン	96.74	4.2
5	東ティモール	83.35	3.7	5	アフガニスタン	138.44	5.2	5	フィリピン	94.77	4.1
6	フィリピン	67.61	3.0	6	ベトナム	78.37	3.0	6	ベトナム	64.12	2.8
7	ベトナム	63.11	2.8	7	東ティモール	74.48	2.8	7	東ティモール	60.71	2.6
8	アフガニスタン	50.25	2.2	8	フィリピン	74.28	2.8	8	イ ラ ク	52.18	2.3
9	中 国	46.81	2.1	9	ミャンマー	47.14	1.8	9	カンボジア	48.50	2.1
10	バングラデシュ	35.15	1.5	10	バングラデシュ	45.14	1.7	10	スリランカ	43.58	1.9
10位の合計		1,465.13	64.6	10位の合計		1,560.15	58.8	10位の合計		1,273.37	55.1
二国間援助合計		2,268.05	100.0	二国間援助合計		2,653.02	100.0	二国間援助合計		2,311.80	100.0

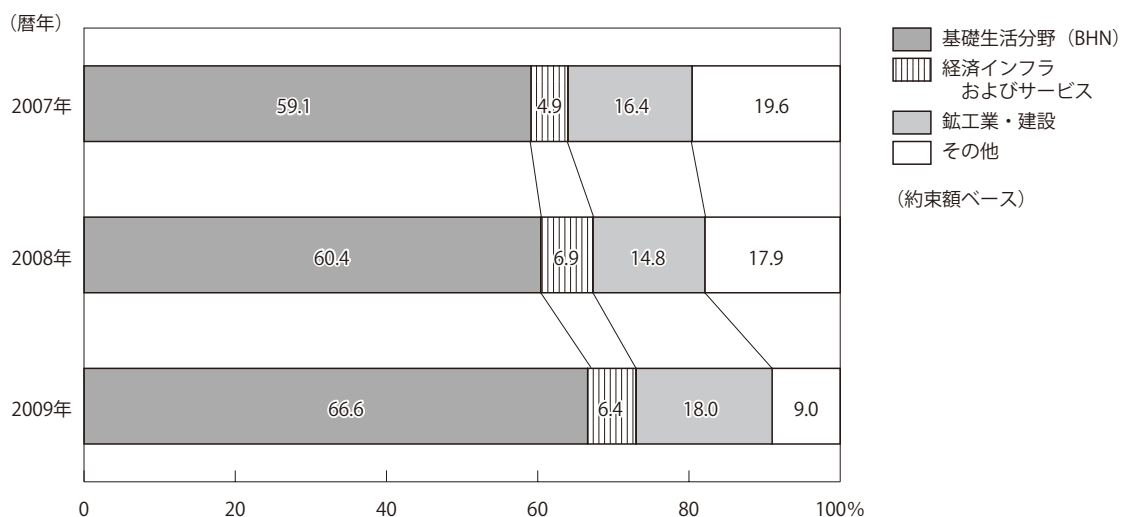
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



11 イタリア

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ海・太平洋)諸国間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す(第2条)」としている。

2. 援助規模

2010年の政府開発援助実績は31億米ドルで、対前年比で6%減。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.01%減少し0.15%。

3. 対象分野・実施方針

開発協力の主要な柱として、(a)全人類の生命と尊厳の保護、(b)世界中の国・コミュニティ間の関係の構築・改善・強化、を挙げている。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次がバルカンおよび地中海、中東。優先分野は(a)農業、食料安全保障、(b)人間開発(保健、教育、訓練)、(c)ガバナンス、市民社会(貿易、電子政府、ICT)、(d)民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、(e)環境、土地利用、資源管理、等。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直

接支援は実施していない。

実施体制

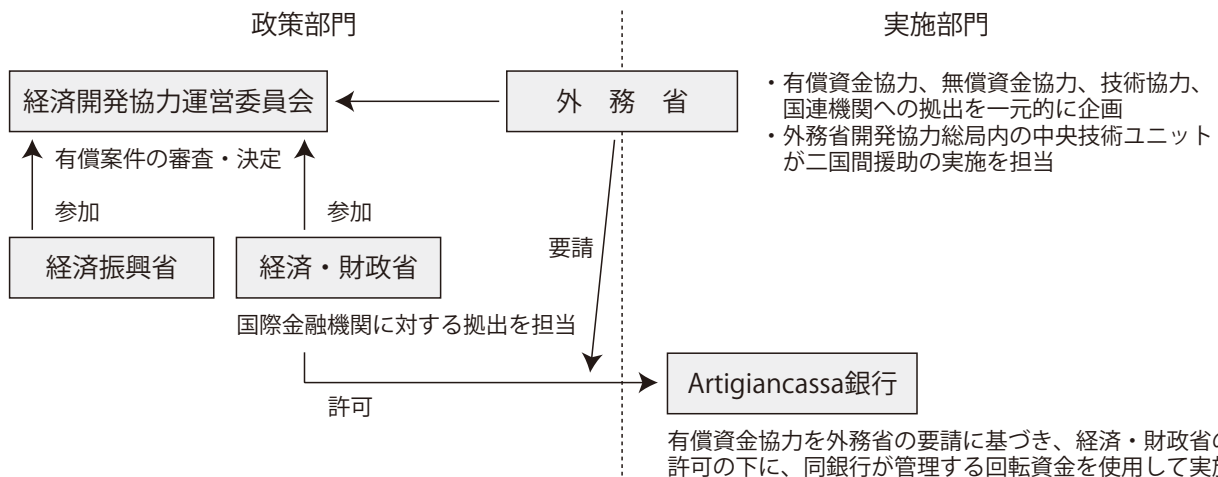
1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は同委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は424名(2011年6月現在)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに40名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に18名の専門家が配置されている。専門家が設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、民間銀行が、外務省の要請に基づき、経済・財政省の許可の下にこれらの業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページは <http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgc/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	480.93	37.9	1	イ ラ ク	845.05	46.0	1	リ ベ リ ア	75.41	8.6
2	モ ロ ッ コ	83.75	6.6	2	アフガニスタン	116.71	6.3	2	アフガニスタン	67.41	7.7
3	エ チ オ ピ ア	75.47	5.9	3	[パレスチナ自治区]	70.30	3.8	3	コートジボワール	65.97	7.5
4	レ バ ノ ン	65.41	5.1	4	エ チ オ ピ ア	65.86	3.6	4	エ チ オ ピ ア	53.97	6.2
5	アフガニスタン	62.04	4.9	5	レ バ ノ ン	63.63	3.5	5	[パレスチナ自治区]	39.51	4.5
6	シエラレオネ	44.31	3.5	6	ス ー ダ ン	35.10	1.9	6	アルバニア	37.40	4.3
7	モザンビーク	42.58	3.4	7	モザンビーク	34.55	1.9	7	コンゴ共和国	28.96	3.3
8	中 国	42.13	3.3	8	アルバニア	33.58	1.8	8	レ バ ノ ン	28.26	3.2
9	セントビンセント	41.41	3.3	9	セントクリストファー・ネイビス	33.53	1.8	9	モザンビーク	24.81	2.8
10	セルビア	22.62	1.8	10	ア ン ゴ ラ	32.01	1.7	10	ス ー ダ ン	19.79	2.3
10位の合計		960.65	75.6	10位の合計		1,330.32	72.4	10位の合計		441.49	50.5
二国間援助合計		1,270.33	100.0	二国間援助合計		1,838.26	100.0	二国間援助合計		874.73	100.0

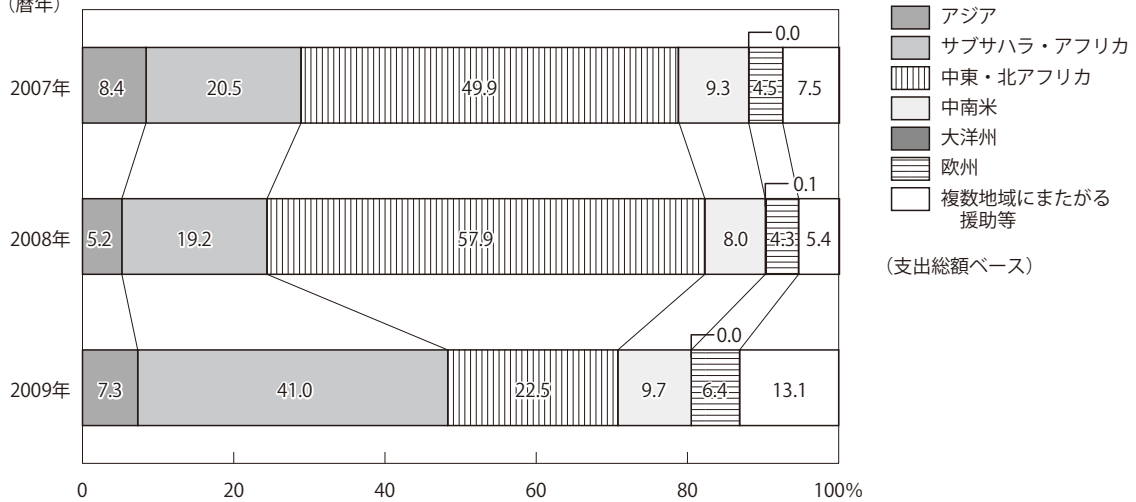
出典：DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

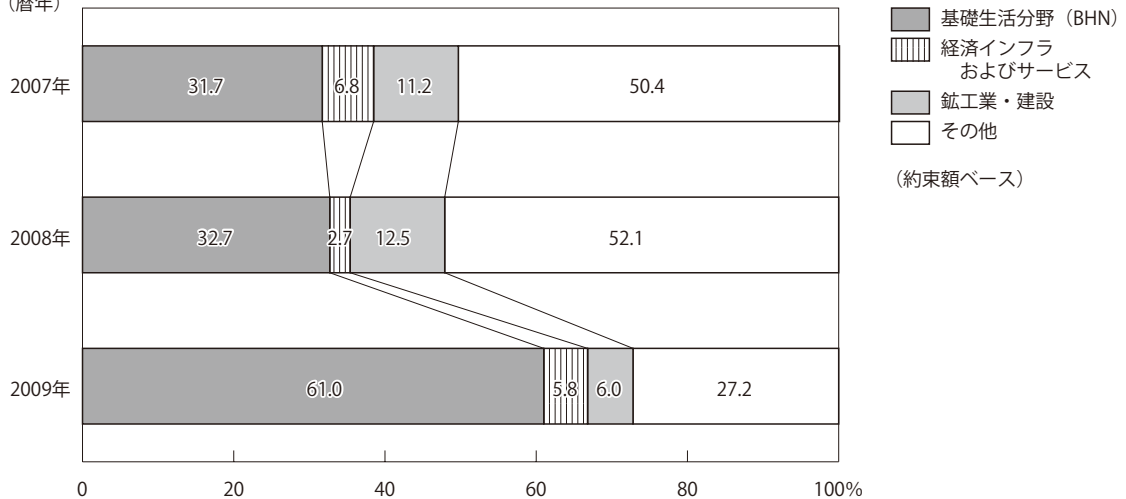
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

12 ベルギー

援助政策等

1. 総論

ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献、を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー政府は、1999年に、ベルギー援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律(Law on Belgian International Cooperation)を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている^(注)。

また、ベルギーは、ミレニアム開発目標(MDGs)を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言(2005年)やEUが発出した“The European Consensus on Development”(2007年)のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2010年度実績は、約22億6,500万ユーロ、対GNI比0.64%であり、法律で定められた対GNI比0.7%の目標を達成することはできていない(ベルギー外務省開発総局(DGD))。

2. 重点施策

ベルギーは、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域(うち、13か国がアフリカ)を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。援助予算全体の約42%以上がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域(コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ)に対する援助の占める割合が高い。コンゴ民主共和国に対する援助が最大であり、援助予算全体の約22%を占めている(2010年)。

また、分野面については、上記法律により、①基本的医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基本的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合、の5分野に絞られている。さ

らに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点、を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局(DGD)が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組みを決定している。また、ベルギー技術協力公社(BTC)が実施機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約260名(2011年6月現在)。実施機関であるBTCは、海外勤務者を含め657名(2010年12月現在)。

援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシュェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたBTCに委ねられており、ベルギー政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの87%を占めている。また、同公社は、ベルギー政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、20か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー政府とNGOの間で、政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出(プロジェクトを通じた支出、補助金等)を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

注：同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

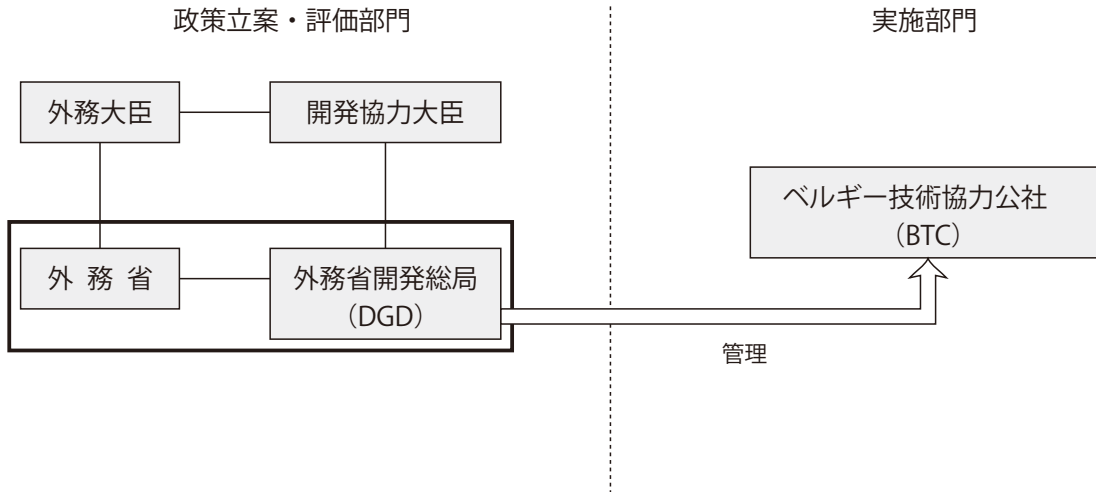
● ホームページ

- ベルギー外務省開発総局 (DGD) : http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation/
白書・年次報告書は上記アドレスの“Publications and

documentation”の項目から閲覧可能。

- ベルギー技術協力公社 (BTC) :
<http://www.btcctb.org/en/home>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

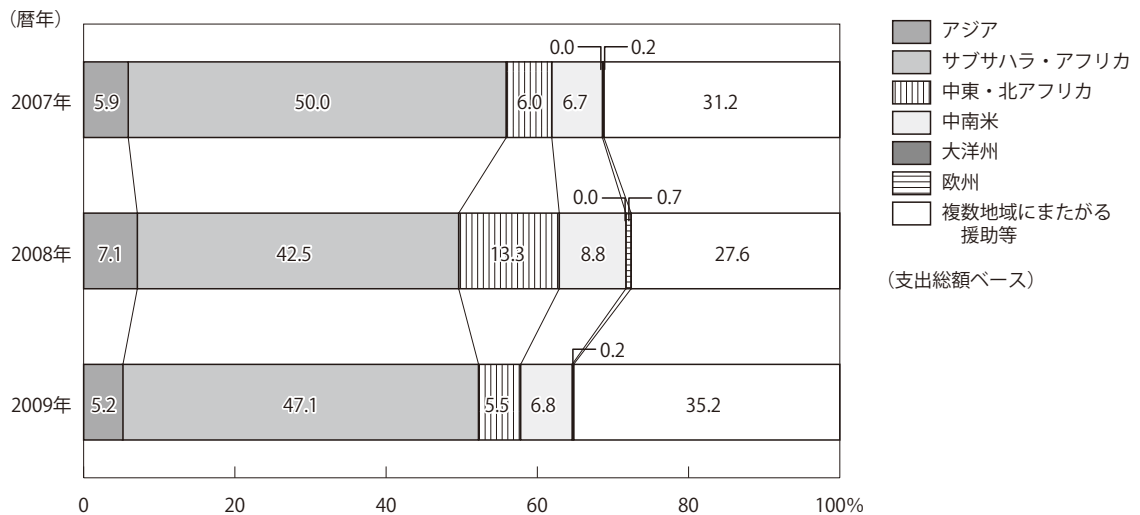
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コンゴ民主共和国	209.77	17.0	1	コンゴ民主共和国	174.38	12.7	1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2
2	カメルーン	87.76	7.1	2	イラク	103.76	7.5	2	ルワンダ	82.19	5.2
3	ルワンダ	42.52	3.4	3	ルワンダ	65.24	4.7	3	トーゴ	62.40	3.9
4	ブルンジ	26.34	2.1	4	ブルンジ	58.16	4.2	4	ブルンジ	52.19	3.3
5	モザンビーク	23.40	1.9	5	[パレスチナ自治区]	30.33	2.2	5	コートジボワール	37.68	2.4
6	セネガル	22.75	1.8	6	ペルー	29.81	2.2	6	ケニア	28.38	1.8
7	[パレスチナ自治区]	19.74	1.6	7	ベトナム	27.77	2.0	7	ニジェール	26.32	1.7
8	ベトナム	19.48	1.6	8	モザンビーク	25.87	1.9	8	ベナン	25.58	1.6
9	マリ	19.36	1.6	9	マリ	23.40	1.7	9	ボリビア	24.80	1.6
10	エクアドル	19.14	1.5	10	ベナン	21.92	1.6	10	ベトナム	24.22	1.5
10位の合計		490.26	39.6	10位の合計		560.64	40.7	10位の合計		540.78	34.1
二国間援助合計		1,237.57	100.0	二国間援助合計		1,376.05	100.0	二国間援助合計		1,585.06	100.0

出典: DAC統計

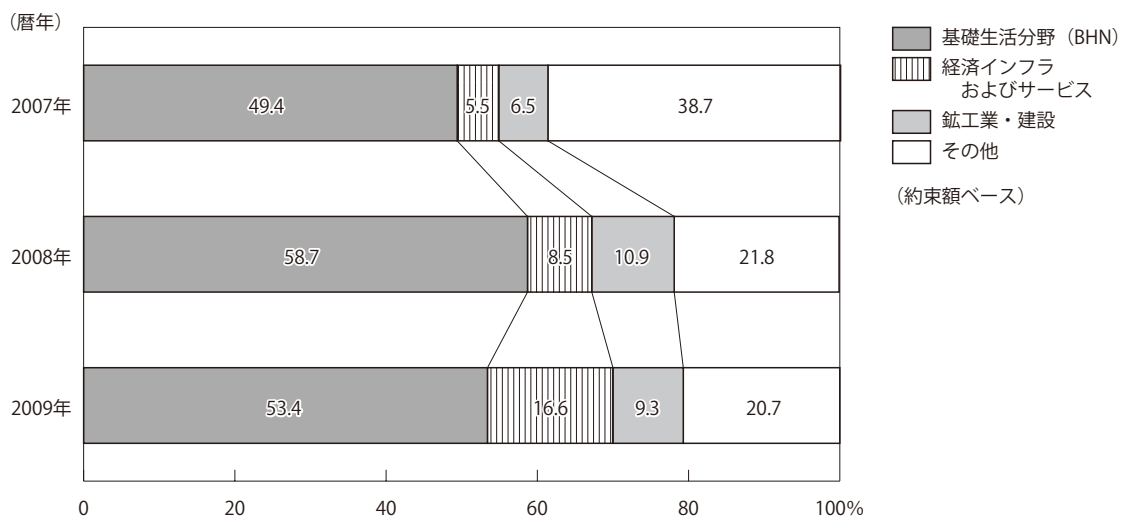
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移 (外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2010年度は対GNI比0.9%である。

2000年に作成され、実施されてきた長期的なデンマーク開発協力戦略「パートナーシップ2000」の後継として、2010年6月、デンマーク政府は新開発協力戦略「貧困からの解放－変革のための自由(Freedom from Poverty – Freedom to Change)」を打ち出した。同新戦略では、引き続き貧困削減をその中核としつつ、以下5分野を優先的政策対象として明記している。政府は、これら優先的5分野への開発協力につき今後具体的な実施計画の作成や予算配分を行うとしている。

- ① 自由、民主主義、人権
- ② 成長と雇用
- ③ ジェンダーの平等、女性の権利
- ④ 脆弱国家、紛争被害国家
- ⑤ 持続可能な開発(環境と気候変動)

デンマーク外務省は毎年、今後5年間を展望した援助活動方針を改訂・発表している。2011年8月に発表した2012～2016年の「デンマーク開発援助に関する政府優先課題」は、「貧困からの解放－変革のための自由」実施に重点を置いている。

2. 援助対象地域

2010年度の政府開発援助実績における二国間援助の比率は約71%である。2010年実績の地域向け援助の約60%が対アフリカ援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書(民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべしとの勧告を出した)のフォローアップとして、引き続き

対アフリカ援助を増強する計画である。

これまでデンマークのパートナー国(開発援助対象国)は26か国であったが、より少ない国および機関に対するより強力な関与はより良い成果、そして新たな取組の余地を生むとの立場から、パートナー国の絞り込みを実施中である。既にザンビア、ベナン、カンボジア向け援助を段階的に廃止し、ベトナム、ブータン、ニカラグア、ボリビアに対する援助の段階的廃止を実施中である。この結果、デンマーク開発援助のパートナー国数は19か国になる予定。またこの措置により生じる余剰資金は、デンマークのより強力なアフリカ関与に振り向けられる。

実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南総局の2本立ての組織は、地域および案件ごとの局(Center)型組織に再編された。外務省には外務大臣のほか、開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の責任の下で一元的に担当されている^(注)。デンマークの開発協力活動はDANIDA(Danish International Development Assistance)のブランド名で総称されている。開発援助に係る優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策局(Center for Development Policy)が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館(援助対象国に所在する大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、援助総額の約6.7%がデンマークのNGOを通じて実施されている。

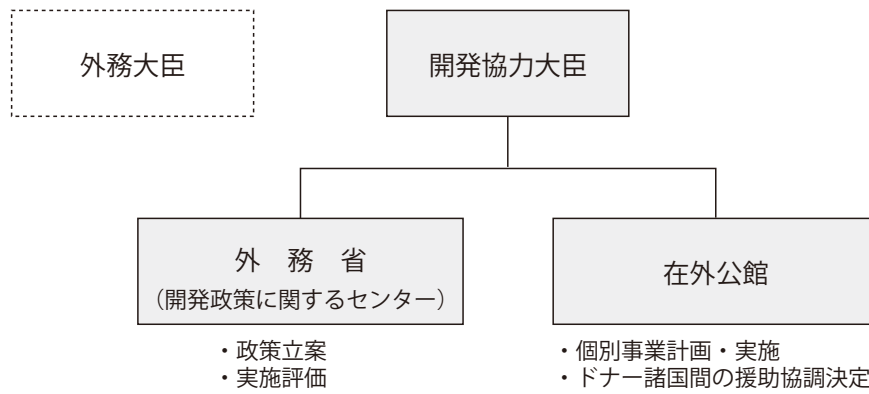
● ホームページ

● デンマーク外務省：<http://www.um.dk/en>

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

注：2011年10月、外務省は、外務、開発協力のほか、欧州と貿易・投資の2つの閣僚ポストを増設した。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

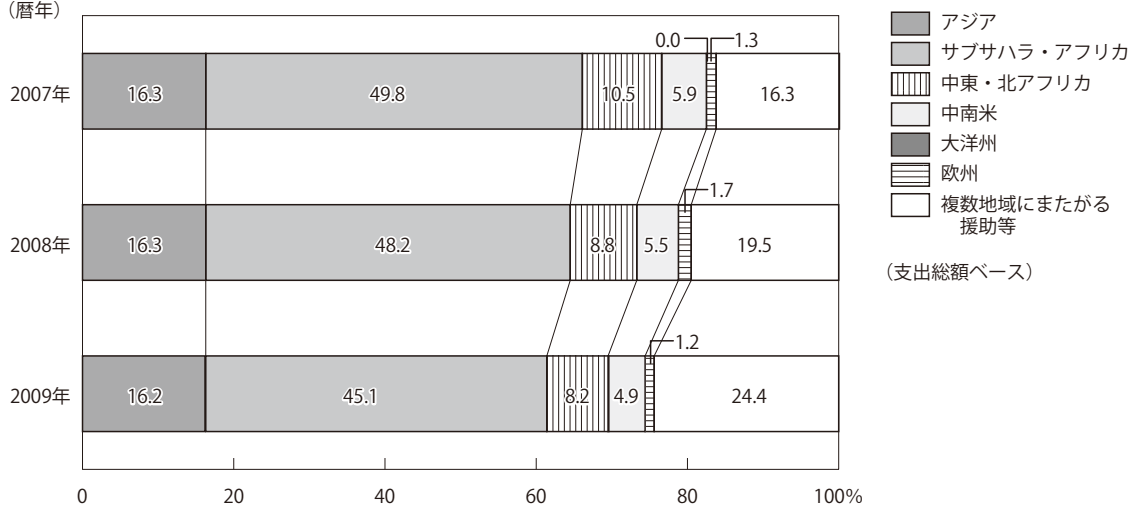
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ウガンダ	109.85	6.7	1	タンザニア	119.24	6.5	1	タンザニア	106.85	5.6
2	ナイジェリア	95.64	5.8	2	モザンビーク	87.28	4.8	2	モザンビーク	104.54	5.5
3	モザンビーク	92.39	5.6	3	ウガンダ	82.58	4.5	3	ウガンダ	93.47	4.9
4	タンザニア	90.07	5.5	4	ナイジェリア	81.56	4.5	4	ガーナ	88.14	4.6
5	ベトナム	82.54	5.0	5	ベトナム	80.34	4.4	5	アフガニスタン	86.01	4.5
6	ガーナ	72.13	4.4	6	ガーナ	77.85	4.3	6	ベトナム	67.58	3.5
7	ザンビア	49.85	3.0	7	ケニア	59.31	3.2	7	ケニア	59.79	3.1
8	ネパール	49.48	3.0	8	アフガニスタン	50.38	2.8	8	ベナン	51.36	2.7
9	ケニア	46.90	2.8	9	ベナン	48.15	2.6	9	ザンビア	47.82	2.5
10	ベナン	44.64	2.7	10	エジプト	47.42	2.6	10	バングラデシュ	47.41	2.5
10位の合計		733.49	44.4	10位の合計		734.11	40.2	10位の合計		752.97	39.5
二国間援助合計		1,650.52	100.0	二国間援助合計		1,828.33	100.0	二国間援助合計		1,905.45	100.0

出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

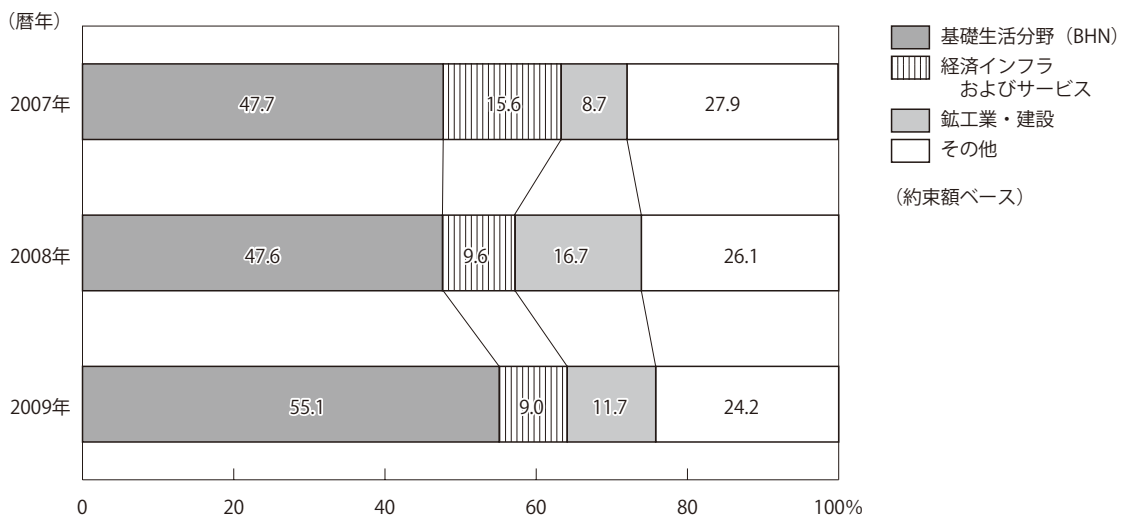
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

14 スイス

援助政策等

スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するための重要な手段の一つである。そのため政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイス憲法(第54条2)、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等に求められる。

分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」である。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多くの問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべく、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有する次の分野において重点的な取組を行っている。

- ①食料安全保障、②気候変動・環境問題、③水問題、④保健問題、⑤教育問題、⑥移民問題、⑦法の支配および民主化の促進、⑧ガバナンスの向上、⑨就業支援、⑩紛争の予防、⑪男女平等

政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内容をまとめれば次のとおり。

- (1) 「地域協力」…中東、アフリカ、アジアおよび中南米を対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、有限の資源を集中的に投入している。
- (2) 「地球規模の課題に関する協力」…国連の諸機関や世界銀行等との協力の下、主として気候変動問題、食料安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
- (3) 「人道支援」…自然災害発生時等の直接支援や、人道分野で活動する援助機関に人的・資金的支援を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めている。
- (4) 「東方協力」…西バルカン地域や旧ソ連諸国の民主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差の是正のため、新規EU加盟国に対する支援も実施している。

2010年のODA予算総額は23億4,810万フランで、国民総所得(GNI)比は0.41%であったが、2011年2月、連邦議会が2011年および2012年のODA予算を6億4,000万フラン増額することを決定したため、2012年のGNI比は0.46%まで上昇する見通しである。政府および議会は、国連によるODA予算のGNI比0.7%への引き上げ要請を真摯にとらえ

ているが、短期間での達成は難しいとの認識であるため、当面の目標を2015年までにGNI比0.5%の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

- (1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、スイス外務省に所属する「開発協力局」(SDC: Swiss Agency for Development and Cooperation。ドイツ語略称のDEZAと呼ばれることも多い)である。SDCには、国内および国外(50か国以上に連絡事務所を設置)合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2011年の年間予算は17億3,000万フランである。

(ホームページ: <http://www.deza.admin.ch>)

- (2) SDCと並び政府部内で重要な役割を果たすのはスイス経済省に属する「対外経済庁」(SECO: State Secretariat for Economic Affairs)である。SECOは、市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主としてマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。

(ホームページ: <http://www.seco.admin.ch>)

- (3) 上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携している。
- (4) なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation)も連邦政府への諮問機関として重要な役割を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

- (1) スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織と位置付けられているのは、スイスの六大NGO(SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、

FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS) が連携し結成したアンブレラ組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

(ホームページ：www.alliancesud.ch)

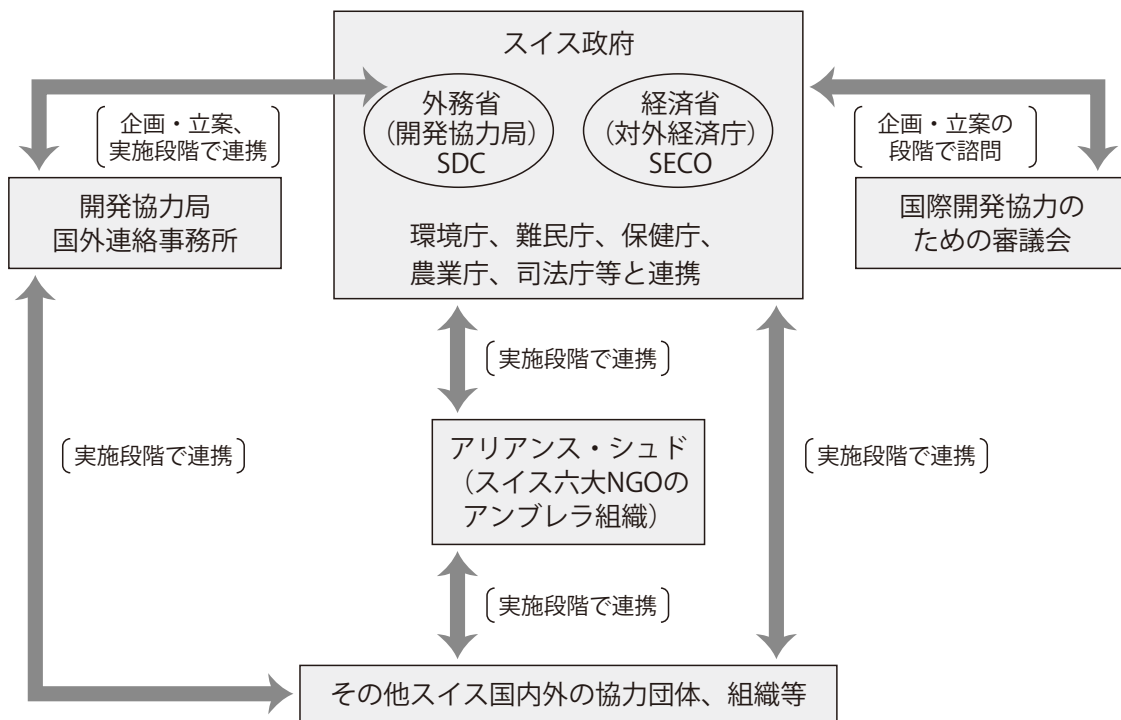
(2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経

済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をホームページ上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し、一般に公開している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	セルビア	47.27	3.7	1	イラク	90.37	5.8	1	トーゴ	158.94	9.1
2	カメルーン	32.54	2.6	2	セルビア	55.85	3.6	2	コソボ	44.99	2.6
3	モザンビーク	24.23	1.9	3	タンザニア	27.73	1.8	3	タンザニア	26.97	1.5
4	タンザニア	24.03	1.9	4	ベトナム	25.02	1.6	4	ネパール	24.46	1.4
5	シエラレオネ	23.93	1.9	5	モザンビーク	23.85	1.5	5	モザンビーク	24.16	1.4
6	ブルキナファソ	20.32	1.6	6	ネパール	22.50	1.5	6	ブルキナファソ	23.72	1.4
7	バングラデシュ	20.13	1.6	7	ブルキナファソ	20.81	1.3	7	バングラデシュ	22.91	1.3
8	ベトナム	20.03	1.6	8	[パレスチナ自治区]	18.33	1.2	8	ペルー	22.23	1.3
9	アフガニスタン	19.69	1.6	9	ニカラグア	18.10	1.2	9	ベトナム	21.75	1.2
10	ニカラグア	19.51	1.5	10	バングラデシュ	17.88	1.2	10	[パレスチナ自治区]	20.38	1.2
10位の合計		251.68	19.9	10位の合計		320.44	20.7	10位の合計		390.51	22.3
二国間援助合計		1,263.31	100.0	二国間援助合計		1,550.19	100.0	二国間援助合計		1,750.60	100.0

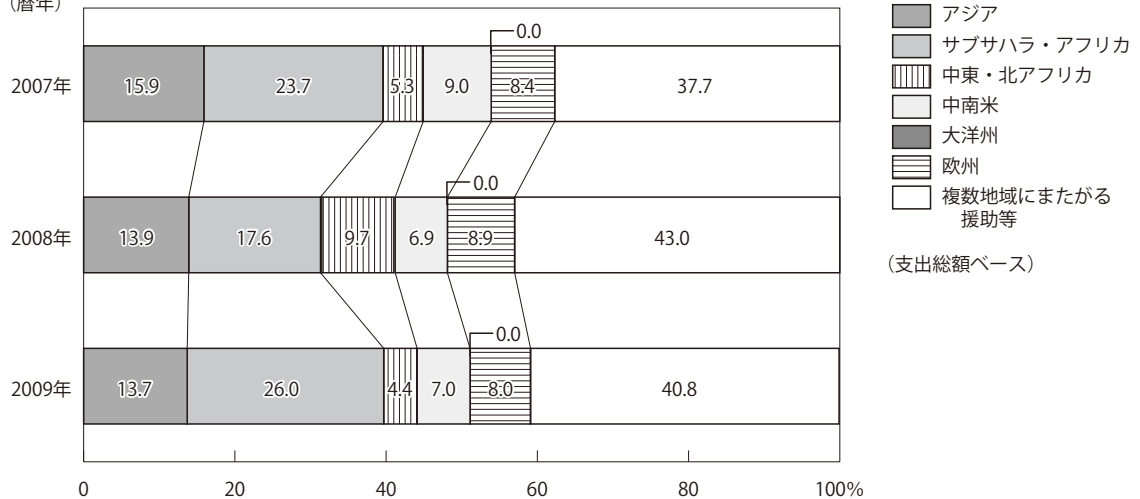
出典: DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

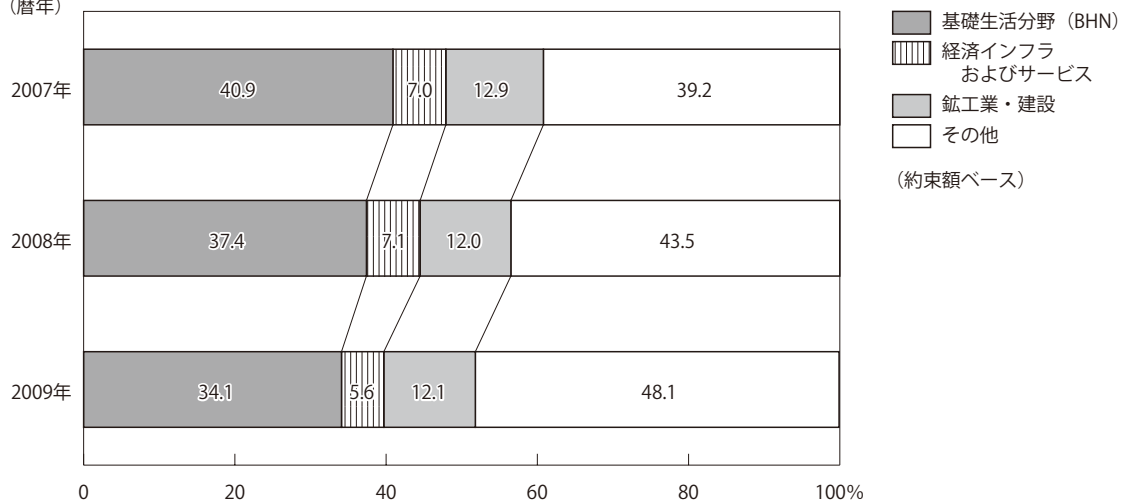
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

援助政策等

フィンランドは、開発政策を外交・安全保障政策の不可欠な一部として位置付け、経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発を通じた貧困撲滅への貢献を目指している。これは、貧困削減が、紛争予防および包括的な安全保障の最も効果的な手段であるとの考えに基づいている。

開発援助に係る基本法はないが、外国貿易・開発大臣の主導により策定される政府開発政策綱領が、開発援助の基本方針となる。2007年10月に採択された政府開発政策綱領は、フィンランドが、ミレニアム開発目標(MDGs)に従い、貧困撲滅、および経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発を促進することを定める。優先事項は、生態学的に持続可能な開発および気候変動対策であり、近年では食料安全保障の観点から、農業・農村開発支援を強化する方針も採用されている。

援助規模については、政府は、2015年までの政府開発援助(ODA)額の対GNI比0.7%達成を目標とし、これに向けた着実な漸増を図っている。2011年ODA予算額は、同年のGNI見込額の0.58%に相当する10億7,400万ユーロである。

フィンランドのODAの特徴は、多国間援助(国際機関・EU経由の援助)、NGO支援および人道支援の占める割合が高く、直接の二国間援助が比較的少ないことである。また、国際機関・NGOへの拠出および二国間の贈与がODAの大半を占め、有償資金協力は行っていない。2009年ODA総額に対する割合は、多いものから順に、国際機関(欧州開発基金を含む)への拠出26%、特定国・地域に対する二国間援助24%、EU開発援助予算への拠出12%、NGO支援9%、人道支援8%であった。

地域別に見ると、EUの公約および上記の政府開発政策綱領にのっとり、対アフリカ援助額、特にサブサハラ・アフリカの最貧国に対する援助の割合が増加している。2009年の実績では、アフリカが二国間援助総額の39%、次いでアジアが22%を占めた。

二国間援助においては、近年、一般財政支援、セクター別財政支援およびイママークなしの基金への貢献の比率が増加傾向にある。また、二国間援助においては、8か国の長期パートナー国(エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの回復途上にある5つのパートナー国・地域(アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、スーダン、パレスチナ自治区)を指定し、特定国・地域を対象を限

定した、集中度の高い援助を行っている。

実施体制

フィンランドは、独自の開発援助実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌する。外務省に所属する開発大臣が開発協力の担当大臣である。ただし、ODAの中には、財務省がEU開発援助予算を、内務省が難民受入れの費用を担当するなど、他省庁の所掌事項も一部あり、外務省はODA予算全体の約75%を所管している。政府は、国会外務委員会に対し、開発協力政策・履行状況を報告する義務を有する。

外務省は、二国間援助、国際機関を通じた援助、NGO支援および人道支援を実施する。外務省内では、開発政策局が開発協力政策全般の企画・立案を行い、官房局との協議により予算計上を行う。二国間援助は、開発政策局および地域局間の調整を通じて企画・実施され、各パートナー国・地域に対する国別援助戦略も両局間の協議を通して作成される。NGO支援および人道支援は、それぞれ開発政策局内のNGO課および人道支援課が担当している。なお、NGOに対する補助金の供与は、任意政府譲渡法(2001年施行)に依拠して行われ、NGOの管理においては、管理手続法(2003年施行)が遵守される。

二国間援助の方針は、外務本省により決められるため、在外公館への権限移譲の程度は低いといえる。しかし、在外公館の開発協力担当職員は、NGO等の市民団体に対する「現地協力基金」と呼ばれる無償資金協力を約70か国で実施し(本基金の2010年予算は、約1,300万ユーロ)、国際・現地NGOとの調整に従事しているほか、近年増加している一般財政支援・セクター別財政支援に関する被供与国政府・ドナー間の会合に積極的に参加している。

ODA評価については、外務省内に開発政策局とは独立して設置されている開発評価課が評価を行い、評価報告書を随時発行している。

外務省は、毎年、「フィンランド開発協力」と題する年次報告書(英語版)を発行しているほか、テーマ別のパンフレットや評価報告書を英語で発行している。これらの報告書・パンフレットは、いずれも外務省ホームページ上で閲覧可能である。

● ホームページ

・フィンランド外務省：<http://formin.finland.fi>

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	36.65	6.3	1	タンザニア	42.79	6.2	1	タンザニア	55.65	7.0
2	モザンビーク	32.88	5.6	2	モザンビーク	40.24	5.8	2	モザンビーク	42.77	5.4
3	ベトナム	26.78	4.6	3	ベトナム	28.77	4.2	3	アフガニスタン	28.04	3.5
4	ニカラグア	23.61	4.0	4	アフガニスタン	26.07	3.8	4	ベトナム	26.30	3.3
5	ザンビア	21.21	3.6	5	ニカラグア	17.49	2.5	5	ザンビア	24.52	3.1
6	アフガニスタン	19.16	3.3	6	ネパール	17.22	2.5	6	エチオピア	23.49	3.0
7	スーダン	16.96	2.9	7	セルビア	16.81	2.4	7	ネパール	19.95	2.5
8	ケニア	13.53	2.3	8	ザンビア	16.51	2.4	8	ケニア	18.17	2.3
9	ネパール	12.31	2.1	9	ケニア	16.34	2.4	9	ニカラグア	15.11	1.9
10	ソマリア	12.12	2.1	10	エチオピア	15.99	2.3	10	[パレスチナ自治区]	13.79	1.7
10位の合計		215.21	36.8	10位の合計		238.23	34.4	10位の合計		267.79	33.8
二国間援助合計		584.07	100.0	二国間援助合計		693.16	100.0	二国間援助合計		791.17	100.0

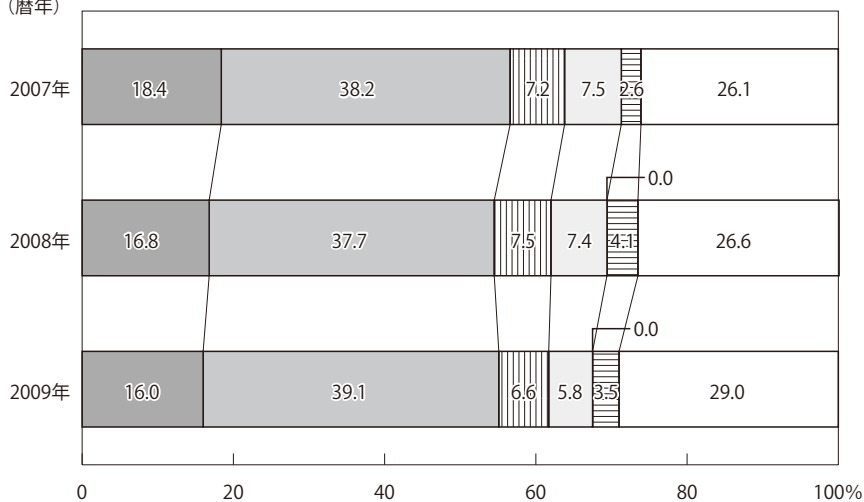
出典: DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

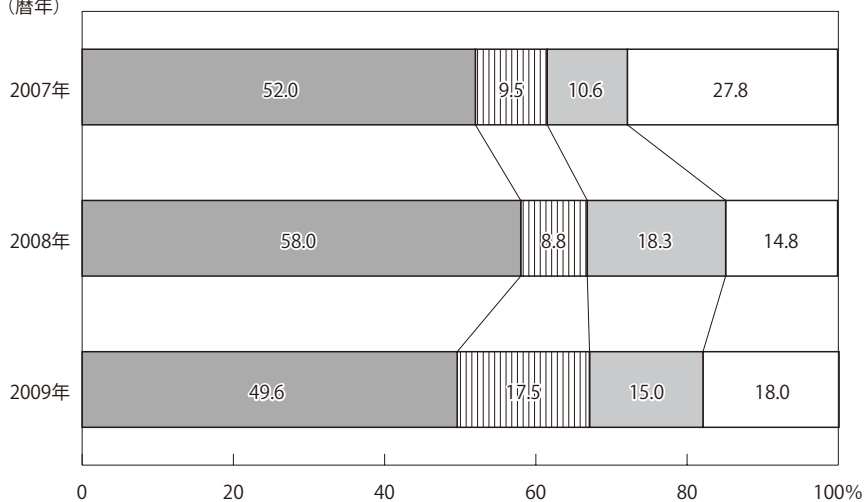
(暦年)



アジア
 サブサハラ・アフリカ
 中東・北アフリカ
 中南米
 大洋州
 欧州
 複数地域にまたがる援助等
 (支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



基礎生活分野 (BHN)
 経済インフラ およびサービス
 鉱工業・建設
 その他
 (約束額ベース)

援助政策等

1. 枠組み

オーストリア政府開発援助(ODA)の根拠法は連邦開発協力法(2002年に採択、2003年に一部改正)。同法は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境の保護、と定めている。

欧州・国際問題省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督下にあるオーストリア開発庁(以下、「ADA」)の開発協力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行っている実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、外務省(とその監督下にあるADA)やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオーストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連付けることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、EU、世界銀行といったマルチの機関への拠出を見直し、これらの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に関与していくことが目標とされている。

一方、欧州・国際問題省が主体的に進める二国間ODAの重点分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)達成の文脈にてエネルギー、水および平和・安全とされている。

3. 実績(2009年のもの。数値はDAC発表に基づく)

(1) 規模

2009年のODA実績は総額11億4,200万米ドル(8億2,000万ユーロ)で、前年比33.4(31.0)%の減少。対GNI比は0.3%にとどまっており、連邦政府は、同値を2015年までに0.7%に引き上げるとの国際公約を実現困難として見送ることを公言している。欧州・国際問題省は、厳し

い経済・財政状況を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGOへの資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧からのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進することとしている。

(2) 主たる地域・分野

実績で見た被援助国の上位はイラク(3億3,900万米ドル)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(3,300万米ドル)、トルコ(2,700万米ドル)と続く。なお、最新の「3か年開発援助プログラム」(ADAのホームページ：<http://www.entwicklung.at/development-policy/austria/en/>)を参照)は、二国間援助の優先地域を、アフリカ(アフリカ連合)、西アフリカ(西アフリカ諸国経済共同体)、南部アフリカ(南アフリカ開発共同体)、ドナウ圏、黒海沿岸地域、ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ山脈および中米／カリブ海諸国としている。一方で優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し(100%オーストリア連邦政府の所有)、海外12か所に在外事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を設立する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品を確認する必要のある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待されている。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

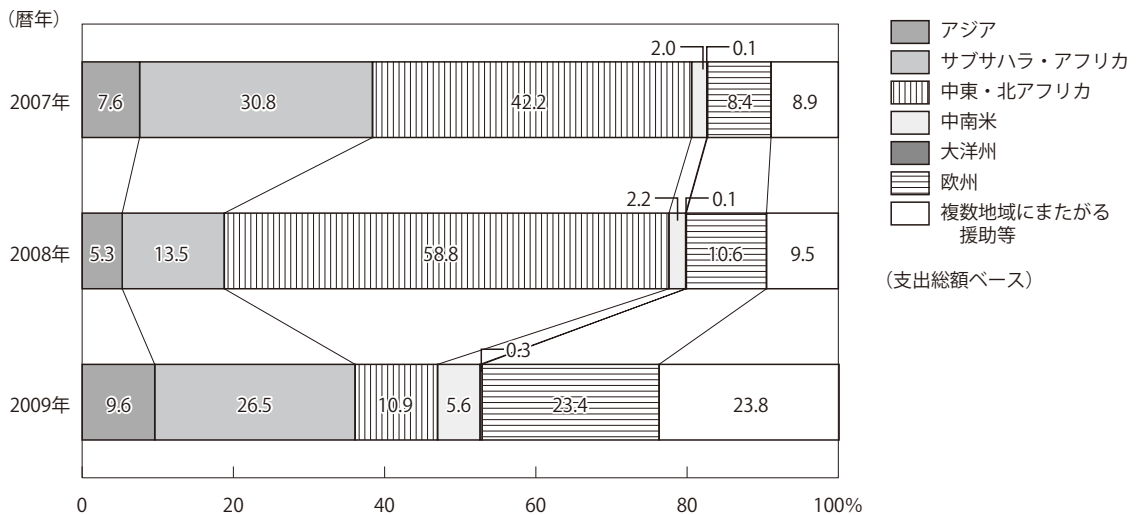
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	506.54	38.3	1	イ ラ ク	677.82	54.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6
2	ナイジェリア	321.28	24.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	38.00	3.1	2	トルコ	26.75	5.3
3	グルジア	55.30	4.2	3	セルビア	33.69	2.7	3	コンゴ	21.40	4.2
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	33.08	2.5	4	チャド	28.62	2.3	4	チャド	19.71	3.9
5	セルビア	31.33	2.4	5	エジプト	28.02	2.3	5	コートジボワール	17.75	3.5
6	エジプト	26.15	2.0	6	トルコ	27.50	2.2	6	トーゴ	14.58	2.9
7	トルコ	24.98	1.9	7	中国	20.48	1.7	7	タンザニア	12.96	2.6
8	中国	18.07	1.4	8	ウガンダ	14.23	1.2	8	中国	12.93	2.5
9	ウガンダ	10.26	0.8	9	モザンビーク	12.69	1.0	9	エチオピア	12.66	2.5
10	クロアチア	8.82	0.7	10	エチオピア	9.75	0.8	10	セルビア	12.40	2.4
10位の合計		1,035.81	78.2	10位の合計		890.80	72.2	10位の合計		179.73	35.4
二国間援助合計		1,324.27	100.0	二国間援助合計		1,233.59	100.0	二国間援助合計		507.09	100.0

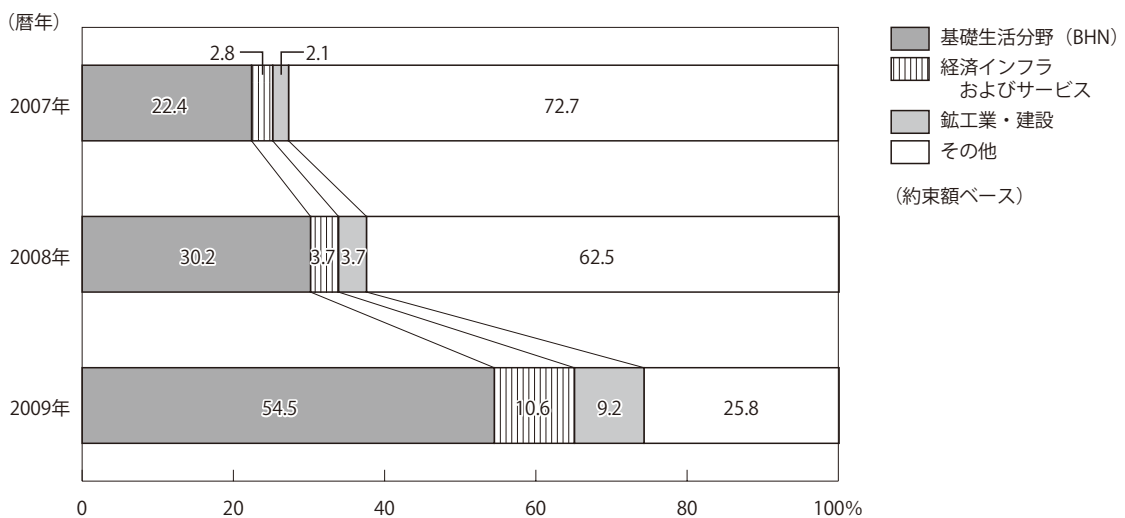
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移 (外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 2010年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は、2010年度に計約11.67億米ドルのODAを供与した。具体的には、二国間援助が8.9億米ドル、国際機関を通じた多国間援助が2.77億米ドルとなり、二国間援助のうち無償援助が5.66億米ドル、有償援助が3.23億米ドルとなった(金額はいずれも暫定値)。

〈2010年韓国のODA現況〉

(単位:百万米ドル、純支出基準)

	2009年	2010年(暫定)
ODA総額	816	1,167
二国間援助	581	890
- 無償援助	367	566
- 有償援助(EDCF)	214	323
多国間援助	235	277
ODA/GNI	0.10%	0.12%

出典: DAC統計

2. 重点地域・重点事項

(1) 2010年10月、韓国政府は初となるODA戦略報告書「国際開発協力先進化のための方策」を発表した。報告書によると、有償援助および無償援助において、それぞれ別々に指定していた重点協力国を統合し、新たに26か国を選定(対象国非公開)、ODAの選択と集中を強化した。当該国家には二国間援助の70%以上を集中する予定である(3年ごとに再検討)。

また、当面の予算配分をアジア(約55%、二国間援助ベース。以下同じ)、アフリカ(約20%)、中南米(約10%)、中東・CIS諸国(10%)、オセアニアおよびその他(5%)としている(5年ごとに再検討)。

(2) 同報告書によると、援助国の需要に合わせて、経済、保健医療、人的資源、行政・ICT、農漁業、建設、環境の8分野を指定し、当該分野を中心に援助政策を推進する予定である。また、すべての分野に係るものとして、低炭素グリーン成長、女性・人権などの分野を指定した。

3. 2010年主要成果

(1) DAC関連

韓国政府は、開発途上国の貧困減少と持続可能な開発に寄与することで人道主義を実現し、国際社会の平和

と安定を追求することをODAの基本精神とし、2010年1月1日に24番目のメンバーとしてDACに加盟した。また、2011年11月には釜山で、援助効果向上に関する第4回ハイレベルフォーラム(HLF-4:High Level Forum on Aid Effectiveness)が開催されるなど、国際社会における開発協力に関する議論において、主導的役割を果たすべく尽力している。

(2) イラク再建

韓国政府は、イラク再建支援のための国際社会の取組に参加するため、2003～2007年の間、計2.6億米ドルの無償援助を提供した後、2007年5月、エジプトで開催された「イラクとの国際協約(ICI: International Compact with Iraq)会議」の際、2008～2011年の間、計2億米ドル(有償・無償各1億米ドル)を追加支援することを決定した。今後、保健医療および教育を重点支援分野として支援を行っていく計画である。

(3) アフガニスタン再建支援

韓国政府は、2008年6月、パリ・ドナー国会議において、2009～2011年の間で総額3,000万米ドル規模の無償援助を行うことを発表したが、2010年中に支援額が約1億1,770万米ドルに達し、この目標を達成した。

2010年7月、パルワン州に韓国のアフガニスタン地方再建チーム(PRT:Provincial Reconstruction Team)の事務所が設置され、同州の地方再建業務を実施している。

(4) パレスチナ再建支援

韓国政府は、2007年12月、パレスチナ援助ドナー国会議の際、2008～2010年の間で2,000万米ドル規模の無償援助計画を、2009年3月、ガザ再建支援国際会議では2009～2010年の間で200万米ドル規模の無償援助支援に関する誓約を発表し、実際に経済開発研究所や技術高等学校などの建設事業、研修生の招請事業などを実施している。

(5) アフリカ開発のための韓国イニシアティブ

韓国政府は、アフリカの発展および国際社会のミレニアム開発目標(MDGs)達成に寄与すべく、2006年3月、「アフリカ開発のための韓国イニシアティブ」を発表するなど、対アフリカ支援を着実に拡大してきている。また、2009年11月、ソウルで開催された第2回韓・アフリカフォーラムでは、ここ3年間のアフリカ支援の成果を評価するとともに、アフリカ支援計画の第2段階として韓・

アフリカ開発協力基本構想を発表した。同構想に従い、2012年のアフリカに対するODAの規模は約2億米ドルになることが予想される。

(6) 戦略的多国間開発協力体制構築および履行

韓国政府は、国連開発計画 (UNDP)、UNICEF等の主要な開発機関に対する寄与と協力を行っている。2010年12月には「UNDPソウル政策センター」が発足し、今後新興ドナー国間の政策協議および開発途上国の開発に寄与する知識センターとしての機能を遂行する予定である。また、UNICEFとは2009年に締結した基本協定に従い、人道的支援および開発分野におけるUNICEFとの協力関係を段階的に強化していくべく、取り組んでいる。たとえば、UNICEFを通じ、コンゴ民主共和国の基礎免疫強化事業およびバングラデシュの母子保健事業を新規に支援することを決定し、2010年にはKOICA (Korea International Cooperation Agency) とUNICEFとの間で協議議事録が採決された。

(7) アフリカ支援のための日韓協力

2010年にモザンビーク北部のナカラ港と内陸国のマラウィヤザンビアを結ぶ道路案件において、日韓協調融資が実現した。

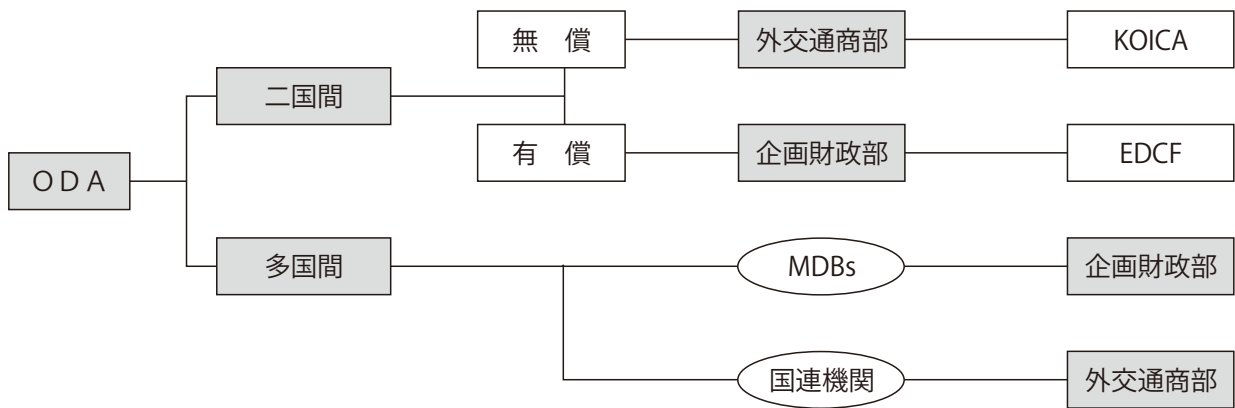
実施体制

韓国のODAは、開発途上国の貧困減少と持続可能な開発に寄与することによって、人道主義を実現し、国際社会の平和と繁栄を追求することを基本精神として運営されており、その規模は拡大する傾向にある。具体的には、ODA規模をGNI比で2012年0.15%、2015年までに0.25%へと拡大させる予定である。

韓国のODAは、大きく二国間協力と多国間協力に分けられ、二国間協力は、無償援助と有償援助からなっている。贈与に該当する無償資金協力と技術協力は、外交通商部の下での援助執行機関であるKOICAが実施し、有償援助は、企画財政部の下でのEDCF (Economic Development Cooperation Fund) で実施しているが、技術協力事業は、その他の政府部署および機関でも一部分担、実施している。

2009年12月には、国際開発協力に関する包括的な法律である、国際開発協力基本法が制定され、現在、有償・無償で二元化されている対外援助の政策的・一貫性・効率性を高めることを目指している。また、国務総理を委員長として2006年1月に設立した国際開発協力委員会では、2009年にODA先進推進計画を議決した。同計画は援助に対する評価体制の構築、国別支援戦略の樹立、アンタイド比率の向上などを主な内容としている。

援助実施体制図



・無償援助のうち、無償資金協力の場合KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

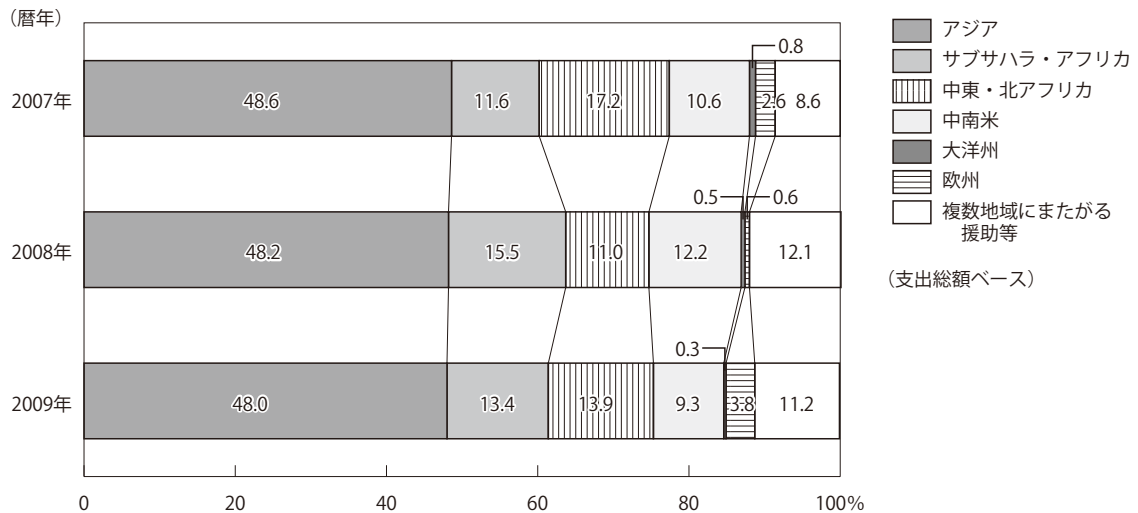
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	53.62	10.9	1	ベ ト ナ ム	53.22	9.9	1	ベ ト ナ ム	57.53	9.9
2	カ ン ボ ジ ア	35.28	7.2	2	カ ン ボ ジ ア	34.66	6.4	2	モ ン ゴ ル	32.28	5.6
3	ス リ ラ ン カ	33.26	6.8	3	ア ン ゴ ラ	25.92	4.8	3	ア ン ゴ ラ	28.34	4.9
4	イ ン ド ネ シ ア	28.78	5.9	4	フ ィ リ ピ ン	21.16	3.9	4	イ ン ド ネ シ ア	27.76	4.8
5	フ ィ リ ピ ン	28.16	5.7	5	ス リ ラ ン カ	20.30	3.8	5	ラ オ ス	25.14	4.3
6	ベ ト ナ ム	24.67	5.0	6	イ ン ド ネ シ ア	18.94	3.5	6	ト ル コ	24.99	4.3
7	ラ オ ス	17.90	3.6	7	モ ン ゴ ル	16.47	3.1	7	ア フ ガ ニ ス タ ン	24.09	4.1
8	ア ン ゴ ラ	17.41	3.5	8	中 国	15.69	2.9	8	フ ィ リ ピ ン	22.07	3.8
9	モ ン ゴ ル	12.90	2.6	9	ド ミ ニ カ 共 和 国	14.25	2.6	9	ネ パ ー ル	18.07	3.1
10	ペ ル ー	10.22	2.1	10	ヨ ル ダ ン	12.02	2.2	10	カ ン ボ ジ ア	17.05	2.9
10位の合計		262.20	53.5	10位の合計		232.63	43.1	10位の合計		277.32	47.8
二国間援助合計		490.54	100.0	二国間援助合計		539.21	100.0	二国間援助合計		580.59	100.0

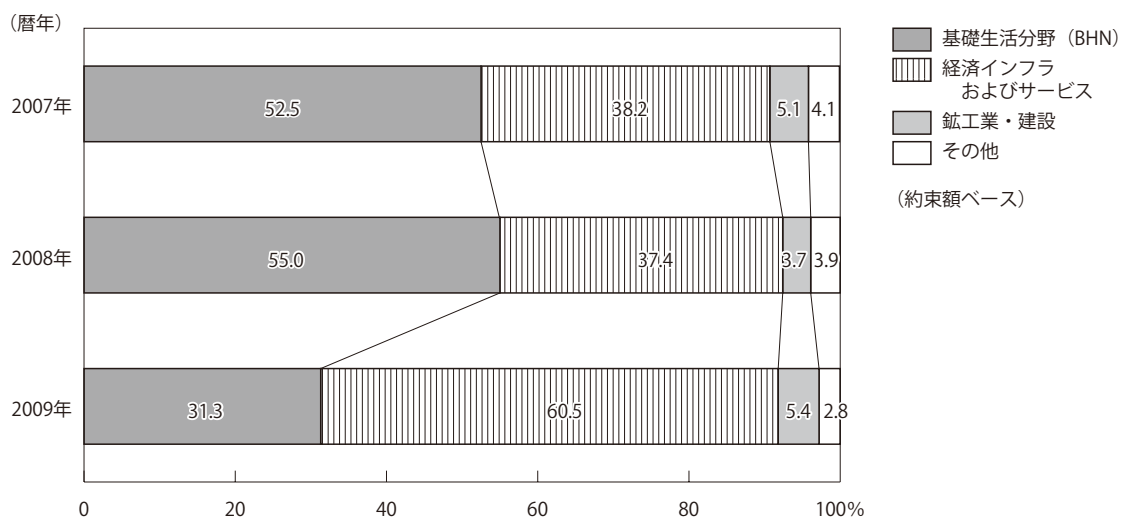
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



18 アイルランド

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分ととらえ、貧困削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナーシップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有している。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた支援、緊急人道支援、国連などの国際枠組みを通じた支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した新政権は、これまでの援助の進捗よく状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレビューを今後行うとしている。

2. 援助規模

政府は2015年までに対GNP比0.7%を開発協力を割り当てることを目標としており、2011年予算では6.89億ユーロを計上している(2010年の実績は6.71億ユーロ)。

(1) 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野へ補完する観点から、HIV/エイズ等の疾病対策、良い統治、気候変動、男女平等も重視している。

(2) 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要支援対象9か国(エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ベトナム、東ティモール)で主要な支援プログラムを展開しているほか、南アフリカ共和国、ジンバブエ、シエラレオネ、リベリアおよ

びパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

3. その他

(1) NGOとの協力

ミレニアム開発目標(MDGs)達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20%を超える。

(2) 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務省開発協力局(通称:Irish Aid)が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている(援助はIrish Aid職員(職員数:172名(国内:132名、海外:40名))のほか、NGO等によって実施されている)。また、外務次官や外務省関係部局長等によるハイレベルの運営委員会において他の外交政策との整合性や統合を図っている。

財政的には予算の約8割が外務省から、約2割が財務省や農業・漁業・食糧省などその他省庁から拠出されている。

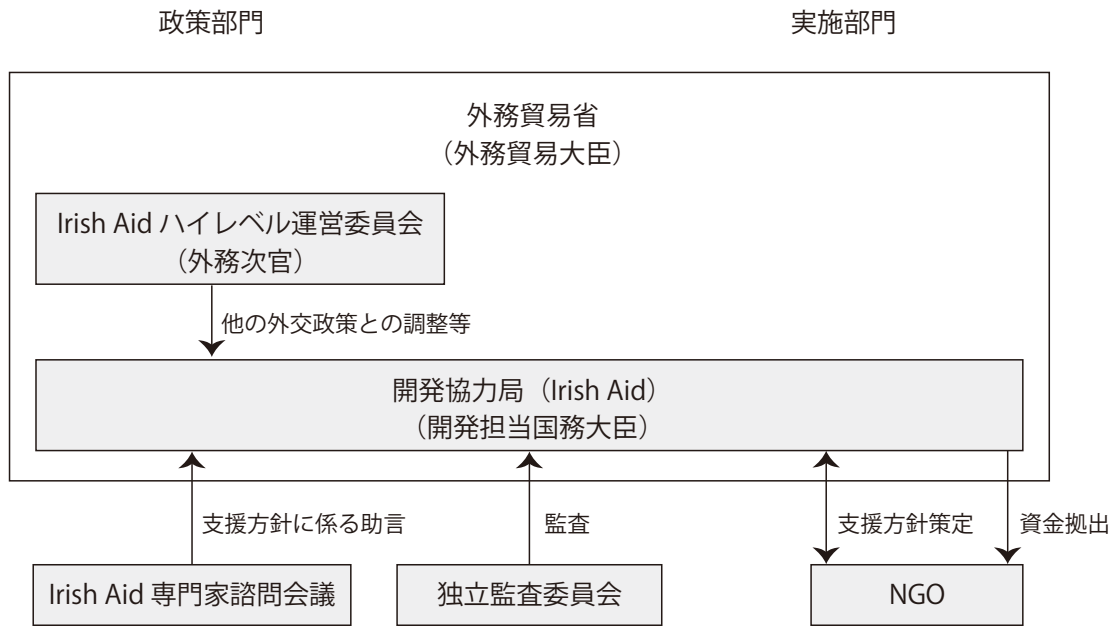
● ホームページ

- ・アイルランド外務省開発協力局(Irish Aid) :

<http://www.irishaid.gov.ie/index.asp>

白書は2006年9月に発表され、今後レビューが行われる予定。年次報告あり(2009年まで)。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

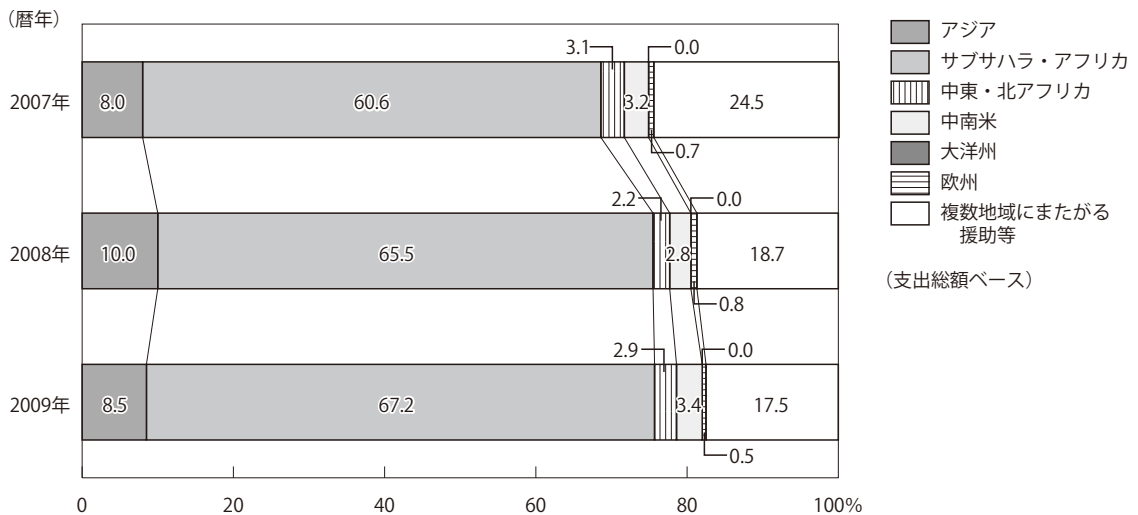
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	68.72	8.3	1	ウガンダ	80.87	8.7	1	ウガンダ	64.46	9.3
2	ウガンダ	65.85	8.0	2	モザンビーク	74.18	8.0	2	モザンビーク	63.86	9.2
3	エチオピア	58.94	7.2	3	エチオピア	72.67	7.8	3	タンザニア	55.03	7.9
4	タンザニア	52.09	6.3	4	タンザニア	65.47	7.0	4	エチオピア	52.47	7.6
5	ザンビア	37.14	4.5	5	ザンビア	43.41	4.7	5	ザンビア	38.16	5.5
6	ベトナム	27.30	3.3	6	ベトナム	30.83	3.3	6	マラウイ	22.15	3.2
7	スーダン	25.65	3.1	7	南アフリカ共和国	29.13	3.1	7	ベトナム	20.48	3.0
8	南アフリカ共和国	19.77	2.4	8	スーダン	24.15	2.6	8	レソト	17.35	2.5
9	レソト	19.03	2.3	9	マラウイ	22.95	2.5	9	南アフリカ共和国	15.25	2.2
10	シエラレオネ	17.16	2.1	10	レソト	20.91	2.2	10	スーダン	15.03	2.2
10位の合計		391.65	47.5	10位の合計		464.57	49.9	10位の合計		364.24	52.5
二国間援助合計		824.08	100.0	二国間援助合計		930.68	100.0	二国間援助合計		693.29	100.0

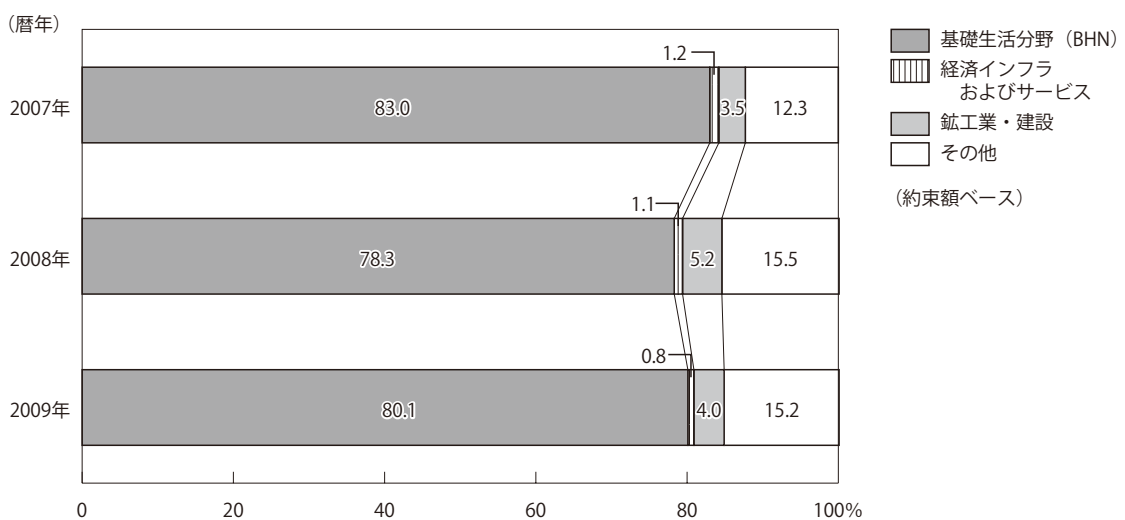
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助 (ODA) は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略的見通し」(Strategic Vision for Portuguese Development Cooperation) に基づいて行われ、ポルトガルによる援助の指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標 (MDGs) へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加、である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発一貫政策」(Policy Coherence for Development) の推進が決定された。

2. 援助規模

2010年(暫定値)のODA実績は4億9,185万ユーロ(前年3億6,800万ユーロ)で、多国間援助が39%、二国間援助が61%を占める。DAC23か国中第20位、構成比は0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、3%相当の1,679万7,000ユーロはNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国(PALOP: カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ)および東ティモールで、援助額の約3分の2を占めている。具体的には、PALOPが67%、続いてアジア諸国(東ティモール等)16%、さらに欧米諸国(セルビア、モンテネグロ、ボスニア等)9%、その他8%となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合(EU)、国際金融機関(IFIS)を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、持続可能な発展および貧困克服支援の一環としての教

育、行政(財政、司法)および治安部門(警察、軍隊)の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. ポルトガル開発援助庁(IPAD)

ポルトガル開発援助庁(IPAD)は同国外務省の監督下に置かれ、行政自治権を持つ機関として2003年に創設された。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことである。また、半期報告書、および年次報告書の提出が義務付けられている(IPADのホームページに掲載)。

なお、IPADの調整機能は、主に以下の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム(5か年(2004~2009)計画: PO5)

2004年に設置された同プログラムは、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている(PO5の名称では2009年に終了)。援助予見性、援助の調整、説明責任の向上を意図している。2010年、財務省が省庁ごとの予算編成方法を採用したため、PO5は消滅し、開発協力計画を確立するために各省庁が協力に充てる財源を明記する“Medida(方策)3”となった。2011年以降、PO21の名称となる。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3~4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

2. 省庁間委員会(CIC)

各省庁の国際関係局責任者で構成される。IPAD長官が委員長を務め、調整および諮問的役割を担う。委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

IPADが事務局機能を果たし、外務・協力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関であると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

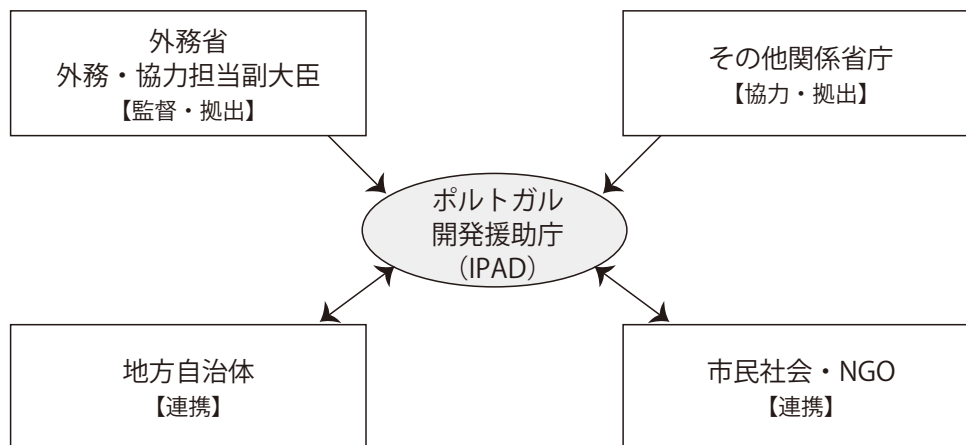
4. 市民社会・NGO

IPADによる援助・協力の下、多くのプロジェクトを遂行しており、ポルトガルODAで重要な役割を果たしている。

● ホームページ

- ポルトガル開発援助庁 (IPAD) :
<http://www.ipad.mne.gov.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

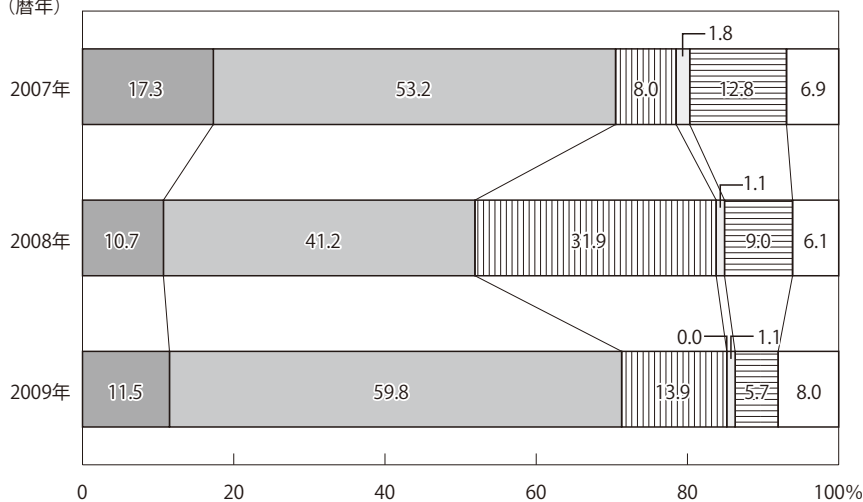
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	東ティモール	46.64	17.3	1	モロッコ	95.30	25.5	1	モザンビーク	68.00	24.6
2	カーボヴェルデ	43.70	16.2	2	カーボヴェルデ	62.43	16.7	2	カーボヴェルデ	53.47	19.3
3	モザンビーク	21.63	8.0	3	東ティモール	38.99	10.4	3	東ティモール	34.64	12.5
4	セルビア	21.50	8.0	4	モザンビーク	25.11	6.7	4	モロッコ	20.66	7.5
5	アンゴラ	19.13	7.1	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.64	5.8	5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4
6	ギニアビサウ	15.77	5.8	6	アンゴラ	19.11	5.1	6	ギニアビサウ	14.43	5.2
7	サントメ・プリンシペ	13.06	4.8	7	ギニアビサウ	17.84	4.8	7	アフガニスタン	11.64	4.2
8	ボスニア・ヘルツェゴビナ	12.72	4.7	8	アフガニスタン	14.18	3.8	8	コソボ	10.73	3.9
9	レバノン	11.52	4.3	9	サントメ・プリンシペ	13.28	3.6	9	レバノン	9.66	3.5
10	アフガニスタン	8.99	3.3	10	セルビア	11.45	3.1	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2
10位の合計		214.66	79.5	10位の合計		319.33	85.5	10位の合計		244.01	88.2
二国間援助合計		270.17	100.0	二国間援助合計		373.41	100.0	二国間援助合計		276.59	100.0

出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

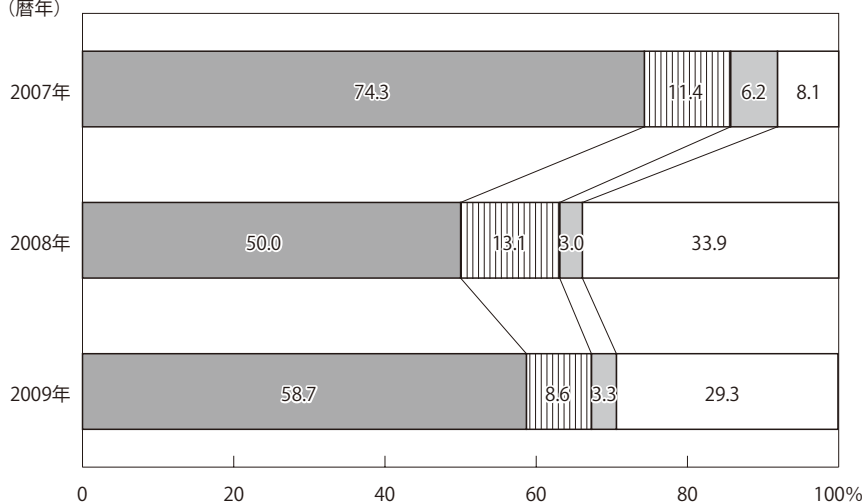
(暦年)



■ アジア
 ■ サブサハラ・アフリカ
 ■ 中東・北アフリカ
 ■ 中南米
 ■ 大洋州
 ■ 欧州
 □ 複数地域にまたがる援助等
 (支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



■ 基礎生活分野 (BHN)
 ■ 経済インフラおよびサービス
 ■ 鉱工業・建設
 □ その他
 (約束額ベース)

20 ギリシャ

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関(公益法人等)が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局(Hellenic International Development Cooperation Department)(通称:Hellenic Aid)^(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実施に関する経済・財務省(旧国家経済省)の権限、予算および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAをGNI比0.33%とする。
- (2) 2010年あるいは2012年までにODAをGNI比0.51%とする。
- (3) 最終的目標として、ODAを2015年までにGNI比0.70%とする。

4. 目標達成への進展

世界金融危機、財政的制約、自然災害により、2009年に

においてもODAのGNI比0.33%は達成されていない。2009年のODA総額はGNI比0.19%(=6億727万米ドル:4億3,608万ユーロ)で、財政危機のため前年比15.7%の減少となった。現在は、2012年までにODAをGNI比0.51%とすることが目標。

5. 基本方針

- (1) 量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。
- (2) 開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。
- (3) ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。
- (4) ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」の内容を先取りして、ギリシャ独自の「行動計画」を2004年に採択した。この「行動計画」は、パリ宣言における5つの原則に対する具体的約束を含んでいる。
- (5) ミレニアム開発目標達成には、援助国と被援助国の制度との連携(alignment)、援助国同士の調和(harmonization)、援助の予測性、および分業が重要な指標となる。
- (6) パリ宣言の実施にとって、「ギリシャ・バルカン復興計画」^(注2)は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性(ownership)および援助受入政策を基本にした連携(alignment)の原則に基づいて実施している。
- (7) 分業の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニ

注1: Hellenic Aid関連ホームページ: <http://www.hellenicaid.gr>

注2: ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5,000万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2,184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%(約2億7,000万ユーロ)を実施。同計画は2006年の終了時に5年間延長された。

ア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。

- (8) 技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、科学技術(または専門的技術)が被援助国に移転することにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了した後に自動的に同様の活動が実施されるよう努める。特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。
- (9) NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

実施体制

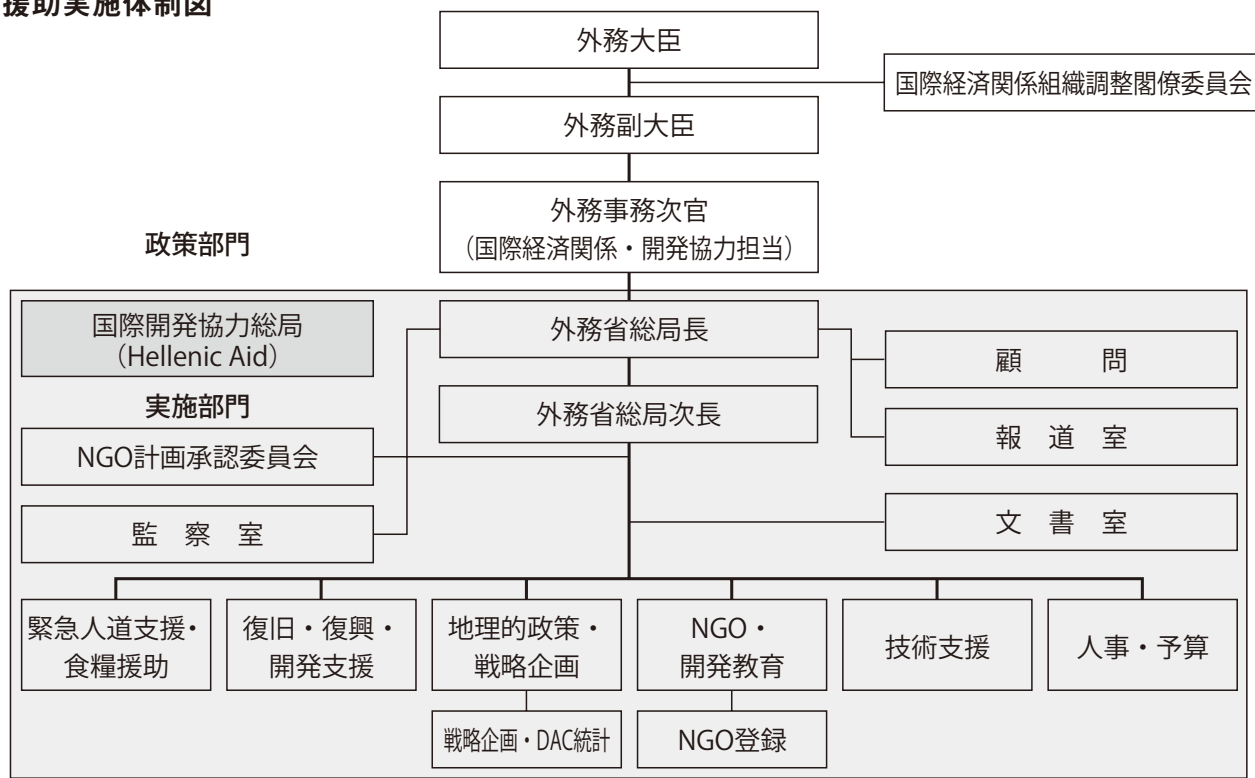
ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局(Hellenic Aid)が担う^(注3)。

- 1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である。
- 2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。

3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。

- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理する。
- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。
- (3) 開発途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD-DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表。
- (5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する審査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。
- (6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。
- (7) 統計データの収集および精査。
- (8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の策定。
- (9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

援助実施体制図



注3: 日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関(学校、研究機関等の公益法人、NGO等)と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35~40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置(1名)された例があるのみ(現在は閉鎖)。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	セルビア	35.88	14.4	1	アルバニア	70.46	22.6	1	アルバニア	54.99	18.5
2	アルバニア	30.62	12.3	2	セルビア	36.41	11.7	2	コソボ	32.76	11.0
3	アフガニスタン	17.25	6.9	3	エジプト	12.75	4.1	3	アフガニスタン	17.97	6.1
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	14.39	5.8	4	アフガニスタン	10.13	3.2	4	エジプト	14.30	4.8
5	エジプト	6.94	2.8	5	中国	7.72	2.5	5	[パレスチナ自治区]	10.72	3.6
6	トルコ	5.95	2.4	6	[パレスチナ自治区]	7.13	2.3	6	トルコ	6.47	2.2
7	アルメニア	5.40	2.2	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.92	1.9	7	シリア	5.58	1.9
8	レバノン	4.96	2.0	8	トルコ	5.49	1.8	8	ヨルダン	4.47	1.5
9	ヨルダン	4.87	2.0	9	シリア	4.96	1.6	9	ウクライナ	3.99	1.3
10	シリア	3.99	1.6	10	グルジア	4.47	1.4	10	グルジア	3.71	1.2
10位の合計		130.25	52.3	10位の合計		165.44	53.0	10位の合計		154.96	52.2
二国間援助合計		249.19	100.0	二国間援助合計		312.17	100.0	二国間援助合計		296.94	100.0

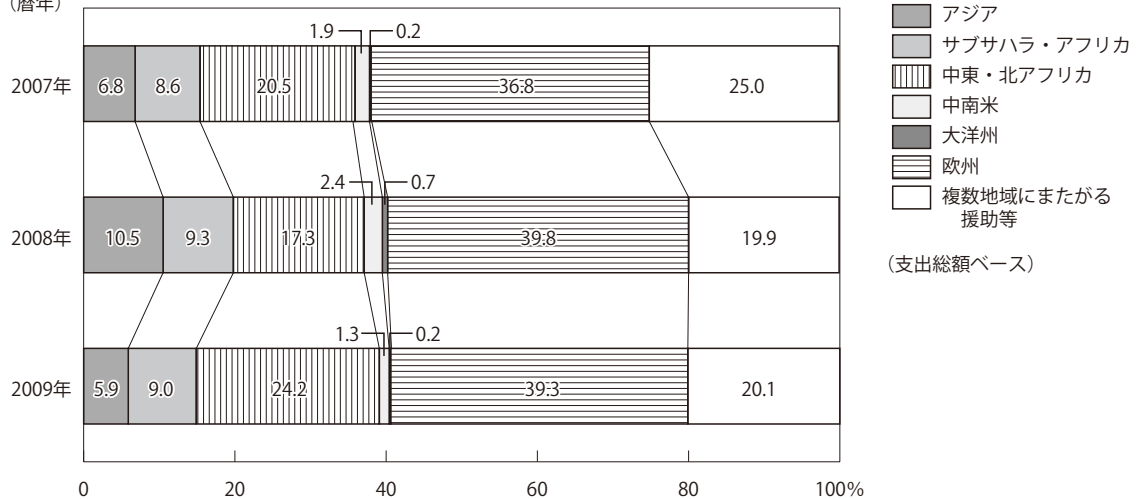
出典: DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

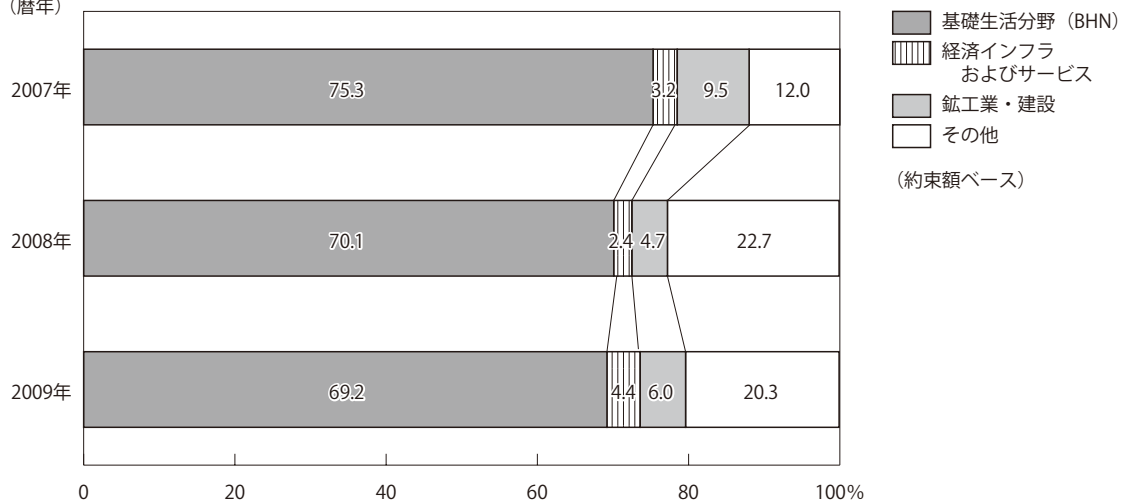
(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

(暦年)



(3) 分野別割合の推移

(暦年)



21 ルクセンブルク

援助政策等

1. 総論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施している。ルクセンブルクは、ODAについて国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2009年の開発援助額は2億9,782万ユーロに上り、対GNI比1.04%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発（特に水および衛生）を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、^{ユニセフ}UNICEF、WHO、ILO、UNCDFといった国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2010年には3,000万ユーロ以上を支出した。ルクセンブルクの人道支援は、(1)緊急援助、(2)移行、復興および再建、(3)予防、を3本柱としており、戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。ナミビアとの二国間協力は2011年中に終了する見込み。コンゴ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対外援助全般を所掌している。

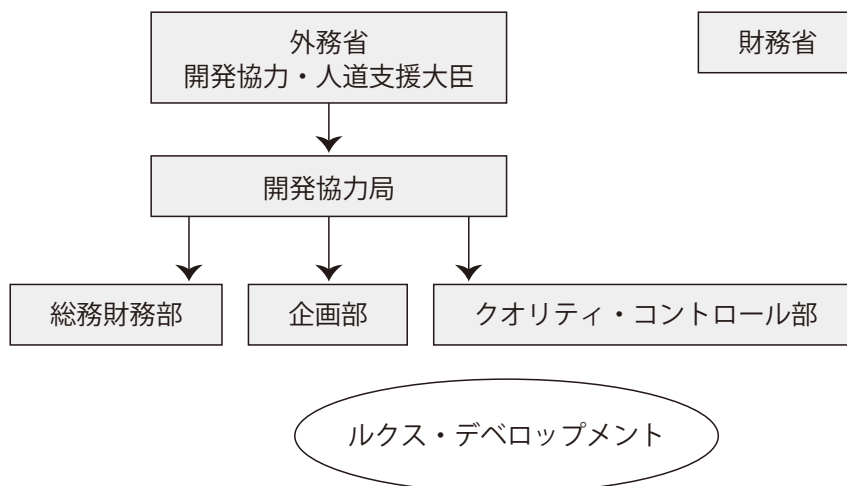
2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫(SNCI)が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2009年に外務省から割り当てられた予算は7,500万ユーロ。同年の支出は70,882,043ユーロ（前年は68,545,805ユーロ）。2009年のスタッフ数は109名（うち、本部56名、フィールド53名）。在外地域事務所はプライア、ダカール、ワガドゥガー、プリシュティナ、ハノイ、マナグアの6か所にある。

● ホームページ

- 外務省開発協力局：<http://cooperation.mae.lu/fr>
- ルクス・デベロップメント：
<http://www.lux-development.lu/index.lasso>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

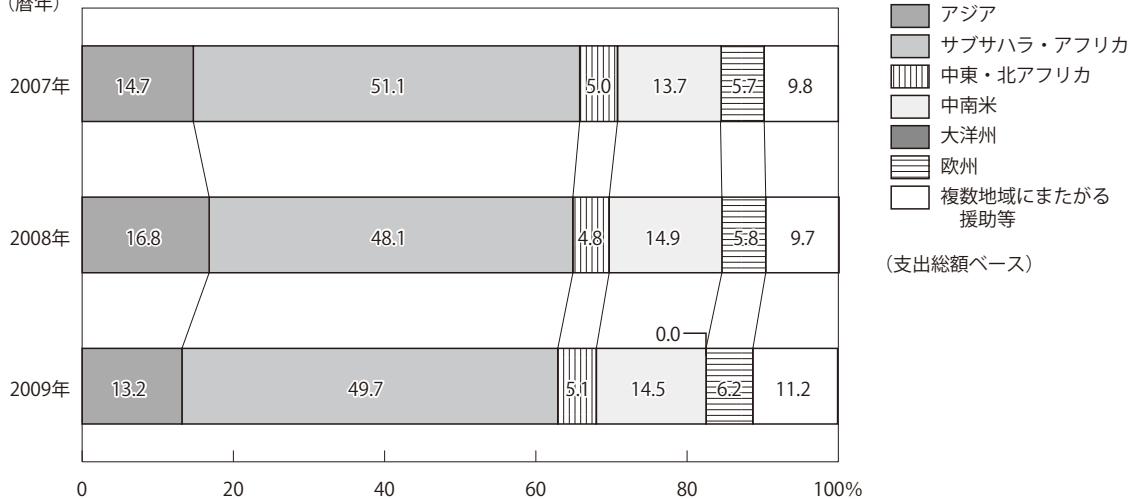
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マ リ	16.86	6.7	1	セ ネ ガ ル	21.84	7.8	1	セ ネ ガ ル	22.89	8.6
2	カーボヴェルデ	15.87	6.3	2	マ リ	20.21	7.3	2	マ リ	22.75	8.6
3	セ ネ ガ ル	15.65	6.2	3	カーボヴェルデ	19.44	7.0	3	ブルキナファソ	14.78	5.6
4	ベ ト ナ ム	14.34	5.7	4	ベ ト ナ ム	17.95	6.4	4	カーボヴェルデ	14.24	5.4
5	ブルキナファソ	14.21	5.6	5	ニカラグア	16.39	5.9	5	エルサルバドル	13.48	5.1
6	ニカラグア	13.89	5.5	6	ラ オ ス	14.21	5.1	6	ベ ト ナ ム	12.87	4.8
7	ラ オ ス	11.34	4.5	7	ブルキナファソ	13.39	4.8	7	ニカラグア	11.85	4.5
8	ニジェール	10.53	4.2	8	ニジェール	12.15	4.4	8	ナミビア	9.99	3.8
9	エルサルバドル	9.10	3.6	9	エルサルバドル	11.41	4.1	9	ニジェール	9.33	3.5
10	ナミビア	7.86	3.1	10	セルビア	8.72	3.1	10	コソボ	7.97	3.0
10位の合計		129.65	51.1	10位の合計		155.71	55.9	10位の合計		140.15	52.7
二国間援助合計		253.49	100.0	二国間援助合計		278.51	100.0	二国間援助合計		265.98	100.0

出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

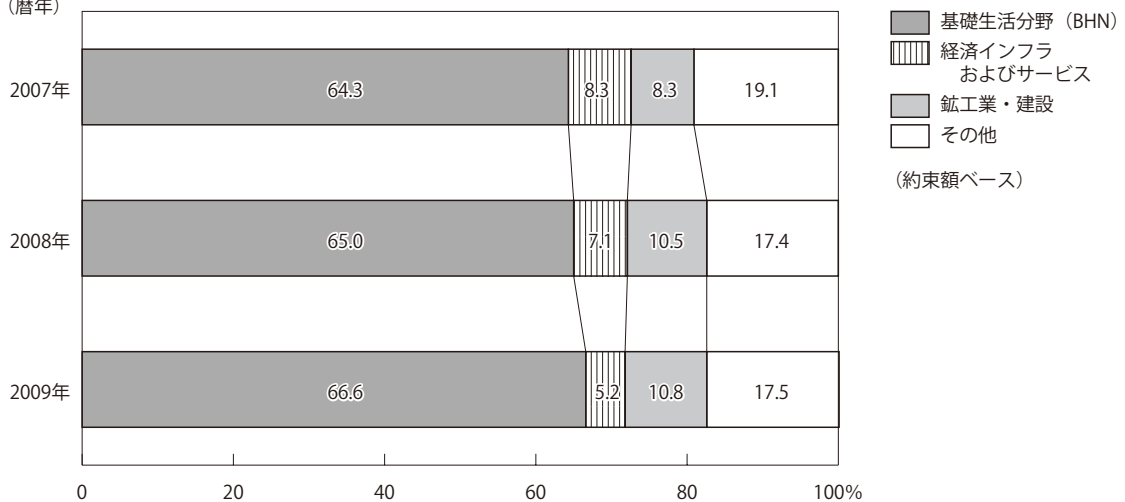
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

援助政策等

1. 基本方針・優先分野

ニュージーランド政府の開発援助の基本方針は、貧困の削減およびより安全で平等かつ繁栄した世界を構築するため、途上国の持続的な経済発展を支援することとされ、より具体的には、持続的経済発展を通じた貧困削減、安全、安心かつ開放的な社会の構築、基本的ニーズの充足および持続性の確保を柱としている。貧困削減は経済発展および貿易と密接な関係にあり、経済発展により途上国は自らの開発目標を達成するために必要な資源を獲得するとの立場である。また、ニュージーランド政府は、持続的な経済発展を遂げるためには、人材育成への投資、良い統治（グッド・ガバナンス）、環境・天然資源の保全が必要との認識に立ち、ミレニアム開発目標（MDGs）に掲げられた貧困削減目標の達成と維持のための支援を行っている。地域的には、大洋州を優先地域とし（援助の半分は大洋州地域を対象）、その他、アジア、中東、南米およびサブサハラ・アフリカに対しても援助を行っている。

2. 援助の形態

- 二国間支援：様々な開発プロジェクトや活動を通じた、国から国への直接的な支援。
- 広域支援：経済成長、生計、教育、保健、ガバナンス等の主要課題に対する支援を行うことで当該地域における貧困削減を図る。
- 国連の各機関、世界銀行やアジア開発銀行等の多国間枠組みを通じた支援：ニュージーランドが、世界における貧困、紛争、ガバナンスや人権問題の解決のための、実証された効果的な支援を行うため有効。
- NGOを通じた支援：政府の援助方針と合致するニュージーランドのNGOと積極的に連携し、様々なNGOに対する助成を行うもの。
- 奨学金：途上国の持続的発展に貢献し得る人材の育成を支援するため、職業訓練や高等教育を自国、ニュージーランドないし他の大洋州国で受けるための奨学金を途上国に提供するもの。
- 人道・緊急援助：自然災害や人為的危機に対応するため、国際人道支援機関に対する拠出のほか、必要に応じ追加的資金援助を行うもの。対アフガニスタン復興支援としては、パーミヤン県における地方生計改善、パーミ

ヤン大学支援、母子健康改善支援や、現地NGOを通じた支援、ニュージーランド国防軍の復興支援活動およびニュージーランド警察の研修プログラムに対する支援がある。

3. 援助効果向上に向けた取組

「援助効果向上に関するパリ宣言」や「アクラ行動計画」に従った援助効果向上に向けた取組として、説明責任（アカウンタビリティ）、教訓および改善を目的とした、援助活動の実態や効果の評価、審査が、政府の開発援助プログラムの一環として行われている。審査結果概要は、ホームページ（下記を参照）で閲覧可能。

実施体制

2001年までニュージーランド政府の開発援助は外務貿易省が所管していた。2002年に、ニュージーランド国際開発庁（NZAID：New Zealand Agency for International Development）が外務貿易省とは独立した政府機関として設立されると、開発援助は同庁が所管するようになった。2009年4月、NZAIDは外務貿易省に再び吸収され、NZAIDが行っていた開発援助業務は、「ニュージーランド援助プログラム」（New Zealand Aid Programme）と称され、外務貿易省内の国際開発グループ（IDG：International Development Group）が所管することとなり、現在に至る。IDGおよび在外公館の援助担当官は、通常、NZAIDに所属していた援助専門家であり、外務貿易省内でも開発援助に特化したスペシャリストである。IDGは、開発援助政策の中枢として、開発援助政策の企画・立案、実施評価等を行い、具体的な開発援助プロジェクトの企画・立案、実施については、在外公館の援助担当官を通して行われている。

外務貿易省（IDG）は、開発援助の実施に当たり、他の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団体、コンサルタントや建設業者等と契約に基づき協働する。

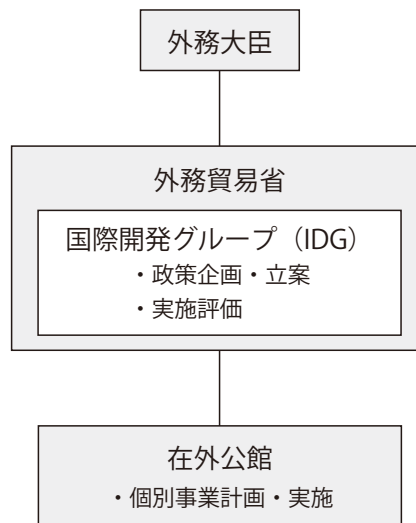
IDGの人員は125名、その他21の在外公館（大洋州10、東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5）が開発援助業務を担っている。

2010～2011年度予算（904億NZドル）のうち、5.25億NZドルが開発援助に充当。

● ホームページ

- New Zealand Aid Programme：http://www.aid.govt.nz/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ソ ロ モ ン	17.59	7.1	1	ソ ロ モ ン	22.06	7.9	1	ソ ロ モ ン	26.83	11.9
2	イ ン ド ネ シ ア	13.16	5.3	2	[トケラウ諸島]	20.99	7.6	2	バ ヌ ア ツ	15.50	6.9
3	[ニ ウ エ]	12.95	5.2	3	パプアニューギニア	17.22	6.2	3	パプアニューギニア	14.69	6.5
4	パプアニューギニア	12.73	5.2	4	[ニ ウ エ]	15.42	5.5	4	サ モ ア	10.34	4.6
5	[トケラウ諸島]	12.30	5.0	5	イ ン ド ネ シ ア	12.11	4.4	5	[トケラウ諸島]	8.84	3.9
6	ト ン ガ	11.89	4.8	6	バ ヌ ア ツ	10.53	3.8	6	ト ン ガ	7.18	3.2
7	バ ヌ ア ツ	7.39	3.0	7	アフガニスタン	7.80	2.8	7	[ニ ウ エ]	5.55	2.5
8	ベ ト ナ ム	6.94	2.8	8	サ モ ア	7.62	2.7	8	キ リ バ ス	5.33	2.4
9	カ ン ボ ジ ア	6.42	2.6	9	ベ ト ナ ム	7.20	2.6	9	イ ン ド ネ シ ア	5.14	2.3
10	サ モ ア	6.29	2.5	10	ト ン ガ	6.37	2.3	10	東 ティ モ ール	5.10	2.3
10位の合計		107.66	43.6	10位の合計		127.32	45.8	10位の合計		104.50	46.2
二国間援助合計		247.05	100.0	二国間援助合計		277.85	100.0	二国間援助合計		225.96	100.0

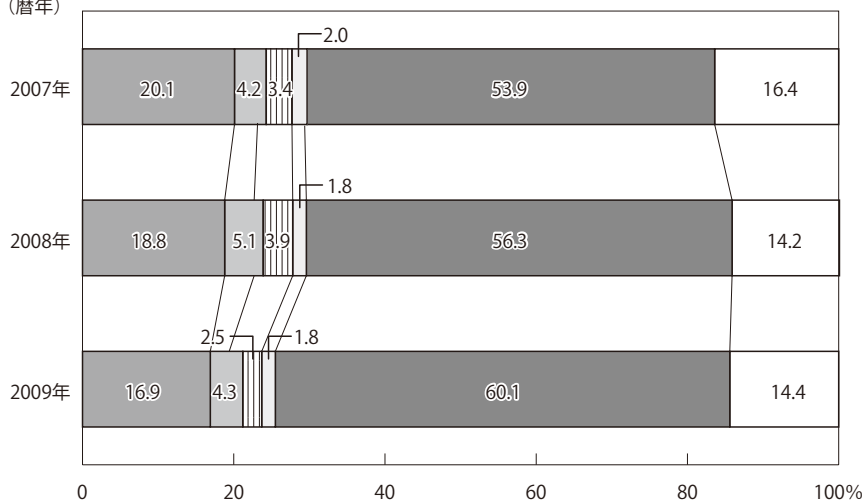
出典：DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

(暦年)

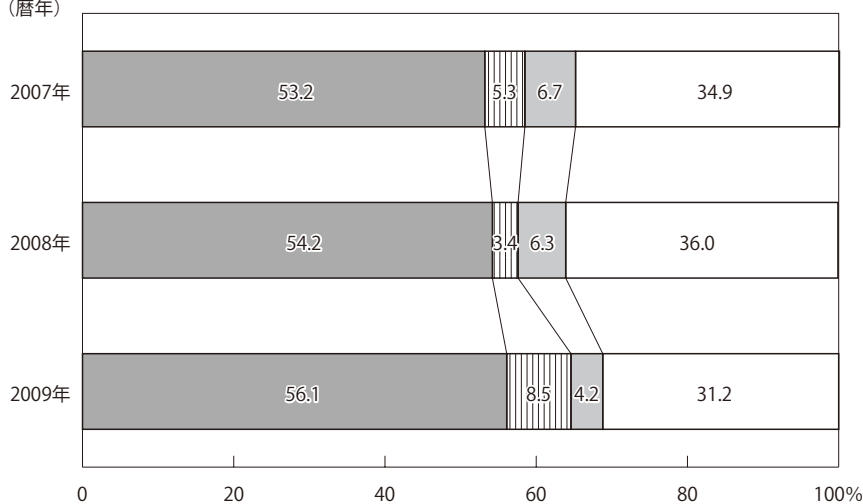


- アジア
- サブサハラ・アフリカ
- 中東・北アフリカ
- 中南米
- 大洋州
- 欧州
- 複数地域にまたがる援助等

(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



- 基礎生活分野 (BHN)
- 経済インフラ およびサービス
- 鉱工業・建設
- その他

(約束額ベース)

23 EU (欧州連合)

援助政策等

1. 総論

EU^(注1)の開発政策は、欧州連合の機能に関する条約(2009年12月1日発効)の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならないと規定され、開発はEUの対外活動の一部として位置付けられている。また、EUの開発政策は、同条約第208条2で貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。EUとEU加盟国との間の開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス(The European Consensus on Development)^(注2)」に基づいて、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調している。上記「コンセンサス」では、ミレニアム開発目標(MDGs)の追求とともに持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとしてEU加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく努力している。

(1) 援助規模

EUの政府開発援助(支出純額ベース)は、2010年でDAC^(注3)加盟のEU加盟国全体(15か国)で合計701.50億ドルとなり、DAC加盟国の政府開発援助総額全体の半分以上(約54%)を占め、世界最大のドナーである。また、EUによる政府開発援助総額も129億8,600万米ドルとなっている(DAC統計ベース:2011年4月時点)。EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ海、太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)と、ACP諸国以外の地域および個別分野(食料安全保障等)に関する対外援助を実施している一般予算がある。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続の調和化・協調および援助のアンタイド化

を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)を行っている。プロジェクト支援、セクター政策・支出プログラム支援、財政支援のいずれの形態による支援を行うかについては、被援助各国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けしている。

EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定する等、積極的な対応をとっている。

2. 人道援助

人道援助は、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護庁(ECHO:Humanitarian Aid and Civil Protection)が実施している。2009年のECHOの人道援助額(実績額)は、約9億3,000万ユーロである。

実施体制

2009年12月のリスボン条約の発効に伴う機構改革により、EUの援助プログラム実施体制にいくつかの変更が見られた。

1. 開発政策の策定と実施: 欧州委員会開発協力総局(Directorate General for Development and Cooperation- EuropeAid)

開発援助の実施については、2011年1月に発足した開発協力総局(従来の欧州援助協力局と開発総局を合併したもの)が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。2011年の欧州開発基金(EDF)の支出見込額は、約36億9,000万ユーロと想定している。開発協力総局は、毎年年次報告書を公表している。

注1: EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場、行動を決定する共通外交・安全保障政策、警察刑事・司法協力の3本柱から成り立っている。ただし、2009年12月1日に改正条約である「リスボン条約」が発効して3本柱構造は消滅。ECも消滅しEUに統合された。

注2: 2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、EU議長国のブレア英国首相(当時)、バローゾ欧州委員長(当時)、ポレル欧州議会議長(当時)が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development))が出された。2007年には、EUの開発政策の規範となる「EU Code of Conduct on Complementarity and Division of Labour」を発出。

注3: DAC:OECD開発援助委員会

2. 欧州投資銀行 (EIB: European Investment Bank)

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、中南米諸国等EU域外への融資も行っている。

3. NGOとの関係

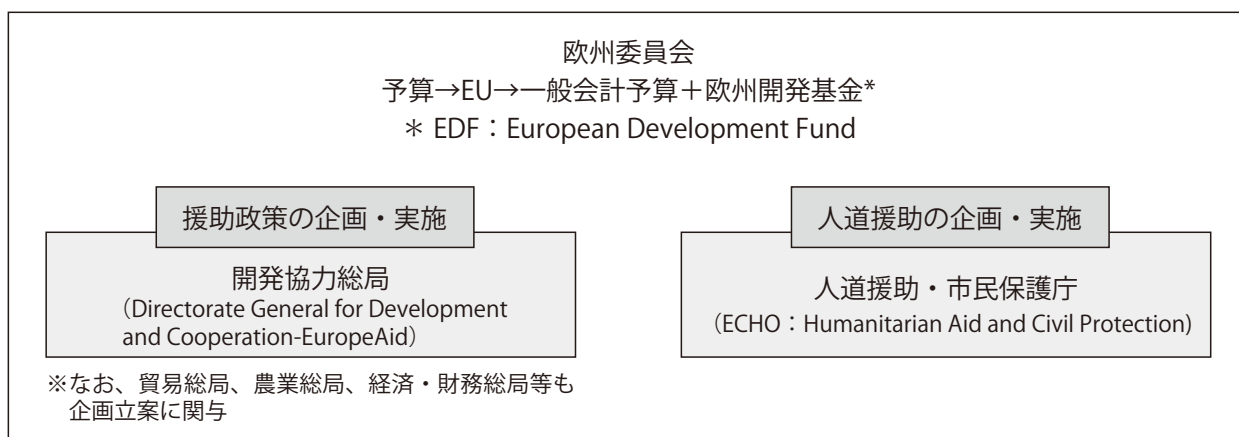
EUは、前述の「コンセンサス」において、開発政策の企

画・実施に際する社会団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係するNGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の運用に利用している。

● ホームページ

- 開発協力総局 (EuropeAid) :
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm
- 人道援助・市民保護庁 (ECHO) :
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

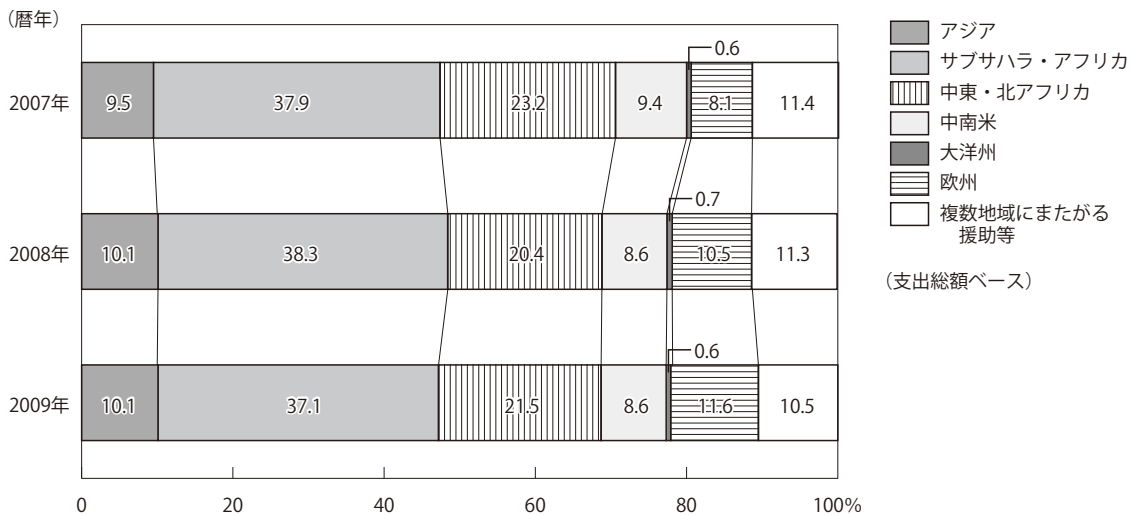
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	543.84	4.8	1	[パレスチナ自治区]	663.10	5.2	1	トルコ	786.95	6.0
2	[パレスチナ自治区]	540.94	4.8	2	エチオピア	447.14	3.5	2	[パレスチナ自治区]	538.32	4.1
3	エチオピア	364.76	3.2	3	トルコ	434.63	3.4	3	アフガニスタン	395.36	3.0
4	アフガニスタン	307.46	2.7	4	アフガニスタン	349.31	2.7	4	コソボ	315.91	2.4
5	モロッコ	307.13	2.7	5	モロッコ	329.44	2.6	5	セルビア	292.94	2.2
6	セルビア	271.08	2.4	6	セルビア	319.02	2.5	6	モロッコ	282.39	2.2
7	スーダン	254.68	2.2	7	スーダン	277.84	2.2	7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8
8	モザンビーク	235.40	2.1	8	ウガンダ	258.89	2.0	8	スーダン	225.81	1.7
9	エジプト	220.66	1.9	9	ウクライナ	242.29	1.9	9	エジプト	204.68	1.6
10	ブルキナファソ	201.60	1.8	10	コンゴ民主共和国	224.26	1.7	9	モザンビーク	204.68	1.6
10位の合計		3,247.55	28.7	10位の合計		3,545.92	27.6	10位の合計		3,479.80	26.7
二国間援助合計		11,326.59	100.0	二国間援助合計		12,868.00	100.0	二国間援助合計		13,021.43	100.0

出典: DAC統計

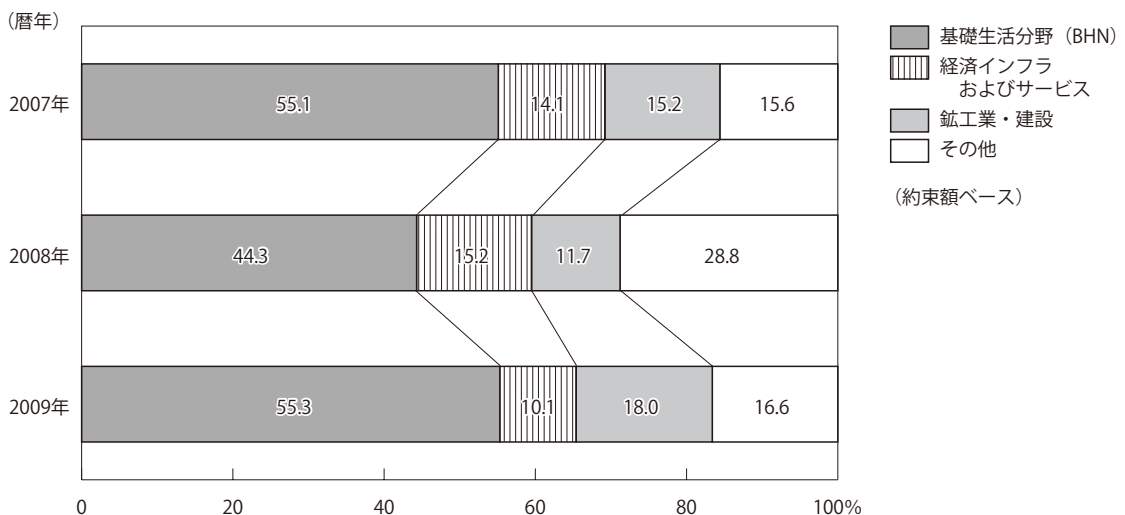
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 全体概況^(注1)

中国の对外援助は、1950年から始まり、2009年末までに、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の对外援助は、南南協力（開発途上国間の相互支援）の範疇内であり、援助国自身の能力の向上、いかなる政治的条件も付帯しないこと等を基本理念^(注2)としている。援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、③優遇借款の3種類^(注3)がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注4)（中文：成套項目）、②一般物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80%を占め^(注5)、援助分野は、農業、工業、インフラ整備等のほか、最近では気候変動への対応も新たな分野として対象になっている。

2. 中国对外援助白書公表（2011年4月）

2010年、中国は对外援助60周年を迎え、全国对外援助工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、國務院新聞弁公室から、初の「中国对外援助白書」が公表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含まれているものではないが、中国の对外援助について、政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国際協力の6つの角度から体系的に紹介したものとなっている。

3. 对外援助実績

2010年の実績に関しては、以下のとおり。

中国統計年鑑（2011年版）によれば、2010年の中央の对外援助支出は136.11億元（1元：12.97円 DAC指定レート2010年）で前年比約2.3%増。ただし、中央財政支出全体に占める割合

は0.87%から0.85%に微減した。また、2010年は、わずかながら、地方政府からの对外援助支出があった（300万元）。

中国商務年鑑（2011年版）には、2010年の中国の对外援助に関し、中国政府が94の国・地域、組織と262件の援助協定を締結した旨述べている。

具体的な実績は以下のとおり。

- ①フルセット型プロジェクトについては、44か国に新たに63件につきコミット、109件が建設中。
- ②技術協力プロジェクトについては、31か国に新たに41件にコミット、106件が実施中。
- ③人材育成プロジェクトについては、391の研修を中国で実施し、146か国・地域の10,241名を養成。
- ④物資援助については58か国に109件実施。
- ⑤緊急人道主義援助を16か国に対して実施。
- ⑥44件の優遇借款を新たにコミット。
- ⑦3か国に青年ボランティア41名を派遣。

その他、2010年末までに80か国に234のプロジェクト/専門家チーム、5,563名の専門家を派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の对外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされている。2006年の「中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）北京サミット」において、胡錦濤^{こきんとう}国家主席は中国の対アフリカ協力の柱とされる8項目^(注6)を発表した。その後、2009年11月にエジプトで開催された「第4回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、温家宝^{おんかほう}國務院総理は、すでに上記8項目はすべて履行されたと述べ、新8項目^(注7)を発表した。2010年12月、國務院新聞弁公室から、初の「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係は、南南協力の重要な一部であるとし、インフラ整備、キャパシティ向上、民生レベルの向上分野について具体的に援助状況を紹介している。

注1：2011年中国对外援助白書より。

注2：その他、平等互惠・共同发展、能力相応の援助、時代とともに改革・革新の基本原則がある。

注3：2009年末までの援助総額は2,562.9億元（無償援助1,062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元）。無償援助は、主に病院、学校建設等の中小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち、61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部对外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力が重点が置かれる方向。

注4：フルセット型プロジェクトは、プロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部あるいは一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注5：2011年9月7日に北京にて行われた商務部对外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。

注6：①対アフリカ援助を2009年までに2006年の2倍にする。②3年間でアフリカ諸国向けに30億米ドルの優遇借款および20億米ドルの優遇バイヤーズクレジットを提供。③中国・アフリカ開発基金を創設し、基金総額を段階的に50億米ドルまで増やす。④AU会議センターの建設。⑤重債務貧困国およびLDCsの2005年末までが支払期限となっている未払いの無利子借款の債務免除。⑥LDCsからの輸入品に対する無税措置の対象品目を190から440に増やす。⑦3年間で3～5の域外経済・貿易協力地域をアフリカ諸国内に設立。⑧3年間で15,000名の専門家の育成訓練等、農業、医療、教育等の分野での協力。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝総理は、2011～2015年の開発途上国支援6項目^(注8)を発表した。同年11月、中国－ポルトガル語圏経済貿易協力フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支援6項目^(注9) (2010～2013年)を発表した。

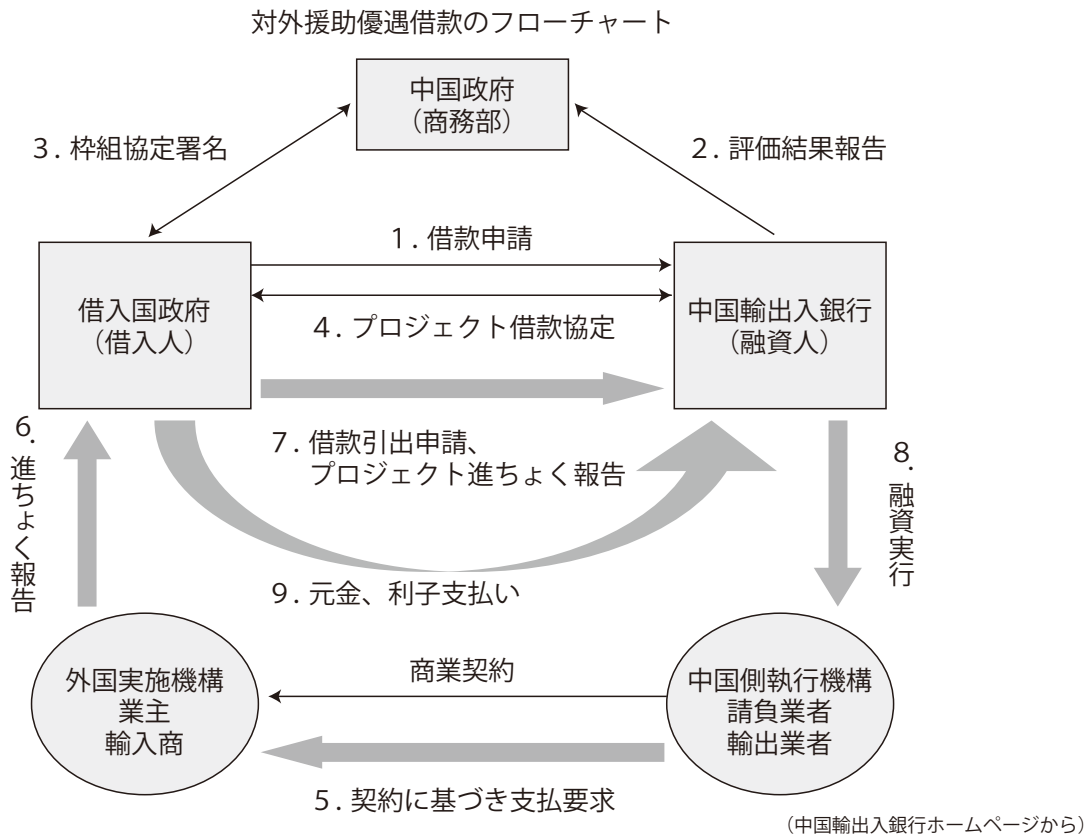
6. 対外援助に係る国際協力

二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、三角協力も推進^(注10)。商務年鑑には、米国、フランス、日本、ドイツ、アルゼンチン等の国々対話を進めているほか、積極的に国際組織等との三角協力を模索している旨記述がある。

実施体制^(注11)

1. 対外援助は、商務部(対外援助司)が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関による部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ昇格した。
2. 無償援助、無利子援助は、国家財政から支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行(國務院直屬機関)を通じて実施される。

援助実施体制図



注7: ①中国・アフリカの気候変動パートナーシップの設立。気象観測衛星、新エネルギー開発利用、砂漠化の防止、都市環境保護などの分野で協力を強化。太陽エネルギー、メタンガス、小型水力発電等の100のクリーンエネルギープロジェクトを援助。②科学技術協力を強化し、「中国・アフリカ科学技術パートナー計画」を開始する。③アフリカ諸国に100億ドルの優遇借款を提供。2009年末までが支払期限となっている未払いの無利息借款の債務免除等。④アフリカ産品に対し市場開放を拡大。中国と国交のある最貧国の95%の産品に関税免除の待遇を漸進的に与える。⑤農業協力をさらに強化。アフリカ諸国に農業模範センターを20か所にまで増やし、50の農業技術チームを派遣し、2,000名の農業技術人員を養成し、アフリカ諸国の食料安全実現能力を向上させる。⑥医療衛生協力を深化させる。アフリカの30か所の病院と30か所の疾病予防センター支援のため、5億元相当の医療設備と抗マラリア物資を提供。⑦人力資源開発と教育協力を強化し、アフリカ諸国のため友好学校の援助、教師の養成、中国政府奨学金の定員拡充、人材養成を行う。⑧人的・文化的交流を拡大し、「中国・アフリカ共同研究交流計画」を実施する。

注8: ①民生プロジェクトの推進(200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3,000名の医療専門家派遣、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1,400万ドルの支援等)、②LDCsに対する債務免除、③金融協力(優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供)、④貿易関係の開拓・発展(対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援)、⑤農業分野での協力(3,000名の農業専門家・技術者の派遣、5,000名の研修生受入れ等)、⑥人材育成(8万名の人材育成等)。

注9: ①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1,500名の政府職員・技術者への研修、⑤1,000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。

注10: 中国対外援助白書より。

注11: 中国対外援助白書より。

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2010年度の修正予算では、296.2億ルピー（約548億円）が外国への技術・経済協力として計上され、うち、249億ルピーが無償資金協力、47.2億ルピーが有償資金協力となっている。援助国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されており、ブータン、スリランカ、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約86%が供与され、その他の約14%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2010年度には全援助額の58%を占める172.3億ルピー（うち、無償資金協力125.1億ルピー、有償資金協力47.2億ルピー）が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

(1) 技術協力

全世界159か国とパートナー関係を結び、232の研修コースに年間約5,500名の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、英語、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修（800人以上の受入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等46機関である。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2010年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、38名のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(2) 主な開発プロジェクト

2010年度は、遺跡保存、情報技術、中小企業等の分野で以下のプロジェクトが実施された。

- カンボジアにおけるTa prohm寺院の保護と修復プロジェクト
- ラオスにおけるPhou寺院（UNESCO世界遺産サイト）の保護と修復プロジェクト

- ラオスにおけるIT分野のインフラ強化プロジェクト
- エルサルバドルとニカラグアにおける情報通信技術研修
- シリア、グラナダ、ブルンジ、コンゴ共和国、フィジー、ベトナム、エクアドル、ドミニカ共和国における情報通信技術研修センター協力計画
- インドネシアにおける建設分野の職業訓練センター設立プロジェクト
- ジンバブエにおける中小企業開発計画

(3) 開発調査

- ガイアナにおける大水深港湾建設
- モンテネグロにおける通信ネットワーク構築

(4) 緊急援助

自然災害を受けた以下の国々に対し、人道的支援を行った。

ベナン、チリ、ガンビア、ジャマイカ、リベリア、モルドバ、ミャンマー、ニジェール、パキスタン、タジキスタン
また、2011年3月11日の東日本大震災に際し、インド政府は日本への緊急支援として、毛布約23万4,000枚、ミネラルウォーター（750ml）1.3万本、ビスケット10トンの送付と、支援部隊（46名）の派遣を行った。

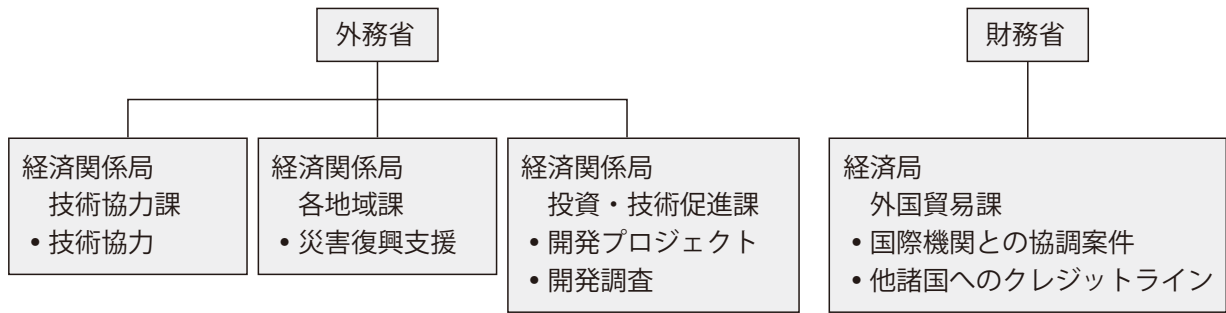
3. アフリカ支援のための日印協力

2011年より、インドが実施するアフリカ各国の道路技術者を対象とする研修において、日本に優位性がある道路維持管理、安全対策等の分野で、JICA専門家による講義を実施した。

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局外国貿易課（UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出入銀行による対外輸出信用供与（クレジットライン））や、海外移住インド人省が挙げられる。

援助実施体制図



インド政府による第三国支援：インド外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位：千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
バングラデシュ	グラント	4.00	2.50	2.00	3.30	51.00	20.00	60.00	6.00	3.76	3.00	3.00
	ローン	57.42	40.00	20.00	18.87	1.00	0.01					
	総額	61.42	42.50	22.00	22.17	52.00	20.01	60.00	6.00	3.76	3.00	3.00
ブータン	グラント	495.00	567.05	696.00	768.65	852.71	564.31	683.00	791.32	1,004.48	1,251.00	1,249.00
	ローン	160.00	214.40	304.00	280.00	278.40	35.20	48.00	414.60	297.50	472.00	441.00
	総額	655.00	781.45	1,000.00	1,048.65	1,131.11	599.51	731.00	1,205.92	1,301.98	1,723.00	1,690.00
ネパール	グラント	60.25	78.99	60.00	66.17	66.00	210.00	100.00	113.00	150.00	150.00	150.00
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01						
	総額	60.26	79.00	60.01	66.18	66.01	210.00	100.00	113.00	150.00	150.00	150.00
スリランカ	グラント	17.25	5.00	15.00	15.30	25.00	28.02	28.00	30.00	80.00	90.00	290.00
	ローン											
	総額	17.25	5.00	15.00	15.30	25.00	28.02	28.00	30.00	80.00	90.00	290.00
モルディブ	グラント	8.80	5.00	3.00	3.20	13.20	6.00	19.50	4.70	3.50	11.00	10.00
	ローン								500.00			
	総額	8.80	5.00	3.00	3.20	13.20	6.00	19.50	504.70	3.50	11.00	10.00
ミャンマー	グラント	16.78	5.50	4.00	6.21	22.00	44.57	20.00	35.00	55.00	90.00	190.00
	ローン											
	総額	16.78	5.50	4.00	6.21	22.00	44.57	20.00	35.00	55.00	90.00	190.00
アフガニスタン	グラント							434.00	418.50	287.00	310.00	290.00
	ローン											
	総額							434.00	418.50	287.00	310.00	290.00
モンゴル	グラント									125.00	0.00	2.00
	ローン											
	総額							0.00	0.00	125.00	0.00	2.00
アフリカ諸国	グラント	7.70	8.00	71.62	106.84	60.98	20.00	50.00	95.00	125.00	150.00	150.00
	ローン											
	総額	7.70	8.00	71.62	106.84	60.98	20.00	50.00	95.00	125.00	150.00	150.00
中央アジア諸国	グラント	5.00	4.00	5.29	8.50	9.00	17.00	20.00	18.82	20.00	30.00	30.00
	ローン											
	総額	5.00	4.00	5.29	8.50	9.00	17.00	20.00	18.82	20.00	30.00	30.00
中南米諸国	グラント							1.53	2.00	2.00	4.00	4.00
	ローン											
	総額							1.53	2.00	2.00	4.00	4.00
その他の途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35.00
	ローン											
	総額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35.00
その他	グラント								164.80	169.00	322.00	206.00
	ローン											
	総額								164.80	169.00	322.00	206.00
総額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,609.00
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48.00	914.60	297.50	472.00	441.00
	総額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,050.00

出典：GOI, Expenditure Budget, Various Years

* 2001年度から2010年度までは修正見積予算額、2011年度は予算額。

26 ブラジル

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

外交政策上の援助協力の重要性は高い。受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。

政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化の促進による政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。

2. 援助政策における特徴

新興援助国と受益国の両方の側面を持つ。中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱とし、相互扶助を基本としている。

また、先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、旧ポルトガル領であることによる言語・文化歴史的共通点等の特性を活かした支援を行っている。

ブラジル国際協力庁 (ABC) の予算額は、2003年に450万レアル (約3億円) であったが、2010年は5,250万レアル (約27億円)、2011年の予算額は9,200万レアル (約46億円) と急激に増加している。

3. 三角協力

技術協力の実施に当たり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組みを模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

(1) 日本との連携

ブラジルの機関が過去の日本の技術協力で得た技術を第三国に普及することを基本的な目的とし、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とした「第三国研修」を1985年から実施している。なお、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム (JBPP)」が開始 (2000年3月に署名) された後は、事業の共同形成、および50:50

のコストシェアを原則とする「共同研修」が立ち上がり、2008年度からは「共同研修」と「第三国研修」が統一化され、「第三国研修」の呼称でJBPP中の1スキームとして位置付けられるようになっている。

JBPPは、日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として策定された枠組みであり、2007年に第1号の第三国共同プロジェクト、第1号の共同セミナーが開始された。現在は、ブラジルを世界有数の大豆生産地へと発展させたセラード開発における過去の技術協力の経験を活かした「対アフリカ熱帯サバンナ農業協力」がモザンビークにおいて実施されているのをはじめとして、多数の事業がJBPPの枠組みに基づき実施されている。なお、JBPPは、①第三国研修 (TCTP)、②ブラジルまたは第三国における共同セミナー、③第三国における共同プロジェクト、の3スキームからなる。

(2) 国際機関との連携

ブラジル国際協力庁には多国間協力総合調整部 (CGRM) が設置され、主に国際機関と連携した多国間協力を推進している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、ドイツ、米国、イタリア、スペイン等の二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

実施体制

1. 主務官庁としての外務省

以前は、国際協力は大統領府企画局国際協力副局と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的实施 (案件発掘、分析、評価およびモニタリング) を担当し、後者が技術協力の政策を行っていたため、組織が二分化していたが、双方を統合した国際協力庁が外務省の外局として1987年に発足したのに伴い、外務省が主務官庁となった。

ブラジル国際協力庁の現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力ならびにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

2. 実施機関

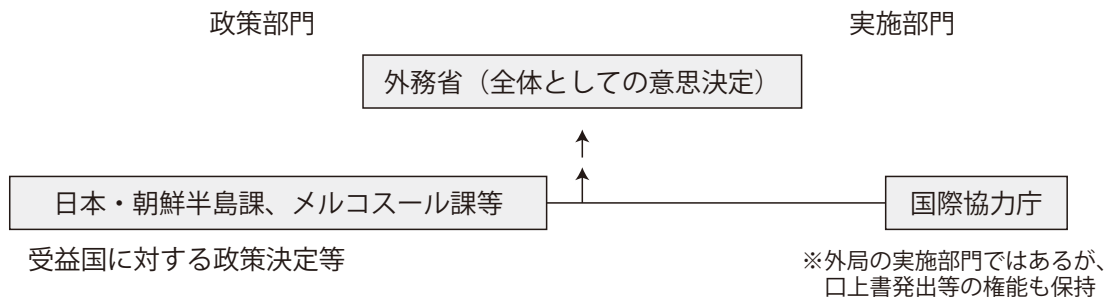
ブラジル国際協力庁はブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

ブラジル国際協力庁は次の部門により構成されている。

- ① 開発途上国間協力総合調整部 (CGPD)
- ② 二国間協力受入総合調整部 (CGRB)

- ③ 多国間協力総合調整部 (CGRM)
- ④ 農牧業・エネルギー・バイオ燃料・環境協力総合調整部 (CGMA)
- ⑤ 情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発・運輸交通協力総合調整部 (CGTI)
- ⑥ 保健・社会開発・教育・職業訓練協力総合調整部 (CGDS)
- ⑦ プロジェクト管理・運営企画総合調整部 (CGAP)

援助実施体制図



27 南アフリカ共和国

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省(現、国際関係・協力省)内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカ共和国とその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカ共和国とその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成、の6分野。近年の支出額は、5,990万ランド(約7億円:2005年度)、3億9,240万ランド(約47億円:2006年度)、3億5,217万ランド(約42億円:2007年度)、4億7,600万ランド(約57億円:2008年度)、3億3,100万ランド(約40億円:2009年度)と徐々に増加傾向。有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2. 2009年度における主な支援プロジェクト(いずれも無償資金協力)

- スーダン総選挙AUオブザーバー団への南ア派遣(400万ランド)
- シエラレオネへのキューバ医師団計画(2,400万ランド)
- クワズルナタール大学内オンブズマン研究センター設置計画(300万ランド)
- ジンバブエ経済復興プログラム(3億ランド)

実施体制

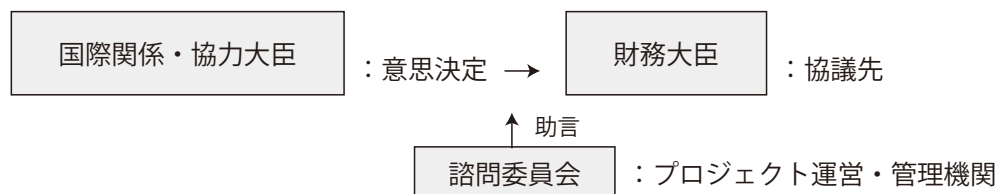
国際関係・協力省次官(ないし代理)、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、アフリカン・ルネサンス国際協力基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書(MOU)を両国で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

アフリカン・ルネサンス基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ(<http://www.dirco.gov.za>)上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカ開発パートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である^(注)。

援助実施体制図



注: 2012年までに設置する目標が掲げられている。

援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦解体を機に一時停止された。ロシア連邦となってからの援助の規模は小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアがG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。2009年は7億8,500万ドルに達したが、2010年は経済危機により援助向け歳出が削減され、4億7,000万ドルにまで落ち込んだ。2011年の実績については、経済危機を脱したことにより、再び増加に転じると見込まれている。

そうした中で、ロシア財務省、外務省が中心となりまとめられた開発援助の基本戦略文書（開発援助コンセプトペーパー）は、2007年6月にプーチン大統領（当時）が承認し、正式な開発援助戦略として示されるに至った。同ペーパーにおいて、国際開発援助額は長期的にGDP比0.7%を目指すとして明記されている。また、2008年12月にパンキン財務次官は、ロシアによる国際開発援助はロシアが担う責務を果たすために使うもので、世界経済危機下であってもロシアの財政事情による影響を受けないと述べた。さらに、途上国支援は、ロシアがG8の一員として、世界の金融システムや安全保障システムの討議において積極的な発言を確保するために極めて重要としている^(注1)。

このような国際社会での役割重視と開発援助の積極的実施という方針の一環として、ロシアは経済協力開発機構（OECD）への加盟を申請しており、OECD開発援助委員会（DAC）^{ダック}にもオブザーバーとして積極的に参加し、OECD加盟国の知識・経験から学ぶ等の対話を進めたいとしている^(注2)。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助

（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、「国際開発協力」という、より広義な用語が使われる。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助はすべてグラントであり、約3分の2が多国間（感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出金）、約3分の1が二国間援助とされ、二国間援助のほとんどは人道支援とされる。また、ロシアは、世界銀行と信託基金を設置し、マラリア対策、エネルギーアクセス向上、教育の質の向上、公共財政監理分野の協力をアフリカや中央アジアにおいて共同で実施している。

このほか、ロシアは、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対策基金」（総額100億ドル）に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注3)。この背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することがねらいにある。さらには、上海協力機構やBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国）を通じた支援にも取り組むものと見られているほか、二国間借款の制度も整備する予定である。

今後、二国間援助のメカニズムを構築し開発援助の本格的な実施を目指す中で、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野は以下のとおりである。

(1) 支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標（MDGs）、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

(2) 優先対象地域

CIS諸国^(注4)については、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している。また、アジア・太平洋については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、サブサハラ・アフリカ支援も重視している。

注1：2010年2月に、「ロシアの新たな対外政策プログラム案」がロシア外相から大統領宛に提出され、「グローバル・パートナーシップに積極的に参加し、CIS諸国を優先して受益国の社会・経済、政治情勢の安定化および善隣関係形成のために国際開発協力を強化すること、ロシア国際開発庁と国際開発協力の効率的な国家システムを創設し、受益国の経済をロシアの商品、技術、サービスおよび公共事業と結びつけるために国際開発協力でロシア企業の参加を確保すること」が示されている。同プログラム案は非公式文書の位置付けであるが、実際の動きに照らすと、信憑性は高い。

注2：2008年にOECDでは、DAC諸国とNon-DACの新興ドナーの連携強化のため会合が組織され、日本（DAC代表）とロシア（Non-DAC代表）が共同議長を務めた。なお、以前、ロシアはDACオブザーバーとして参加したが、現在は参加していない。

注3：2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のために、7,000万ドル融資が承諾された（償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用）。

注4：CIS（Commonwealth of Independent States）。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、旧ソ連の残務処理のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国に、2009年にはグルジアが脱退（現在10か国が正加盟）。

(3) 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策^(注5)、食料安全保障^(注6)、教育システム人材開発が中心(その他、テロ対策、環境保全(気候変動)、自然災害対策など)。

実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件に係る行政機関(社会発展・保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力の下、政府(首相府)によって採択され、実施される。予算を掌握する財務省は、援助についても大きな発言権を有し、二国間援助よりも国際機関を通じた多国間援助を重視する。一方、外務省は援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視し、援助の実施体制を固めつつある。全体としては、徐々に二国間援助に比重を移しつつあるところである。

ドナーによる支援については、世界銀行や英国国際開発省(DFID)は、統計情報の整備、実施体制整備に係るロシア人関係者のための研修等を通じ、主として財務省を支援するとともに、共同プロジェクトを実施している。一方、UNDPや米国国際開発庁(USAID)は、外務省や新設されたロシア協力庁(後述)を支援している(省エネ、エイズ対策の共同プロジェクト実施、援助実施に係る視察研修など)。ドイ

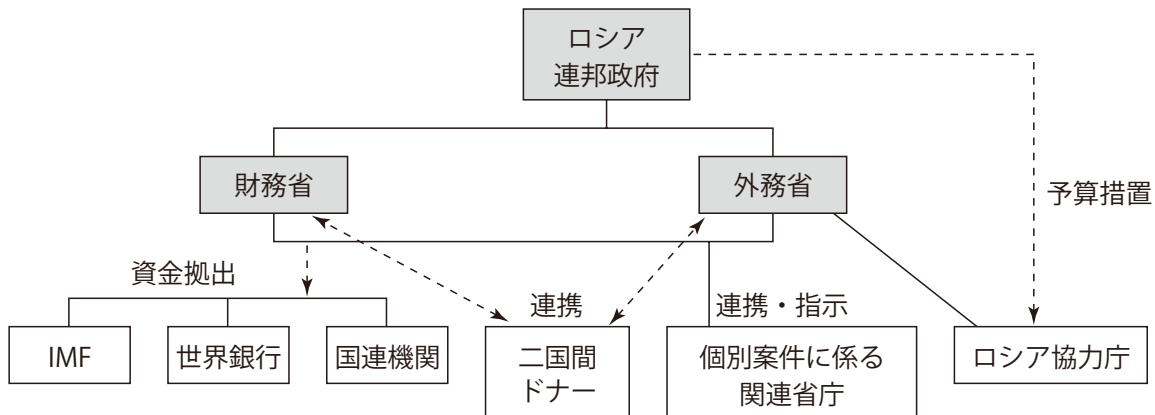
ツ技術協力公社(GTZ)もロシア協力庁との連携によるタジキスタン支援を計画中である。

2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援である^(注7)。2010年7月に同庁は、ODAの制度構築を含む、「国際開発協力に係るロシア国家プログラム」の制定作業をプーチン首相から委任され、外務省や国際機関とともに2011年の制定に向けて作業を開始した。その他、最近では、経済近代化の政策の下、CIS諸国におけるイノベーションセンターの設立を推進している^(注8)。また、キルギス、タジキスタンなどで教育や学校給食プロジェクトを計画中であり、2011年の開始を計画している。同庁関係者は、実際の援助メカニズム、実施体制の整備を進めるために、日本をはじめとする伝統的なドナーのノウハウを学んでいく姿勢を見せている。

● ホームページ

- ロシア財務省：<http://www.minfin.ru>
- ロシア外務省：<http://www.ln.mid.ru>

援助実施体制図



注5: 2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナにワクチン資金支援を実施。

注6: 2010年にロシアは、アフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供に9,820万ドルを拠出。

注7: 本部職員数257名、うちCIS地域開発協力部30名。在外事務所74か所。予算は外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。

注8: 2010年4月にCIS諸国では初めて、アルメニアでイノベーションセンター設立に係る調印がなされた。

29 サウジアラビア

援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助は借款、無償資金協力として行われ、二国間援助のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じても実施されている。

二国間援助については、サウジアラビアの援助機関であるサウジ開発基金(SFD: Saudi Fund for Development、1975年設立、本部リヤド、在外事務所無し)を通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、各国からの要請に基づき、財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

2010年度におけるSFDの援助実績は以下のとおりである。なお、2010年度はミャンマーおよびキューバに初めて援助が行われた。

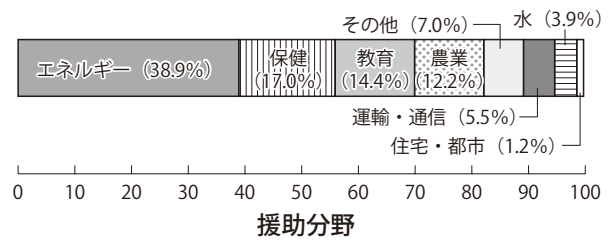
援助対象国、事業、援助額

地域	援助国	事業	援助額 (百万ドル)
アフリカ	11か国：(ウガンダ、コートジボワール、ガンビア、エチオピア、マリ、シエラレオネ、チュニジア、カーボヴェルデ、ベナン、モリタニア、モロッコ)	12事業：(教育、道路、発電所、ダム、海岸開発、病院、水道)	164
アジア 中東	9か国：(シリア、中国、ヨルダン、タジキスタン、スリランカ、モルディブ、インドネシア、ミャンマー、バーレーン)	11事業：(発電所、病院、都市開発、かんがい)	466
その他	1か国：(キューバ)	1事業：(病院)	20

援助実施体制図



サウジ開発基金ホームページ: <http://www.sfd.gov.sa/> (年次報告書も閲覧可能)



2010年度単独のSFDにおける援助額は6.5億ドルであり、サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積援助額は88億6,800万ドルである。また、他機関との協調支援も行っており、2010年度の実績は、26億900万ドル(うち、サウジ開発基金分担金は4億7,700万円)であった。

なお、技術協力は行っていない。

実施体制

SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること。
- (2) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること。
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
- (4) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること(よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる)。
- (5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

30 トルコ

援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響力を増しつつ、中東やバルカン半島などトルコ周辺の国々や中央アジア・コーカサスなどトルコ語圏の国々に対する開発援助を行い、トルコ自身のドナー化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラムを計画立案し、また実施する機関として、国際協力庁 (TIKA: Turkish International Cooperation and Development Agency) が1992年に設立 (TIKA設置法) されている。TIKAは首相府直属の機関として大臣より格上の副首相が所掌し、トルコ政府による国際協力・開発援助のとりまとめ役でもある。

トルコの援助政策・実施方針・戦略は、少なくとも年に1度開催される開発援助調整委員会において、政府政策・外交政策に沿って決定される。調整委員会は、TIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗教庁、トルコ科学技術調査委員会 (TUBITAK) およびトルコ商工会議所連合会 (TOBB) の次官補級、副総裁級の代表者からなる。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGOやボランティア団体の代表者も招集される。

2. 開発援助内容

開発援助調整委員会において、途上国の開発目標やニーズに応じて、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等の幅広い分野における国際協力・開発援助内容が決定され、TIKAや関係省庁が必要なプロジェクトやプログラムを実施している。

トルコ政府としての開発援助総額は、約7億ドル (2009年) であり、ここ10年間で約9倍に増加している。基本的には、技術協力 (専門家派遣・研修実施・機材供与等) により援助がなされており、現時点で有償借款による援助は実施していない。開発援助内容の分類 (費用割合) としては、次

表のとおり。

支援内容		内訳
二国間ODA	プロジェクト支援	34.0%
	技術協力支援	22.0%
	難民支援	9.0%
	人道支援	7.0%
	NGO活動支援	7.0%
	食料開発支援	0.1%
	開発意識促進支援	0.1%
	管理費用	7.0%
	平和構築努力	7.0%
多国間ODA		6.0%

実施体制

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TIKAや各関係省庁等が連携し被援助国のニーズに応じた開発援助を実施する。主たる実施機関であるTIKAは、中東、中央アジア、バルカン半島、アフリカ等の23か国に26の事務所 (2011年現在) を構え、社会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を実施している。特に、TIKAの開発援助のうち約20%が、アフガニスタンにて実施されている。

トルコの実施した国際援助に係る援助実施組織別の援助費用割合 (2009年) は次ページのとおり。TIKA以外の組織も多くの援助を実施しており、たとえば国民教育省は、1992年からGrand Students Projectとして、31か国約6,000人の学生たちに対して、奨学金や教育関係費用を拠出した。内務省治安総局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、協力国との共同訓練を実施したり、また2000年にアンカラに設立された違法ドラッグ・組織犯罪防止国際アカデミーにおいて、27か国から研修生を招致して訓練を実施している。宗教庁は、15か国の国々の人々に対して教育的・文化的協力としての研修の実施や、各地への人道援助を行っており、また、外務省は、大規模災害などにより緊急援助が必要となった国々に対して人道援助を実施している。

援助実施組織	内訳
TIKA	20%
国民教育省	19%
内務省治安総局	12%
トルコ陸軍	11%
キルギスタン・トルコMANAS大学	6%
宗教庁	5%
AHMET YESEVI大学	5%
外務省(財務庁)	4%
トルコ赤新月社	3%
TRT国営テレビ・ラジオ局	2%
その他	13%

● 書籍等

• 「2009 Turkish Development Assistance Report」
(TIKA)

• 「2009 TIKA Annual Report」(TIKA)

● ホームページ

• トルコ国際協力庁(TIKA) : <http://www.tika.gov.tr>

31 タイ

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行ODA戦略文書 (Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011) によると、ODAの目的は以下の4点である。

- 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上することにより、貧困削減を支援すること。
- 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること。
- アジア、アフリカ、中南米においてタイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること。
- タイが教育と研修で国際的にベストプラクティスを提供していると認められ、開発協力の中心となるよう推進すること。

2. 重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)、②外交上の重要国 (チュニジア、トルコ、中国等)、③ポスト・コンフリクト国 (スリランカやアフガニスタン)、④その他の途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており、5年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイODA報告書2007～2008」の中で、「タイによるすべてのODAは南の国々の開発を支援し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイODAの核心である」としており、南南協力を積極的に進めていく姿勢を示している。

さらに、タイに対するODAが縮小していく中で、これまで築いたドナーとの関係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するための新たな関係として再構築していく考えである。タイのドナー化に伴い、ドナー化支援がDACドナーにより実施されている。日本との三角協力では、メコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興などの分野を中心として、JICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構 (TICA) が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下にある政府系機関であるタイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA)

が有償資金協力 (グラントと併用) を担当している。

1. TICA

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局 (DTEC) である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA (職員数66名:2010年) となった。ODAとりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。上述の三角協力も担当している。

2007～2008年の実績は、実施件数38件 (ラオス16件、ベトナム7件、カンボジア6件、インドネシア3件、その他6件)、約9,600万バーツ (カンボジア38%、ラオス25%、インドネシア19%、ベトナム9%、その他9%) となっている。優先分野は、農業、教育、保健 (特にマラリアとHIV/エイズ) であり、上記3分野で38件中34件を占めている。

2. NEDA

NEDA (職員数40名:2010年11月末) は、2005年にタイ財務省監督下の政府系機関として設立され (前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金 (NECF))、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道路等のインフラ整備のためのソフト・ローン (グラントと併用) を供与している。

NECF時代を含めたこれまでの協力実績は、技術協力が事業数6件 (ラオス5件、CLM各国1件)、資金協力が事業数13件 (ラオス8件、カンボジア3件、ミャンマー1件、ベトナム1件)、69億1,300万バーツとなっている (2009年8月末時点)。

援助方針は、首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえ、トップダウンで決定される形となっており、最近においては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において方針の検討がなされることとなっている。

● ホームページ

- タイ国際開発協力機構 (TICA) : <http://www.tica.thaigov.net/tica/>
- タイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA) : <http://www.neda.or.th/eng/>

